財政機関

第一章　占領管理と財政金融行政機関

第一節　占領管理と国の行政運営

一　占領軍による日本統治の原則

昭和二〇年（一九四五）九月二日、ミズーリ艦上で日本全権が署名した「降伏文書」の最終条項には「天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適当ト認ムル措置ヲ執ル連合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルモノトス」（傍点引用者、原文 shall be subject to）と、日本の国家統治の権限が連合国軍最高司令官（マッカーサー元帥）の管理下に置かれたことを明らかにした。また同文書第五項では「一切ノ官庁、陸軍及海軍ノ職員ニ対シ連合国最高司令官ガ本降伏実施ノ為適当ナリト認メテ自ラ発シ又ハ其ノ委任ニ基キ発セシムル一切ノ布告、命令及指示ヲ遵守シ且之ヲ施行スルコトヲ命ジ並ニ右職員ガ連合国最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任務ヲ解カレザル限リ各自ノ地位ニ留リ且引続キ各自ノ非戦闘的任務ヲ行フコトヲ命ズ」と、最高司令官の命令は既存の行政機関の職員を通じて

実行に移すことを示した。この間接統治方式は日本降伏の日をはさんだ約一〇日間にアメリカ政府部内で最終的に検討され[1]九月六日大統領の承認を経て九月二二日に発表された「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」においてより明確に示された。この文書の該当部分（第2部「連合国の権限」の2「日本政府との関係」）を抄録すれば次の通りである。

天皇及日本国政府ノ権限ハ、降伏条項ヲ実施シ且日本国ノ占領及管理ノ施行ノ為樹立セラレタル政策ヲ実行スル為必要ナル一切ノ権力ヲ有スル最高司令官ニ従属スルモノトス。日本社会ノ現在ノ性格並ニ最小ノ兵力及資源ニ依リ目的ヲ達成セントスル米国ノ希望ニ鑑ミ、最高司令官ハ米国ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ、天皇ヲ含ム日本政府機構及諸機関ヲ通ジテ其権限ヲ行使スベシ。日本国政府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルベシ。但シ右方針ハ、天皇又ハ他ノ日本国ノ権力者ガ降伏条項実施上最高司令官ノ要求ヲ満足ニ果サザル場合、最高司令官ガ政府機構又ハ人事ノ変更ヲ要求シ、又ハ直接行動スル権利及義務ニ依リ制限セラルルモノトス。（以下略、句読点引用者）

右にみるようにアメリカは「米国ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テ」最高司令官によって日本政府を通じて間接統治を行なう方針をとったが、直接統治の権限をも留保したのである。

なお前出の「降伏文書」の解釈として、連合軍最高司令官の日本国家統治権は降伏条項の実施に関してのみ適用され、そのほかの範囲では日本政府の自主的な国家統治が認められているとの解釈もあるが[2]、降伏条項はきわめて広範で、実施に必要な措置であることの認定は最高司令官にあった。マッカーサーは九月六日付で大統領から交付された「連合国最高司令官の権限に関する通達」において、「われわれと日本との関係は契約的基礎の上に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである。貴官の権限は最高であるから、貴官は、その範囲に関しては日本側からのいかなる異論をも受けつけない」と指示されていた。したがって日本政府が自主的に行なうあらゆる施策についても、司令部が適当でないと判断すればいつでも変更を命令しえたのである。

二　財政金融関係行政の運営方式

司令部による占領行政は、前述のように日本政府を通じる間接統治方式で行なわれたが、同じ間接統治といっても国内の経済、財政及び金融行政と貿易及び国際金融行政とでは取扱いが異なっていた。それは「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」で、アメリカ政府がマッカーサーに指示した原則に従って取り扱われたのである。右「方針」の第四部「経済」の第五項において、国内の財政金融政策については日本の当局が連合国軍最高司令官の承認と審査の下で政策の管理及び指導の責任を保持すべきものであるとしていたが、第六項の「国際通商及び金融関係」においては、一切の商品輸出入、外国為替及び対外金融取引に対して管理が実施され、その管理実施のために執るべき政策及びその実際の運営は、いずれも連合国軍最高司令官の承認と監督を受けることが明記されていた[3]。

これは、右「方針」を具体化し、一一月三日にマッカーサーに伝達された「日本占領及管理のための連合国最高司令官に対する降伏後に於ける初期の基本的指令」において、さらに明確に指示されている。その部分を次に抄録しよう（カッコ内の注書きは引用者）。

第2部　A　経済

目的及び一般的基本原則

12　日本における連合国最高司令官としての貴官の最高権限は、経済的分野におけるすべての事項に及ぶ。この権限の行使に当

っては、貴官の目的の達成の許す限度で、貴官は、天皇及び日本政府の機構を貴官の目的達成に利用する。貴官は、彼らに対し、貴官の命令を遂行し、且つ、貴官の目的遂行上貴官の必要と思うような変更を経済事項担当の政府部門の行政組織に加えるように要求する。

貴官は、次の場合には、直接に行動しなければならない。

(a)　任務の性質そのものから日本当局を通ずる行動では貴官の経済的目的が有効に達成されない場合。

(b)　貴官の操作のいずれか特定の部面において日本政府を通ずる操作が満足すべき方法でないことが明らかとなる場合。

直接に行動するに当っては、貴官は、貴官がその任務を日本政府当局に委せても満足しうると考える時期まで、この指令に含まれている経済的措置を実施するか又は、その実施を確実にするために、日本の官吏及び機関から独立し且つこれに優越する行政機構を設置する。

日本経済制度の運用

21　日本当局は、第一九節に明記されている経済的目的(経済的困窮の回避、物資の適正分配、占領軍調達及び賠償要求の充足)の達成のために適当又は必要な経済活動に対する統制(Control 管理)を自己の責任において確立実施することを許されるべきである。これらの統制の政策と実施は双方とも、特にこれらの統制が第一五節(経済的非武装化、賠償・返還計画実施)に矛盾する限りにおいて、貴官の承認及び監督を受けなければならない。この節は、貴官が第一二節に規定されているところに従って直接行動に出ることを妨げるものではない。

対外経済取引

26　貴官は、商品及びサーヴィスについての日本の対外貿易全般に統制を確立する。このような統制は、初期の期間において次の諸政策を実施するように運営されなければならない。(以下略)

27　日本当局は、事前に貴官と協議の上貴官の明示的承認を得なければ、外国政府又は業者との間にいかなる種類の経済協定を

も結ぶべきではない。いかなるこのような協定の提案も、その審議のために合同参謀本部(the Joint Chiefs of Staff)に提出されなければならない。

第3部　財政金融

34　財政金融の部門においては、貴官は、後に列挙されている政策及び計画の有効な実施が許す限度まで日本政府を通じて行動するが、このような政策及び計画を実施し又はそれらの有効な実施を確実にする必要な限度において日本当局及びその機関に従属しない行政機構を設置して、この指令の他の部分において述べられている原則を完全に適用する。貴官は、この指令の第四〇節、第四一節、第四五節、第四六節及び第四七節の規定(戦犯容疑者追放、閉鎖機関処理、外貨資産・外国為替・対外資産等の管理に関する規定)を実施し又はそれらの有効な実施を確実にするために、このような独立の行政機構を設置することを特に指令されている。

要するに国内の経済及び財政金融政策については、アメリカの政策方針の範囲内で日本政府がその責任において政策の立案及び実施に当たり、それを司令部が審査承認するのであるが、貿易及び国際金融関係行政については司令部が政策の立案とその実施を直接管理し、その指導監督にあたったのである。したがって後者については、占領期間中に司令部の権限の一部が日本政府に移譲されるごとに、その旨を日本側に通告するという方式がとられた。

三　占領管理の運営方法

右の占領管理を日本側に受け入れる法的手続として、二〇年九月二〇日、政府は「帝国憲法第八条第一項ニヨリ『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」を公布施行した(昭和二〇年勅令第五四二号)。これが「ポツダ

ム勅令」と称される勅令で旧憲法第八条に基づく緊急勅令である。

「ポッダム勅令」を公布するに至った政府の考えは、勅令の枢密院諮詢に際して提出された次の政府資料によって知ることができる。(4)

「ポッダム」宣言受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ関スル外務大臣説明案（九月十九日）

（前略）本緊急勅令ノ如キ異例ノ立法ヲ為スヨリハ寧ロ米軍ヲシテ命令ヲ発セシムルニ如カズトノ考ヘ方モ或ハアルカト存ゼラルルノデアリマスガ斯クスル時ニハ我方トシテハ最早米軍ノ命令事項ヲ検討シ之ヲ実情ニ即セシムル機会ヲ喪失シ、実情ニ反シタ無理ナル法令ガ直接米軍ニ依リ発セラレ実際問題トシテ色々ナ摩擦ノ発生ヲ予見シナケレバナラヌノデアリマス。帝国政府ト致シマシテハ出来得ル限リ斯様ナ事ノ起ラヌ様ニ致度イシ又建前ノ上カラモ日本国民ヲ拘束スル法令ハ我政府ノミガ発布スルトイフ方針ヲ以テ進マネバナラヌ。

右緊急勅令の規定は「連合国最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ」という条件があれば、法律を要すべき事項であっても命令（勅令、閣令また省令）で随時所要の定めを行ない、また罰則を規定することができる。但し閣令及省令で規定することができる罰は、三年の懲役、禁錮、五千円の罰金以下の範囲に止める（昭和二〇年九月二〇日勅令第五四三号「昭和二十年勅令第五百四十二号施行ニ関スル件」）、というもので、何等の制限なしに政府に対し立法権を委任するという内容であった。以後、この緊急勅令は司令部の命令実施のため頻繁に発動された。なお、新憲法施行後も、この旧憲法に基づく緊急勅令の効力は継続し（昭和二二年一二月二九日法律第二四四号第一条ノ二）、講和発効と同時に廃止された（昭和二七年四月一一日法律第八一号）。

右のような間接統治方式によって、財政金融行政に対する司令部の管理が具体的にどのように行なわれたかは、本財政史の全編が個々に取り扱うので、ここでは司令部の管理行政運営の形式について触れておこう。

占領軍の意思の日本政府への伝達方法は、当初、「指令」（Directive）という名称で、一九四五年九月に第一・二・三号の三文書が発せられ、以降は「覚書」（Memorandum）という形式がとられた。「覚書」には「司令部覚書」（一連のSCAPIN番号が付された）、「セクション・メモ」等があり、(5) 時には司令部内の正式な手続を経ていない非公式な覚書あるいは口頭指示も日本政府に対して拘束力をもった。さらに、比較的重要な問題あるいは一般に発表する必要を認めたときは、最高司令官または司令部の局長名で総理大臣あるいは各省大臣あてに「書簡」が発せられ、また、「声明」という形で司令部の意思を伝える方法がとられた。

司令部の意思を受けた日本政府が、どのような形で司令部の承認を経て行政権を行使するに至るかは、制度的に確立されていなかった。それは、日本政府の責任において司令部の政策を実施しようという間接統治方式がとられた以上、当然のことであるかもしれない。現実には、日本側の担当部局が司令部の指示する案件につき、終戦連絡事務局（及びその後身機関）を通じて、あるいはまた直接に、司令部の担当部局との間に折衝を重ねて一応の承認を経るが、これを法制化する場合等において、さらに司令部民政局 Government Section の最終的な事前審査が必要であり、その方法がやや制度化されていたに過ぎない。『内閣法制局史』によってそれを紹介すれば、法令等の最終審査承認制に関する司令部の文書による指示は、二〇年一〇月二二日付の覚書「議会における立法手続等の報告」（SCAPIN第一七九号）のみで、その後取扱いが拡充されたのはすべて非公式の申入れによったのである。この「覚書」は法律案について、法制局の審査完了時点で終戦連絡事務局を通じ司令部に報告を提出するというものであったが、二〇年一一月、「ポッダム勅令」に関連する命令についても、公布前に方針ないし要綱を、法令公布後はその写しを司令部に提出するようになった。(7)

右の法令に対する民政局の事前審査は、民政局機構の整備とともに細かくなり、昭和二二年七月二日付法制局資料[7]によれば、実質的内容を有する政令、権限を附加する政令、官庁と地方公共団体との権限調整に関する政令は公布前に民政局の承認を要し、また、毎週公布された全政令の表に承認を得たかどうかの表示を付して民政局に提出することとなっている。その後、二三年八月五日の民政局の口頭指示で、法務庁法制長官が政令の報告の要、否を決定し、要報告政令は閣議決定後民政局国会政治課 Parliamentary Political Div. に提出されることになった[8]。

なお、昭和二四年九月一〇日付外務省連絡局法制課の「連合国総司令部ガヴァメント・セクションによる法令等の事前審査手続要綱」によれば[9]、勅語、詔書その他総理大臣施政演説等は、事前に民政局の審査と了解を受ける。法律案、国会の承認を求むる件等は、閣議決定確認後民政局に提出し事前承認を受ける。従前事前承認取付けを急ぐあまり、閣議決定前に提出した例があるが絶対避けること。民政局の承認がない法律案の国会上程はできない。国会上程後の法案修正は両院渉外課が民政局と連絡し、民政局で最終承認された法案はアメリカ国務省、陸軍省その他に送付される。また、政令、決算等は、従来と同一基準で要報告と判定されたもののみを、閣議で公布施行を認められた後に報告する、となっており、これは従来からの手続を文章化し制度化したものと思われる。このような状況は講和条約発効時まで続いた。

四　占領管理と行政機関の新設

司令部は占領期間中、数多くの財政経済関係行政機関の新設を指示した。これは前掲の「初期の基本的指令」第一

二項で指摘されているように、占領目的を達成するためには経済担当の行政組織に改編を加える必要があるというアメリカ側の基本的な姿勢が表われたものと考えられる。そして、司令部の要請によって新設された行政機関には、アメリカ合衆国の行政機関をモデルとして設置されたものが多い。個々の機関の設置の経緯は後章に譲るが、ここでは、従来の日本の行政組織にはない形態の行政機関の特徴について、まとめて簡単に触れておく。

第一は合議制の決定機関とその下に執行機関である事務局をもつ行政委員会形式の官庁の設置である。

行政委員会制度は、アメリカ合衆国において一九世紀後半以来発達した行政制度で、行政官庁の権限の強化を防ぐため、公正、中立を要する行政分野で伝統的な三権分立の原理に対する妥協形式として成立したものであった。したがって行政委員会は、単に合議制の行政官庁であるばかりでなく、行政首長の指揮監督権から独立して、一定の権限と責任を付与され、狭義の行政作用のほかに準立法的、準司法的作用をも合わせ持つ場合が多かった。司令部は、議院内閣制で予想される政党政治によって、行政が政治勢力の影響を受けやすいとみて、内閣及び国会に対して独立に権限を行使する行政委員会形式を、とくに公正・中立を要すると判断した分野の行政に持ちこんだ。

財政経済に関連した行政委員会形式の官庁としては、まず、憲法改正に関連して再編された会計検査院がある。しかし、会計検査院は独立官庁という性格上、このような合議制行政委員会方式が受け入れやすかったが、同じ第九二議会で成立した「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和二二年四月一四日法律第五四号、以下「独占禁止法」と略称することがある）による公正取引委員会の設置については、その立案過程で憲法上の疑義が問われたのである。この法律は司令部の強力な指導の下に立法化されたが、法律の実施機構として行政、司法のいずれからも独立した合議制の行政委員会を設置せよという司令部の要請は、憲法の「行政権は、内閣に属する」（第六五条）、「内閣は、

行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」（第六六条第三項）、「特別裁判所は、これを設置することが出来ない」（第七六条第二項）の規定に反する疑いがあるとして、委員会を執行権をもつ行政官庁ではなく、法律違反であるかどうかを審理判定し主務官庁に行政措置を指令する合議機関にしたらどうかという案がでた。[11] しかし、これは司令部に容れられず、行政機関である公正取引委員会は「内閣総理大臣の所轄に属する」行政委員会として設置された。この所轄 jurisdiction とは、管理 supervision または監督 control とは区別して後二者よりその関係の薄いことをあらわすための語として用いられ、事実上所轄大臣が予算及び人事の面で委員会の面倒をみるが、その行動に対して影響を与えることを絶無ならしめることが意図されていたという。[12] かくして、公正取引委員会を手はじめに財政金融行政の分野では地方財政委員会、証券取引委員会、会計士管理委員会、外資委員会及び外国為替管理委員会が次々と設置されていった。

第二に、占領期の特殊な組織として、政府の行政機関ではないが一定の行政的な役割を担う機関として、行政委員会形式の委員会が設置された。「初期の基本的指令」の第三四項において、アメリカの占領政策及び計画の実施を確実にするため日本当局及びその機関に従属しない行政機関の設置を指令しているが、これはその方針によって設置されたもので、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会、持株会社整理委員会などがそれである。

これらの委員会は、合議制の決議機関と執行機関である事務局を持つ点は、行政官庁である行政委員会と変わらないが、法人格を持つ公の機関である。職員は公務員とみなされたが、その経費は手数料収入等で自己調弁するなどの点が行政官庁とは異なった。なお、設置後の権限の行使は司令部から直接の監督を受けた。

第三に経済統制の実施機構として公団が設置された。これは、従来の統制団体が民間事業者で組織され私的資本によって運営されていたため、統制の結果が大事業者とくに財閥の特権的ないし独占的地位を有利ならしめるものであると考えられること、また、アメリカ合衆国においては、経済統制は民間団体ではなく政府機関が実施すべきであると考えられていたこと、等により司令部が公団制度を、経済統制を必要とする時期に限っての臨時的機関として日本に持ちこんだのである。公団はそれぞれ個別の公団法によって設置されたが、共通に法人格の政府機関とされ、役員は政府任命、役職員は政府職員とされた。なお、会計は事業収益で賄われるが、基本金は全額政府出資、運転資金は復興金融金庫からの借入により、会計検査院の検査を受けることが規定された。

第三に、鉄道事業、専売事業の国営企業官庁を公共企業体の公社に再編して、国の行政機構から分離し独立の政府機関を設置したことである。これは、「マッカーサー書簡」によって要請されたもので、直接的には現業労働者を国家公務員と区別する必要から発したが、アメリカ合衆国のTVA Tennessee Valley Authority などの公共企業体 Government Corporation の組織が、公共事業の公益性と民間事業の収益性を併せ持つすぐれた組織であるという考えに基づくものであった。

また、公社のほか復興金融金庫や国民金融公庫などの政府出資法人に対しても、アメリカ合衆国の「公営企業統制法」(Government Corporation Control Act) にのっとって、予算の国会承認、会計検査院の検査などの制度が導入された。これらの政府関係機関については、「政府関係機関」編に記述されるので、本編ではその実態には触れない。

右に述べた新形式の行政機関のほか、経済安定本部、物価庁、国税庁などが、アメリカの機構をモデルとして設置された。これらについては、巻末に「司令部の指示により設置された財政経済関係行政機関」の一覧表を掲げたので

参照されたい。

なお、実現には至らなかったが、司令部民政局から大蔵省主計局を「行政管理及び予算庁」へ改組し総理府へ移管する案が、経済科学局 Economic and Scientific Section から金融関係部局を「金融委員会」へ改組する案が提起された。この提案が実現すれば大蔵省機能は大きく変わり、内務省解体に比すべき事件となったであろう。

(1)　『昭和財政史―終戦から講和まで』第三巻、一一一―一三ページ。

(2)　横田喜三郎『連合国の日本管理』昭和二二年、七五ページ。前掲書、一四七―一四八ページ。

(3)　「初期方針」第4部経済の5・6項の原文は左の通り。

5. *Fiscal, Monetary, and Banking Policies*

The Japanese authorities will remain responsible for the management and direction of the domestic fiscal, monetary, and credit policies subject to the approval and review of the Supreme Commander.

6. *International Trade and Financial Relations*

Japan shall be permitted eventually to resume normal trade relations with the rest of the world. During occupation and under suitable controls, Japan will be permitted to purchase from foreign countries raw materials and other goods that it may need for peaceful purposes, and to export goods to pay for approved imports. Control is to be maintained over all imports and exports of goods, and foreign exchange and financial transactions. Both the policies followed in the exercise of these controls and their actual administration shall be subject to the approval and supervision of the Supreme Commander in order to make sure that they are not contrary to the policies of the occupying authorities, and in particular that all foreign purchasing power that Japan may acquire is utilized only for essential needs.

(4)　「公文類集」昭和二〇年・政綱門。

(5)　外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集』第二巻（一九四九年）、二一八ページ。

(6)　内閣法制局史編纂委員会編『内閣法制局史』昭和四九年、一〇二ページ。

(7)　「政令のSCAP承認について」（同前、一〇六―一〇八ページ）。

(8)　「政令案の連合軍総司令部に対する提出に関する件」（昭和二三・八・六、連絡調整中央事務局）（同前、一〇八―一〇九ページ）。

(9)　同前、一一四ページ。

(10)　「経済秩序に関する示唆に対する非公式意見」（昭二一・一〇・一〇）（経済企画庁所蔵資料）。

(11)　佐藤功「最近に於ける行政機構の改革(五)」（『法律時報』二〇巻六号、二七八ページ）。

第二節　憲法改正と行政組織原則の変革

一　憲法改正と行政組織原則の変革

旧憲法は「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」（第四条）、「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」（第五五条第一項）と規定し、天皇は統治権（司法権、立法権及び行政権）の総攬者で、行政権は国務大臣の補弼により行使されると解されていた。

また、行政機関の新設改廃及び官吏の任免は天皇の大権事項（議会の議決を経ず他の機関に委任せず天皇の親裁によって行なわれる国務に対する天皇の権限）であり「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル」（第一〇条）と定められていた。

右のような行政権の所在及び行政組織原則に関する規定は、憲法改正によって全面的に改編された。昭和二一年一一月三日公布され翌二二年五月三日発効した新憲法においては、天皇の権能を制限して「憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」（第四条）と規定し「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」（第三条）こととなった。そして「行政権は、内閣に属する」（第六五条）と行政権の所在を明らかにした。憲法のこの規定は、若干の字句修正はあったが[1]、すべて司令部起草の憲法草案、

いわゆる「マッカーサー草案」によっている。それは、一九四六年一月七日、SWNCC（国務・陸軍・海軍三省調整委員会）で承認され、アメリカの方針として一月一一日マッカーサーに送付された「日本統治体制の改革」（SWNCC-二二八）中に示された指示、すなわち「政府の行政府の権威は、選挙民に由来するものとし、行政府は選挙民または国民を完全に代表する立法府に対し責任を負うものとすること」「天皇は、一切の重要事項につき内閣の助言にもとづいてのみ行動するものとすること」等の方針に基づいて起案されたのである[2]。

右の規定を受けて、行政権の主体である内閣制度も変革を遂げた。新憲法は、「内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する」「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」（第六六条）と定めている。また、内閣を構成する総理大臣、国務大臣の任命は、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」（第六七条）、「内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない」「内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。」（第六八条）となった。

旧憲法下においては、事実上憲法外の組織である元老――のちには元総理大臣の協議会――が総理大臣を奏請し、総理大臣は元老の意向をうけて組閣を行なう習慣であった。しかし、新憲法においては、総理大臣は国会の議決により指名されて組閣し、内閣の行政権の行使は国会に対して責任を負うことになり、これを保障するために衆議院の内閣不信任決議に対し、国会を解散するか内閣の総辞職をしなければならない規定（第六九条）を定めている。また、旧憲法下の国務大臣は、国務に対する天皇大権事項の輔弼に当たり、一面また各省大臣として天皇に直属して行政権を分担行使していた。新憲法は総理大臣は国務大臣に対して同輩中の首席ではなく、行政権を行使する内閣の首長で

あり、国務大臣の任免権（第六八条）及び行政各部の指揮監督権を掌握した（第七二条）。したがって旧憲法に比し、総理大臣の地位、権限は強化された。

これらの規定の骨格は「マッカーサー草案」であるが、その後の憲法制定過程で、政府および議会によっていくつかの点で修正が加えられた。その第一は、内閣が「法律の定めるところにより」組織される規定（第六六条第一項）である。これは「マッカーサー草案」が「国会の承認により」としていたのを、日本政府案の段階で改訂したものである。これにより内閣の組織規定は従来勅令の「内閣官制」で定めていたのを法定することになった。その第二は、閣僚の文民規定（第六六条第二項）である。これは衆議院における第九条の戦争放棄規定の修正――いわゆる芦田修正――に関連して、極東委員会の要請によって貴族院で挿入されたものである。[3] 第三は総理大臣及び国務大臣の議員規定（第六七条第一項、第六八条第一項）である。「マッカーサー草案」は、「国会議員の多数をもって内閣総理大臣を指名する」「内閣総理大臣は、国会の助言と同意をえて、国務大臣を任命する」となっていた。この規定に総理大臣及び国務大臣の過半数が議員でなければならないという規定を挿入したのは衆議院の修正である。これは衆議院での憲法審議の途中で、総理大臣がマッカーサー元帥に呼ばれ、政府原案のこの部分がアメリカ流となっているのに対しイギリス流にすべきであるという意見が極東委員会に強まったとの説明があった結果であると伝えられている。[4]

内閣制度に関する「マッカーサー草案」の修正の結果、内閣総理大臣及び内閣の行政権に対する国会の規制は強まった。しかしながら、三権分立を最も明確に規定した憲法をもつアメリカ合衆国は、大統領の行政権限が強かったから、司令部がイギリス型の日本の内閣制度の運用にあたって、自国流に行政に対する政府の裁量権を解釈したのに対し、日本の国会においては、なるべく広範囲な問題を国会の審議にゆだね法定することが民主化であると考えたため、行政組織をめぐる両者の意見にはしばしば懸隔が生じ、以下に述べるような事態の紛糾の原因となった。

二　「内閣法」及び「行政官庁法」の成立

憲法改正による行政組織の根本的変革に伴う法整備は、当初、二一年七月設置された臨時法制調査会の審議にゆだねられ、調査会は二一年一〇月二六日、「内閣法案要綱」「行政官庁法案要綱」及び「官吏法案要綱」を答申した。[5] この間、政府は改正憲法施行期日までに行政機構及び公務制度の根本的改革を立案することは困難であるとみて、九月六日「行政機構及び公務員制度並びにその運営の根本的改革に関する件」[6]を閣議決定し、次期国会に提出する改正案は「改正憲法に伴い差当り必要とせられる諸点」に限る方針とし、根本的改革は行政調査部を新設して検討立案する方針をとった。また、「調査会答申」の「官吏法案要綱」は、二一年一〇月末来日した合衆国対日人事行政顧問団（フーバー・ミッション）と行政調査部による公務員制度改革の検討にゆだねて当面棚上げされ、「内閣法案」及び「行政官庁法案」が第九二議会への上程をめざして煮つめられることになった。

このうち新憲法により骨子が明確となっている「内閣法案」は、「臨時法制調査会答申」に基づいて立案され、「内閣官制」（明治二二年勅令第一三五号）に替わる「内閣法」（昭和二二年一月一六日法律第五号）として憲法と同時に施行された。「内閣法」によって、内閣は憲法の定める職権を閣議によって行ない（第一、四条）、総理大臣は閣議決定の方針に基づいて、行政各部を指揮監督し（第六条）、各省大臣は別に法律の定めによって行政事務を分担管理する（第三条）ことが定められた。こうして、新内閣制度による内閣は、合議体の最高行政官庁としての性格が付与され、内閣を頂点と

して全行政機構が構築されることになった。

しかしながら同じく「臨時法制調査会答申」を基礎にして法制局で立案された「行政官庁法案要綱」[7]は、二二年二月四日一たん閣議決定されながら廃案となり、改めて二月二六日「行政官庁法案要綱」[8]が閣議において決定し直された。当初の「要綱」によれば、「行政官庁法」は「各省官制通則」に替わる行政官庁に関する一般法で、中央行政官庁の組織、権限の基本等を定めるものであるが、たとえば大蔵大臣の職権については「財政、金融、国有財産一般及び官報その他の印刷に関する事務を掌理すること」というように略記されていたに過ぎなかった。ところが、「改訂要綱」においては、「行政官庁法」を新立法成立に至るまでの暫定法として、憲法発効日から一年を限り、従来の官制」の効力を継続させるという内容となった。なお、内閣には行政の最高機関としての性格が付与されたので、従来内閣総理大臣が管掌していた内閣所属部局に対し、総理庁という名称が与えられた。

「行政官庁法案」は第九二議会の審議の中で、衆議院における「地方自治法」の討議に関連して、国の出先官庁の増設及び権限の拡大が地方自治を侵害するという立場から修正意見が出て、「但し、地方特別官庁の設置及び廃止については、法律の定めるところによる」（第一二条）という字句を追加修正のうえ成立した（昭和二二年四月一八日法律第六九号、二二年五月三日施行）。

三　「国家行政組織法」の成立過程

「行政官庁法」は暫定法であったので、新憲法下の行政組織に関する基本法は、行政調査部を中心に立案が進められることになった。行政調査部は昭和二三年一月下旬に至って、「行政官庁法案」を立案したが、これは「行政官庁法」を恒久的表現に改めて延長しようというものであった。[9]

この法案に対し、三月中旬、司令部民政局の担当官マーカム C. P. Marcum 中佐から法案の根本的改訂を要請する左の非公式文書が示された。[10]

行政官庁法案に対するマーカムの意見（二三・三・一一）

我々は現行法の延長として立案された行政官庁法（案）は、これを承認しないつもりである。我々はなお慎重に研究し、細部の点を立案しなければならないが、その原則は次の如きものとなろう。

A　行政官庁法（案）は書き改められ、その内容は次の諸点に限られなければならない。

(1)　政府官庁の種々の――恒久的及び臨時的官庁――の定義

恒久的官庁としては、たとえば各省及び人事委員会・全国選挙管理委員会・会計検査院等の如き恒久的独立官庁

臨時的独立官庁としては、たとえば経済安定本部等の如き独立官庁、院または委員会

(2)　各省または独立官庁内部における機構の種々の段階の定義――たとえば総局・局・課・係・班

B　この法案は種々の官庁の責任と権限の範囲を表示することを意図しては居らず、単に種々の政府機関を識別し、政府官庁の種々の型及びこれら官庁内部における機構の諸段階に対して基準的名称を与えることだけを意図しているにすぎない。

C　これらの機構の法律的地位は、特別の法律によって規定され、次の事項を明かにしなければならない。

(1)　その機関の目的

(2)　その機関の責任と権限の範囲

これについてはその機関が遂行することを認められている作用を詳細に明記することを要する。

D　各機関に関する法律は、その内部部局の規定を必要としない。すなわち総局・局・部等に関して規定したり、所属職員の数及び等級を明記することは不必要である。

しかしながら国会は何時なりとも機構を明定することができることは明かである。

そのようなことをするのは健全な行政慣行ではない。しかしながらその設立の時に、一定の明白な機構上の必要が明かであるときには、たとえば総局・局等の主要な内部部局を規定しても、しかしながら機構の細部については法律の中には規定せず、むしろその作用の方を詳細且つ明確に規定することが望ましい。

政令によってこの法律が施行せられる際に、(その政令は更に正当に行われた特定の予算上の承認によって施行せられるのであるが)、総局・局から班に至るまでの機構上の区分及びこれら内部部局の機能と行為の明白な規定ならびに所要の職種、等級別の職員数その他の要求を細部にわたって表示しなければならない。右の政令は新たな機能または法律によって認められた機能の修正を含んではならない。

なお、この文書が行政調査部に渡された後、さらに民政局から追加意見が出されたが、とくに重要なものを項目として示せば、次のようなものであった[11](訳語は原文のまま)。

(1)　名称を国家行政組織法 (National Government Organization Law) とすること。

(2)　公団に関する規定を含めること。

(3)　各省には大臣・政務次官・参与官その他国家公務員法の規定及び予算手続きにより認められた職員を置くが、次官は大臣とともに政策に当るべく、また大臣不在の場合その職務を代行する。従って次官の下に総務長官 (Executive Director) を置くべきである。

(4)　独立的官庁の名称を、Administration (院)、Agency (庁)、Board, Commission (委員会)、Kodan (公団) のように統一し、それらの長の名称も統一する。

(5)　省庁内の内部部局の名称は、Department (総局)、Bureau (局)、Division (部)、Section (課)、Branch (班)、Unit (係)、と統一すること。

右の司令部の意見は三点の注目すべき提案を含んでいた。

第一は従前の行政組織を定める「官制」は、各省並びにその外局及び出先機関について、それぞれ各別の「官制」が公布され、さらに臨時的部局及び職員の設置には別途「臨時設置制」が勅令で公布されたから、官庁組織の法体系はきわめて複雑となり、各行政機関が全官庁機構中に占める位置は、必ずしも明瞭でなかった。これに対し司令部の意見は、「行政官庁法」を「国家行政組織法」とし、行政組織の体系を一定の規格に基づいて整序することを第一の目的とするよう提案した。そして、各行政機関の組織の実体については、「国家行政組織法」に基づいて定められる各省の「設置法」に譲ることとした。この提案に基づいて立案された「国家行政組織法」においては、従来慣例的に使われていた内局、外局等の行政組織上の用語を、内部部局、外局、地方支分局及び附属機関と統一し、各省にあたる官庁は院、府及び省に、外局は委員会及び庁に名称を統一し、附属機関の諮問的または調査的な委員会は行政委員会としての外局の委員会と区別して、審議会、協議会等の名称に変更し、一見して行政機関の組織上の位置づけが明瞭になるように工夫された。

第二は従前の「官制」の規定には、行政機関の管掌事務の範囲、内部部局の設置及び官吏の等級別の定数が規定されていたが、司令部の提案では、行政機関の組織を定める法律、すなわち各省の「設置法」では、行政機関の設置目的及び責任と権限の範囲を詳細に定めるべきであり、内部部局及び所属職員の数は法定する必要はなく、政令以下に譲るべきであるというのである。これは、国会によって権限を与えられ、承認された予算の範囲内であれば、行政機

関の機構や職員の組織は行政権の裁量の範囲内であるという考えに基づくものである。

第三は次官制度に対する提案であり、次官は副大臣として政策を担当し、別に行政内務の統括者として総務長官を新設すべきであるというのである。

右の提案は「国家行政組織法」及び各省の「設置法」の政府原案にとり入れられ、法案は第二国会に上程された。しかし、第二、第三の提案については、すでに議会と政府の間で前年来問題にされていたところであり、前述したようなアメリカ流の行政権に対する見解は国会に容れられなかったから、法案は国会で全面的な修正を受け、施行は結果的に約一年延期せざるを得なかった。そこで右の事情を、問題別に整理して紹介しよう。

まず、行政組織のどこまでを法定すべきかという問題は、立法権と行政権の分界をどこにおくかという形で第八九議会の憲法改正案審議の中ですでに問題となっていた。すなわち、昭和二一年九月二一日の貴族院の憲法改正案特別委員会の席上、沢田牛麿委員の質問に対し金森国務大臣は、政府見解を次のように述べている。

国ノ組織、国民ニ向ツテ法律的ナ関係ヲ持ツ組織ト云フモノハ是ハ法律ヲ以テ規定スルコトガ当然デアルト考ヘテ居ル次第デアリマス。併シナガラ其ノ官庁ノ内部ニ於キマシテノ補助組織ト云フモノハ必ズシモ法律ヲ以テシナケレバナラヌト云フ当然ノ結論ハ起ラナイト思ヒマス。（中略）ソコデ現在考ヘテ居リマス方針ハ、行政ニ関シマス色々ナ事項トシテ重立ツタコトハ、ソレガ命令デ書ケルヤウナ種類ノコトデアツテモ法律ニ書カウ、両院ノ御賛同ヲ経タル所ノ法律デ書カウ、併シ細カイ所或ハ臨時ニ浮動スルヤウナ可能性ノ多イ所ヲ法律ヲ以テ固定サレマスト、是ハ実際ノ運用ニ於テ困リマス、其ノ所ハ然ルベキ自由ノ途ヲ講ジタイト云フ希望ヲ持ツテ居リマス。ドウシテ解決スルカト云ヘバ、ソレハ、法律ガ広イ範囲ニ於テ政令ニ其ノ機能ヲ委任サレルト云フコトガ成立スルナラバ、無事ニ其ノ中間ノコトハ解決シテ行クデアラウ、斯様ナ考ヲ持ツテ居リマス。

この見解に基づいて立案された「行政官庁法案」に対し、中央官庁の地方出先機関の設置および廃止について国会の議決を必要とすることが国会修正により追加されたことは前述した。さらにこの論議は、新憲法下行政組織立法の最初の実例であった「労働省設置法案」が第一国会に上程された際、参議院での論議の一つの焦点となり[12]、法案は国会で修正を受け、部局の新設、廃止は法律によらなければならないこととなった。そしてこれは、「現われた文字から見まするとと誠に簡単のようでありますが、その含むところの内容は真に重大なるものがあります。それは、従来の旧憲法の官制大権のごとき思想をさらりと捨てまして、すべては国民の代表たる国会におきましてこれを決定すべしとする国会至上主義、新憲法の精神に則る国会至上主義の実現であります。」（昭和二二年八月二七日、参議院本会議における下条康麿決算委員長の法案審議経過報告）と国会が自負したところであった。

右の国会審議の経過に照らして、「各機関に関する法律は、その内部部局の規定を必要としない。すなわち総局、局、部等に関して規定したり、所属職員の数及び等級を明記することは不必要である」という「マーカム意見」に基づいて立案された「国家行政組織法案」は、第二国会において「国会の意志を無視したもの[13]」として衆参両院で大きく修正を受けた。その修正の内容は次のようなものであった。まず、部局の設置、及び所掌事務の範囲を政令で定める規定（法案第七条第三項）は、「是非ともこれは法律事項として置かねばならんという結論に到達し」、その旨修正された。しかもそれに加えて、行政機関に置かるべき職の定員（法案第二〇条）ならびに行政機関に付置される審議会、協議会等の諮問的調査的組織あるいは試験所、研究所等の機関（法案第八条）を政令で設置する規定も修正を受け、法律によることになった。

なお、「国家行政組織法案」の修正は以上に止まらず、行政組織の原理を示す「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によって、系統的に構成されなければならない」とする

規定（第二条）は、行政機関の縦の分配は明らかだが相互間の横の連絡について配慮が欠けていると指摘されて、「国の行政機関は、内閣の統轄のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない」という規定（法第二条第二項）が追加された。また行政機関がしだいに膨張化し、権限を拡大する傾向を抑制する措置として、次のような修正が加えられた。政府原案では、国の中央行政機関の組織の名称を府・省・本部、その外局を委員会・院・庁と統一し、府は総理府、法務府の二つで、その長は内閣総理大臣および法務総裁、本部は特に必要なとき臨時に内閣総理大臣を長として置くことができる。また外局のうち、合議制の機関は委員会としその長を委員長、単独制の外局のうち国務大臣を長とする外局を院、それ以外を庁と名付け、庁の長を長官とするというものであった。これは当時の現状を追認しながら呼称を統一し、行政組織を整序することをねらいとしていた。この点を国会修正では、本部は暫定的、例外的なものとして本則からはずし、経済安定本部に対応する規定を附則に設け、外局については、院と庁に分けるのは無益の分類で庁から院への昇格運動の種を蒔くという趣旨で庁一本とすることにした。府省庁の内部部局については、官房・局・部・課・係を設け、必要あるときは総局及び班を設け、総局には総務室を設けることになっていたが、府省には官房・局・課のみを認め局中の部を認めず、庁には官房・部・課のみを認め局を認めないことを原則とし、現業官庁については総局のようなものが必要であることを認めて、特例規定を別に挿入し（法第二一条）、一般的に総局を認めないこととした。

次に次官および総務長官制の問題は次のような経過をたどった。従来、「各省官制通則」は各省共通に置かれる職として政務次官、次官、参与官、秘書官について定めていた。昭和二二年二月、「行政官庁法案」の政府立案の際この制度を踏襲して法文化した政府案は、司令部の指示で、「従来の職員に関する通則による」（法案第八条）という暫

的な形で国会に提出された。

これはアメリカ流の行政組織を頭に描いている司令部民政局が、立法府である国会議員が行政権の行使にあたる政務次官、参与官、秘書官に就任する制度は検討すべきであるとしたからであった。二二年の第一国会において、政府から司令部の意向として、「政務官の存置ということについては、当局から絶対にいけないというところの強い申入れがあった。そうしてその或る人のごときは、国会議員である者が、こういうハウス・ボーイのようなものにどうしてなろうとするのであるかというような言葉まであった」ことが漏らされた。[14] 一方、次官については、第一国会提案の「国家公務員法」（昭和二二年一〇月二一日法律第一二〇号、二三年七月一日施行）によって各省の次官を特別職とし次官へ民間人を登用する道を開き、これと対応して「国家行政組織法」で、次官に「大臣の命を受け、政策及び企画に参画し、大臣不在の場合その職務を代行する」（原案第一七条）といわば副大臣の役割を与え、従来の次官にかわるものとして総務長官を置き「上官を助け、省務を整理し、各内部部局及び機関の事務を監督する」（原案第一八条）職務を行なわせる考えであった。

この情勢の中で、片山内閣は事実上参与官を任命せず、政務次官各省一名を任命したに過ぎなかったが、二三年三月芦田内閣が成立すると、「政務次官の臨時設置に関する法律案」を第二国会に提案した。これは政務次官の定数を二二名に増員し、各省及び国務大臣を長とする外局に、衆参両院から同数の政務次官を置き、参与官を廃止し、かつ国会議員が秘書官となる道を閉すという法案であり、「国家行政組織法案」の成立を予定して、第二国会終了とともに失効する暫定法として提案され、四月成立した（昭和二三年四月一四日法律第二六号）。

ところが第二国会では、「国家行政組織法案」の審議にあたって次官と総務長官および政務次官との関係が再び問

題となった。国会議員から、民間人が副大臣として次官に登用されること及び官僚が次官と総務長官の双方に就任した場合の官僚勢力強化への不信が表明され、また国会議員である次官の必要性が説かれて、結局、両院協議会で「国家行政組織法案」の総務長官制は修正削除され、「政務次官臨時設置法」は「国家行政組織法」施行日まで発効が延期された。したがって、従来の参与官に代わって政務次官が増員されたのみで、次官制は当分旧のままで推移することになった。

かくして、「国家行政組織法案」は、第二国会の最終日に前述したような大幅な国会修正を受けて成立した（昭和二三年七月一〇日法律第一二〇号）。しかしながら各省の「設置法案」は、国会修正の趣旨に従って書き改めるため、撤回され、「国家行政組織法」の施行は各省の「設置法案」の成立まで施行を延期することとなった。

芦田内閣は、各省の「設置法案」の修正案を第三国会開始前に準備する方針を決定したが、[15] 一〇月七日総辞職し、続いて成立した吉田内閣は、各省庁の「設置法」に行政機構改革の内容を織りこむため、「設置法案」の国会上程を翌年に持ちこす方針をとった。また、国会審議を通じて新たに法定することになった職員数に関する法律は、「国家行政組織法」及び各省庁の「設置法」とは別個に「定員法」を制定することとし、翌年の行政機構改革に合わせて「定員法」を準備するが、当面、定員の増加を抑制するため二三年末で職員数を凍結しておくこととなった。このため「行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案」が第三国会に提出され成立をみた（昭和二三年一一月一八日法律第二四七号）。また、従来は「官制」等の法令により定員を定めていなかった雇傭員等について、同法に基づいて定員を定めることになった。

一方、第二国会で撤回された各省の「設置法案」については、司令部民政局から行政管理庁を通じて「法文の構成

その他について、相当の修正を要すると考えられるので、一応原案を御破算にして新しく書き直すという態度でやってもらいたい」と申入れがあった。「大蔵省設置法案」の改訂にも、第二国会提出の「逓信省設置法案」をモデルにして、目的と権限を詳細に規定する等法文の形式につき細かい指示が与えられた。[16] このため権限、所掌事務に関する規定で「……ニ関スルコト」というように限界が無限に拡大解釈される従来の表現をできるだけ避け、具体的で明確な表現に書き換えられた。

四　行政組織における新憲法体制の確立

「国家行政組織法」に基づいて制定されるべき各省の「設置法」及び「行政機関職員定員法」は、第二次吉田内閣の企図した行政機構改革を中に織りこんで第五国会で「国家行政組織法」とともに一斉に昭和二四年六月一日施行された。こうして、新憲法体制に伴う行政組織の法整備は、憲法施行後二年余をかけて完成した。

行政組織関係法の立案を通じて、行政組織の体系の整序、並びに各行政機関の権限の明確化という司令部の意向は貫徹された。しかし、与えられた権限と予算の範囲内で、政府は立法府に規制されず行政組織を変更することができるとする司令部の考えに反して、国会の審議を通じて行政組織の拡大を規制し、国会の行政への影響力を強めようとする国会の意見もまた、法案にとりいれられたのである。

なお、懸案の次官制度は、第五国会で成立した「国家行政組織法」の第四次改正（昭和二四年五月三一日法律第一二四号）によって法制が整った。政務次官は、国務大臣を長とする行政機関に各一人ずつ国会議員中から任命され、「大

臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理」し、また各省に一人ずつ配置されていた次官は、名称を「事務次官」と変更し、「大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督」することとなった。この規定により、二四年六月一日から「大蔵次官」は「大蔵事務次官」となった。

ところが、局中の部制の問題のみは、解決が後に持ち越された。すなわち、第五国会に提出された「国家行政組織法の一部改正案」の政府原案においては、「特に必要ある場合においては、前項の内部部局の外、官房及び局に部を置くことができる」の一項を挿入して、局中に部を置く制度の恒久化が図られた。しかし、参議院における法案の審議の中で、原則はあくまで原則として置き、特例に対しては例外規定を設け、一年限りの臨時措置として「官房及び局の部又は外局である庁の局」を認めるとする意見が強く主張され、そのように立案が修正された。

この一年限りの臨時措置は、その後第七、一〇、一三国会において三度期限が延長されたが、その審議を通じて国会の中に、官房及び局中の部等については当分の間存続が必要であるという見解が有力となった。また、従来予算さえあれば行政機関の長（各大臣または外局の長）が自由に設置しえた行政機関の中央部局の課についても、なんらかの統制が必要であるとする意見が生じた。こうして、第一三国会における二度目の「国家行政組織法」の改正にあたって、官房及び局中の部等は当分設置しうること、および行政機関中央部局の課及びこれに準ずるものの設置と所掌事務の範囲は、従来省令によっていたがこれを政令事項とすることを規定する修正が加えられた（昭和二七年七月三一日法律第二五三号）。

(1) 現行憲法の第三、四条に関するマッカーサー草案は、

The advice and consent of the Cabinet shall be required for all acts of the Emperor in matters of state, and the

Cabinet shall be responsible therefore.

The Emperor shall perform only such state functions as are provided for in this Constitution. He shall have no governmental powers, nor shall be assume nor be granted such powers.

The Emperor may delegate his functions in such manner as may be provided by law.

というものであった。政府案はこの中「matter of state」及び「such state functions」の部分を「国務」としたが、これは衆議院の修正で現行の「国事行為」となり、また内閣の「advice and consent」は政府案で「補佐と同意」とあったが、これは枢密院の審査で「助言と承認」に修正された。

(2) 高柳賢三、大友一郎、田中英夫編著『日本国憲法制定の過程』Ⅰ-Ⅱ、一九七二年刊を参照。
(3) 高柳ほか、同、Ⅱ、二一五ページ。
(4) 『ジュリスト』一三五号、七二ページ、高柳ほか、同、Ⅱ、二二一ページ。
(5) 大蔵省資料Z五一一—二。
(6) 『行政管理庁二十五年史』昭和四八年、六三五ページ。
(7) 「公文類集」昭和二二年・官職門八。
(8) 同前。
(9) 佐藤功『行政組織法』(『法律学全集7』)、八五—八六ページ。
(10) 同前、八七—八八ページ所収。
(11) 同前、八八ページ。
(12) 佐藤功「最近に於ける行政機構の改革」㈢(『法律時報』二〇巻四号)。
(13) 下条康麿参議院決算委員長の参議院本会議における法案審査報告。
(14) 第二国会参議院決算委員会における吉川末次郎委員の発言による。
(15) 「各省各庁設置法案等の作成に関する件（昭和二三年九月一〇日閣議決定）」（大蔵省資料Z六〇四—四一）。
(16) 「各省設置法案の見本としての大蔵省設置法案に対するG・Sの意見要旨」（一九四八・八・二三行政管理庁）（大蔵省資料Z五一一—八）による。

第二章　行政機構改革と財政金融行政

第一節　戦時体制から平時体制への切換え

一　終戦前後の大蔵省機構

昭和初年の大蔵省は「政府ノ財務ヲ総轄」（「大蔵省官制」第一条）する官庁として、大臣官房ほか主計局、主税局、理財局、銀行局及び預金部の一房四局一部の内部部局と、外局として直接下部機構をもつ営繕管財局、造幣局、専売局の三局、地方機関として税務監督局、税務署及び税関を擁する簡素な機構であった。各局の所掌事務の概要は、主計局は国の歳出及び会計制度を、主税局は内国税・関税の税制及び租税徴収の総括を、理財局は国庫金・公債及び通貨を、銀行局は銀行等金融機関に関する行政を、預金部は預金部資金の管理運用を、営繕管財局は国有財産の管理とその売払代金による官庁営繕を所掌しており、造幣局は主として貨幣の鋳造を、専売局は、たばこ、塩、樟脳の専売事業を管掌する作業官庁であった。

その後、管理通貨制度への移行に伴って外国為替管理が日程にのぼると、昭和八年、内局に外国為替管理部が設置され、戦時経済の進展とともに、所掌事務の重点が為替統制、占領地域の通貨・交易調整へと移行するにしたがって機構が拡大され、名称も為替局、外資局と変化した。また、戦時経済体制への移行によって一般的に大蔵省各部局の機構は膨張したが、とくに金融行政部局の拡大が顕著であった。金融統制が民間資金の融資規制から会社経理統制、金融の全面的統制へと拡大するにしたがって、昭和一三年に外局の国民貯蓄奨励局、一六年に内局の会社部が新設され、一六年一二月には商工省から保険・証券行政が移管されて監理局が設置され、大蔵省による金融行政一元化の国策が達成された。預金部――昭和七年一一月から一七年一〇月まで外局――も拡充され、預金部資金局、預金部、資金局と名称を変えた。

その後、一七年一一月、一八年一一月、二〇年五月の三回にわたる戦時行政簡素化のための全般的な政府機構改革によって、戦時行政の実態に合わせて局課の統廃合が進められ、造幣局、印刷局――紙幣・官報等の印刷業務を管掌、一八年一一月に内閣から移管された――及び専売局の事業官庁を除いた外局はすべて内局に吸収された。

終戦時の大蔵省は、二〇年五月改革の結果、財政金融行政を一元的に掌握する官庁として、大臣官房ほか主計局、主税局、金融局、外資局、国民貯蓄局の一房五局の内部部局と、造幣局、印刷局、専売局の三局の外局および下部機構に財務局、税務署を擁する簡素な機構であった。このうち、金融局は国庫課（国庫・国債事務――旧理財局）、預金運用課（預金部資金――旧預金部）、銀行課（銀行行政――旧銀行局）、保険証券課（保険・証券行政――旧監理局）、および資金統制課（資金統制・会社経理統制――旧会社部）の五課で、国内金融全般を所掌し、もとの一局を一課に縮小した形の部局であった。旧営繕管財局は一七年に内局となり、一八年には営繕部門を大臣官房に、国有財産部門を総務局に移

管して廃止され、さらに二〇年五月には国有財産行政は主税局第三課の一係の担当にまで縮小された。下部機構の財務局は、税務監督局の税務行政以外の所掌事務、とくに金融行政の比重が大きくなって、一六年七月、財務局と名称を変えたものである。なお、税関は戦時の港湾行政一元化措置により、一八年一一月から運輸通信省に移管されていた。

昭和二〇年八月二一日、東久邇内閣は「官庁等ノ改廃ニ関スル件」[1]を閣議決定し、戦争遂行のため設置された官庁またはその部局の改廃等を実施した。大東亜省廃止（一部外務省移管――八月二六日）、農商省と軍需省の農林・商工両省への再編（八月二六日）及び内閣綜合計画局の内閣調査局への改組（九月一日）等である。大蔵省においても右閣議決定の趣旨に従って、各局所掌事務の戦時色の一掃と分課再編、審議会等の改廃が実施された。

その後大蔵省では九月一日、大臣官房に官房長が置かれ、一〇月から一一月にかけて内部部局として国有財産部、終戦連絡部及び物価部の三部が新設された。一〇月一日新設された国有財産部は、大蔵省が陸・海軍省所属の国有財産を引継ぎ管理運用に当たることになったため省議決定によって設置された部局で、本省に国有財産部が、財務局に国有財産部及び管財支所、管財出張所が設置された。次いで、一〇月一二日新設された終戦連絡部は大蔵省独自の組織で、外務省終戦連絡事務局及び連合国官憲との連絡に当たる部局として、省議決定により設置された。なお部局長及び内部部局の設置は、従来「官制」または「臨時設置制」として勅令で設置する通例であったが、官房長及びこの二部局の設置はその例外であった。

物価部は一一月二八日、大蔵省の内部部局として「大蔵省物価部臨時設置制」（勅令第六六一号）によって設置された。これは内閣直属の外局である綜合計画局戦時物価部で管掌した物価行政を継承したものである。

このほか、二〇年末までに大蔵省は戦後処理に関連して、新たな分野の事務を担当することになった。すなわち、二〇年一一月末限りで陸軍省及び海軍省が廃止され、軍の復員等残務を第一復員省及び第二復員省に引き継いだが、臨時軍事費特別会計に関する事項は大蔵省が引き継いだ。また、占領軍駐屯費等、のちの終戦処理費の経理、閉鎖機関の処理及び財閥解体指令に関連する事務等を引き受けた。

二　幣原内閣の行政整理、機構改革

東久邇内閣は終戦直後の機構改革に続いて、さらに行政機構、官吏制度及び行政運営の抜本的改革を実施する予定であったが、[2] 内閣総辞職によりこの課題は幣原内閣に引き継がれた。幣原内閣は行政整理を「行政整理ニ関スル件」[3]（昭和二〇年一〇月三〇日閣議決定）に基づいて二〇年度中に、官吏制度改革を「官吏制度改正ニ関スル件」[4]（昭和二〇年一一月一三日閣議決定）に基づいて二一年四月一日を期して実行したが、行政機構の抜本的改革は大蔵部内で検討されたものの、この時期には見送られてしまった。これは一〇、一一月の段階で司令部から財政金融に関連する重要指令がつぎつぎと発せられその対策を迫られたことと、行政機構の改廃には司令部への報告の義務が課せられ、日本政府が主体的に改革を実行し得なくなったためと思われる。

昭和二〇年一〇月、大蔵部内でまとめられた「行政機構改革案大綱」[5]は右の事情により全くの試案に止まったが、司令部の影響なしに立案されたドラスティックな改革案として甚だ興味深いので、次にこれを紹介しよう。

右「行政機構改革案大綱」は一〇月二六日付で、「下名等（愛知揆一文書課長以下六名――引用者）ガ目下ノ懸案タル

行政機構改革問題ニ関シ作成シタ試案デアッテ大臣及次官ニ御目ニ懸ケタモノデアリマス……」という別添の注が入っている資料で、大蔵省入省後一〇年前後の少壮官吏を中心にして練られた試案である。「大綱」は行政機構改革の必要性について、「戦争遂行ノ為全体主義的独裁的色彩ヲ極度ニ濃厚ナラシメタ行政機構ハ自主主義的民主主義的原理ニ従ツテ新ナル観点ヨリ検討セラレルヲ要スル」「新日本建設ノ為最モ合理的ナル行政機構ヲ組立ツル為ニハ現在ノ尨大ナル機構ヲ能フル限リ簡素化シ能率化スル如ク整理スルコトガ必要デアル」「行政機構ノ徹底的改革並ニ簡素化ヲ要望スル……輿論ニ応フル意味ニ於テ行政機構ノ改革ハ不可避ト認メラル」などの理由をあげ、改革の方針は「抜本的、徹底的且大規模ナルヲ要シ且ツ即時之ヲ断行スベキデアル」として「官制」の全廃と全官吏の廃官という方法による行政機構の刷新が提案された。新機構案の特徴は、各省に参議室を設置して重要施策は一切参議室で決定すること、内閣の統制権を拡大するため道州制を採用し、人事権、予算及び重要施策の決定権を内閣に集中し、外政部と併せて国務省を設置することなどにあった。この「大綱」による内閣及び行政各部の構成は図2-1の通りで、かつての「満州国」の行政機構にヒントを得たものと思われる。

二〇年一〇月閣議決定による行政整理は、二〇年度末までに政府職員の定員を昭和七年度実行予算定員以下または、二〇年度実行予算定員の五割ないし二割に縮減する方針であった。大蔵省ではこの行政整理と同時に機構の戦時体制から平時体制への転換と局課の整理を実施する方針で準備を進め、二一年二月二日、「行政整理実施ノ為ニスル大蔵省官制等中改正」（勅令第六九号）を公布して、官制定員の削減と機構の再編を行なった。

行政整理による定員の改正は表2-1の通りである。このとき、二一年一月四日付の司令部覚書（SCAPIN第五五号）による公職追放指令で、大蔵省の現役職員のうち大蔵次官及び主計・金融・専売の三局長の四名が、かつて外

図 2-1　「行政機構改革大綱」機構改革案（昭和20年10月）

表 2-1　行政整理による定員改正（昭和21年2月）

区分	昭和20年度実行予算定員（A）	新官制定員	差引整理人員（B）	B/A %	昭和7年度実行予算定員
大蔵本省	842	499	343	41	299
税務官署	13,018	11,265	1,753	13	6,273
造幣局	233	158	75	32	64
印刷局	504	353	151	30	138
専売局	3,368	3,200	168	5	4,233
計	17,965	15,475	2,490	14	11,007

（注）大蔵省資料Z604-44により作成．定員は判任官以上の官吏であり，嘱託及び雇傭人を含まない．税務官署は財務局，税務署及び税務講習所の合計．

資金庫理事に任じられたことをもって、自動的に公職追放該当者となったため、一月三〇日付で退職し、幹部職員の大幅な異動が行なわれた。なお、渋沢大蔵大臣も「追放令」に該当したが、他の三閣僚とともに戦後第一回の総選挙（二一年四月）後まで一時追放の適用を繰り延べて内閣更迭を避けたいという幣原内閣の申請を司令部が承認して[6]、職に止まった。

二二年二月二日の戦後第一次機構改革で、大蔵本省は、官房ほか主計・主税・理財・銀行の四局と、終戦連絡・国有財産・物価の三部に再編成された。主要な改編は金融局がふたたび理財局、銀行局に分割され、外資局が廃止されて理財局に、国民貯蓄局が廃止されて銀行局に吸収されたことである。そのほか各局課の所掌事務が調整された。臨時に省議決定で設置された国有財産部は恒常的な部として「官制」で規定され、また、海外駐剤財務官制度は廃止された。大蔵本省各部局の新旧機構は図2-2の通り。

なお、二〇年一一月閣議決定に基づく官吏制度の改正で、二〇年四月一日、高等官・判任官の区分は廃せられ、官名は大蔵事務官、大蔵技官、大蔵教官に統一され、従来の勅任、奏任、判任の

図 2-2　大　蔵　省　機　構　新　旧　対　照（昭和21年2月改革）

印刷局の機構改革は21年3月7日に施行された．
(　)内の数字は人数または設置数．

区分はそのまま一級、二級、三級の区分に移行した。また、官と職は分離され、従来官名であった「〇〇局長」等は職名となった（勅令第一八九～一九四・二〇一号）。

（1）「公文類集」昭和二〇年・官職門一。
（2）「行政機構及官吏制度改革に関する件」（昭和二〇年一〇月二日閣議決定）（「公文類集」昭和二〇年・官職門一）、「官庁職員等整理ニ関スル件」（同）（「公文類集」昭和二〇年・官職門二）。
（3）「公文類集」昭和二〇年・官職門二。
（4）「公文類集」昭和二〇年・官門一。
（5）大蔵省資料Z五一一―三。
（6）Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers, *Political Reorientation of Japan.*

第二節　機構の拡大と機構改革の立案

一　「設置法」制定までの機構の拡大

国家行政機構の全面的な改革は、幣原内閣において見送られて以降、憲法改正に伴う「国家行政組織法」の制定との関連で、結果的に二四年六月まで遅延した。この間司令部は、内務省の解体その他の行政機構改革をつぎつぎと迫り、また、諸法案の立案過程でアメリカ流の行政委員会の設置を指示した。このため二四年頃までに、数々の行政機構の改変が行なわれた。大蔵省を中心とする財政金融行政機構は、結果的に大規模な変革は行なわれなかったが、この間に司令部から財政金融政策の企画調整機能を付与された経済安定本部の設置（二一年八月）や、内閣直属の予算局構想及び金融行政機構の行政委員会化――バンキング・ボード構想――が提起され、これらは従来の大蔵省機構の根本的改編を迫るものであった。それについては別途詳述するとして、ここでは、二一年二月以降二四年五月末までの大蔵省を中心とする財政金融関係機構改編のアウトラインを述べよう。

二一年二月に一たん整備縮小された大蔵省機構は、いわば非系統的に拡大した。それは終戦処理に伴うこの時期特有の諸行政の処理機構設置、金融緊急措置・企業再建整備などの新施策の実施機関の拡充、徴税機構の拡充等財務行政の質量の増加に対応する必要があったためと、司令部の各部局が担当の財政金融関係諸立法の立案過程で、アメリ

カの行政機構にならった新機構の設置を強く要請した結果であった。この間の機構改編を、大蔵本省、地方機関及び事業機関、他省庁の順で次に触れよう。

本省機構については、まず、昭和二一年中に特殊財務部、給与局の二部局が新設され、物価部が廃止された。すなわち、特殊財務部は外国財産管理、閉鎖機関、終戦処理費の財務、賠償等占領行政に伴う財務処理をまとめて所掌する部で、二一年六月一日新設された（昭和二一年五月三一日勅令第二九二号「大蔵省特殊財務部臨時設置制」）。給与局は政府職員の給与改善と給与予算の審査等を取り扱い、官公庁労働組合の給与に関する対官交渉の窓口を設定する必要から、二一年六月二五日新設された（昭和二一年六月二五日勅令第三四〇号「大蔵省給与局臨時設置制」）。物価部は二一年八月一二日、新設された物価庁に移管廃止された（昭和二一年八月一二日勅令第三八一号「物価庁官制」）。

第二に、二二年四月二八日終戦連絡部は渉外部となり、国有財産部及び特殊財務部は国有財産局、管理局と局に昇格してそれぞれ改称され、本省機構は一房一部七局となった。

第三に、二二年五月、経済安定本部機構の拡大強化により財政金融局が新設され、大蔵省から財政金融に関する基本政策の企画・立案及び総合調整事務と資金計画に関する事務が経済安定本部に移管された。

第四に、「証券取引法」の全部改正（昭和二三年四月一三日法律第二五号）により、二三年五月七日、行政委員会形式の官庁である証券取引委員会が大蔵省外局として設置され、理財局証券課は証券取引委員会事務局に移管された。また「公認会計士法」（昭和二三年七月六日法律第一〇三号）により、二三年八月一日、会計士管理委員会が大蔵省外局として設置された。

第五に、この間各局は必要に応じ分課を再編拡張し、局中の部も設置された。二二年七月二日、主計局の予算決算

事務を所掌する第一部・第二部が新設され、翌二三年四月一日、理財局に調査部が設置された。そして、第二国会で「大蔵省設置法」が撤回された直後、二三年七月五日、新たに主税局に監理部、査察部及び税関部を、理財局に外資部を、銀行局に検査部を設置した。また同月一三日、管理局に財務部を新設した。なお、官制によらず省議決定で設置されていた渉外部は、二三年一〇月八日廃止されて官房渉外課となった。

こうして二一年二月、一房三部（局外の部）四局二四課であった大蔵本省機構は、二四年五月末には一房七局九部（局中の部）四六課に拡大した。

地方機関については、昭和二一年六月一日、税関が再び大蔵省傘下の地方組織として、全国六カ所に開設された。同年一一月一六日、財務局の下部組織として、地方部が財務局の設置されていない全府県に開設された。このほか、財務局、税務署及び税関の各内部機構及び下部機構は漸次拡大した。

また、外局である造幣局、印刷局及び専売局の作業官庁の機構や出先機関の改編がたびたび行なわれた。

なお、この時期に大蔵省以外に新設または改組された主要な関連機関を年次別にあげておく。二二年五月三日「会計検査院法」の全部改正（昭和二二年四月一九日法律第七三号）によって会計検査院が改組され、合議制の行政委員会方式の官庁として発足した。二二年七月一日、「独占禁止法」（昭和二二年四月一四日法律第五四号）により総理大臣直轄の公正取引委員会が新設された。

内務省解体により、地方財政を総括していた内務省地方局財政課が廃止され、昭和二三年一月七日、総理大臣管理下の行政委員会として地方財政委員会が新設された（昭和二三年一二月七日法律第一五五号「地方財政委員会法」）。次いで昭和二三年二月一日、終戦連絡中央事務局の一部局である賠償部が賠償行政の総括官庁として組織替えされ、賠償庁

が総理庁の外局として設置された（昭和二三年一月三一日法律第三号「賠償庁臨時設置法」）。

昭和二四年に入ると、外資導入及び外国為替管理機構についての司令部の指令によって、二四年三月一五日、外資委員会が（昭和二四年三月一五日政令第五一号「外国人の財産取得に関する政令」）、三月一六日、外国為替管理委員会が（昭和二四年三月一六日政令第五三号「外国為替管理委員会令」）、総理庁の外局として新設された。なお、外資委員会は二四年六月一日、行政機構改革によって経済安定本部の外局となった。戦前の大蔵省は国際金融関係行政を一元的に所掌していたが、ここにおいて、外国為替管理委員会、経済安定本部、大蔵省及び通産省が、国際金融関係行政を分掌する複雑な体制が敷かれることになった。

二　機構改革の準備と「大蔵省設置法」の立案

行政機構は二一年から二三年にかけて、拡大の一途を辿った。そこで、二三年度予算編成にあたって司令部からも財政収支の均衡が強く要請されると、行政整理と機構の簡素化・合理化がクローズ・アップされるようになった。大蔵部内では予算編成官庁としての立場から全官庁にわたる行政の整理合理化と行政機構改革案が、二二年末から二三年一月にかけて検討された。[1]

片山内閣は、二三年一月二七日の閣議決定「行政整理に関する件」[2]において、二五％の定員削減方針と同時に、「行政機構の根本的改革を審議するために内閣に特別の委員会を設置する」ことを決定した。この方針に基づいて組織された臨時行政機構改革審議会（昭和二三年二月一六日政令第四〇号による）は、芦田内閣成立後の三月二七日に発足

した。同審議会は四月一日「中間報告及び勧告」で、行政機構の全体的簡素化と行政運営の合理化を目標として検討を始める方針を打ち出し、同月二八日「行政機構の拡充、人員の増加に関する暫定措置に関する勧告」を行ない「今後、政府は、原則として行政機構の拡充殊に部局の新設を行なわないこととされたい。若し新設することが真に已むを得ない場合においても、その省庁等の全体として機構が拡大し、又は人員が増加することのないよう適当に現機構、現人員の範囲内で措置されたい」と勧告し、行政機構改革方針の検討を続けた。

そこで政府は、第二国会に提案するための「国家行政組織法」とこれに基づく各省の「設置法」においては、当面現状の機構を新しい様式で法規定するに止め、行政機構改革方針を「設置法」に盛り込むのは審議会の答申をまって行なう方針をたてた。ところが前述のように、二三年七月五日、「国家行政組織法」は国会の大幅修正を受けて成立したため、各省の「設置法」は改めて国会修正を受けた「組織法」にのっとって立案し直すことになり、両法の施行は延期された。

この間、臨時行政機構改革審議会は六月三〇日「最終報告及勧告」を答申した。[3] この勧告の大蔵省に関する部分は、造幣局機構の簡素化――研究部を廃止し総務部に移管、財務局地方部の縮小――、企業再建整備関係事務を財務局理財部に移管、の二点のみであった。

大蔵省は、第二国会提出の「大蔵省設置法案」が撤回され、かつ審議会の最終答申の内容が定まった六月末の時点で、大蔵部内の機構改正を検討し、(1)審議会方針の早期実現、(2)機構の拡大抑制、已むをえない拡張に対しては、他の部分を縮小して人員を振り替える、(3)差当たり必要な徴税機構整備拡充等のための機構改正を行なう、という方針[4]のもとに、二三年七月五日、大蔵本省機構の整備を実施し、前述の局中の部制の拡大のほかに主計官、国税査察官、

金融検査官の新設等の機構改正を実施した。

第二国会終了後、「大蔵省設置法」の修正案の立案に当たって、大蔵省機構の改正には三つの問題点があった。それは、(1)「マッカーサー書簡」による専売機構の改正、(2)金融制度改正に伴う金融委員会の設置、(3)徴税強化のための税務機構の改正である。[5]

第一の専売機構の問題は、七月二二日付の公務員の争議行為禁止に関する「マッカーサー書簡」に基づいて、専売及び国鉄の現業官庁を公社化し、その職員を「国家公務員法」の適用から除外し「公共企業体等労働関係法」によって規制しようという司令部の意向のもとに立案が進められ、二三年一一月、「日本専売公社法」が第三国会を通過し（昭和二三年一二月二〇日法律第二五五号）、大蔵省外局の専売局は日本専売公社へ改編されることが決定した。なお、同法の施行は各省庁の「設置法」施行の日とされた。

第二の金融行政機構改革は、前年から金融制度改革と関連して司令部と大蔵省の間で懸案になっていたが、八月一七日、大蔵省の金融部局を一括して管轄する金融委員会設置案が司令部から提案された。しかし、この問題は翌年に持ち越され、二四年三月、ドッジ使節団来日後、形を変えて日本銀行政策委員会が設置されることになった。

第三の徴税機構改革問題は、機構改正の実施が一二月以降になると徴税事務に支障を来たすおそれがあるという理由で翌年度まで延期され、二四年五月、司令部から覚書が発せられて国税庁が設置された。

以上見たように、機構改革に絡むこれらの三問題は、いずれも司令部の意向をまって決定されることであるため、以後の「大蔵省設置法」の立案には、これらの問題を一応除外して準備が進められた。

ところで、一〇月一五日成立した第二次吉田内閣は各省庁の「設置法」制定を翌年に持ち越す方針をとったが、一

一月、参議院本会議において岩本国務大臣（行政管理庁長官）が定員三割削減、部局課各一以上の削減等を含む徹底的行政簡素化案（いわゆる岩本試案）を発表し、注目された。

行政整理については、片山・芦田両内閣時代に積極的意図を示したものの、予算定員と実在人員の差を整理したに止まったので、吉田内閣は行政簡素化に備え定員の増加を抑制することを目的とし、「行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置法」を第四国会に上程し、行政機関の職員数を二三年末で凍結し、法律の改正によらなければ定員を増加し得ないこととした。また、従来定員の定めがなかった雇員、傭人、工員及び臨時職員についても、同法に基づいて定員が定められた（昭和二三年一二月二五日大蔵省令第一一五号、巻末資料「大蔵省官制定員」及び「大蔵省定員及び在職職員数」参照）。

経済九原則が発表されると、均衡予算の一環として機構及び定員の簡素化が重要な課題となり、吉田内閣は二四年一月四日、行政機構刷新審議会の設置を決定し、審議会の答申をまって二月二五日「行政機構刷新及び人員整理に関する件」を閣議決定した。[6] これは各省庁の部局の統廃合と人員の三割程度縮減を、「設置法」及び「定員法」の制定と同時に二四年六月一日を期して実施するというものである。

二四年に入ると、大蔵部内でも機構改革の具体的検討が進められた。そこで検討された各案のうち、現存する資料をあげれば次の通りである。[7]

① 大蔵省機構改革案（二四・一・二七官）――第一案

② 同右――第二案

③ 大蔵省機構改革案（二四・三・七文）

④　大蔵省機構改革案（修正案）（二四・三・一〇文）
⑤　大蔵省機構改革案（二四・三・一四文）

いずれも政府方針に沿って大幅な機構簡素化を図ることをねらいとして立案されたものである。次に各案の主要点を紹介しながら立案の推移を示そう。

①案――内部部局に国庫局を新設し、国有財産局、管理局、給与局を廃止し、一房七局を一房五局とする。新設の国庫局は理財局国庫課、主計局司計課（決算事務を除く）、官房地方課、国有財産局全体、管理局財務部の所掌事務を管掌するほか専売公社の監督を掌る。理財局は調査部を官房に、国庫課を国庫局に移し、管理局の財務部以外の各課及び会計士管理委員会の所掌事務を新たに管掌する。給与局は主計局と人事院に吸収する。局中の部制を廃し、課を統廃合し、地方へ委譲できるものは委譲する。付属機関の高等財務講習所は税務講習所に吸収、醸造試験所は廃止。地方部局については、財務局及び財務局地方部の理財関係事務の縮小、鑑定部を廃し間税部に吸収、各部の課の統廃合。名古屋・大阪両税関の規模縮小。外局については、印刷局と造幣局の統合。収税庁の設置は見送る。

②案――①案と同時に立案された別案で、①案と同様国有財産局、管理局、給与局の三局を廃止するが、代わりに外資局を新設して理財局外資部の事務と管理局の管理課、外国財産課の事務（一部は外務省へ移管）を併せて管掌する。理財局は①案の国庫局事務と理財局及び管理局事務のうち、国際金融関係事務以外の事務を管掌する。

③案――前述の二月二四日の閣議決定を受けて、三月八日に開かれた大蔵部内の幹部会に提案された文書課の原案。①②案作成からこの時までに、外資委員会、外国為替管理委員会設置が予定され②案は消え、大枠は①案の

国庫局新設案を踏襲したうえ局内の部制を復活した案。なお、徴税機構については収税庁とその下に税務局を設置する案が別案として付されている。造幣局・印刷局は統合せず外局の造幣庁・印刷庁としてそれぞれ機構を縮小するに止めている。

④案――三月八日の幹部会討議による③案の修正案。この時の討議で重要な修正が行なわれ、国庫局設置をとりやめ代わりに管財局を設置し、国有財産局と管理局の一部（財務部を理財局へ移管した残り）の事務を所掌する。主計局の予算決算事務担当の部課制を廃止し、次長を置いて直接主計官を置く。専売公社の監督に専売公社監理官を置くことが決まった。

⑤案――④案に専売公社監理官を官房の所管とする等の小修正を加え、大蔵省案として三月一五日付で行政管理庁に提出された。

この案は四月一五日及び一六日の閣議にかけられ「各省庁中央機構改革要綱」が決定された。[8] ⑤案との違いは、官房に渉外担当の次長を置きその下に渉外課を置く構想から、官房の外に渉外担当の財務官を置いたこと。局中の部うち主税局監理部、理財局管理部（旧財務部）、同外資部を廃止したことである。

この閣議決定による機構改革を織りこんで、各省の「設置法案」は第二国会に提出された。「大蔵省設置法案」は四月一八日に国会に上程され、直ちに内閣委員会の審議に付された。ところが法案審議途中の五月四日、司令部から「日本政府の国税行政の改組」に関する覚書（SCAPIN第二〇〇一号）が発せられ、徴税機構を改革整備するため、国税庁、国税局の新設等の大蔵省機構の大幅改正を実行することが命令された。そこで政府は、この組織改編を「大蔵省設置法」に織りこんだ修正法案を国会に提出し、これが第二国会で成立した（昭和二四年五月三一日法律第一四四号）。

同法は、同時に成立した「行政機関職員定員法」（昭和二四年五月三一日法律第一二六号、以下「定員法」と略称する）かともに昭和二四年六月一日ら施行された。

（1）「行政の整理合理化について」（二二・一二・二六）、「行政機構改革素案」（二二・一二・二六）、「行政整理による大蔵部内機構改革案」（二三・一・一三官）（大蔵省資料Z五二六―一六）。
（2）行政管理庁管理部『行政機構年報』第一巻、三六ページ。
（3）同前、一〇四―三七ページ。
（4）「大蔵省設置法案撤回後の大蔵部内機構の改正について」（昭二三・六・二四文）（大蔵省資料Z五二六―一六）。
（5）「国家行政組織法に基く大蔵省機構改正案」（二三・九・九官）（大蔵省資料Z五一一―八）。
（6）『行政機構年報』第一巻、五一ページ。
（7）①②は大蔵省資料Z五一一―一〇、③④⑤は同前Z五二六―一六。
（8）『行政機構年報』第一巻、五八ページ。

第三節　設置法体制の成立

一　昭和二四年六月の機構改革及び行政整理

昭和二四年六月は、戦後の行政機構にとって大きな画期となった。それは、昭和二二年五月の新憲法の発効以降、暫定的な体制で推移してきた行政組織が、憲法の下に「国家行政組織法」、各省の「設置法」、「定員法」という法体系のもとに整序された組織として確立した時点であった。そして同時に、終戦以来懸案となっていた全面的な行政機構改革と行政整理が実行されたからである。

「大蔵省設置法」（昭和二四年法律第一四四号）は大蔵省の任務を、(1)国の財政、(2)通貨、(3)金融、(4)証券取引、(5)造幣事業、(6)印刷事業の六項目に関する国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関と定め（同法第三条）、その権限を詳細に規定し（同第四条）、かつ内部部局及び外局の部局、附属機関及び地方支分部局の名称と所掌事務の範囲を規定することによって、大蔵省の機構と機能を明らかにした。また職員の定数については別途「行政機関職員定員法」（昭和二四年法律第一二六号）が制定され、一般職の国家公務員の定員が法定された。次いで、「大蔵省設置法」を施行するため、大蔵省の組織、所掌事務の範囲等の細目を定めた「大蔵省組織規程」（昭和二四年五月三一日大蔵省令第三七号）が、また「定員法」に基づく「大蔵省職員定数規程」（昭和二四年七月二三日大蔵省令第七〇号）

図 2-3 大 蔵 省 機 構 新 旧 対 照（昭和24年6月改革）

が公布され、昭和二四年六月一日から適用になった。こうして、「大蔵省官制」のほかに数多くの臨時設置制、外局の官制等の勅令によって、組織と定員（雇傭人は除く）を定めていた体制から、一本の法律によって一省の組織の全容とその権限が明らかとなる設置法体制が確立した。

大蔵省の機構は、本省の内部部局についていえば、大臣官房ほか七局七部四六課から五局三部三三課二室に縮小された。外局の会計士管理委員会は廃止され理財局に吸収された。なお大蔵省の機構のうち、国税徴収部門のみは司令部覚書により拡大強化され、外局として国税庁が新設され、その直轄の地方部局として全国一一ヵ所に国税局が開設され、その所掌事務を分掌する税務署が配置された。また専売局は日本専売公社に改組されて大蔵省の監督下の公法上の法人となった。こうして、大蔵省の外局は、証券取引委員会、国税庁、造幣庁、印刷庁のみとなり、大蔵省直轄の地方支分部局は財務部、税関の二組織となった。財務部は旧財務局から国税関係を国税局に移管し縮小されたもので全国一〇ヵ所に設置され、その下に財務部支部、管財支所及び出張所が置かれた。また税関は従来通り全国六ヵ所に設置され、その下に支署、出張所及び監視署が置かれた。

新発足した大蔵省の新機構を旧機構と対照して示せば図2-3の通りである。

二四年六月の「定員法」は、雇傭人等を含む一般職公務員の定員を定めるとともにこの新定員にまで行政整理を行なうこと及び整理は二四年九月末までに完了することを定めた。この行政整理による定員の改正は表2-2の通りである。なお「定員法」に基づき賠償施設等の管理及び処理事務に従事する職員は、前掲新定員とは別に政令によって定数が定められ（昭和二四年五月三一日政令第一四六号、巻末資料「終戦処理業務費等支弁職員の定数」参照）、大蔵省には四九五一人の職員を置くこととしたが、六月、司令部から賠償施設管理職員の整理を要請され[1]、同令は七月改正され

表 2-2　行政整理による定員改正（24年6月）

区分		24年度(A)予算定員	24.4.1(B)現員	新定員(C)	定員増減(D)	D/A %	実質増減(E)	E/B %
内部部局	大臣官房	805	673	623	△ 182	△ 23	△ 50	△ 7
	主計局	367	279	451	84	23	172	62
	主税局	175	170	193	18	10	23	14
	理財局	364	342	289	△ 75	△ 21	△ 53	△ 15
	管財局	259	258	222	△ 37	△ 14	△ 36	△ 14
	銀行局	218	210	194	△ 24	△ 11	△ 16	△ 8
	内部部局計	2,188	1,932	1,972	△ 216	△ 10	40	2
地方部局	財務部	9,418	7,194	7,767	△ 1,651	△ 18	573	8
	税関	2,826	2,996	3,582	756	27	586	20
大蔵本省計		*(111) 14,543	12,122	13,321	△ 1,222	△ 8	1,199	10
外局	証券取引委員会	207	146	145	△ 62	△ 30	△ 1	△0.7
	国税庁内部部局	274	189	529	255	93	340	180
	税務講習所	148	110	285	137	93	175	160
	国税局	4,304	5,039	5,782	1,478	34	743	15
	税務署	71,507	59,261	53,899	△17,608	△ 25	△5,362	△ 9
	国税庁計	76,233	64,599	60,495	△15,738	△ 21	△4,104	△ 6
	造幣庁	2,890	2,292	2,023	△ 867	△ 30	△ 269	△ 12
	印刷庁	11,287	9,724	9,030	△ 2,257	△ 20	△ 694	△ 7
大蔵省合計		105,160	88,883	85,014	△20,146	△ 20	△3,869	△ 4
日本専売公社		41,866	38,448	38,114	△ 3,752	△ 9	△ 334	△ 1
総計		147,026	127,331	123,128	△23,898	△ 16	△4,203	△ 3

（注）大蔵省資料Z604-44により作成．新定員は「大蔵省職員定数規程」（昭24大蔵省令70）により，24年6月1日から適用された行政整理後の定員．
＊は調整定員（内書）．

（政令第二七八号）大蔵省関係職員は三〇五三人と二〇〇〇人近く減員され、これらの職員も行政整理の対象となった。

次に大蔵省以外の関係行政機関が、二四年六月改革でどう変わったかを略述しよう。

総理庁は総理府となり、その外局であった経済安定本部は府省に準ずる機関となって組織を整備縮小し、経済安定本部と一体的関係で運営されていた物価庁、中央経済調査庁及び外資委員会は、経済安定本部の外局として位置づけられた（昭和二四年法律第一六四号「経済安定本部設置法」）。なお外国為替管理委員会は従前通り総理府の外局であった。公正取引委員会も同様だが、その機構は整備縮小された（昭和二四年法律第一三九号「独占禁止法の一部を改正する法律」）。

地方自治庁が総理府の外局として新設された（昭和二四年法律第一三一号「地方自治庁設置法」）。これは総理庁官房自治課と地方財政委員会が統合されたもので、地方自治庁の財政部が地方財政の統轄事務を所掌することになった。

従来特別の公法人として設置されていた特別調達庁は、改組縮小されて総理府の外局である行政機関となった（昭和二四年法律第一二九号「特別調達庁設置法」）。総理府の外局である賠償庁は、外務省の特殊財産局を吸収して拡大された（昭和二四年法律第一三〇号「賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律」）。なお、司令部と日本政府の連絡事務を所掌する終戦連絡事務局は、二三年二月連絡調整事務局に改組され外務省外局から総理庁外局へ移管されたが（昭和二三年法律第四号「連絡調整事務局臨時設置法」）、二四年六月廃止され外務省内局の連絡局となった（昭和二四年法律第一三五号「外務省設置法」）。

二　「設置法」の改正

昭和二四年六月改革に際し、政府はなおもこれを不十分とし、直ちに合理的な行政機構のあり方を検討する作業に入ったが、後述するような経過で、その実現は二七年四月の講和発効後に延引された。そのため、この間の各省庁の機構改正は、二四年六月時に実行を延期した地方出先機関及び審議会等の整理、新設法令の施行に伴う権限や所掌事務の改編その他比較的小規模な修正に止まった。

「大蔵省設置法」はこの間改正を重ねたが、機構改正に連なる主な改正は二五年第七国会で成立した改正と、二六年第一〇国会で成立した改正の二回である。

二五年改正は、シャウプ勧告に基づく税制改正関係法案と関連する権限及び機構の改正及び二四年一一月四日及び同年一二月二日の閣議決定「審議会等整理方針」[2]に基づく審議会の整理のためであり、第七国会上程をめざして準備が進められ、二五年二月一八日、次のように「法律案要綱」が作成された[3]。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案要綱（二五、二、一八文書課）

一、主として今期国会提出の税法その他の諸法案に関連し、大蔵省の組織、権限等に次のような改正を加えること。

(1) 土地台帳及び家屋台帳事務を法務府に移管することに伴い本省（主税局）及び国税庁の所掌事務中の関係条項を削除すること。

(2) 国税庁及び国税局の附属機関として今回の税法改正により新に創設された協議団に関する規定を設けること。

(3) 資産再評価法の制定に伴い本省及び国税庁の附属機関として資産再評価審議会等を設けること。

(4) 公認会計士法の改正に即応し、会計士に関する本省（理財局）の所掌事務を削除すると共に新に外局として公認会計士管理委員会に関する規定を設けること。

(5) 終戦処理費及び賠償施設処理費関係事務の特調又は賠償庁への移管により本省（理財局）所掌事務からこの事務の関係条項

を削除すること。

(6) 酒類配給公団の清算結了に伴い酒類配給公団関係の条項を削除すること。

(7) 国税局の経理部を徴収部と改称し、経理部の所掌事務中国税徴収以外の事務を総務部に移すこと。

(8) 地方における財務行政の円滑な遂行を図るため財務部を財務局に、財務部支部を財務部にそれぞれ改称すること。

二、昨年十二月二日の閣議決定の趣旨に基いて大蔵省の附属機関である各種審議会（現在数三十五）の整理を行うため、政府貸付金処理審議会外十三審議会を廃止すると共にこれに関連のある諸法律の整理を行うこと。

その後司令部の要請で国税監察官に司法警察権を付与する条項が法案に加えられ、三月一四日一たん改正法案は閣議決定をみた。その後「司令部からの指示もあり」法案はさらに修正されて[4]四月一八日第七国会に上程された。閣議決定後の法案の主要な修正点は「外国為替及び外国貿易管理法」の制定に伴って理財局の国際金融機関の権限、所掌事務に改訂を加えたことであり、そのほか局の次長の増員について、理財局、管財局に各一人を増員するところを、理財局と官房調査部としたこと、新設する財政制度審議会、公認会計士試験審査会の規程挿入のための関係法の改正を附則に組み入れたことなどであった。同改正は五月四日から施行された（昭和二五年五月四日法律第一四一号）。

以上みたように、二五年改正による大蔵省の機構の主要な変動は、(1)局次長の増置、(2)行政委員会として公認会計士管理委員会を再び大蔵省外局として設置したこと、(3)財務部の名称を旧にもどし財務局として財務部支部を財務部としたこと、(4)国税庁・国税局に協議団を付置したこと、(5)審議会の整理、であった。

次に二六年度も根本的機構改正は見送られ、国税庁機構拡充等のため、次の要綱に基づいて二六年二月二七日、「大蔵省設置法」の一部改正法案を閣議決定した。[5]

大蔵省設置法の一部を改正する法律案要綱

一、主計局に国の会計事務職員の研修を行わせること。

二、大蔵省所管の税外諸収入の管理事務を主税局から大臣官房に移すこと。

三、管財局に、内国税（従来は、財産税及び相続税のみ）に係る物納の動産の管理処分を行わせること。

四、従来の六税関のほかに、あらたに長崎税関を設けること。

五、国税庁の総務部を廃止し、次長及び徴収部を設けること。

六、国税庁監査官を六十人から百二十人に増員すること。

ところがこの閣議決定の法律案についても「総司令部との折衝の結果、長崎税関の新設に関する規定を削除することになったので[6]」、法案の一部を修正し、第一〇国会において成立をみた（昭和二六年三月三一日法律第一一二号、四月一日施行）。

また同じ第一〇国会で「審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律」が成立した（昭和二六年六月一日法律第一七三号）。これは、前年の審議会等の整理に不満であった司令部の示唆によって実行された第二次整理である。

次にこの間の大蔵省以外の関係機関の主要な機構改正につき略述しよう。

総理府外局の外国為替管理委員会は「外国為替及び外国貿易管理法」（昭和二四年一二月一日法律第二二八号）の規定及び「外国為替管理委員会設置法」（同法律第二二九号）に基づいて、二四年一二月一日に改組された。また、経済安定本部外局の外資委員会も「外資に関する法律」（昭和二五年五月一〇日法律第一六三号）の規定及び「外資委員会設置

法」（同日法律第一六四号）に基づいて、二五年六月八日改組された。

シャウプ勧告に基づいて昭和二五年五月三〇日、総理府の外局として地方財政委員会（昭和二五年法律第二一〇号「地方財政委員会設置法」）が再置された。なお地方自治庁には地方財政制度の企画立案事務が残された。

経済安定本部は、統制の順次撤廃等経済情勢の推移に伴い機構の再検討が要請され、昭和二四年一〇月一二日の行政制度審議会答申「経済安定本部の機構について」[6]に基づいて二五年六月、機構の縮小及び出先機関の整理が実施された（昭和二五年法律第一六一号「経済安定本部設置法の一部を改正する法律」）。また、物価庁は、二六年四月内局に改組されることになっていたが、その時期を一年延期して二七年四月に内局物価局に改組され、出先機関の管区経済局の物価部も廃止された（昭和二七年法律第四〇号「経済安定本部設置法の一部を改正する法律」）。

特別調達庁は二六年四月機構を全面的に改組整備し、さらに二七年四月一日、講和発効に備えて名称を調達庁と改称した（昭和二七年法律第三七号）。また、総理府外局の賠償庁は、講和発効の日二七年四月二八日を期して廃止された（昭和二七年法律第一一六号「総理府設置法等の一部を改正する等の法律」）。

(1) 「公文類集」昭和二四年・官規一九。
(2) 『行政機構年報』第一巻、八四―八五ページ。
(3) 大蔵省資料Z六〇四―四二。
(4) 「大蔵省設置法の一部を改正する法律案（閣議決定分）の修正について」（同前）。
(5) 同前。
(6) 同前。

第四節　講和発効後の行政機構改革

一　機構改革構想の推移と行政整理

昭和二五年四月二一日付行政制度審議会の「答申」[1]は、二四年改革後、なお行政の整理簡素化が必要であるゆえんを次のように述べている。

昨年六月の行政整理により、人員において二十四万、全官庁職員の一割五分、部局数において六十二、総数の二割四分の縮減が行われたのであって、誠に、明治以来の画期的な整理であった。しかしながら、この思い切った整理にもかかわらず、日本国有鉄道及び日本専売公社を除いた国の行政機関の職員数は依然八十七万を算しており、これを昭和六、七年当時の職員数三十六万に比べれば、二・四倍の膨張である。又現在の各府省庁の部局数は二百五十であるが、これは当時の数字百十に比して二・三倍の増加である。人口においては当時に比し約二割五分の増加を見たとは言え、国土の四割五分を失い国民所得においてもなお当時の水準に達し得ない今日、このように尨大化した行政機構を擁していることは、その後における社会福祉、労働政策等の分野における国家行政の進出という事情を考慮に入れても、なお我々を納得せしめ得ない。

政府は、二四年六月機構改革の立案直後、さらにそれに続く第二次の全面的機構改革の検討に着手した。二四年三月二九日の閣議決定により設置された行政制度審議会は、同年六月以降二二回にわたる総会の討議を経て、上掲の書

き出しに始まる「行政機構の全面的改革に関する答申」（昭和二五年四月二一日）を総理大臣に提出した。

政府はこの「答申」を受けて、翌二六年に開催される通常国会での成立を目途として行政簡素化案を立案する方針を樹て、二五年一一月九日、行政管理庁部内で「審議会答申」を骨子とした「行政機構改革案」[2]を内定した。この案は広川弘禅行政管理庁長官の名を冠して広川案と呼ばれ、総理大臣の同意を得たうえ広川長官が各省大臣と個別折衝して成案とする予定であった。

ところが二六年に入ると対日講和条約締結の気運が急速に高まり、司令部当局の指示ないし示唆に基づいて設置された機構を再検討する可能性が生じ、行政機構改革案の第一〇国会への提出は見合せとなった。次いで、二六年五月、リッジウェイ声明によって司令部指令の実施のため公布した法令を再審査する権限が日本政府に与えられ、政府は政令諮問委員会を組織して占領下の諸制度の再検討を行なった。この委員会は機構改革についても検討し、二六年八月一四日、「行政制度改革に関する答申」[3]を総理大臣に提出した。この「答申」をうけて政府は二六年八月二八日、「行政の改革に関する件」[4]を閣議決定し、講和後の新行政体制樹立をめざして機構簡素化と人員縮減を行なうこと、及び「政令諮問委員会答申」を参考として行政管理庁が作成した原案を閣僚小委員会で検討のうえ、講和条約調印後の臨時国会で立法化することとした。この方針のうち人員整理は機構改革に先行させて実施することになり、政府部内で定員削減の検討が加えられ、「定員法」の一部改正法案が第一二臨時国会に提出され成立をみた（昭和二六年一二月六日法律第二九七号）。同法は二七年一月一日施行され、新定員に対する超過人員は定員外として二七年六月末までに整理することとなった。その結果「定員法」対象の行政機関において約四万八〇〇〇人、「定員法」対象外の専売公社・国鉄職員等も含めると、八万二〇〇〇人が行政整理された。[5] 大蔵省における行政整理の実態は表2-3の通り

表 2-3　行政整理による定員改正（27年1月）

区分		改正前定員(A)	26.9.1現員(B)	27.1.1定員(C)	定員増減 (D)	D/A %	実質増減 (E)	E/B %
内部部局	大臣官房	624	611	591	△ 33	△ 5	△ 20	△ 3
	主計局	341	321	299	△ 42	△ 12	△ 22	△ 7
	主税局	189	175	161	△ 28	△ 15	△ 14	△ 8
	理財局	244	238	206	△ 38	△ 16	△ 32	△ 13
	管財局	293	279	246	△ 47	△ 16	△ 33	△ 12
	銀行局	294	282	270	△ 24	△ 8	△ 12	△ 4
	内部部局計	1,985	1,906	1,773	△ 212	△ 11	△ 133	△ 7
地方部局	財務局	7,015	7,005	5,664	△ 1,351	△ 20	△ 1,341	△ 20
	税関	5,400	4,727	5,107	△ 293	△ 5	380	8
大蔵本省計		14,400	13,638	12,544	△ 1,856	△ 13	△ 1,094	△ 8
外局	証券取引委員会	147	145	110	△ 37	△ 25	△ 35	△ 24
	公認会計士管理委員会	13	13	10	△ 3	△ 23	△ 3	△ 23
	国税庁内部部局	862	771	652	△ 210	△ 24	△ 119	△ 15
	国税庁附属機関	345	321	278	△ 67	△ 19	△ 43	△ 13
	国税局	8,934	8,478	7,151	△ 1,783	△ 20	△ 1,327	△ 16
	税務署	51,059	50,310	43,939	△ 7,120	△ 14	△ 6,371	△ 13
	国税庁計	61,200	59,880	52,020	△ 9,180	△ 15	△ 7,860	△ 13
	造幣庁	1,971	1,960	1,832	△ 139	△ 7	△ 128	△ 7
	印刷庁	8,757	8,470	8,121	△ 636	△ 2	△ 349	△ 4
大蔵省合計		86,488	84,106	74,637	△11,851	△ 14	△ 9,469	△ 11

（注）　大蔵省資料Z604-44により作成.

である。なお、上掲定員の外に賠償施設の管理及び処理等の事務に従事する職員で大蔵省所管の人員は、前述のように二四年七月に三〇五三人と定められたが賠償施設撤去が進むにつれ順次減員され、講和発効直前の二七年三月には九八八人と二〇〇〇人余りの減員となったから、地方出先機関整理で高率の減員を強いられた財務局における行政整理はいっそうきびしいものであったということができよう。

次に、機構改革については二六年一二月から行政管理庁でしだいに煮つめられ、翌二七年一月中旬にいわゆる橋本案がまとまった。しかし橋本行政管理庁長官の更迭により作業は木村法務総裁兼行政管理庁長官と野田建設大臣の二人を中心として進められ、木村・野田案は二七年二月一三日閣僚懇談会に提出された。[6] 閣僚懇談会はこの案に原則的に賛成し、なお閣内及び自由党との調整を行なうこととなり、以降非公式な論議と折衝が重ねられたうえ、三月一七日、二〇日の閣議の討議を経て、二七年四月五日、「行政機構改革案」[7] が正式に閣議決定された。この決定に基づいて各省庁の設置法案が立案され、五月一〇日に第一三国会に上程された。

以上の推移にみるように、二四年六月機構改革後直ちに検討を開始した第二次の全面的機構改革案は、国会上程までに三年の年月を経過した。この間に作成された試案を年代順に示すと、

(1) 行政制度審議会答申（昭和二五年四月二一日）――総理府ほか法務・外務・大蔵・文化・農水産・商工・運輸・郵政・労働・国土の各省の一府一〇省案

(2) 広川案（昭和二五年一一月九日）――総理府、法務府ほか外務・大蔵・文部・社会・労働・天然資源・運輸・郵政・電気通信の各省の二府九省案

(3) 政令諮問委員会答申（昭和二六年八月一四日）――総理府ほか法務・外務・大蔵・文部・厚生・農水産・商工・運輸・通信・労働・国土・保安の各省の一府一二省案

(4) 閣僚懇談会提出案（昭和二七年二月一三日）――総理府ほか法務・外務・大蔵・文部・社会（又は厚生労働）・農水産・商工・交通（又は運輸通信）・国土の各省の一府九省案

(5) 閣議決定案（昭和二七年四月五日）――総理府ほか法務・外務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設の各省の一府一一省案

右のように機構縮減の企図は漸次後退したとはいえ、いずれも機構の合理化、簡素化をめざすものであった。これら諸構想の中で財政金融機構に関連していくつかの問題提起がなされた。要約すれば経済の総合企画官庁のあり方、予算編成部局の総理府移管、為替管理機構の統合、損害保険・会社経理関係行政の通産省移管、国税庁の内局化、財務局の縮小などである。次にそれらを各案の経過に照らして略述しよう。

第一に、経済の総合企画官庁のあり方及びこれに関連して提案された主計局の総理府移管問題については、(1)の審議会答申は「経済、財政に関する企画及び総合調整に当らせるため『企画調整庁』を設置し、大蔵省主計局の事務、外国為替管理の事務をこれに統合して行わせる」とした。すなわち、経済安定本部及び経済調査庁は廃止、物価庁も廃止して残存事務は各省移管、そして経済統制実施に関する事務を切り捨てた経済安定本部を総合企画官庁に改組して、総理府外局の企画調整庁とし、大蔵省主計局をこれに移管するというものであった。なお、これに対して大蔵省主計局の企画調整庁への統合に反対し、現状通り大蔵省に存置する少数意見が提出されたことが付記された。次の(2)広川案は、各府省を通じ外局たる庁を原則的に廃止する立場から、総理府内局として「総合企画局（経済安定本部を縮小簡素化したもの）、予算局（大蔵省主計局を移管）、行政調整局（行政管理庁管理部、地方自治庁及び法務府法制意見局所掌事

務中法令の審査に関するものを統合したもの)、監察局(行政管理庁監察部と経済調査庁を統合したもの)、統計局(統計委員会と統計局を統合したもの)」の五局を新設する案であった。(3)政令諮問委員会答申は「各省にまたがる総合的な企画調整並びに法制の整備及び政府の法律解釈の統一を図るため、内閣そのものの補佐機関として次のものを設けること」(傍点引用者)として、国務大臣を長とし少数参事官制をしく総合企画局と法制意見局の設置を提案した。なお、主計局移管問題はこの案以降退けられ、表面化することはなくなった。(4)閣僚懇談会提出案は、経済安定本部及び物価庁を廃止して、総理府外局の「経済企画庁」(経済計画の立案、各種経済施策の総合調整。長官は国務大臣をもって充てる)を新設し、これに移管する案をたてた。(5)の四月五日閣議決定においては、経済安定本部及び物価庁を廃止して、総理府の附属機関に常設の経済計画審議会を設置し国民経済の調査分析及び長期経済計画を策定し内閣に必要な勧告をする諮問機関とし、経済政策の総合調整機能を有する機関は全廃する方針を決定した。しかしながら、この決定には異論が出て、二二日、閣議は改めて「経済審議庁設置要綱」[8]を決定し直し、閣僚懇談会提出案の構想に戻ったのであった。以上のように経済安定本部の改組をめぐって、経済の企画調整機能を果たす行政機関をどのような形で設置するかは、この時期の改革案の一つの焦点であった。経済審議庁設置案は第一三国会の審議過程で修正を受けるが、これらについては次章で述べよう。

第二は為替管理機構の統合問題である。(1)の行政制度審議会答申は、前述のように外国為替管理事務を新設の企画調整庁(総理府外局)で行なうこととしていたが、(2)広川案はこれに手をつけず、ただ外資委員会を総理府に移して諮問機関とする案を提出した。次の(3)政令諮問委員会答申ははじめて外国為替管理委員会、外資委員会を廃止し、大蔵省で為替管理行政を主管する方針を打ち出し、以降各案ともこの方針を踏襲した。

第三は、損害保険、会社経理に関する事務の通商産業省移管問題である。(1)の行政制度審議会答申は、損害保険行政の大蔵省から通産省への移管を提起し、(2)広川案はこれを受けて、さらに会社経理事務をも加えて通産省への移管を打ち出した。しかし、(3)案以降この問題は表面化しなかった。

第四は、国税庁の内局化である。(1)(2)(3)(4)案とも国税庁を内局の主税局に統合し、二四年の司令部による徴税機構改革「覚書」の指示以前に戻すこととしていたが、(5)の閣議決定案では、主税局と別個に内部部局の国税徴収局を設置する方針が出た。この案は国会修正によって従前通り国税庁存続に決定した。

第五の財務局の縮小について、(1)の審議会答申は、国税局と合併し各県に設置された支部は廃止するとしたが、(2)の広川案は事務及び規模の縮減を提起し、財務局全国一〇カ所を八カ所とすることとした。(3)の委員会答申は、財務局、国税局の整理縮小、各県ごとの財務部の廃止を打ち出した。(4)案は財務局を廃止し各県ごとの財務部のみを残し、国税局、税務署の数の大幅縮減方針を出したが、(5)の閣議決定で税務署数の大幅縮減のみが提起され、地方機構はほぼ従前通りの線で落ちついた。

以上にみる通り(1)(2)案では主計局及び為替管理機能の総理府移管、損害保険行政等の通産省移管及び地方出先機関の縮小等によって大蔵省の権限は大幅に縮小される構想であったが、(3)案以降それらは改められ、為替管理行政が大蔵省に一元的に移管される等かえって権限拡大の方向が出された。

二　昭和二七年八月の機構改革

大蔵省では、二七年二月の閣僚懇談会提示案に対して、「機構改革案に対する大蔵当局意見」(9)（二七年三月一九日）を提示して、国税局及び財務局の存置、本省の局内の部制のうち税関部、検査部及び調査部の存置、印刷廠、造幣廠を「廠」とせず「局」とすること、及び官房に渉外財務処理に当たる参事官の設置について折衝した。この結果、大蔵省意見は部制の一律廃止問題を除きほぼとりいれられた政府原案が決定した。

政府提案の「大蔵省設置法案」の主要な改正点は次の通りである。(1)大蔵省の任務規定（同第三条）に外国為替に関する事務を遂行する責任を負うことが追加された。(2)理財局の為替関係事務と外国為替管理委員会、外資委員会の事務を統合して為替局が新設された。(3)国税庁は主税局に吸収されず内局の徴税局とした。(4)終戦以降、金融局、銀行局で所掌していた資金運用部資金（旧預金部資金）の管理運用事務を理財局に移管した。(5)外局の証券取引委員会、公認会計士管理委員会を廃止し、理財局に吸収した。(6)本省の局中の部制を廃止し、代わりに次長を置く。官房調査部廃止によりその事務の大部分は官房に、一部理財局に移管。(7)渉外財務処理機構として財務官を財務参事官とし大臣官房の管轄下に置いた。(8)地方部局については、税務署数を減らし、代わりに税務署支署を置きうることとした。(9)外局の造幣庁、印刷庁は附属機関とし名称を造幣局、印刷局と変更したが、実質的な変化はなかった。

かくして「大蔵省設置法」一部改正法案は、二七年五月、第一三国会に提出された。しかし、機構改革関係法案は国会で大幅な修正を受けた。「大蔵省設置法案」は、参議院内閣委員会でキャスチング・ボートを握った緑風会を中心とする修正案が両院協議会を通じて成立し（昭和二七年七月三一日法律第二六七号）、二七年八月一日から施行された。

政府提案に対する国会修正の主要点は、次の三点であった。(1)廃止を予定した局中の部のうち、主税局税関部、銀行局検査部を存置し、代わりに次長の設置を削除。(2)国税庁の内局移管をとりやめ、従来通り外局として存置。(3)「経済審議庁設置法」の国会修正によって、経済審議庁が外国為替予算並びに外資に関する基本政策及び計画について関係行政機関の事務の総合調整の権限を持つことになったのに伴い、大蔵省の権限中、「外国為替予算案の準備に関する総合調整を行うこと」を「事務のとりまとめを行うこと」に、また為替局の事務中「外国為替予算案の事務を総轄し」を「整理し」に字句修正（傍点引用者）。

なお、局中の部制廃止の政府原案を修正してその存置を決めたことと関連して、従来予算さえあれば行政機関の長が自由に設置できた課以下の組織をなんらかの形で統制する必要を認め、「国家行政組織法」第七条第三項を改正して本省と外局の内部部局の課の設置及び所掌事務の範囲は「その法律の範囲内で、各省大臣又は外局の長が之を定める」規定を「政令で定める」と国会修正し（傍点引用者）、この改正規定は二七年九月一日から施行されることになった。

そこで、新機構に基づく大蔵省の分課の再編は、当面「組織規程」等の改正（昭和二七年七月三一日大蔵省令第九一、九二号）によって八月一日に行なわれた（なお税務署の再編は例外として八月一六日施行）。その後本省及び国税庁の分課編成に関する部分を省令から政令に移し、「大蔵省組織令」（昭和二七年八月三〇日政令第三八六号）が九月一日施行された。したがって、この時から行政組織は、「国家行政組織法」に基づき、各省の「設置法」、各省の「組織令」、各省の「組織規程」という法体系の下に編成されることになった。

図 2-4 大 蔵 省 機 構 新 旧 対 照（昭和27年8月）

27年9月1日時点を採用したのは，同日から「大蔵省組織令」（昭27．8．30政386）が施行され，27年8月改革に対応して，大蔵本省内部組織が整備されたからである．

行政機構改革の結果再編された大蔵省機構は、本省の内部部局についていえば、昭和二七年七月末において、大臣官房ほか五局三部三五課二室であったが、二七年九月において官房ほか六局二部四一課三室と拡大した。これは四行政委員会が廃止され内局に統合された結果である。かくして、講和発効後の新体制に即応する行政機構改革によって、大蔵省は再び戦前と同様な財政金融行政の一元的統轄官庁となったということができよう。また行政機関全体でいえば、府省の数は一四から一二に、行政委員会数は二三から一二に、庁は一四から一〇に、局は九二から八二に、局中の部は五七から三三に、部は七三から五〇にとそれぞれ大幅に整理簡素化された。(10)

(1)　『行政機構年報』第一巻、一四八―五五ページ。
(2)　同、第三巻、三一一―二二ページ。
(3)　同、二九八―三一〇ページ。
(4)　同、四三ページ。
(5)　同、二二八―三一ページ。
(6)　同、三二三―三〇ページ。
(7)　同、七〇―八二ページ。
(8)　同、八二―八三ページ。
(9)　大蔵省資料Z六〇四―四四。
(10)　『行政機構年報』第三巻、九七ページ。

第三章　企画調整機関としての経済安定本部

第一節　経済安定本部の企画調整機能

一　経済安定本部の発足

昭和二一年三月一日、政府は「経済緊急対策本部設置ノ件」を閣議決定して金融緊急措置を中心とする経済危機緊急対策の実施を統一的に推進する政府機関の設置を決定した。ところが、司令部経済科学局では同じ頃、経済危機に対処するための強力な行政機関新設の構想があり、三月二日、経済科学局係官から私案という形でそれが示され、以降新機関の設置について具体的な折衝に入った。(1)

司令部部内では、当時、日本の経済危機を克服するためには物価統制をはじめとする経済統制の強化が必要であるとして、そのために「経済的企画及統制ニ関スル総テノ政策事項ニ付最高ノ権限ヲ有」し、かつ「日本側ハソノ頭脳ノ総力ヲ集中シソノ将来ノ経済的安定ヲ策定スベキ」経済安定本部の設置が期待されていたのである。(2) 経済安定本部

はアメリカ合衆国の経済安定局 Office of Economic Stabilization――戦時経済統制強化のため経済政策に関する各省の意見を調整し、最終の政策決定を行ない、かつその政策の実施を推進する機関として一九四二年一〇月設置された――の機構と機能を念頭に置いて構想された。したがって司令部からは、経済政策に関し各省に優越する存在であり、経済危機突破のための暫定的機関であるが政変にわずらわされず継続性をもつ組織とし、総務長官は経済関係閣僚を指揮命令しうるような人物であること等が経済安定本部に要求されたのである。[3]

内閣審議室を担当とし終戦連絡中央事務局を通じる二カ月にわたる折衝の後、二一年五月一七日付覚書（SCAPIN第九六〇号）により司令部は一年を限って経済安定本部の設置を承認し、同時に「連合国最高司令官は、経済安定本部の一切の行動に対し審議及び監督権を保留」し、「国内経済をある程度安定せしめ、生産を再開せしめんとする最初の実質的試みに対して重大な示唆を与える」旨声明した。[4] また、「存続期間を一年に制限したのは、安定本部の持つ強大な権限が非民主的な方向に行使される危険があるためで、民主主義的政府の中ではこのやうな団体に対しある程度の安全措置を必要としたからである」[5]との説明があった。

経済安定本部設置に関する勅令案は六月一九日枢密院で諮詢されたが、総務長官人事に難航し、発足したのは二一年八月一二日であった。「経済安定本部令」（昭和二一年八月一二日勅令第三八〇号）によって、経済安定本部の機能は「物資の生産、配給及び消費、労務、物価、金融、輸送等に関する経済安定の緊急施策について、企画立案の基本に関するもの並びに各庁事務の綜合調整、監査及び推進に関する事務を掌る」（同勅令第一条第一項）と定められ、その総合調整機能を発揮するために「前項の事務を行うために特に必要があるときは、内閣総理大臣は、関係各省大臣に対して、必要な事項を命令することができる」（同条第二項）とした。この機能は戦時中の企画院と同様であるが、企画院が基本国策全般の企画立案に当たったのに比し、経済安定の緊急施策に限られその関与する分野が幾分狭かった。また、経済安定本部は総理大臣の管理に属する内閣直属の行政機関で、総裁は内閣総理大臣、総務長官は専任で国務大臣に任じられ、その下に第一部から第五部までの五部制の機構が設置され、部長および部員には各省の職員および民間の学識経験者が登用された。

かくして経済安定本部は、二一年三月の金融緊急措置等の緊急経済対策実施機関設置という日本政府の意図を乗りこえて、経済危機克服のための基本的経済政策の立案と、各省の上に立って経済政策を総合調整する官庁として、司令部の指示によって設置され、かつ設置後も司令部の直接の監督を受ける行政機関として発足したのである。

二　経済安定本部の組織強化

経済危機に対処するための経済計画の立案と経済統制の強化は、経済安定本部設置当初からの課題であったが、二一年一二月二七日、閣議で「昭和二一年度第四・四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領」及び「石炭危機突破対策」が決定された。いわゆる傾斜生産方式の採用である。経済安定本部は直ちに傾斜生産の推進のため、資金統制をはじめ諸施策の具体化にとりかかった。司令部はこの諸施策を推進するためには、なお経済安定本部の組織強化が必要であるとして二二年二月六日、経済科学局から経済安定本部宛に次のような非公式覚書が発せられた。[6]

経済科学部非公式覚書　日本政府経本長官宛　一九四七年二月六日

一　日本に於ける割当及闇市場統制問題の取扱の適正を期する為左記の如き措置を直ちに採ることが必要と認められる。

a　必要なる命令訓令を凡て発出し、ESB割当計画実施上必要な機構を設立すること。

b　ESB使命を完全に達成し得る様ESBを構成し且相当の職員を備へること。

c　本来ESBの責任事項たる政策決定を行いつゝある凡ての関係省職員の転移を行ふこと。

右の要請に対して経済安定本部は、三月一七日機構改組案を司令部に提出したが、それは司令部の意向を受けて次のような方針に基づいて起案された。(7)

経済安定本部の機構改組に関する方針（案）（二二、三、一八）

本年二月六日附連合軍総司令部経済科学部の非公式覚書に基く経済安定本部の機構の改組は、次の方針に従って実施するものとする。

一、経済安定のため必要な経済行政に関する基本的な企画の事務は、これを経済安定本部に集中する。但し、経済安定本部の臨時官庁たる性格には変更を生ぜしめない。

二、現在各官庁で所掌してゐる事務で、前項に該当するものは、これに従事してゐる職員と共に、これを経済安定本部に移管する。

三、経済安定本部は、今後一切の経済行政について、自からその基本的な企画を行い、各官庁は、経済安定本部の定めた政策及び計画に従って、専らその実施の確保に当ることとするが、企画事務と実施事務との具体的な限界及び両者の調和連絡の詳細な方法については、別に協議して定めるものとする。

（以下略）

マーカット W. F. Marquat 経済科学局長は三月二八日、日本側の改組案に対し燃料関係機構の強化等の条件を付して承認する覚書を発し、その中で要望として経済安定本部に配置される課長級以上の職員の任命には前もって経済科学局の検閲 review を要すること、有能な職員を遅滞なく確保すること等を指示した。(8)

この交渉が煮つまる中で、三月二二日、マッカーサー元帥の吉田首相宛書簡が発せられ、インフレーションに対処するため「経済安定本部に依って現情勢の要求する綜合的一連の経済金融統制を実施する為急速且強力なる措置を採ることが絶対必要である」旨が公的に表明され、三月二八日、吉田首相は返信の中で「経済安定本部の組織陣容を強化し強力なる推進に当らしめる」ことを約束した。

かくして、二二年五月一日、「経済安定本部令」は全面改正され（勅令第一九三号）、同日経済安定本部の機構及び定員は拡大強化された。経済安定本部の企画調整機能については、法令上従来「物資の生産、配給及び消費、労務、物価、金融、輸送等」について企画調整及び推進の機能を果たすものとされていたのに、「貿易」「財政、建設」が加わって経済行政のあらゆる分野に権能を発揮しうるようになり（第一条）、また旧令で経済安定本部総裁が内閣総理大臣の資格で行ないえた関係各省大臣に対する命令権について「総裁は、関係官庁の長に対して、必要な事項を命令することができる」（第一五条）と定め、総裁が直接命令を発しうることとなり、経済安定本部が各省の上位にあることを制度化した。

また、機構については、従来は総務長官の下に次長二名、官房及び五部が設置されていたが、新機構では総務長官の下に四人の副長官が配置され、その下に官房ほか生産局、建設局、貿易局、交通局、動力局、財政金融局、物価局、労働局、生活物資局及び監査局の一〇局二部四八課となった。また、地方機関として地方経済安定局が全国八カ所に設置された。そしてこれらの経済安定本部機構の上に総合調整委員会が設置された。総合調整委員会委員長は総務長官（国務大臣）、副委員長 chairman は副長官（次官待遇）と同格とされ、委員は副長官及び官房長で構成され

た。この委員会は司令部の指示で設置された機関で、司令部から直接派遣された都留重人副委員長を中心に、部務の総合調整にあたることになり[9]、日本経済の安定に関する基本政策を司令部経済科学局が経済安定本部を通じて掌握する体制が作られた。なお、この機構改革で経済安定本部は施策の監査及び経済統制の励行すなわち闇取引の取締りの権限をも併せ持つことになった（監査局及び経済査察官が所掌）が、この権限及び機構は二三年八月、新設の経済調査庁に移管された（昭和二三年八月一日法律第二〇六号「経済調査庁法」）。

右の経済安定本部の権限拡大と関連して「大蔵省官制」の一部が改正され（昭和二二年五月一四日政令第四一号）、大臣官房で所掌していた「所管行政ニ関スル綜合計画ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整ニ関スル事項」は経済安定本部の所掌となり、大蔵省は単に「所管行政ノ綜合調整ニ関スル事項」を所掌することになり、理財局が所掌していた「総合資金計画ノ設定ニ関スル事項」は経済安定本部財政金融局に移管され、同時に大蔵省定員中二級事務官六名、二級技官一名、三級事務官二〇名計二七名が経済安定本部に移管された。

なお、この経済安定本部の機構改革は吉田内閣から片山内閣への政権交替期にあたり、和田博雄新長官のもとに陣容が備えられ新発足したのは、事実上二二年六月一日であった。

ところで、右のような経済安定本部の権限強化には、各省の権限との間で当初から問題が存したのである。すなわち経済安定本部の権限は大別して二つに分かれ、第一は物資需給計画、資金需給計画等の経済行政の基本をなす総合計画の策定であり、第二は基本的な経済政策の企画立案である。第一の経済関係の総合計画の策定については、戦時中の企画院が果たしていた役割と同じであって、計画及び割当数量の決定は経済安定本部が、部門別の割当数量の具体的な割当は関係各省庁が行なうというように、関係各省庁との間の権限関係は明確である。しかしながら、重要政

策の企画立案については、当該施策が基本的なものであるかどうかによって分担が決まるわけで、それは必ずしも明確でない。しかし、各省で企画立案した政策を閣議で調整するのでは、経済危機の克服に間に合わないこと、また、経済政策について司令部との連絡を総合的一元的に行なう必要上、かかる権限を経済安定本部が持つことになったのであり、「それだけにいろいろ問題を起しやすいのは当然であるが、経済安定本部、各省の人々の自覚と努力によってこの間の調整に努める以外に解決の途はないもの」と考えられていた[10]。

三　経済安定本部機構の縮小整備

経済安定本部は二二年五月改組の際、なおこの時点から一年間の臨時官庁であることが規定されていた。翌二三年二月設置された臨時行政機構改革審議会は、芦田内閣の下で経済安定本部の存続と性格づけを論議し、さらに一年間の存続を決定するとともに、六月三〇日「最終報告及び勧告」[11]において、副長官を一人にし総合調整委員会を廃止する等を答申し、希望条件の一つとして「計画と実施面との区分を明瞭ならしめ、両者の権限と責任の範囲に付き混淆を来さぬようにすること」が明記された。総合調整委員会は都留副委員長退任（二三年四月三〇日）後副委員長を置かず、実質上機能を停止した。

昭和二四年六月一日、全般的な機構改革に際し経済安定本部の機構は整備縮小された（昭和二四年五月三一日法律第一六四号「経済安定本部設置法」）。一年限り（二五年五月末まで）の臨時官庁としての性格は変わらなかったが、総理府の外局の位置づけから、各省と同格の独立官庁となり、物価庁、経済調査庁、外資委員会は経済安定本部の外局となっ

た。経済安定本部の任務は「設置法」によれば、(1)経済安定の基本的施策の企画立案、(2)関係各行政機関の事務の総合調整及び推進、(3)物価の統制、(4)経済統制の確保、(5)外国人の投資及び事業活動の調整、の五項目の事務を「一体的に遂行する責任を負う」（第四条）と規定され、また、権限として「所掌事務を遂行するため、関係各行政機関の長に対して必要な事項を命令すること」（第五条第一四号）が規定された。

機構は、総裁が内閣総理大臣、総務長官が国務大臣に変わりなかったが、局課は整理統合され、副長官二人の下に官房ほか一〇局三部二室五二課から副長官一人の下に官房ほか六局一部三室三九課と縮小された。

以上のようにこの二四年六月改革は、機構の整備縮小にもかかわらず従前の経済安定本部の権能をそのまま引き継いだものであった。しかしながら「ドッジライン」の進行とともに経済統制はしだいに撤廃の方向をたどっており、統制経済を集中的に掌握する臨時官庁としての経済安定本部のあり方は根本的に問い直されねばならない時期であった。行政制度審議会は経済安定本部機構の改革について特別に小委員会を設けて検討した結果、二四年一〇月一二日、左の通り答申を提出した。[12]

経済安定本部の機構について（昭和二四年一〇月一二日行政制度審議会答申）

最近における統制撤廃の進行等経済情勢の推移に伴い、経済安定本部の機構について再検討を要することとなったので、当審議会としては慎重討議した結果、経済安定本部の機構については左によることを適当と認める。

一、経済安定本部は、経済施策に関する基本的な企画立案及びその前提となる経済の調査分析並びに関係行政機関の施策の総合調整を所掌する経済行政の総合企画官庁として存置する。従って現業的事務は整理すべきであり、許認可事務は一切廃止する。

二、総合企画官庁としての使命を達成せしめるため、現在通り内閣総理大臣を総裁とし、専任の国務大臣を総務長官とする。

尚今後の運営に当っては顧問、参与制度をより一層活用し、民間の専門的知識経験を施策に導入するよう留意すべきである。

三、統制事務及び現業事務の廃止に伴い、不要となる機構、人員については当然縮減して簡素化する。

但し、総合企画官庁としての使命を達成するには少数精鋭主義に則り、官民各方面の人材を簡抜する必要があるから、中央の機構、人員は自らそれにふさわしい性格と規模のものとすることを適当と認める。

（原注）当審議会としては、この見地から本部の中央機構として一官房五局程度のトップ・ヘヴィのものを置き、又部局の構成は企画、調査、統制などの機能別に横割りとするよりは現状のような財政、産業、貿易、建設等の行政目的別に縦割りとする方が適当と認める。

四、外局については、

（イ）物価庁は、近い将来当然不要となることが予想されるが、それまでは簡素な外局として存置する。

但し、長官を国務大臣とし、政務次官及び次長を置く現行制度は廃止する。

（ロ）経済調査庁は早い時期に廃止すべきであるが、当分の間活用するものとし、特に行政監査の結果を現実の是正措置に具現するよう措置すべきである。尚、国務大臣を長官とし、次長を置く現行制度は廃止する。

（ハ）外資委員会は現状通りとする。

五、地方機構については地方経済安定局、地方物価局、管区経済調査庁は徹底的に簡素化して統合し、単一の地方経済局（仮称）とする。地方経済調査庁は、その支部的機構とするが、所掌事務の範囲は現状通りとする。これらの地方機構の人員については、徹底的に縮減に努め最小限度のものとすべきである。

（以下略）

この答申の線に沿って、二五年六月一日経済安定本部の機構整備が実施され（昭和二五年五月一〇日法律第一六一、一

六二号)、一年限りの臨時官庁としての規定は削除され、また内部部局及び地方機関の統合が行なわれた。

かくして、二四年六月、二五年六月の二度にわたる機構改革を通じて経済安定本部は、各省の上に立って経済危機克服のため、基本的経済政策を立案しこれを推進する臨時官庁としての性格を脱し、総合的基本的な経済計画の立案及び各省の経済施策の総合調整官庁としての性格を色濃くした。

四　経済審議庁への再編

二四年六月機構改革をめざして設置された行政機構刷新審議会は、二四年二月その答申(「行政機構刷新の基本方針」昭和二四年二月一〇日)の中で、総合企画官庁としての経済安定本部の根本的改革の必要性を次のように指摘した。[13]

内閣総理大臣に直結する簡素強力な総合的企画機関を設けると共に、実施部面は挙げてこれを各省庁の権限に属せしめ、二重行政の弊を排除すること。即ち経済安定本部、その他現存の企画的な機関はこの見地に即して根本的な改組を断行すること。

なお、調査統計的事務はできる限りこれを統合し、その利用の効率化を図ること。

しかしながら二四、二五年の両度の機構整備によっても「簡素強力な総合的企画機関」の設置と「二重行政の弊」を排除することはできなかったから、以後この点をめぐって経済安定本部をどのように改組するかが、全般的行政機構改革構想の一つの課題であった。この点については、前章で述べたので省略しよう。

ところで、講和発効後の機構改革の政府原案の骨子を決定した二七年四月五日の閣議決定は、経済安定本部を廃止し、代わりに総理府に経済計画審議会を設置して経済動向調整と長期経済計画の策定にあたらせるという案であった。これは、経済の企画調整官庁それ自身の廃止案で、それまでの諸案とは全く異なる決定であった。しかし、これに対しては自由党の政務調査会方面に強い反対があったため、[14]四月二二日、改めて「経済審議庁設置要綱」[15]が閣議決定された。「要綱」によれば経済審議庁は経済基本政策の総合調整及び他省の主管に属しない総合的経済政策の企画立案をも所掌することとなったが、その機構は、長官、次長のもと総務部、計画部及び調査部の三部制で、きわめて簡素な官庁として構想された。

この「要綱」に基づいて立案された「経済審議庁設置法案」は、第一三国会において総合企画官庁としての性格をめぐって論議を呼んだ。参議院内閣委員会の審議の中心は、「経済に関する基本的総合的企画立案の権限を持たすべきではないかどうかという点」(参議院本会議における河井弥八内閣委員会委員長の報告)にあり、討議のすえ修正案が全会一致で採択され、両院協議会の議を経て法案は修正成立した(昭和二七年七月三一日法律第二六三号)。

国会修正の主要点は、第一に任務及び権限の規定において、「二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策の企画立案(特定の行政機関の主管するものを除く)」となっていたのを、「他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案」と修正し、「経済に関する基本的な政策の総合調整」権限とともに、経済審議庁の企画調整機能を明確にしたこと、第二に外国為替予算並びに外資に関する基本政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を所掌することとしたこと、第三に内部部局を四部制とし、調整部を置いて各省事務の総合調整機能を重視したことであった。

右の経過を経て、二七年八月一日、経済安定本部は廃止され(昭和二七年七月三一日法律第二八四号)、新たに総理庁の外局である経済審議庁に再編されたのである。

(1) 「戦後経済企画行政の歩み――行政・機構編――」(昭和三三年、経済企画庁戦後経済史編纂室)(経済企画庁所蔵資料)による。
(2) 「賃銀問題等ニ関シ『アバソル』氏トノ会見報告ノ件」(昭和二一・四・一八終連総務部朝海記)(大蔵省資料Z五一一―三九三)。この資料は、当時マッカーサー元帥の招聘で来日中の司令部労働諮問委員会委員 John R. Abasold 博士の談話記録である。
(3) 同前。
(4) 同前。
(5) 二一年五月三一日の司令部経済科学局物価統制配給課 Price Control & Rationing Div. 長ヒクヴィスト W. S. Egekvist 大尉の記者会見における説明(『朝日新聞』昭和二一年六月一日)。
(6) 「公文類集」昭和二二年・官職門二。
(7) 同前。
(8) 同前。
(9) 「経済科学五十年の証言」37(都留重人・伊東光晴対談)(『エコノミスト』一九七四年四月二三日号)による。
(10) 「経済安定本部と各省の関係」(日時不詳・経済企画庁所蔵資料)による。資料の前後の関係から経済安定本部部内で二二年四月頃作成された資料と思われる。
(11) 行政管理庁『行政機構年報』第一巻、一〇四ページ。
(12) 同前、一四七ページ。
(13) 同前、一四一ページ。
(14) 『行政機構年報』第三巻、六ページ。
(15) 同前、八二ページ。

第二節　財政金融行政の企画調整

一　公共事業費予算と公共事業課

経済安定本部の発足に際して司令部から課せられた具体的任務の一つに、公共事業の計画とその監督行政があった。それは、昭和二一年五月二二日、昭和二一年度予算に公共事業費六〇億円の計上を指令した司令部の命令に端を発した。[1] この計画は、司令部経済科学局労働課の説明によれば、長期的復興計画の一部として約二〇〇万の失業者を生産的事業に活用する目的で立案され、かつ、この計画の達成に必要な資金の割当及びその決定には、新設の経済安定本部が当たる予定となっていた。引続き司令部は公共事業の運営について一〇項目の公共事業原則 Principles Governing Japanese Public Work Program を提示してきた。[2] そこで大蔵省主計局は、急遽二一年度予算の公共事業費の増額を検討し、また、経済安定本部設置準備に当たっていた内閣審議室へ主計局員を兼務として派遣しこれに対処した。そして、九月三日、閣議で「公共事業処理要綱」[3] が決定された。「要綱」では、公共事業処理に関する経済安定本部の任務と権限を、(1)一切の公共事業の計画及び一般的監督の責に任ずること、(2)各省が公共事業を実施するときは経済安定本部の認証を受けること、(3)計画が適当でないと認めたときは認証を拒否し、実施方法が適当でないと認めたときは資金の返還を命じる権限を与えること、(4)公共事業の監査を行なうこと、などが定められた。

公共事業費の予算の決定と支出との間に認証という手続を経ることは、司令部の強い要望であった。司令部は五月二二日の命令に際して、別に「別途一般会計に民生安定費を三〇億円計上して、公共事業費と民生安定費とはインターチェンジャブルにするように」[4]と示唆したが、これは資材不足等によって公共事業費が使用できないときは民生安定費に振り替えて失業者救済を行なおうという発想であり、そのために物資の手当をチェックして公共事業費の使用をはかることをねらって、認証という手続を行なうことになったのである。

昭和二一年度の公共事業費は、九月に議会を通過した改定予算において、大蔵省所管の「経済安定費」という名称の下に計上された。この公共事業費の使用については、四半期毎の認証に際し閣議決定を経て経済安定費の一定額を落として各省に予算をつける手続をとった[5]。次いで二二年度公共事業費関係予算編成に際しては、公共事業の範囲及び各省要求額を査定し総額の枠を決定するに当たって、大蔵省主計局と経済安定本部第四部との密接な連絡の下に原案が作られた。また、この予算の運用の方法については閣議で昭和二二年四月一八日「公共事業費並びに物資及び物価調整事務取扱費の使用について[6]」が次のように決定された。これは内閣所管に一括計上された公共事業費を予備費支出と実質上差異のない方法で運用できるよう取扱を明確にしたものである。

公共事業費並びに物資及び物価調整事務費の取扱について（昭和二二、四、一八閣議決定）

昭和二十二年度における頭書の経費の使用については、左の方法により処理するものとする。

(一) 大蔵省及び経済安定本部は、四半期ごとにこれ等の経費についてその各省別及び事業別使用計画を策定し、閣議の決定を経ること。右閣議決定は財政収支計画の一環として行うものなること。

(二) 公共事業費については、各省は右の閣議決定の範囲内で具体的な事業について経済安定本部の認証を求めること。

(三) 経済安定本部が右の認証をしたときは、これを大蔵省に通知すること。

(四) 各省は公共事業費につき、経済安定本部の認証額に基いて支出官毎に支払計画を作成し大蔵省に要求すること。

(五) 右の場合大蔵省は所管移換の形式で各省に支払計画を附すること。

すなわち、公共事業費予算は、二二年度から経済安定本部の「部」「款」「項」に一括計上され、経済安定本部において各事業の実施計画、所要資材、労務等について検討のうえ認証し、各省に移し替えて使用するという方法がとられた。これは、昭和二一年度に始まり二六年度まで続いた。当初、認証は四半期ごとに年四回行なわれたが、二五年度には二回となり、二六年度は一回とし根本事項の認証に止めた。

経済安定本部における公共事業関係事務は、公共事業に関する企画および総合調整、認証、事業の推進及び監督までを含み、当初第四部で所掌していたが、二二年五月一日の機構改革後は建設局（二四年六月以降建設交通局）公共事業課で所掌した。なお、二二年一〇月二五日以降、公共事業の推進及び監督は監督課の所掌となった。

この公共事業予算をめぐる経済安定本部の事務と大蔵省の予算編成事務との密接な連携を保つため、当初は経済安定本部第四部副部長のち建設局さらに建設交通局の次長および公共事業課長には、代々大蔵省からの出向者が任命された。

この公共事業に関する安定本部の事務の実際は、各年度の予算編成に際し大蔵省と協議して、公共事業予算の範囲および予算額の総枠についての目安をつくり、各省から提出される各プロジェクトごとの予算要求額の査定を経済安定本部の公共事業課が行ない、総予算が成立し事業計画が承認されると、各省別費目別の予算査定額に基づいて行なわれる各省の事業計画の支出要求に対して、同課が認証の手続を行なった。

なお、認証事務は二六年度で終わったが、公共事業費予算の査定と配賦はなお経済安定本部が行なっていた。経済安定本部が経済審議庁に改編される際、大蔵省は「経済安定本部の査定があるため、事務の重複があり、各省は事務の煩瑣に悩まされて来た」こと及び、「大蔵省の予算編成の一部を経済安定本部が下請けする形となって、総合的な企画官庁の基本性格と相容れない」という理由で、この制度を廃し大蔵省主計局に戻す方針を出し、[7] 二七年八月の機構改革でこれらの事務はすべて大蔵省が行なうことになった。

二　予算編成をめぐる大蔵省と経済安定本部

昭和二一年八月発足当初の経済安定本部は、前述のように、経済安定のための緊急施策に関連して金融については基本政策の企画立案および各省の総合調整を行なうことになっていたが、財政一般についての権能は法令上明記されていなかった。しかし、実質上経済安定のための総合施策は予算編成に対する見解を打ち出す必要を伴い、すでに二一年一〇月には二二年度予算編成についての意見が大蔵省に提出されている。[8]

このような状況を追認して、二二年五月機構強化の際、経済安定本部の所掌事務に財政に関する基本的政策の立案と総合調整が明文化され、この事務を所掌する財政金融局が新設された。経済安定本部の陣容は、片山内閣成立後二四年六月に順次整えられ、新設の財政金融局長には佐多忠隆が就任し第三副長官をも兼任した。以降翌二三年三月までの片山内閣時代は、経済安定本部の企画調整機能が最も強力に働いた時代であった。財政に関する企画調整機能の実態に触れる例示として、次に二二年度補正予算編成の経緯を紹介しよう。

はじめは二二年一〇月の二二年度補正予算第七号編成にあたっての出来事である。二二年度予算は急激な物価上昇により支出が膨張して、終戦処理費、価格調整費、公共事業費、復興金融金庫出資金等の歳出予算の追加計上を必要とした。そこで、追加歳出の内訳と財源をめぐって司令部との折衝が続いたが、司令部は赤字を絶対出さない健全財政主義の貫徹を主張し、司令部内における意見調整のあと一〇月一一日、経済科学局財政課予算係 Public Finance Br., Finance Div. リード F. M. Reed 係長が司令部案を内示した。その案は財源として租税の増徴のほか、たばこ値上げ及び鉄道運賃と通信料金値上げを見込んでいた。経済安定本部はこれら公共料金の値上げは二二年七月に決定した物価体系を崩すものとして司令部内示に不満であり、閣議は和田博雄長官の提議で歳出約七〇億円を削減した対案をつくり司令部に示した。この案は経済科学局のライダー W. T. Ryder によって一たん受理されたが、司令部内で調整した内示案に反するものとして、一〇月一八日マーカット経済科学局長から拒否された。一〇月二〇日、閣議で和田経済安定本部長官は「司令部案を一八〇〇水準を破壊するものなりとして煽動し総理よりマッカーサーに抗議せよとの空気を作るに成功」（「渡辺武日記」—当時の大蔵省渉外部長渡辺武の日記。この部分は当日閣議の傍聴記）し、自説を譲らなかった。司令部は二四日にAB両案を内示してきた。Aは従来通りたばこも運賃も引き上げる案、Bはたばこのみを値上げして鉄道、通信両事業は特別会計の赤字を出さぬよう一般会計から七五億円を繰り入れるという案で、B案は「余（渡辺—引用者）の午前中申出たる所に基き政治的に解決を容易ならしめる為煙草を犠牲にして運賃値上を避けたるもの」（「渡辺武日記」）であった。しかし、その日の閣議は和田長官の強硬論が大勢を制し決定をみなかった。その後二日間の経緯は「渡辺武日記」によってみていただきたい（句読点は引用者）。

一〇月二五日（土）

今朝安本にては都留氏が作文せる司令部案に対する反対論を作成、総理に持参その署名を求めたる由なり。その席に芦田外相、西尾氏あり。最高司令官に対して手紙を出すのは不可なりとの外相の話にて Marquat 宛の総理の手紙を作成、之を外相に中味も見せず、総理は之に署名し都留君が之を持参し Marquat の手許に届けたる由なり。この間大蔵省には一言の挨拶もなく余はたまたま司令部に至り Reed より総理の Marquat 宛の手紙の出されたことを知れり。午后右の返答をまって閣議を開くこととし官邸にて待機、安本よりのしらせを待つ。夕方安本は自分の方で督促しても司令部が碌に挨拶もして呉れぬ故大蔵省より督促せられ度という。余は安本が独自にて発動せる工作の督促は安本にて為すべし余は関知せずと答へ置く。

一〇月二五日の「渡辺武日記」はまだ続くが、中略して夕刻マーカット局長との会談と翌日の経緯を伝えよう。

Old Friend よ。今日は足を重さうに引づって来たね。まあ煙草でものみたまへ。こんどは実に残念なことであった。総理大臣が外交辞令もなしにむきつけに占領国最高司令部に対しておまへの意見には反対だといふのは一体どうしたことか。（中略）今は平和条約の締結直前であり海外から日本の態度が注目されて居るときにこの様なことがおきたことはまことに不幸なことであった。占領軍当局がこれ丈日本の復興の為に骨を折って居ることがわからないのであらうか。又 ESS がこれ迄さほど理不尽なことを云ったことはなく又充分の妥協性を有することは君はわかってくれると思ふ。云々。

尚自分は Reed に大蔵省と相談して案を充分妥協して作れといって置いたから彼と相談をしてくれ。

一〇月二六日（日）

朝 Reed を訪問。大蔵省としてはB案を何等主要なる modification なしにのみこむことに賛成する旨を述べる。

次で Marquat の席にて Fine, Reed と共に総理に対する回答案を協議するのを傍聴す。結局日本側の意見に不同意であり且相当辛らつなる難詰を外交辞令の中に couch させたものなり。

回答文を余に渡さんとせるも之を断り総理大臣の秘書官をして受取りに来らしむ。

官邸に戻り苫米地運輸大臣、三木逓信大臣に来訪を求め事情を説明、更に総理邸に趨き片山首相、西尾官房長官、水谷商工

大臣に対して同じく問題の経緯を説明、B案を容るるを可とすべき旨を進言す。（中略）又、片山総理がかゝる非外交的なる手紙に sign せる顛末を訊ねたるに、和田氏は Marquat と、都留は Fine と親交あり。MacArthur に手紙を出すのとは異りこうしてA、B両案を拒否すれば必ず妥協の意を表すべしとの和田氏の意見に基き提出せるものの由なり。

五時より閣僚会議（総理、和田、栗栖、水谷、西尾、苫米地、三木）ありB案採択に決し更に夜七時より閣議あり、八時半、正式決定。

こうして二二年度補正予算は第一国会で、司令部提示のB案で決定された。次いで、この年二二年一二月八日、昭和二三年度予算編成をめぐって大蔵省と経済安定本部が協議して、「予算編成権はあくまで大蔵省にあることを改めて確認」したことが新聞紙上で次のように伝えられた。(9)

廿三年度予算の編成方針をめぐり再び大蔵、安本の鋭い対立が伝えられているが、栗栖蔵相及び和田安本長官は片山首相のあつせんで八日午後零時半から安本長官官邸に両当局者の懇談会を開き約一時間にわたつて話合つた結果、安本は長期財政計画の樹立、その他経済安定の見地から予算の編成方針に関係するが、予算の編成権はあくまで大蔵省にあることを改めは一層緊密に両者提携することにして事務的には一応対立を解消し妥結した。

しかしながら、二二年度補正予算編成の第二ラウンドは、その翌年一月から再び始まった。それは、政府職員に対する生活補給金〇・八カ月分の財源問題である。二二年一一月一四日、中央労働委員会は官庁職員の一八〇〇円基準給与の二・八カ月分を生活補給金として直ちに支給せよという裁定案を政府及び労働組合に示した。そのうち二カ月分は予算が成立して年内に支給され残り〇・八カ月分が二三年に持ちこされた。この財源を調達する等の補正予算編成は、再び難航した。二二年度の租税収入は見積りに比し徴収がはかどらなかった。すでに財源も涸渇していた。大

蔵省は司令部の予算担当者の意を受けて、財源に鉄道貨物運賃値上げと通信料金値上げを提示したが、経済安定本部は値上げに反対であった。このことについて、都留重人経済安定本部総合調整委員会副委員長が後にその当時の実態について次のように述べている[10]（傍点は原文）。

結局は返上されたこの予算が閣議で最後的にきまるまでには、当時新聞紙上に逐一報道せられたように、値上げの項目の中に貨物運賃を入れるべきか否か、値上の時期をいつにすべきか、値上の倍率をどの程度におさえるべきか等々の問題について、はげしい論争が繰返された。いわゆる「安本・大蔵の対立」なるものもこれ等の点をめぐって展開されたかのごとく報ぜられたものである。なるほど、貨物運賃を含むか否かの点については相当大きな意見の対立もあったようだが、実はもっと基礎的な問題についてのはげしい論争が、おもてに出ないまま葬り去られていた。それが「所得税のはねかえり」の問題である。（中略）

一月の追加予算論議で問題になった点は、年度内に三十億円そこそこの財源を捻出するために、他に先んじて運賃や通信料金を一躍何倍にするよりは、この際一六〇〇円ベースで計算してある予算税収額を、実情に即して改訂し、物価賃金の値上りにともなう追加歳出予算に対しては、同じく物価賃金の値上りにともなう税金の自然増収を見合いにしてはどうかという提案であった。これが「民間所得税はねかえり」論の大要である。

これに対する大蔵省の反対理由は、予算技術上からいって収入見積りの修正は年度末に行なうべきものであり、また、「民間所得税のはねかえり」を予算面に計上したからといって実質上の財源にならないということにあったが[11]、その裏には司令部財政課から予算の均衡は絶対必要条件であり、補正予算は〇・八ヵ月問題だけを切り離さず、赤字を見込まれる鉄道、通信料金の値上げと一括計上するようにとの強い要請があったのである[12]。

しかし、経済科学局の中でも、予算均衡より物価抑制を重視する意見があり、一月二三日の対司令部交渉を「渡辺武日記」でみると、

一月二三日（金）

午后二・三〇より今朝閣議にて決定せる追加予算案を大蔵大臣、安本長官、都留其他と共に Dr. Fine の所に持参説明を為す。右は最初 Marquat に会見を申込みたるも Marquat に通ぜずして Dr. Fine に肩替られたるものにて、昨年の追加予算の時の Ryder のトリックに類したるものを感ず。Dr. Fine, Alber, Cohen, Reed 等同席、中心の予算問題よりも租税の徴収不成績等を難じ、専ら予算の均衡保持失敗の責任を大蔵省に負はさしめんとするが如き口吻なり。而して物価安定の犠牲に於て予算均衡を保持することには反対なりと Fine は云ひ従来 Marquat より受け居りたる指示即ち絶対的に予算均衡を保持すべしということは明らかに矛盾し居れり。

いわゆる安本、大蔵の対立は、経済科学局内部の対立でもあった。この調整はマーカット局長の裁断によって行なわれた。再び「渡辺武日記」によれば、

一月二四日（土）

（前略）五時半頃単独にて Marquat に面会。来年度予算編成方針との関係及外資導入の見地から是非共この追加予算に付ても Balanced Budget の方針を貫き度しと申入れ Marquat 之を諒とし、その会話中部屋に入り来れる Fine に対しても予算均衡の原則を貫くべきことを申渡す。

その後、鉄道、通信の値上げ率および時期について、司令部内部、日本政府と司令部間の意見の調整をはかって、一月二七日補正予算第一三号は閣議決定された。

以上の経過を見ると、片山内閣時代、財政に対する基本政策の立案と総合調整の権限は、実質上司令部経済科学局が握っていたとみることができるであろう。

この〇・八ヵ月生活補給金予算案は国会に提出されたが、政府与党の社会党左派の反対で衆議院予算委員会で否決

されたため片山内閣は総辞職し、二三年三月、芦田内閣が成立した。

三　財政金融局の機能と財政金融行政

前述したように、二二年五月、経済安定本部に財政金融局が創設された。以後二七年七月まで、従来大蔵省が所掌していた財政、通貨、金融及び企業財務に関する政策及び計画の基本とその総合調整及び推進に関する事務は経済安定本部財政金融局の所掌するところとなった。なお国家資金計画及び国民所得の調査に関する事務は、すべて財政金融局に移管された。

財政金融局の機構は、当初、局長、次長のもと財務課、資金課、産業金融課、企業課の四課編成であったが、二二年一〇月二五日、資金課から国民所得調査室が分離新設され、また二四年六月改革で四課は再編され、財務課、金融政策課、産業資金課の三課となった。そして財政金融局・大蔵省間の連携を密接にする方法として、創設以来、局次長及び課長のポストの大部分は、大蔵省出身者によって引き継がれた。さらに芦田内閣時代には、総裁官房次長に大蔵省官房長であった森永貞一郎が二三年五月就任し、また、六月佐多局長辞任のあと、内田常雄建設局次長が財政金融局長に就任した。以後このポストは経済安定本部廃止に至るまで大蔵省出身者で占められ、行政の円滑化を人事面で促進する措置がとられた。

なお、経済安定本部は物価、外国為替管理及び外資管理に関する企画調整事務をも所掌した。それらの機能に関しては各論の中で触れることにしたい。

(1) 杉山知五郎『経済再建と公共事業』昭和二四年、三ページ。
(2) 大蔵省資料Z五一一―一〇七。
(3) 同前。
(4) 杉山、前掲書、四四ページ。
(5) 杉山、前掲書、六六ページ。
(6) 「公文類集」昭和二二年・財政門三。
(7) 「公共事業費についての調整を経済審議庁が行うことについて」(大蔵省資料Z五一一―一一〇)。
(8) 「昭和二二年度予算編成方針に関する意見」(昭二一・一〇・二四、経安本第一部)(大蔵省資料Z五〇一―六)。
(9) 『毎日新聞』昭和二二年一二月九日。
(10) 都留重人『安定と自立のために』昭和二四年、一〇四―一〇ページ。
(11) 同前、一一〇ページ。
(12) 河野一之「昭和二十三年度予算について」(「戦後財政史口述資料」第二分冊)及び「渡辺武日記」二三年一月一六日。

第四章　中央機関 I

第一節　大蔵省中央管理部局及び渉外部局

一　大臣官房の機構と機能

大臣官房は大蔵省全体の管理機能と大蔵省の各部局に共通する問題を総括ないし調整する機能をもった各課によって構成されている。

大臣官房各課の事務を総括する官房長は、二〇年九月一日「大蔵省分課規程」の改正により新設された。また官房長をたすける次長二人が二三年一〇月八日から二四年五月末まで設置されていた。

また、この時期には大蔵省が司令部と折衝する場合の窓口機関として渉外部局が大臣官房の外に設置されたが、二三年一〇月一八日から二四年五月末まで大臣官房渉外課となって大臣官房の一課に編成された。大臣官房及び渉外部局の分課編成の推移は表4-1の通り。

図 4-1　大臣官房および渉外部局の機構推移

1　秘書課・文書課・会計課

各省共通に省全体の管理機能を果たす秘書課、文書課及び会計課は、この期を通じて設置されていた。秘書課は主として職員の任免、服務、賞罰その他の人事管理を所掌し、文書課は主として大蔵部内の事務の総合調整、閣議に提出する法令案等の公文書類の審査・進達、機構、定員及び所管行政の考査（昭和二一年四月一六日から二五年五月三一日まで地方課へ移管）を所掌した。会計課は主として大蔵省所管の経費の経理、物品、国有財産管理等会計事務を所掌した。なお、昭和二〇年三月、防空及び疎開に関する事務が繁忙化する中で、会計課から戦時施設課が分離し、八月二三日、名称を庶務課と改め福利厚生、物品管理、本省所属工事の営繕、庁中取締等を所掌したが、二一年二月二日廃止されその事務は会計課に移管された。また、二

六年四月一日、主税局調査課から大蔵省所管の税外諸収入の管理事務を移管された。

2　企画課・営繕課・地方課

占領期の大臣官房に設置された課で、企画課、営繕課及び地方課は、大蔵省独自の機能を分掌する課であった。

企画課は二〇年五月、総務局廃止により大臣官房に移管された課で、国家資金計画その他財政金融に関する総合計画その他重要政策の企画及び総合調整を所掌し、あわせて統計調査、公文書類の編纂保存及び図書の管理を所掌していた。二一年二月二日の機構改革で資金計画の設定事務を理財局国庫課に、統計調査を理財局調査課に、その他事務を文書課に移管して廃止された。なお財政金融に関する総合計画その他重要政策設定事務は二二年五月、新設の経済安定本部財政金融局に移管され文書課事務から削除された。また、公文書類の編纂保存及び図書の管理は二四年六月、文書課から調査部に移管された。

営繕課は旧営繕管財局の営繕部門を継承して、原則として官庁全体の建築工事等営繕事業の実施に当たる現業的な課で、終戦時には技監一名、技師三七名、技手一五〇名を含む二一九名の予算定員を擁し[1]（雇傭人を含まない）、四班に編成されていた。二〇年一一月五日、戦災復興院が設置され戦災地の官庁営繕を所掌することになり、一一月七日付で営繕課所属の課長以下大部分の人員が戦災復興院に移管され（官制定員二二一名を削減――同日勅令第六三〇号）、営繕課は廃止され残務及び人員は会計課に移管された。なお官庁営繕の統一実施については、二三年一月、内務省国土局と戦災復興院が合併して建設院が設置された際、原則として建設院（二三年七月建設省となる）が大蔵省に代わって所掌することになった。

地方課は二一年一一月一六日、大蔵省地方機関拡充の一環として本省と地方部局の連絡強化のため新設された。設

置当初は本省と財務局の事務連絡、地方情勢の調査及び文書課で所掌していた大蔵省所管行政の考査事務を所掌した。その後地方課所掌事務は漸次拡大され、二二年七月二日から財務局理財部及び地方部経費の概算の調整及び配賦を所掌し、二四年六月以降財務部（財務局）全体の経費を取り扱うようになった。また二二年八月一日から地方税、地方債その他地方公共団体の財務に関する事務の連絡調整を所掌して、大蔵省の地方財政関係行政の窓口となった。二四年六月一日から、財務部（財務局）の機構及び所属職員の教養訓練を、二五年四月一日から財務部（財務局）の労働組合等所属職員の組織する団体に関することも地方課で取り扱うことになった。なお、行政考査事務は二五年五月四日文書課に移管された。

3　日本専売公社監理官

昭和二四年六月一日、大臣官房に日本専売公社監理官一人が設置された。これは専売局の日本専売公社への改組に伴い大蔵省に残された専売制度の調査・企画及び立案並びに専売公社の監督を所掌するためである。監理官の事務を整理させるため日本専売公社監理官室が設置された。

4　調査部

調査部は、二四年六月改革で理財局から官房に移管された。その前身は、二一年二月二日、外資局計画課における海外財政経済の調査・資料収集整備事務と官房企画課における統計調査事務を継承して新設された理財局調査課である。二三年四月一四日、調査機構拡充のため調査課は調査部に昇格し、部長一人、次長一人を置いた。二四年六月改革により調査部は大臣官房の所属となり、同時に文書課から公文書類の編纂保存及び図書の管理事務を移管された。二七年八月一日調査部は調査課となったが、調査部長の代わりに新設の財務調査官のうち一人が調査課専担となり、

別に専門調査官三人が新設され、官房長の命を受け内外財政経済に関する重要事項の専門的調査研究を行なうことになった。

5　戦後緊急対策企画室

戦後緊急対策企画室は、終戦直後の財政経済に関する施策のうち、特に津島蔵相から指示された事項を企画立案する大蔵省の部内組織として、「官制」「分課規程」の規定なしに、八月二一日大臣決済[2]によって設置された。同室には総務一名及び主幹及び室付が配置され、前海外駐剳財務官が総務に、課長クラスが主務と兼任で主幹に任命された。なお、九月一日官房長新設と同時に官房長が総務代理に任命された。

この組織は、昭和二〇年一一月一四日、課題に対する調査を完了して廃止された[3]。

二　渉外部局の機構と機能

大蔵省では司令部折衝の窓口機関として、終戦連絡事務局とは別に、省独自の渉外部局（英文で Liaison Office, 略称 LO）を設置した。その名称は、終戦連絡部、渉外部、大臣官房渉外課と変わり、二四年六月以降は財務官及び財務官室が設置された。その機能もまた、単に司令部との折衝だけでなく、しだいに財務関係事務で国際的に処理を要する事項を所掌するようになった。渉外部局の機能及び機構の推移は次の通りである。

昭和二〇年一〇月一二日、大蔵省省議決定[4]により終戦連絡部が新設され、「終戦連絡事務局及連合国官憲トノ連絡ニ関スル事務」を所掌した。なおこの省議決定には「爾今大蔵省ノ終戦連絡事務局及連合国官憲トノ連絡交渉ニ当リテ

ハ総テ密ニ終戦連絡部ト連繋ノ上之ヲ行フモノトス」の備考が付され、大蔵省と司令部との折衝事項はすべて終戦連絡部で掌握する体制がつくられた。

終戦直後、大蔵省の渉外関係事務は官房企画課の担当であった。企画課が各省総務局長会議等の各省間の連絡調整事務を担当していたところから司令部との折衝にも当たったのであるが、折衝が頻繁となるにつれ司令部と大蔵省間の交渉を専担する組織を設置することになったのである。終戦連絡部の陣容は「部長一名、次長一名並ニ主幹若干名及部付若干名」ですべて大臣が任命することとしたが、発足当初の部長は官房長兼任、次長は官房企画課長兼任、主幹四名中一名は文書課長兼任、三名は大蔵書記官で、うち二名は終戦連絡部の専担、部付は官房企画課全高等官と各部局事務官一～二名、これに翻訳員、英文タイピスト等若干名で構成されていた。その後、一〇月二七日、専任の部長に木内信胤横浜正金銀行総務部長が大蔵省参事官となって就任し、主幹、部付に民間から人材を登用してこの事務の専担者とした。二一年二月一日、終戦連絡部次長を二名とし、うち一名は文書課長の兼任とした。同時に企画課が廃されたので一名の次長は専任となった。渋沢蔵相辞任のあと、民間から採用された部長が辞任し、その他の民間採用者も順次大蔵省職員に交替した。

二二年四月三〇日、終戦連絡部は、名称を渉外部と改称した。また、二二年七月一二日、次長を一名増員し三名とした。

二三年一〇月八日、渉外部は廃止され、官房に渉外課を新設してその機能を引き継ぎ、「連絡調整中央事務局」（終戦連絡中央事務局の後身）及び連合国官憲との連絡に関する事務を所掌した。同時に大臣官房に次長二人が設置され、官房の陣容が強化された。

昭和二四年機構改革により、六月一日から大蔵省では渉外担当の財務官を官房の外に置き、その下に財務官室を設置した。財務官は、大臣官房及び各部局並びにその他の機関の所掌事務に係る渉外事務に関して総轄を行ない、財務官を補佐する副財務官一名を置いた。副財務官は、二五年五月四日二名になり、翌二六年五月一日から三名となった。

講和発効後の二七年八月改革で、財務官は名称を「財務参事官」と改称し、所掌は「賠償、外貨債その他の渉外負債及び在外資金その他の在外資産に関する財務管理、並びにその他国際的に処理を要する事項の総合調整を行う」ことになり、財務参事官の所掌事務を整理する財務参事官室は、大臣官房の機構下に入り、副財務官は廃止された。

三　大蔵省職員の海外駐在制

明治以降大蔵省では「海外駐剤財務官」が海外に派遣され、外債募集、海外財政調査等の海外における国の財務に関する事務を取り扱っていた。この制度は終戦により日本の外交権が停止されたため事実上なくなったが、官制の上で制度が廃止されたのは昭和二一年二月である（昭和二一年二月二日勅令第六九号）。

昭和二五年二月以降、司令部により日本政府の在外事務所設置が順次許可された。政府は「日本政府在外事務所設置法」（昭和二五年四月一九日法律第一〇五号）によって、外務省の管轄下で当初アメリカ合衆国に五カ所の在外事務所が設置され、これを手始めに講和発効前においても順次各地に在外事務所が開設された。海外財務を処理する戦前の海外駐剤財務官にあたる職員は、戦後、この外務省の在外事務所員として、大蔵省から外務省に出向して海外に派遣

されることになり、当初、二六年八月、在ロンドン日本政府在外事務所に一名派遣され、次いで二六年一〇月、在ワシントン在外事務所に二名派遣された。講和発効後、在外事務所はそれぞれ大公使館、領事館等在外公館となり、大蔵省から外務省に出向し外交官として海外に派遣される人員及び地域は順次広がった。

(1) 大蔵省資料Z六〇四—四一。
(2) 同前。
(3) 同前。
(4) 「終戦連絡部設置ニ関スル件」(昭和二〇・一〇・一二省議決定)(同前)。

第二節　予算編成及び施行機関

一　主計局の機構と機能

大蔵省主計局は、主として国の予算編成とその実行及び決算の調整に関する事務並びに会計制度の企画立案と制度運用の統一を図る事務を所掌する部局である。終戦後予算編成及び実行が国民経済に果たす役割が高まり、同時に憲法改正に伴う財政、会計制度の全面的改編という課題にとりくむことになって、予算制度及びその運営の合理性、計画性が追求されると、主計局の機構にたびたびの改編が加えられた。この間、予算決算関係事務に主計官制度を導入する等、その後の事務体制の基礎を作った時代であった。

また、司令部が予算編成に全面的に介入した時代で、政府部内はもとより、政党や国会も司令部の意向を無視して予算を修正することは原則上できなかった。そこで予算を通じて国全体の施策に関わっている主計局ないし大蔵省が、司令部の指導下に、司令部の意向を体して各省と関わるという関係になったから、この時期に主計局の地位は政府部内で相対的に高まったということができよう。その中で主計局の内閣移管問題が司令部民政局から提起され、その後形を変えながら国会や審議会の場でしばしば論議されたが、それらはいずれも実施に至らなかった。

なお、昭和二一年六月主計局から分立した形で給与局が設置され、二四年六月、給与局廃止後、その事務の一部を

図 4-2　主計局の機構推移

主計局給与課、共済課で分掌した。それらについては次節で取り扱う。

この時期の主計局の機構の推移は図4-2の通りである。

二　主計局機構の再編確立

主計局は昭和一七年六月の機構改正以降、従来予算決算課または、予算課、決算課で所掌していた予算決算関係事務のうち、各省別縦割りに予算編成、実行、決算調整を積み上げてゆく事務を各課に配分し、各課が予算決算の総括事務その他の各課固有事務とともに各省別の予算編成に関わるという事務体制をつくり、そのまま終戦時に及んだ。

終戦時の主計局機構は、局長の下に第一・二・三課の三課制をとる簡素な組織で、第一課は主として総務及び予算総括等を、第二課は法規関係を、第三課は決算総括等を分掌しており、その他に各課とも各省縦割りの予算決算関係事務を分掌している建前となっていた。[1] そして実際上の主計局の編成は、全体を八班にわけ各班が各課所掌の事務を分担していた。[2] 昭和二〇年九月一日、終戦後の省庁統廃合に即応して予算及び決算関係事務の各課の分掌は再編され、[3] 同時に班組織も改編され、次いで一〇月、八班のほかに企画班を新設して九班編成となった。[4]

二一年二月二日、大蔵省全体の機構改革を期に主計局は第一・二・三課をそれぞれ予算課、審査課、司計課と名称変更し、あわせて予算課が主税局第一課から地方公共団体の歳計その他財務監督（諸収入に関するものを除く）事務を引き継ぎ、司計課で予算の実行、収入支出状況の調査事務をも所掌することになった。

昭和二一年九月二一日、主計局は三課制から四課六班制へと機構を拡充し、初めて予算決算関係事務を各課の所掌の外に置いた。その改正の主要点は、第一に次長制を設け、局長の下に次長一名を置いたこと。第二に審査課の名称を法規課と改称し、六月一日審査課の一部が新設の給与局に移管された体制を追認したこと――この課は憲法改正に伴う財政・会計関係法規の全面改正にとりくんでいた――。第三に企画課を新設し、従来企画班で分担していた財政・予算会計制度の調査企画事務を所掌したこと。第四に、予算の編成並びに実行の監査及び決算に関する事務を一貫して所掌する組織として、新たに第一主計班から第六主計班までの六班を設け、主計局各課の事務を通じて分掌させたことであった。

二二年三月、「財政法」「会計法」等財政会計関係諸法規が制定され、国の財政運営が新憲法体制に即応して再編されることになった。これを契機に主計局部内では、事務体制の刷新と機構の拡充が検討され、内閣直轄の予算局案や

大蔵省外局の主計庁案なども出されたが、[5] 二二年四月、予算決算事務を分担する六主計班を二部八課に一挙に拡充する計画がたてられた。[6]

この主計局拡充は、昭和二二年七月二日実施された。改正の要旨は、第一に局長、次長のもとに四課六主計班構成から、局長、次長のもと四課・二部八課制としたこと。第二に予算決算事務以外の四課の分掌を「財政法」「会計法」に基づいて改編を加えたこと。第三に予算課を総務課に、企画課を調査課に改称し、調査課に予算の作成及び執行に関する技術的調査を所掌する技術班を新設したこと。第四に予算決算関係事務機構に第一課から第四課までを総轄する第一部長、第五課から第八課までを総轄する第二部長を置いて、部長は局長を補佐して部務を掌理する体制としたこと。第五に予算決算関係の事務を数省庁縦割りで分掌する八課の事務の内容は、「分課規程」で「予算決算ニ関スル事務ニハ予算ノ配賦、予算ノ部款項其ノ他ノ区分、歳出予算ノ流用ノ承認、国庫債務負担行為、予備費ノ管理、財政状況ノ報告、支払又ハ契約等ノ計画ノ承認、歳出予算ノ翌年度繰越使用ノ承認、会計年度開始前ノ資金ノ交付ノ承認、財政会計及給与ニ関スル法規及制度ノ審査、売買貸借請負其ノ他ノ契約ノ指名競争又ハ随意契約ニ関スル承認並ニ会計法第四十六条ノ規定ニ依ル報告、実地監査、指示等ニ関スル事務ヲ含ムモノトス」と定められたことである。

二二年七月改正後の主計局新機構を示せば次の通り。[7]

主計局新機構（昭二二・七・二）

- 総務課　予算総括、予備金支出、庶務、渉外、他課の主掌しない事務
- 法規課　財政関係法令の立案及び審査統一
- 司計課　総決算、主計簿、繰越、支払予算及び契約の承認、収支計画及び実行監査

この改正後も、主計局事務運営改善の検討は続けられ、[8] 併行して行政調査部と主計局の機構統合が問題となった。二三年二月、行政調査部が司令部に提出した主計総局案では従来の主計局の予算決算関係部課にあたる予算決算局には「課は設置せず各省の予算決算事務を分担するため主計官一五名を置く（内三名は一級官とする）」とされていた。[9] この案全体は主計局、行政調査部の合併問題が消滅して実現しなかったが、予算決算関係の事務に課を置かず、主計官制度を導入する構想は、二三年七月改正によって実施されることになった。

二三年七月五日の主計局機構改正は、調査課の名称をふたたび企画課と改称したほか、予算決算関係部課について三度目の改革が加えられ、二部八課制の課は全面的に廃止され、「第一部及第二部ノ事務ニシテ数省（国会、裁判

所、会計検査院、内閣又ハ総理府ヲ含ム）ニ亙ル予算及決算又ハ地方公共団体及公共組合ノ財務ノ監督ニ関スルモノヲ分掌セシムル為主計官一二人以内ヲ置ク」（「主計局分課規程」）として、第一部長、第二部長のもとに一二人以内の主計官によって予算決算関係事務が取り扱われる体制となった。なお、主計官が所掌する予算決算事務に関しては、八課制の時と変わらなかった。

昭和二四年機構改革を前にして、主計局機構について大蔵部内で検討された点及びその結論は次のようであった。

第一に、給与局を廃止して事務の一部を人事院に移管し、残務を主計局に吸収すること。第二に決算総括以外の司計課の事務と理財局国庫課及び国有財産局を合併して国庫局を新設するかどうか。この国庫局新設案は二四年三月の段階で廃棄となったが、なお司計課と国庫課の統合案が検討され、最終的に従前の体制を変更しないこととなった。第三に予算決算事務体制の問題で予算決算部の下に主計官を置くことも検討されたが、むしろ次長を置いて部課を廃し、局長、次長のもとに直接主計官を置くことになった。第四は部課の統合であり、従前の主計局四課のうち企画課を廃止してその事務を総務課に統合し、給与局の四課を二課に縮小することになった。

二四年六月一日、主計局機構は整備され、局長のもとに次長二人を置き、その下に総務課、司計課、法規課、給与課及び共済課の五課並びに主計官一三人以内が設置された。主計官は「数省（国会、裁判所、会計検査院、内閣、総理府、法務府又は経済安定本部を含む）にわたる予算（昭和二五年五月四日から国の予算といいかえた――引用者）の作成及び執行、予備費の管理、決算の作成並に地方公共団体の歳出に関する事務を分掌する」ことが「組織規程」で規定され、ここに終戦以来模索を続けてきた予算決算事務体制は主計官制として定着したのである。

二五年七月二二日、主計局機構はさらに整備され、共済課が給与課に吸収されて廃止され、主計官の定数は一三人以内を一一人以内に縮減した。講和発効後もこの主計局機構には変更が加えられなかった。

三　主計局の総理庁移管問題

終戦後の主計局の総理庁移管問題は、まず主計局の行政管理機能に着目して、行政調査部との統合案として現われた。これは、アメリカの予算局 Bureau of the Budget が大統領事務局 Executive Office of the President の一部局として行政管理機能と予算編成機能を併せ持つ部局であるところから発想されたものである。

戦前の日本の行政組織には、行政管理を主管する官庁はなかった。行政機構の新設改廃は天皇の大権事項で勅裁による「官制」の制定改廃によってなされたが、その間の手続は、担当官庁の起案した「官制案」を法制面で法制局が、予算面で大蔵省主計局が審査したうえ、枢密院の諮詢を経て公布施行されていた。したがって主計局は予算編成を通じて、行政機構、定員、俸給及び行政運営について事実上の統制機能を持っていたということがいえよう。

戦後はじめて行政機構及び公務員制度並びにその運営の研究、調査及び立案機関として、二一年一〇月二八日、行政調査部が設置された。これは二一年九月六日の閣議決定[10]により設置された内閣直属の行政機関で、当初からアメリカの行政制度調査顧問団（いわゆるフーバー使節団）との折衝を通じて公務員制度改革の立案に当たる任務と、日本の行政機構改革について司令部と折衝する窓口機関の役割を持たされ、かつ一年間と設置期限を限った臨時機関であった。この行政調査部機構のうち公務員部と運営部は、「国家公務員法」（昭和二二年一〇月二一日法律第一二〇号）により二二年一一月一日設置された臨時人事委員会に移管された。しかしながら行政調査部の総務部と機構部は、内務省解

体等の大改革を担当して、事務が終了しないためその廃止の予定は延期され、二三年三月に廃止する方針となった。

行政調査部廃止後の行政管理担当官庁の設置については、すでに二二年夏頃から行政調査部及び主計局部内で検討が始められ、行政調査部では一一月に、主計局・行政調査部の機能を併せ持ち、かつ行政監察をも担当する「行政経営院設置要綱案」が作成され[11]、また主計局では一二月に行政調査部の主計局への統合案が作られた[12]。

二三年一月初め、行政調査部においては、その機構を三月に廃止する旨司令部に申し入れ、職員の他への配転に着手し機構の縮小を開始した。すると、折返し司令部民政局のマーカム課長から、再び行政機構管理を主管する部局が無い状態に立ち戻るのは好ましくないので、行政管理の恒久部局として行政調査部の存続を要求するが、その所属は総理庁でも大蔵省でも差支えないとの意向が示された[13]。行政調査部は直ちにその旨を主計局に伝え、主計局と行政調査部を統合し大蔵省の外局の主計庁を設置する案を作成した[14]。主計局はこの案に対し、主計庁を外局とせず大蔵省内部部局の主計総局を設置する案を提起し[15]、行政調査部はこれを容れ二三年二月二三日、「主計総局設置要綱案」を司令部に提出した[16]。この案によれば主計総局長官は行政経営に関し総理大臣を補佐するものとし、その機構は主計総局の下に管理局、予算決算局の二局を設置し、管理局には主計局の予算決算事務以外の各課と行政調査部の各課を合わせて六課制とし、予算決算局には課を設置せず主計官一五名を置くこととなっていた。

ところが、当初行政調査部の大蔵省統合に賛成していた司令部民政局は、この段階で行政管理部局を内閣総理大臣の管理下に設置するよう主張し、四月「行政運営及び予算庁」の設置案を提示してきた[17]。民政局案による新機構は図4-3のとおりで行政調査部、主計局、統計委員会及び行政監察委員会の機能を併せ持ち、日本側の提案と異なり、より行政管理に重点を置いた機構であった。

図 4-3　民政局による新機構案

この主計局移管問題の再燃に対し、大蔵省は経済科学局のマーカット局長あるいは同局財政課のリード予算係長らとの折衝の際、しばしば主計総局案を支持されたいこと、あるいは「現在の如く予算編成が歳入の問題と密接に関係づけられてをる際予算編成の機能は是非とも大蔵省に存置したい[18]」旨を申し入れた。この問題については経済科学局部内でも賛否両論があったが、四月二二日、「激論の末、主計局を大蔵省に存置することにＥＳＳの意見決定」の知らせがあり[19]、ついで司令部民政局も主計局の行政調査部への統合をあきらめ、当分の間予算を切り離し行政調査部、中央行政監察委員会及び統計委員会の三機関を統合して新しい総理庁の外局を発足させ、将来において予算機能の吸収を図ることとするように助言するに至った[20]。その後新機構には統計委員会が不参加となり、二三年七月一日、行政調査部と中央行政監察委員会の統合により行政管理庁が発足した（昭和二三年七月一日法律第七七号）。

この主計局の総理庁移管問題は、翌年再燃した。合理的な行政制度のあり方を検討するため設置された行政制度審議会は、二四年六月から活動を開始し、その論議の焦点の一つとして、主計局の総理府移管問題がとりあげられた。討議のすえ審議会の「最終答申[21]」は、経済、財政に関する企画及び総合調整に当たらせるための「企画調整庁」の設置を提案した。この「企画調整

庁」は経済安定本部と主計局及び外国為替管理委員会を統合した総理府の外局であった。ただし、「答申」の備考には「本答申の作成過程において、委員の間から左に掲げる少数意見が提出された」として、「『企画調整庁』に大蔵省主計局の事務を統合して行わせることについて、現状どおり主計局を大蔵省に存置する意見」があったことが付記された。

行政管理庁では、右の答申を骨子としさらに部内の検討を経て、二五年一一月七日「行政機構改革案」[22]（いわゆる広川案）を内定した。この改革案においては、大蔵省主計局を総理府の内局に移管し予算局を設置するというものであった。

しかし、この予算局構想は、翌二六年の政令諮問委員会による行政機構改革案の再検討の際影を消した。

(1)　「主計局主管事務分掌ニ関スル件（昭一七・六・二七制定）」（大蔵省資料Z六〇二―一二）。
(2)　「臨時局内各係ヲ班組織ト為スノ件改正（昭二〇・七・六主計局長決定）」（同前）。
(3)　「主計局主管事務分掌ニ関スル件（昭二〇・九・一改定）」（同前）。
(4)　「臨時局内各係ヲ班組織ト為スノ件中改正（二〇・九・一〇）」「同（二〇・一〇・二）」「同（二〇・一〇・二三）」（同前）。
(5)　「要望事項（主計局各課各班員）」（日時不明、内容からみて二一年度末から二二年初と思われる――引用者）「新憲法及財政法等施行に伴ふ主計局機構拡充私案（平井・大庭私案、二二・二・二三）」（大蔵省資料Z五一一―八）、「主計局機構の拡充について（二二・四・一〇）」（大蔵省資料Z五二六―一六―四）。
(6)　大蔵省資料Z六〇四―四一。
(7)　大蔵省資料Z六〇二―一二。
(8)　大蔵省資料Z五一一―八。
(9)　「主計総局設置要綱案（二三・二・二三行政調査部）」（行政管理庁所蔵資料「行政管理庁設置を巡り展開せられた予算庁

問題の経緯（二四・八・二八）」所収）。
(10)　「行政機構及び公務員制度並にその運営の根本的改革に関する件」（行政管理庁編『行政管理庁二十五年史』、六三五ページ）。
(11)　前掲行政管理庁所蔵資料所収。
(12)　「行政機構改革素案（二二・一二・二六）」（大蔵省資料Z五二六―一六―二）。
(13)　前田克己行政調査部総務部長（当時）の「回顧記録」による。
(14)　「主計庁設置要綱案（二三・一・一七・行政調査部）」（前掲行政管理庁所蔵資料所収）。
(15)　「主計庁設置要綱案に対する大蔵省意見（二二・二・一〇）」（同前）。
(16)　前掲行政管理庁所蔵資料所収。
(17)　同前。
(18)　「大蔵省渉外特報」第五〇、五二、五五号、及び四月一〇日付号外（大蔵省資料Z五〇八―一六）及び「渡辺武日記」二三年三月一二日、四月五、八、一〇日。
(19)　「渡辺武日記」昭和二三年四月二二日。
(20)　前掲行政管理庁所蔵資料。
(21)　『行政機構年報』第一巻、一四八―五五ページ。
(22)　同、第三巻、三一一ページ。

第三節　給与行政機関

一　給与局の新設とその機能

戦前の政府職員の給与には一貫した体系が存在せず、本俸または本給を中心に各種の加俸、諸給、賞賜、実費弁償及び扶助等により成り立っていた。官吏の俸給決定は天皇の大権事項であり、一般官吏の本俸は「高等官官等俸給令」「判任官俸給令」として勅令で規定されていたが、陸海軍武官、宮内官、帝国大学教授等の俸給は別建てであり、他面、雇傭員の給与決定権は各省庁にゆだねられ、給与体系を扱う官庁はどこにもなかった。その運用の実情を主計局の資料[1]によってみると次のようであった。

これを制度の運用の方面から見ると、法制局、内閣人事課及大蔵省主計局の三者がそれぞれ法制、人事又は予算の面からする統制は頗る形式的な微弱なものに止まり、現実には給与制度の運用は各省各庁当局に殆んど大部分一任せられている実情である。しかるに各当局はその場その場の必要に応じ連絡もなく、総合的な考慮も余りせずにその運用に当っているので、各人の受ける給与は各庁間、中央地方間、上級下級間、各種の職務間、各種の資格者間等に於て頗る権衡を失し、且つ実情に適合しないものとなってしまっている。

政府は終戦後のインフレーションに対する給与の改訂について、全官庁統一して昭和二〇年末に臨時物価手当を、

二一年二月に賞与を、三月に臨時手当を、五月に再び臨時賞与を支給する等の付加的臨時的給与支給によって対処してきた。

このような事情の中で戦後各官庁に労働組合が結成された。さらに現業、非現業を含む官庁労働組合の横断的組織である全国官公職員労働組合協議会が結成されると、二一年五月、政府に統一賃金要求を提出した。政府側は次官会議等によりこれに対処したが、労働組合との団体交渉に対し政府窓口を一本化しその事務局に当たる官庁を必要とした。また、政府職員の給与引上げについては、一つ一つ司令部の了解をとる必要があり、司令部からも政府の給与所掌官庁の一本化が要請された。右の給与行政機関をどこに設置するかを政府部内で検討した結果、大蔵省内局として給与局を設置することになった[2]。昭和二一年六月七日、閣議は「大蔵省給与局の設置に関する件」を次のように決定した[3]。

大蔵省給与局の設置に関する件（昭和二一年六月七日閣議決定）

今回大蔵省に、臨時に給与局を設置することとなつたが、この際大蔵省給与局臨時設置制の解釈、その施行方針等に関し左の通り決定することと致し度い。

一、大蔵省給与局臨時設置制の解釈は左の通りとすること。

(1)　国庫から給与の支給を受けるその他の者とは、差当り左に掲げる者とすること。

(イ)　貴族院及び衆議院の議長、副議長及び議員。

(ロ)　調査会、委員会、審議会その他此等に準ずるものの会長、委員、幹事その他の職員。

(ハ)　その他これに準ずる者。

(2)　給与とは、俸給、給料、諸手当、歳費及び賞与の外実費弁償、実物給与、各種賜金、扶助、共済の類をも包含すること。

二、大蔵省給与局臨時設置制に掲げる者（以下単に職員とす）の給与一般に関し従前他の各庁に於て所掌した事項（例へば俸給制度の改正、初任給、昇級、賞与等の基準の設定、昇級及び賞与の認可、雇傭人の給与に関する諸事項等）は、これを給与局に移すこと。

三、職員の給与に関する制度の制定、改廃並びにこれが運用する事項は大蔵省給与局に於て、これを掌るものとすること。

　各庁は個々に独自の立場を以て各庁の職員の給与に関する措置を採らないこと。

四、職員の給与に関し各庁に於て必要とする経費の審査、その使用の統括及び使用状況の監査については、大蔵省給与局に於てこれを掌ること。

五、職員の給与に関する審議機関として将来官庁職員給与制度審議会（仮称）の設置を考慮すること。

（参考）

　大蔵省給与局臨時設置制

　臨時に大蔵省に給与局を置き、各庁に於ける官吏、官吏の待遇を受けるもの、嘱託員、雇員、傭人及び工員並びに国庫から給与の支給を受けるその他の者の給与一般に関する事務を掌らせる。

　附　則

　この勅令は公布の日から、これを施行する。

「大蔵省給与局臨時設置制」は昭和二一年六月二五日公布され（勅令第三四〇号）、同日大蔵省に給与局が設置された。

給与局は前述したように、政府職員の給与改善について労働組合と団体交渉を行なう政府の事務局であり、これについて司令部経済科学局労働課 Labor Div. と政府が連絡折衝するときの窓口となるという機能と、政府職員の給与制度の根本的改正の企画、立案及び実施の任に当たるという機能を併せ持つ部局であった。

二一年六月二五日発足時の給与局の機構は、局長のもと第一課、第二課、第三課の三課編成で、主計局審査課の給与法規係を主体とし、これを拡充して組織された。

各課の分掌は、第一課が政府職員等の給与制度の基本について調査及び企画にあたり、第二課は非現業職員の、第三課は現業職員ならびに国庫から給与の支給をうけるものの給与について、制度の立案及び実施と給与経費の審査、使用の総括及び使用状況の監査を所掌した。なお、第三課は政府職員と地方職員の給与の調整をも所掌した。

給与局の分課編成は二二年一二月二九日、全面的に再編され、第一課から第四課までの四課編成となった。第一課は従前の給与制度の基本に関する企画、立案に加えて、第二・第三課で分掌していた給与経費の審査及び使用状況の監査を所掌し、第二課は給与制度の実施及び第一課で所掌していた給与に関する調査事務を所掌した。第三課は新たに政府職員共済組合、公務災害補償及び福祉施設等政府職員の福祉関係を所掌し、第四課は給与法規の制定改廃及び国庫から給与の支給をうけるものの給与を所掌した。この体制は二四年六月一日、給与局廃止に至るまで続いた。

二　職階制をめぐる給与局と人事院

昭和二一年四月二五日、渋沢大蔵大臣は閣議了解[4]を経てマーカット経済科学局長宛に書簡を発し、根本的改正を必要としている政府職員の給与制度に、アメリカの行政機関で採用され能率と道徳の高揚に貢献している職階制を導入したいので、職階制給与の専門家を派遣されたい旨申し入れた[5]。これは主計局が、来日中のアメリカ労働顧問団のア

バソル John R. Abasold 博士の話に示唆を受けて提案したものであった。[6]

この書簡が司令部内で経済科学局から民政局に回ると、かねてから官吏制度改革を期していた民政局は、給与制度の問題であると同時に官吏制度の問題でもある職階制を学びたいという書簡に接し「書面を振りかざして、大蔵省ではこの通り新しい民主的な制度を採用したいと熱望している」[7]と大いに喜び、フーバー顧問団を招聘することになった。

ブレーン・フーバー Blain Hoover を団長とする合衆国対日人事行政顧問団は、二一年一〇月末来日し、行政調査部を相手として官吏制度の改革について調査検討の結果、昭和二二年六月一一日、国家公務員法のいわゆるフーバー原案を片山総理大臣に提示し、その全面的実施を日本政府に勧告した。[8] しかしながら七月、フーバーが一たん帰米すると、政府は法制局と行政調査部の共同作業でフーバー原案を土台とし、内容に実質上の変更を加えた「国家公務員法」政府案を立案し、司令部の承認のもとに第一国会に提出した。政府案がフーバー原案を修正した点は、「国家公務員法」の実施に当たる人事院の独立的地位すなわち予算上の独立、国会への直接の勧告権、内閣の承認を要しない独自の規則制定権、終審的な準司法的権限等の規定を削除したこと、及び職員の団体交渉権、罷業権や政治的行為の制限、禁止の規定を削除したことの二点であった。[9]

一部国会修正によって成立した「国家公務員法」（昭和二二年一〇月二一日法律第一二〇号、以下「公務員法」と略称することがある）は、翌二三年七月一日から施行されることになり、当面同法により二二年一一月一日、臨時人事委員会が設置された。臨時人事委員会は、「公務員法」の「施行に必要な範囲内において、官職、在職状況その他人事行政一般に関する調査その他の準備の事務を掌る」（同法附則第二条）官庁であったが、「公務員法」の施行時（二三年七月一日）

に正式に人事委員会が設置されるまでの間は、「この法律に定める人事委員会の職権を行う」（同附則第二条）ことになっており、将来設置される人事委員会（政府案は人事院であったが、国会修正でこの名称となった）の給与行政に関して、公務員を一般職と特別職に区分し、一般職の給与について、その支払を整理し（同第一八条）、職階制に適合した給与準則（法律で定める）を立案して総理大臣に提出する（同第六三条）権限を与えられることになっていた。

この間給与局では官庁の給与体系改善の準備を進め、政府と全官公庁労働組合との間の紆余曲折の団体交渉の結果、二三年四月一六日、二九二〇円ベースに基づく新給与体系を二三年一月に遡及して実施することについて合意が成立した。[10] この新給与体系は「官庁職員給与制度上において画期的な改正というべきものであって、旧来の資格、勤続年数、年齢、生計費等に応じ漫然と定められていた給与体制及び考え方は、これによって根本的に変革せられ、今後の官庁職員の給与は、『給与は勤労に対する報酬である。』という原則の上に明確に立脚するものとなり、各職員の給与はその勤労の質と量に応じて配分せられるという新しい方向に進むもの」[11]という性格をもち、官庁職員各人の給与を新俸給体系の職階に格付けするに当たって、その実施の統一及び総合調整に当たる機関として、新給与実施本部が設置され、本部長に内閣官房長官、次長に給与局長が就任し、部員は給与局職員全員及び各省庁の給与担当官で構成されることになった。

この給与実施のための立法は、給与局において行なわれた。ところが、さきに「公務員法」立案に当たったフーバーは帰米後約半年して再来日し、民政局に公務員法の実施に当たる公務員課 Civil Service Div. を新設してその課長に就任した。そして新給与実施のための法案準備に対して、「公務員法」により人事院が職階制に適合した給与準則を立案すべきところ、それに先立って政府と労働組合の団体交渉の合意により新給与を実施することには反対であ

るとの意向を示した。給与局は、フーバー公務員課長の了解をとりつける折衝を行なったが、その間の事情を当時の給与局長であった今井一男は次のように述べている。[12]

私どもとしては、当時の主管課（ESS労働課）長であるキレン氏に、当時のルールに従って団体交渉できまった線を出して、キレン氏の一〇〇％のサポートのもとにフーバー氏の手元に案をまわしたのでありますが、とにかくフーバー氏という男は非常に権威があったようでありまして、キレン氏以下はむろんいつでも呼びつけるという調子でした。特に私が尋問されましたのは、「お前たちがそんなに簡単に、一月や二月で職階制をやるとは何事だ。」といったわけで、大上段からのお叱りを蒙りました。私は「日本には七十年の歴史のあるジョーブタイトルというものがあって、これで職務の内容を現わしている。これによって、クラスハイはできる」という理屈で押して参ったのであります。（中略）キレン氏も私共と一緒に弁護してくれまして、フーバー氏は不承不承に疑いを解き了解をしてくれたわけであります。

かくして「政府職員の新給与実施に関する法律案」は、この法律と「公務員法」との関係について、同法が昭和二三年末までの時限立法であって、「公務員法」の規定が優先することと、同法の職階制は、人事委員会が立案された職階制が実施されるまで効力をもつことを規定し（同第一条第二、三項）、フーバーの了解をとりつけて、五月一八日第二国会に上程され、成立をみた（昭和二三年五月三一日法律第四六号、以下「新給与実施法」と略称することがある）。

なお、「新給与実施法」の実施機関として、新給与実施本部と同時に地域給審議会、新給与苦情処理委員会が設置された。地域給審議会は職員代表及び政府代表それぞれ同数の委員で組織され、地域給の支給について調査審議し、勤務地手当はこの審議会の議を経て大蔵大臣が決定することになった。また新給与苦情処理委員会は職員代表、政府代表、第三者代表それぞれ三人計九人で構成し、新給与実施本部長の審査に不服ある者の再審査機関であった。

二三年六月、物価体系の改訂によって賃金水準は三七九一円ベースに引き上げられたが、労働側はこれに対し五二

〇〇円ベースを要求して政府と対峙し、団体交渉は決裂し争議突入が予想されるにいたった。こういう情勢の中で七月二二日、マッカーサー元帥から芦田首相宛書簡が発せられ、公務員の団体交渉権、罷業権の行使の禁止が勧告された。この書簡に基づいて公布された政令がいわゆる「政令二〇一号」である（昭和二三年七月三一日政令二〇一号「昭和二十三年七月二十二日付内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令」）。

七月一日から、「公務員法」上の人事委員会の権限をもつに至った臨時人事委員会は、「政令二〇一号」によって「現に繋属中の国又は地方公共団体を関係当事者とするすべての斡旋、調停又は仲裁に関する手続は、中止される」見返りとして、「公務員の利益を保護する責任を有する機関」となった。一方給与局は、労働組合に対する政府の窓口機関である機能を失って、政府の給与関係法の立法調査機関となった。

フーバー公務員課長は、帰米中に成立した「公務員法」とその原案のフーバー・ミッションの勧告の間には「悲劇的相違」があり「先ず第一になさねばならない仕事はこの国家公務員法を本来のすがたに立返らせること」であると考えていたが、[13] 政令二〇一号で事実上確立され、第三国会で成立した改正「公務員法」（昭和二三年一二月三日法律第二二二号）は、フーバー原案への復帰であった。改正「公務員法」によって二三年一二月三日、臨時人事委員会は人事院に改編された。同法により一般職公務員の範囲は現業職員（ただし、国鉄・専売は公社へ改組されるのでその職員は除外）及び単純労働に雇傭される者等へも拡大され、人事院が支払を監理し給与準則を立案する権限を与えられた公務員は公務員の大半となった。また同時に国会及び内閣に対し、給与に関する報告及び勧告を提出する義務が課された。

その前二三年一一月八日、臨時人事委員会は政府に対し六三〇七円ベースによる給与改訂案を勧告し、一般にこれを公表した。この勧告は改正「公務員法」の成立以前に、改正法の規定を先取りした形で行なわれたもので、「この

ときの給与調査の作業は、総司令部自らが立案し、臨時人事委員会事務局職員が、その指導によって行なったもの[14]」であった。

これに対し政府は、独自に五三三〇円ベースの給与法案を作成し、第四国会劈頭の一二月三日に国会に上程した。一方人事院もまた、さきに内閣に勧告した給与改訂案を国会に勧告し、参考案としてこれに基づく給与法案を国会に送付したので、端なくも二つの給与法案が国会に提出されることになった。この解決は司令部の裁定によってもたらされた。すなわち吉田総理大臣のマッカーサー元帥訪問により「給与改善の予算額は、政府提出の五三三〇円ベースに計上された二三二億をこえてはならないこと、原則として人事院の勧告案の六三〇七円ベースを採用しなければならないことが明らかとなった[15]」。そこで政府案は若干修正され、新給与法が成立した。この法律は、「新給与実施法」の改正という形をとった（昭和二三年一二月二二日法律第二六五号）。

改正「新給与実施法」の特色は、適用範囲を一般職の職員に限定し、実施機関は従前通り新給与実施本部であるが、人事院はその上に立って自らの判断に基づいて人事院規則または指令を発することができるとして、新給与実施本部は人事院のいわば下請機関の形に位置づけられたことである。

新給与実施本部は従来の組織をそのまま継承し、昭和二四年一月からの六三〇七円ベースへの切替えにあたって、各省庁のいわゆるヤミ給与――各省が法令、規則、通牒などで承認されない独自の措置として行なってきた昇給等――を排除するための俸給の再計算を実施した。なお従来新給与実施本部の権限は俸給のみに止まったが、以降俸給以外の給与についても、解釈、運用方針、支給手続等全般に権限をもつようになった。なお、地域給審議会及び新給与苦情処理委員会はマッカーサー書簡の趣旨から廃止され、その権限は人事院に移された。

ところで、この法律の実施に当たって、実施機関である新給与実施本部の権限と人事院の権限が法的に必ずしも明確でないところから、法務庁、人事院及び新給与実施本部の三者協議が行なわれ、司令部の了解を得て新給与実施本部の権限を決定し[16]、法律の実施面の権限は明文の有無を問わず実施本部にあり、人事院は独自の立場で必要と認めた場合に限り人事院規則を制定する権限を有することになった[17]。

昭和二四年六月一日大蔵省給与局の廃止とともに新給与実施本部の次長に給与局長をあてる規定は削除され、昭和二四年一二月、「新給与実施法」の改正（昭和二四年一二月二四日法律第二八〇号）によって、新給与実施本部は廃止され、その事務は人事院に統合されることになった[18]。

この段階で人事院は、名実ともに一般職の給与の一元的な実施機関となった。しかし、人事院は給与勧告の権限と義務を付与されているが、給与法の立案権はなく、「たとえば人事院が給与水準を引き上げる勧告をしたとする。内閣がこの勧告をそのまま受け入れないで、修正して国会に提出し、それが成立したとすると、人事院は自己の意思に反する給与法を実施しなければならないことにもなる。（中略）そうして国会における野党や公務員の職員団体は、人事院が給与改訂勧告をした場合に、さらに進んでその勧告どおり政府をして受諾させ、実施させよと強く要求するのである。しかし国家財政は政府の所管であり、人事院のいかんともすることのできないところであるから、給与勧告に関する人事院の権限と義務は、文字どおり勧告に終わるにかかわらず、それ以上のことを要求され、『勧告以上のことはできない』といえば、『人事院は無責任だ』と追及されるのである。これは人事院が勧告の機関であるとともに実施の機関でもあるというつらい立場にあるからであろう[19]。」という矛盾をかかえることになった。

三　二四年機構改革後の給与行政機構

前述のように、二三年七月以降給与局の機能は実質的に変化したが、法制上、組織上で大蔵省と人事院との間の権限と組織を明確化したのは、二四年六月一日の行政機構改革であった。大蔵省給与局は廃止され、人事院へ移管された権限以外の給与行政事務は主計局に吸収された。

主計局の給与関係行政の事務は、(1)給与予算の統括及び使用状況の監査、(2)特別職である国家公務員等に関する給与制度の管理、(3)国家公務員等の旅費その他実費弁償の制度の管理、(4)国家公務員等の共済組合その他の福利厚生施設、(5)公務災害補償・退職手当等であった。国家公務員のほとんど大部分である一般職職員の給与制度の管理は、あげて人事院給与部（二四年八月から給与局）の所掌であった。

昭和二四年六月当初、主計局の給与行政担当として給与課及び共済課の二課が設置され、前掲(1)(2)(3)を給与課が、(4)(5)を共済課が所掌した。次いで二五年五月四日、共済課事務のうち(5)を給与課に移管し、さらに二五年七月二二日共済課を廃止して給与課に吸収した。

(1)　「政府職員給与制度の根本的改正に関する件」（昭二一・五・二一）（大蔵省資料Z五一一―三九三）。
(2)　阪田泰二・慶徳庄意「財政面からみた給与問題」（「戦後財政史口述資料」第八分冊）。
(3)　「公文類集」昭和二一年・官職門六。
(4)　「連合国軍最高司令部に対し職階制給与専門家派遣依頼の件」（昭二一・五・一四閣議了解）（大蔵省資料Z五一一―三九三）。

(5)　SCAP, *Political Reorientation of Japan*, II., p. 579.
(6)　前掲阪田・慶徳口述及び「賃金問題等ニ関シアバソル氏ト会見報告ノ件（昭和二一・四・一八終戦連絡部朝海記）」（大蔵省資料Z五一一―三九三）。
(7)　前掲阪田・慶徳口述。
(8)　岡部史郎『公務員制度の研究』昭和三〇年、三七ページ、竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』昭和四五年、二一七ページ。
(9)　佐藤功・鶴海良一郎『公務員法』昭和二九年、八ページ。
(10)　大蔵省給与局『官庁新給与体系詳説』、二―一四ページ。
(11)　「新給与の実施について」（昭和二三・四・三〇新給与実施本部第一号通牒）」（同前、七七―七八ページ）。
(12)　今井一男「終戦以後の給与政策について」（「戦後財政史口述資料」第八分冊）。
(13)　岡部、前掲書、四一ページ、竹前、前掲書、二一八―一九ページ。
(14)　佐藤朝生「人事院在職一〇年を顧みて」（人事院『人事行政二十年の歩み』、一七ページ）。
(15)　慶徳庄意『政府職員の新給与法逐条解説』昭和二四年、二ページ。
(16)　「政府職員の新給与実施に関する法律の実施に関する新給与実施本部長の権限について」（昭和二四・二・一給本甲第一七号）（大蔵省給与局『給与関係法令集』昭和二四年、六六ページ）。
(17)　慶徳、前掲書、一〇ページ。
(18)　慶徳庄意『改正給与法詳説』昭和二六年、六二―六三ページ。
(19)　『人事行政二十年の歩み』、一一ページ。

第四節　税務行政機関

一　主税局及び国税庁の機構と機能

主税局は、主として内国税・関税制の立案と租税の賦課徴収に関する事務を所掌する部局である。この主税局の機能は明治以来この期に至るまで変わらなかった(ただし、明治期に関税局が主税局から独立した時期がある)。終戦直後の主税局は、三課制の簡素な局であったが、戦時行政簡素化の結果として、従来営繕管財局で所掌した国有財産行政と、主計局で所掌した地方公共団体の歳計に関する事務をもあわせて所掌していた。この国有財産行政は昭和二〇年一〇月に新設の国有財産部に、地方公共団体の歳計は二一年二月の大蔵省機構改革により一部主計局に移管され、主税局の管掌範囲は終戦後早期に旧に復した。

右の機能に対して、占領期の主税局の機構は、当初の三課制から急速に膨張したのが特徴である。

その第一は、内国税の税収入を確保するための徴税体制強化であり、二二年から二三年にかけて、主税局に財務局及び税務署における徴税体制を支えるための課が新設され、二二年一二月には次長一名が新設され、二三年七月には監理部、査察部が創設され、国税関係の機構は三課から二部七課に拡大された。

第二は、二四年六月機構改革に当たり、司令部の覚書が発せられ、内国税の賦課徴収部門が主税局から分離し、大

図 4-4　主税局・国税庁機構の推移

蔵省の外局として国税庁が創設された。そのため、主税局の内国税部門は、主として税制の調査立案と歳入の管理のみを所掌することになり、二課に縮小された。一方、国税庁は創設当初から四部二室一二課を擁し、下部機構として財務局の徴税部門を独立させた全国一一ヵ所の国税局と、五〇〇署に近い税務署及び税務講習所を傘下に管理する徴税機関として整備拡充された。

第三は関税行政機構の拡充である。戦時中、貿易の縮小と海運統制の強化の結果、昭和一八年一一月税関は廃止されて、その機能は運輸通信省の海運局に引き継がれたが、税関の統括と関税の賦課徴収を所掌していた主税局関税課も二〇年三月廃止され、主税局第二課の一係に吸収された。終戦後、貿易は占領軍の管理下に置かれたが、司令部の指令により、二一年六月、ふたたび大蔵省の管轄下に税関が再開されるようになって、それに先立つ二一年五月、主税局に関税課が再置された。関税課は二三年七月、税関部に昇格しその下に二課を持つようになり、二六年七月さらに拡充されて三課制となった。

占領期の主税局機構及び創設後の国税庁機構の推移は図4-4の通りである。

二　主税局機構の拡充（内国税関係）

主税局は昭和二〇年五月の機構簡素化で三課制となり、第一課は主として直接税、第二課は関税を含む間接税、第三課は租税の徴収と歳入予算の管理を所掌した。二一年五月一日、第二課から関税行政を分離して関税課を新設し、第一課を国税第一課、第二課を国税第二課、第三課を経理課と改称して、前掲の各課の所掌を引き継いだ。

なお第一課は終戦時地方公共団体の財務に関する事務をも所掌していたが、二一年二月二日の大蔵省機構改革で諸収入に関するものを主税局第一課に残し、地方財政に関する歳計事務及び財務調査は主計局予算課に移管した。また、翌二二年六月の「大蔵省官制」の一部改正（昭和二二年六月一七日政令第八七号）の際、諸収入に関する事務のうち地方債に関しては理財局国庫課に移管することとし、同年七月二日「分課規程」にその旨明文化した。

また、終戦時第三課において国有財産管理事務をも所掌していたが、二〇年一〇月一日、新設の国有財産部にその事務を移管した。

戦後インフレーションの抑制のために財政収支の均衡が強く要請され、そのために歳入の確保は必須の条件であった。しかし、戦後経済の変動により租税の課税条件が変化し、また二一、二二年度には財産税、増加所得税、非戦災者特別税などの新税を起こしたほか、二二年度から所得税の申告納税制度が発足するなどして、従来の徴税体制によっては、予定の租税収入を確保することが困難で、徴税体制の強化が焦眉の問題として提起されるようになった。

そのため二一、二二年には財務局、税務署の増員及び職員の研修制度の強化が図られた。本省においてはまず、二二年七月二日、主税局に監理課、職員課の二課が新設された。監理課は主として国税の課税標準の調査方法について下部の徴税機関の指導監督にあたる課であり、職員課は税務官吏（当初は税関職員をも含む）の教育や能率について指導にあたる課であった。

次いで二二年一二月二九日、監理課を監理第一課、監理第二課の二課に分割し、監理課で所掌していた税法の普及宣伝を監理第二課に移し、監理第一課では、国税の滞納処分に関する指導監督をも所掌した。さらに次長一名を置き監理第一課、監理第二課の事務を総括させた。なお、その直後の二三年一月一〇日、次長は監理第一課、監理第二課

に加えて、経理課及び職員課をも掌理することになった。

右のように二二年半ばから、以前は財務局にまかせていた徴税の指導監督を、大蔵本省が直接取り扱うようになった。この頃から翌二三年にかけて、歳入欠陥を埋めるための租税収入の確保が、司令部の強い要請もあって、政府の重点施策として推進された。そのため税務官署は例外的に定員の増員を認められるとともに[1]、徴税体制強化のための機構整備改編の検討が開始された。この中で申告納税の実績を上げるため大口利得者の不正直な申告を摘発するアメリカ流の国税査察官制度を導入するべきだという司令部の要請[2]にこたえ、政府は昭和二三年六月四日の閣議決定「昭和二三年度租税収入確保対策要綱」[3]において、九項目の緊急対策の第二項に左の決定を行なった。

中央及び地方を通じて、税務の執行を一貫した科学的合理性に立脚せしめる如き、常時調査と監査の機構を確立すると共に、税務行政機構の全体を通じて一段と整備強化する。

全国税務官吏中特に優秀な者より簡抜して、新に大蔵省及び財務局に相当多数の国税査察官（仮称）を置き、専らインフレ利得等の徹底的捕捉に従事せしめる。

右に関する制度を確立して、量及び質において所要の人材を確保する。

前三項に関し特別の懇談会を設けて速かに調査審議を了する。

この閣議決定に基づいて設置された「税務機構及び税務職員に関する特別懇談会」は、政・財・学界の委員を委嘱し、主税局職員課が主担課となって六月から活動を開始し、まず国税査察官制度から検討を始めた。六月末、大蔵部内で機構改正が検討された際、査察部の新設を含め「主税局の暫定的機構改革に関する試案」[4]（昭和二三年六月二五日主税局）が主税局から提出され、これをもとに検討の結果、主税局機構の暫定的な改正が昭和二三年七月実施された。

二三年七月五日の主税局機構改正の要点は、第一に監理部の設置――従来次長が掌理していた監理第一・第二課（これを三課に拡充）、経理課及び職員課を監理部とし、次長に代えて監理部長を置く――、第二に査察部の新設――国税査察官制度の導入による――、第三に税関部の設置であった。

第一の監理部の設置に伴い監理部各課も再編強化され、監理第一課を監理第一・第二課に分離し、第一課は直接国税、第二課は間接国税について徴税機関の指導監督に当たった。従来の監理第二課は監理第三課と改称した。なお経理課及び職員課の事務のうち税関の経理及び職員訓練等に関する事務は税関部の税関業務課に移管された。

新設の査察部には課を置かず、財務局の国税査察官の事務の管理監督及び連絡調整を所掌した。国税査察官は財務局を通じて五〇〇人以内が各局に配置され、「所得其の他課税標準の著しく増加したる者等につき課税の充実を図る為、国税の調査、検査、犯則取締及滞納処分に関する事務並びに之が指導及び監察に関する事務を掌らしむる」（「財務局分課規程」）ものであった。

右に述べた二三年七月改正によって、主税局の内国税関係機構は、国税第一課、国税第二課と監理部の五課及び査察部となり、二部七課に拡充され、この体制が二四年五月末まで続いた。この改正にあたって財務局、税務署の増設も併せて企図されたが、地方出先機関の増設は国会承認を要するため、その実現は二三年一二月に延期された。

三　税務機構改革と国税庁の創設

二二年から二三年にかけて、前述したように主税局は、徴税体制を強化するための機構改正を行なったが、さらに

一歩進んで中央・地方の徴税機構に改編を加え、より有機的中央集権的な徴税機構に再編成しようという案が検討された。大蔵部内の試案として「徴税実施面を収税庁（外局）として独立させること」[5]が検討の対象となったのは、早くも昭和二三年一月であり、また二三年五月には、主税局の国税部門を外局の主税庁とし地方の徴税機構を直轄する構想[6]が検討されている。そして、二三年六月四日の閣議決定により、税務機構及び税務職員に関する特別懇談会が設置されると、国税査察官制度の検討の後、引き続いて七月から九月まで、税務機構改革が税務事務の能率刷新等とともに検討された[7]。

この税務機構改革でモデルとなったのはアメリカの徴税機構であって、アメリカ合衆国財務省 Department of the Treasury では、租税の立法機関である租税立法顧問 Tax Legislative Council と執行面を担当する内国歳入局 Bureau of Internal Revenue は別組織となっており、内国歳入局が地方の徴税官署を直轄している。司令部の租税担当官はこのようなアメリカ流の組織に日本の税務機構を再編することが徴税成績を上げるうえに必要だと考えていた[8]。

二三年九月、税務機構及び税務職員に関する特別懇談会は、主税局を外局とし、財務局から徴税部門を独立させて地方税務局を設置し、主税庁―地方税務局―税務署という一貫した税務機構創設が望ましいこと、その際外局たる主税庁に税法等の企画立案部門をも移管するか本省に残すかは、今後の研究課題であるという形で委員の意向が固まった[9]。

しかしながら大蔵部内には財務局から税務部門を切り離すことに反対の意見が強く、このため二三年九月の段階で、税務機構改革の実施が一二月以降になると二三年度の徴税事務に支障を来たすおそれがあるということで、その

結着を翌年度に延期することが決定された[10]。

この税務行政機構改革論議と並行して、司令部内の内国税担当機構も強化され、二三年八月一一日、経済科学局に歳入課 Internal Revenue Div. が財政課 Finance Div. から分離新設され、秋頃には歳入課のスタッフが強化された。歳入課長のモス Harold Moss は、当初から税務機構改革の必要を説いており、前述の特別懇談会の勧告が実現することを望んでいたが、一方これに反対する大蔵省内の空気も知悉しており、時期をみて働きかけを行なうという態度をとっていた[11]。

そこで二四年一月以降、大蔵省部内で進められた行政機構改革案の立案にあたっては、徴税機構改革構想は採用しない方針がとられ、二四年四月閣議決定を経て第五国会に提案された「大蔵省設置法案」は、主税局及び財務局の税務関係機構は従前の体制をそのまま引き継ぐことを内容としていた。そこへ五月四日、司令部から左の「覚書」が発せられたのであった。

「日本政府の国税行政の改組」（昭和二四年五月四日SCAPIN第二〇〇一号）

一　一九四八年一二月一九日付の経済安定九原則は、日本政府に対し、他のことがらとともに、「徴税計画を促進強化し、脱税者に対しては迅速且つ広範囲に亘る活発な刑事訴追を確実に行うこと」を企図する措置を採るよう指令した。これ等の目的及び公正不偏な税務行政の目的は、高い道徳心と専門的資格を持った職員を出来るだけ備えた専門的税務機構を確立することによって最も効果的に達成せられる。

二　これらの目的を達成する計画の一部として、日本政府は可及的速かに次の事項のため必要な措置をとらなければならない。

(イ)　国税行政のための外局として、大蔵省内に Tax Administration Bureau を創設すること。この局は、regional and local offices に対して完全な権限を有し、且つ左の(ロ)に掲げるものを除きすべての国税事務に関し責任を負うべきものである。

(ロ) 現在の主税局の有するすべての税務機能は、租税立法及びこれに関する調査関係の機能を除き新局へ移管すること。右の除外された機能は大蔵省の内局たる Taxation Research Bureau に残されるべきである。

(ハ) 財務局から税務に関係なき一切の行政事務を分離し、財務局を外局たる Tax Administration Bureau の regional tax offices であり、且つその重要な部分であるように再組織すること。

(ニ) 財務局の税務に関係なき一切の機能は、地区的地域的行政の必要に随い、且つ政府活動の簡素化及び整理の方針に従って大蔵省が立案する機関に移管すること。

(ホ) 現在、主税局内にある税関部は大蔵省の内部機構に残置すること。

(ヘ) 有能な、資格のある且つ訓練された税務職員を出来る限り備え、そして政府の税法を活発且つ公正に管理施行するために適当な人員を備えること。

三　本覚書の範囲に属する事項について、連合国最高司令官司令部経済科学局と大蔵省と直接連絡することを認める。

「覚書」により、政府は国会審議中の「大蔵省設置法案」の大幅修正を提案せざるを得なくなった。この時期になってなぜ「覚書」が発せられたかについて、当時の大蔵省関係者は、司令部のモス歳入課長がシャウプ税制使節団の来日（五月一〇日）前に「これだけはつくらねばならぬのだ」と考えたからだと述べている。[12] なお大蔵省では「覚書」が正式に発せられた五月四日以前に、SCAPIN番号を付されていない「覚書」を受け取っており、[13] 数日間の検討の後、その改革の要綱は次の通りとなった。[14]

徴税機構改革に伴う大蔵省機構改革要綱

一、大蔵省に外局として新たに国税庁を設置し、現在の主税局の事務のうち、内国税の賦課徴収に関する事務をこれに移管する。

国税庁の内部部局として総務部、直税部、間税部及び調査査察部の四部を置く。

二、主税局は前掲一、による事務移管の外現状通りとし主として租税に関する制度の調査、企画及び立案事務及び税関行政に関する事務をつかさどる。

三、国税庁の地方支分局として全国十一ヵ所に国税局を設置し、現在の財務局の事務のうち内国税の賦課徴収に関する事務をこれに移管する。

四、財務局は前掲三、による事務移管の外現状通りとする。但し関東信越、金沢及び熊本財務局は廃止して、それぞれ東京、大阪及び福岡財務局に併合する。

なお、右要綱中四の財務局の名称は最終的に財務部となって国会に「大蔵省設置法案」の修正案が提出され、これが国会を通過し、徴税機構改革は二四年六月一日を期して実施された。

四　国税庁創設後の主税局（内国税関係）

昭和二四年六月一日から主税局の内国税関係機構は、税制の企画立案に当たる税制課と税制の調査及び歳入の管理総括に当たる調査課の二課となった。この体制は講和発効後の機構改革に当たって、二七年九月一日、税制課が直接税関係の税制第一課と間接税関係の税制第二課に分離するまで変わらなかった。

なお、二五年五月四日、土地台帳及び家屋台帳に関する事務を廃止した。これは、地租及び家屋税が二二年税制改正により国税から地方税に移譲されたが、なお土地及び家屋の賃貸価格の適正化と状況把握のため、台帳は従前通り税務署に備え必要事項を登録することとしていたが、二五年度からシャウプ勧告に基づく税制改正で土地・家屋課税

は固定資産税として地方財源となり、台帳に関する事務を法務府へ移譲することになったためである。次いで二六年四月一日、大蔵省所管の税外諸収入の管理事務が主税局所掌から大臣官房会計課の所掌に移管された（昭和二六年三月三一日法律第一一二号）。

五　国税庁の機構

昭和二四年六月一日、国税庁は内国税の賦課徴収を主たる任務とし、国税庁長官のもとに四部制の組織を持つ大蔵省の外局として設置された。また付属機関としての税務講習所及び関係の諸審議会並びに地方機関として全国一一カ所に設置された国税局、国税局の下部機関としての各税務署を一元的に統轄する官庁である。

国税庁及び国税局の組織は、昭和二四年五月初めに司令部覚書が示されてから一カ月のうちに準備された。その間司令部経済科学局歳入課から「基本構想として国税庁を出来るだけ拡大強化し、国税局は出来るだけ簡素な姿とし、国税庁の直接指揮の形とすることが指令の本旨である」[15]旨意見が出されたほか、組織の細部にわたって歳入課の意見がとりいれられた。

成立した国税庁の内部組織は総務部、直税部、間税部、調査査察部の四部制が採用され、その下で二室一二課の機構が組織された（昭和二四年五月三一日大蔵省令第三七号「大蔵省組織規程」）。

創立当時の国税庁の組織の概略を図示すれば図4-5の通りである。

なお、右図中調査査察部の所掌事務の範囲は、別に省令（昭和二四年六月一日大蔵省令第四九号）で定められた。

図 4-5　国税庁機構図（昭和24年6月1日）

国税庁機構は、その後二五、二六年と続けて拡充された。

二五年機構改正は四月から六月にかけて順次実施され、まず四月一日に相続税課が資産税課と改称された。

次に、二五年五月四日、「大蔵省設置法」の一部改正（法律第一四一号）によって、国税庁及び国税局協議団の新設及び監察官に対する司法警察権の付与が実施された。

国税庁協議団はシャウプ勧告に基づいて、新たに各税法に規定されたもので、国税関係の処分に対し不服のある納税者の審査の請求に関する制度を、従来は税務署を経由して国税局に審査を請求し、実際は大半の案件が、税務署において処分の見直し調査及び誤謬訂正を行なっていたものを、原則としてまず税務署に再調査を請求し、税務署長の再度の判断を受けた後に国税局長に審査の請求をする二審制をとり、審査請求のあった事案の処理にあたり、これを棄却しあるいは処分の全部または一部の取消を決定する場合、協議団の協議を経ねばならないことになった。協議団は国税庁及び各国税局の付属機関である合議制の審理裁決機関として設置され、その組織及び運営は「国税庁協議団及び国税局協議団令」（昭和二五年六月三〇日政令第二一四号）によって定められた。国税庁は一〇人以内の、国税局は通じて八〇〇人以内の協議官で構成され、国税庁長官が協議官中から首席協議官を指名し団務を総理させ、決定は首席協議官の指名する三人以上の協議官の過半数の合意により決定されることとなった。また、国税庁協議団は局協議団の運営に関する連絡調整事務をも所掌した。

この協議団発足にあたり、協議官を民間から採用するため、採用試験を実施し、約四〇〇名が各国税局の協議官として配置され、国税庁協議団及び国税局協議団は二五年七月一日発足した。[16]

次に監察官に対する司法警察権付与の経緯は次の通りである。国税庁設置に当たり監察官の設置は、司令部歳入課

の強い要請であった。そこで、所属職員の身分上の監察と国税局監察課の事務運営の監督を所掌する監察官が国税庁に設置されたのであるが、司令部はさらにこの監察官に職員の職務に関連する犯罪を捜査することができるように、司法警察官の権限を付与すべきであることを直ちに要請してきた。国税庁はこの指示に従って「設置法」の改正案を立案したが、大蔵部内では、犯罪捜査は司法官憲に委ねるべきであり、国税庁監察官は犯罪の予防措置をとることを任務とすべきであるという意見が強く、池田大蔵大臣も司法警察権の付与には反対であった。[17] しかし「本件についてはＥＳＳの指示によりさきに改正案をＥＳＳ及びＬＳに内示して、その了解を得てある」[18]という関係で、国税庁監察官は所属職員に対し監察を行なうとともに、職務上の犯罪を捜査し必要な措置をとる権限を新たに付与され、その旨が「設置法」上に明記された。同時に前述した土地台帳、家屋台帳事務の法務府移管に伴う法整備が行なわれた。

次に「設置法」改正に伴う「組織規程」の整備が行なわれ、国税庁及び国税局の課税標準の調査、検査及び犯則取締及び滞納処分にあたる直税実査官、間税実査官（従来の国税検査官を改称）、国税調査官及び国税徴収官の人員を大幅に増強した（昭和二五年五月三一日大蔵省令第五六号、昭和二五年五月四日遡及適用）。

また二五年六月一日から、価格差益徴収事務が経済安定本部から国税庁に移管され、国税庁総務部及び各国税局徴収部に価格差益課が設置された。「価格差益処理規則」（昭和二一年三月三日大蔵省令第二六号）廃止後、未処理の価格差益徴収事務を引き継いだための暫定措置である。翌二六年四月一日、国税庁機構の第二次拡充が実施された。その要旨は、第一に長官を補佐する次長一人が新設され、総務部が長官官房となり、監察官を六〇人から一二〇人に増員した。第二は、徴収部が新設され、旧総務部の徴収課を管理課、徴収課の二課に分離し、徴収事務の管理と歳入概算を管理課で、滞納処分を徴収課で所掌し、価格差益課と合わせて三課編成となった。なお二六年八月一日、価格差益課

は徴収課に吸収廃止された。なお二六年七月から八月に、国税庁機構の小改編が行なわれた。すなわち、苦情相談事務を監督官室から協議団に移管し（七月一日）、監督官の定数を削減（八月一日）、第二に国税調査官の定数増（七月一日）、第三に「税理士法」公布に伴い、税理士に関する事務を長官官房総務課及び人事課で所掌し、法人税課の税務代理士事務の所掌を削除（七月一五日）した等である。

かくして国税庁は全般的に行政機構の簡素化が進められている中で司令部の指示により拡充され、講和発効時には長官、次長の下で長官官房ほか四部二室一五課を擁する機構となった。国税徴収の中央管理機構は戦前は主税局経理課の一課であり、国税庁設置前でも主税局内の二部五課に過ぎなかったのに比べれば、大変な膨張である。

そこで政府は二七年機構改革に当たって、国税庁の機構を縮小し、大蔵省内部部局として主税局と並ぶ徴税局に組織替えし、局長のもと次長二人及び六課を置く構想[19]で第一三国会に「大蔵省設置法」の改正案を提出した。しかし、国会の審議の中で国税庁は従前のまま存置することになり、法案は修正可決されたので、二七年八月機構改革においては国税庁機構に全く改訂が行なわれない結果となった。

六　関税行政機構

明治以来大蔵省管轄下にあった税関は、昭和一八年一一月、戦時下の貿易縮小、海運統制強化により廃止され、その業務、施設及び人員は運輸通信省（昭和二〇年五月運輸省となる）海運局に引き継がれた。このとき大蔵本省で関税行政を所掌していたのは主税局の関税課であって、税関廃止後も関税制度の調査と海運局における関税関係行政の監督に

あたっていたが、関税課もまた昭和二〇年三月一七日に廃止され、主税局第二課の関税係に縮小され終戦を迎えた。

終戦後、対外取引その他一切の対外関係行政は司令部の直接管理下におかれ、その下で運輸省海運局によって行なわれていた事実上の税関業務は、主として密貿易の取締りと、引揚者に対する検疫及び通関業務であった。この管理監督に当たっていた司令部の係官は、日本に税関がないことに不審をいだき、海運局の視察、税関関係者、貿易業者からの事情聴取など広範な調査を進め、また、大蔵省主税局の関税担当官からも、税関廃止の事情と現状についての説明を聴取したうえ[20]、昭和二一年四月八日、司令部は大蔵省の管轄下に税関を再開するよう、次の覚書を発した。

日本税関機構ニ関スル件（昭和二一年四月八日、SCAPIN第九四一―A号）

1　日本政府ハ総ユル関税機能ノ統制及税関並ニ其ノ人事ヲ含ミ之ニ関連セル総テノ事項ノ行政権ヲ大蔵省ニ移管シ且集中スベク指令セラレタリ

2　大蔵省ハ将来公布セラルベキ新法令ヲ含ミ総ユル日本関税法規ノ実施施行ニ関シ、又関税統制及税関官吏ノ行動ニ付連合軍最高司令官ヨリ発セラルベキ総テノ指令ノ実施ニ関シ責任ヲ負フベシ、大蔵省ハ税関ノ統制ニ関シ必要ナル範囲ニ於テ権限及責任ヲ委任スルコトヲ得但シ此ノ委任ニ付連合軍最高司令官ノ事前ノ授権及承認ヲ得ルヲ要ス

3　日本政府ハ此ノ指令ノ条項ニ応ズベク授リタル行為ニ関スル説明書ヲ連合軍総司令部ニ提出スベシ

次いで同年四月一〇日、司令部は関税機構の再置について次のように発表した。

連合軍軍総司令部渉外局発表（昭和二一年四月一〇日）

連合軍最高司令部ハ日本関税課 Japanese Customs Bureau ノ再設置ヲ指令ス

連合軍最高司令部ニ依リ有効ナル日本関税課 Japanese Customs Bureau ノ早急ナル復活ガ指令セラレタ

嘗テ一九四三年大蔵省ノ一部ナル関税課 The Customs Bureau ハ其ノ職務ノ大部分ト人事権ヲ剝奪サレタ、当時其ノ職務ノ大部分ト人事権ハ運輸省海運局ニ移管サレタ

目下ノ処外国貿易ハ政府対政府ノ基礎ノ上ニ営マレ且広範囲ニハ行ハレテ居ナイケレ共連合軍最高司令部当局者ハ連合軍最高司令部ニ依リ制定セラレタル輸出入手続実施ノタメ税関機構ヲ必要トスル旨指摘シテ居ル

日本政府ハ総ユル関税機能ニ関スル統制及税関並ニ其ノ人事権ヲ含ミ之ニ関連セル一切ノ事項ノ行政ヲ大蔵省ニ移管シ且ツ集中スルヨウ指令セラレタ

そこで大蔵本省でまず二一年五月一日、主税局第二課から関税係を分離して、関税課を再置し、税関再開の準備を行なった。次いで二一年六月一日、横浜、神戸、大阪、名古屋、門司、函館の六税関が再置され、大蔵省管轄下で税関が再開された。しかし、戦前の税関で所掌していた動植物検査や人の検疫等の事務は税関からはずされ、施設の返還も行なわれなかった。関税課所掌事務のうち二〇年四月まで大蔵省（主税局第二課）で所掌していた運送通路に関する事務は運輸省との関係で削除された。

日本の関税は管理貿易下における輸出入の減少及びインフレーション高進下における従量税の比重が高い関税率表の適用によって、ほとんどその機能を失っていた。さらに、占領期を通じて、占領軍関係の軍人軍属に対して戦時国際法のたてまえから課税権がなく、当初は一般外国人に対しても免税特権が賦与され、外国籍船舶への噸税の賦課も許されないという状況であった。[21]

しかし、昭和二二年八月一五日、民間貿易の一部再開が許され、翌二三年にはそれが拡大され、八月には輸出貿易について国営体制を一応解消し、民間業者が直接外国商社と取引できるような情勢となると、外国人課税を復活し関

税率を有効に機能させ、関税自主権を回復するために、関税率の構造そのものの抜本的改正を必要とするに至った。

この情勢の中で昭和二三年七月五日、大蔵本省の機構改革に際し、税関部を設置することになった。関税課は税関業務課と税関調査課に分離され、二課の事務を総括する税関部長が新設された。

税関業務課は主税局経理課で所掌していた税関経費の概算、配賦及び職員課で所掌していた税関職員の養成及び指導と税関業務の監督を、税関調査課では輸出入品の鑑定、関税制度調査及び貿易統計等の事務を所掌した。

昭和二四年六月の機構改革では、主税局税関部は税関業務課を業務課に、税関調査課を調査統計課に改称したのみで、従前の体制を存続した。

その前、二四年から二五年にかけて単一為替レートの設定、民間貿易への全面移行、貿易・為替関係の諸法令の整備が進められ、税関の出入国事務及び商品輸出入関係の事務もしだいに増加した。税関部で立案を進めていた関税率の改正案は、紆余曲折を経ながら司令部との交渉が煮つまり、昭和二六年第一〇国会において、「関税定率法の一部を改正する法律」が成立し（昭和二六年三月三一日法律第一一〇号）、二六年五月一日から実施された。この中で二六年四月一〇日、税関部長の直轄の下に関税調査官三人以内を置き、関税率の調査研究にあたらせることになった。

その前、昭和二五年七月、司令部の要請でアメリカの関税調査団が来日した。アメリカ陸軍長官の任命による調査団は、日本の税関制度の改善について、司令部を援助する目的で派遣され、七月末から視察並びに調査を開始した。

税関部は調査団の要請に応じて、二五年八月、関税局への昇格を含む機構拡充案を提出し、税関行政機構が現実の業務量に比し著しく小さ過ぎること、税関に対する指揮監督は実質上税関部長の責任において行なわれるが、形式上内国税を主管する主税局長の権限において行なわれ、関税行政の権限と責任の範囲が不明確となっていることなどを

図 4-6　関税調査団の機構改革案（昭和25年9月7日）

指摘した。[22]

関税調査団は、二五年九月七日、全文一一章からなる報告書を司令部に提出した。[23] その中で大蔵省外局としての関税庁を新設し、その機構は図4-6のようにすべきことを勧告した。そして、この関税庁創設は「順序上第一位」に実施せらるべきであり、「同庁は、地域的及び地方の機関に対し、完全な管轄権を有すべきであり、法令の定める凡ゆる税関の運営及び責任事項に対してその責に任ずべきものである」とした。

右の調査団の報告書は、二六年三月五日付マーカット経済科学局長の「本報告書は、右調査団の意見であって、必ずしも本司令部の見解と一致するものばかりではない事を了承せられたい」「経済科学局員は本報告書の内容に関し詳細な協議に応ずる」旨を記した添付書類とともに大蔵省に送達された。[24] そこで税関行政機構改革案はさらに検討を続けることになった。

税関部は二六年六月、税関部の関税局または関税庁への昇格を見合わせ、単にその機構を拡充し、かつ関税にも国税と同様の監察官を置く案を提案した。[25] しかし、この案に対しては大蔵部内で、行政機構簡素化により税関部の部制存廃が問題とされている時に課の増設は慎重な考慮を要すること、職員の非違行為防止は組織の長の指導監督により達成せらるべきで、監察官制度の導入は好

ましくないなどの意見が出て[26]採用されなかった。結局、この時期の税関部機構拡充は二六年七月二四日、四月新設された関税調査官の所掌を拡げ、関税率の調査研究に止まらず企画立案をも行なうことにしたことと、調査統計課から鑑査課が独立して輸入貨物の鑑定部門を強化したに止まった。こうして税関部は、業務課、調査統計課、鑑査課の三課及び関税調査官三人以内が置かれることになった。

なお、二七年の機構改革の政府原案では、局中の部制廃止の原則上、税関部を廃止し主税局直轄の課とする方針をとっていたが、政府案は修正され、税関部の体制は従前通り変化がなかった。

(1) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(2) 岸本謹之助「GHQの税務行政に及ぼした影響」（「戦後財政史口述資料」第三分冊・租税）、一八ページ。
(3) 「公文類集」昭和二三年・財務三八。
(4) 大蔵省資料Z五二六―一六―二。
(5) 「行政整理による機構改革案（二三・一・一三）」（同前）。
(6) 大蔵省資料Z五二六―一六―四。
(7) 「税務機構及び税務職員に関する特別懇談会小委員会報告（第二回）（二三・九・七）」（大蔵省資料Z五〇四―二）。
(8) 前掲岸本謹之助口述、六―八ページ。
(9) 前掲「小委員会報告」の添付資料。
(10) 「国家行政組織法に基く大蔵省機構改正案（二三・九・九官房）」（大蔵省資料Z五一一―八）。
(11) 「税制並びに徴税に関する司令部側の見解について（昭和二四・一・一〇）」（大蔵省資料Z五一一―一三九）。
(12) 前掲岸本謹之助口述、九ページ。
(13) 大蔵省資料Z六〇四―四四。
(14) 同前。

(15)「新税務機構に関するＩＲＤの意見」(大蔵省資料Ｚ六〇四―四二)。
(16)国税庁編『国税庁二十年史』昭和四四年、四〇七―八ページ。
(17)「国税庁の職員に司法警察官の職務を行わせることの不可なる理由」(大蔵省資料Ｚ六〇四―四二)。
(18)「大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する国税庁意見(昭和二五・二・七)」(同前)。
(19)「大蔵省機構改正案(昭二七・五・一二大臣官房文書課)」(大蔵省資料Ｚ六〇四―四二)。
(20)大蔵省関税局編『税関百年史』下、昭和四七年、一六一―六四ページ。
(21)同前、五九、七〇ページ。
(22)同前、一九一―九二ページ。
(23)「リットル・スコット調査団による日本税関行政及び手続に関する報告」(一九五〇年九月)(大蔵省資料Ｚ六〇四―四二)。
(24)経済科学局発大蔵省宛昭和二六年三月五日付セクション・メモ(同前)。
(25)「税関部機構改革について」(大蔵省資料Ｚ六〇四―四二)。
(26)同前。

第五節　地方財政調整機関

一　地方財政調整機関としての内務省と大蔵省

戦前から戦後にかけて、地方財政に対する一般的な監督官庁は内務省であり、「内務省官制」によって、地方局が「府県市町村公共組合ノ財政其ノ他経済ニ関スル事項」を所掌していた。地方局中の地方財政担当課は戦時の行政機構簡素化の中で縮小され、二〇年四月からは監理課がのちの行政課の担当事務とともに地方財政を所掌していたが、終戦直後、二〇年八月二二日、地方局の分課が再編され財政課が再設された。以降、内務省地方局財政課は、都道府県市町村公共組合その他の財政の制度並びに監督に関する事項及び各種行政中地方費に関係ある事項を所掌した。

ところで、地方財政と国家財政は経費面においても財源の面においても、国と地方の分担並びにその負担割合という点で固く結びついている。したがって、単に補助金や地方財政の調整補給金(時代によって分与税分与金、配付税配付金、平衡交付金と名称は異なる)を内務省及びその後継機関が地方団体の要求をとりまとめて大蔵省に予算要求し、これに対して大蔵省が国家財政の立場から対処するというに止まらず、地方財政制度の企画立案は、国の財政の運営、予算編成や税制の企画立案と関連し、また地方債の起債も国の資金計画と関連していた。そこで大蔵省は、このような面から地方財政制度の企画立案や運営にかかわった。

また、制度制定後の実施面での監督については、「大蔵省官制」第一条において「東京都北海道地方費府県市町村及公共組合（昭和二二年六月一二日政令第八七号により「地方公共団体及公共組合」と改正―引用者）ノ財務ヲ監督ス」と規定されていた。しかし終戦時歳出面における法制上の監督権限はなく、歳入面においても地方債及び地方税に関連する大蔵大臣の許可の権限は昭和一九年の「許可認可等臨時措置令」によって府県知事ないし内務大臣に委任され、大蔵大臣の監督は行なわれていなかった。しかし、戦後、これらに対する大蔵大臣の権限は、それぞれ法制化され明確に規定されるに至った。その間の事情は、左の大蔵省資料[1]によって明らかにされている。

地方財政に対する大蔵大臣の監督（二二・六・五　大蔵省）

一、歳出面における監督

従来は地方財政の歳出面における監督については一般的監督官庁たる内務大臣が行い、又国が補助金を交付した場合、その使用についての監督は夫々所管大臣及び会計検査院の権限であって、大蔵大臣は何等法制上の権限をもたなかったが、本年四月一日施行の会計法及び五月三日施行の地方自治法により左の監督権を有することになった。

(1) 大蔵大臣は予算の執行の適正を期する為補助金の交付を受けた地方公共団体に対し、その状況を監査し、又は報告を徴することができる（会計法第四十六条）。

(2) 大蔵大臣は所轄行政庁として地方団体に対し、事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は実地につき視察をなし、若は出納を検閲することができる（地方自治法第二百四十六条）。

二、歳入面における監督

(一) 地　方　債

地方債についての許可は内務、大蔵両大臣の共管として、地方団体の基礎法規制定の当初より規定されていたが、昭和十

九年、許可認可等臨時措置令により戦時中の行政簡素化の措置として府県知事乃至内務大臣に委任され、大蔵大臣の許可は不要とされていたから、大蔵大臣の監督は全然行われていなかった。本年五月三日施行の地方自治法は、国家財政及び金融政策上の見地よりする大蔵大臣の監督の必要を認め、次の様に規定した。

地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利息の定率若は償還の方法を変更しようとするときは内務大臣の許可を要する。内務大臣がこの許可をするには内務大臣及び大蔵大臣の定めるところによらなければならない（法第二百五十条、同施行令第百七十四条）。而してこれに基づく内務、大蔵省令は近く公布される筈であるが、大蔵大臣は予め内務大臣から協議を受けることになる見込である。従って大蔵大臣は直接許可権をもたないが、右の協議を受けることにより間接的に地方財政を監督することになる。

(二) 地　方　税

最近までの地方税制は昭和十五年の税制改革に基づくものであるが、これは相当中央集権的色彩の濃いものであった。然るに終戦前後の地方財政経済事情の激変はこれに相応する改正を必要とし、一方地方自治の強化に即応し、国の分与税に対する依存を脱却し財政自主権を確立しようとする要求から、昭和二十一年地方税法及び地方分与税法が一部改正されたが、更に本年三月根本的改革が行われるに至った。即ち(1)地租、家屋税、営業税、鉱区税及び遊興飲食税の地方税委譲、(2)法定独立税目の拡張、(3)独立税の増徴が実現し、かくて地方財源の充実、国税依存から離脱が図られた。尚地方分与税もこれに対応し、還付税の廃止等所要の改正が行われた。大蔵大臣の地方税に対する監督は従来法定外独立税の許可及び附加税の制限外賦課の許可（但し後者は昭和十九年以来許可認可等臨時措置令により内務大臣に委譲）を通じてなされており、今回の改正においても形式的には大体従来通り（後者は内務大臣が許可する場合協議を受けることに改正）であるが、実質的には（法定独立税目の拡張等により――引用者）大幅に縮減している。

（以下略）

右の内務、大蔵両大臣の権限のうち、歳入面に関する権限にはその後変更が加えられた。

地方債については昭和二二年七月一日「地方自治法施行令による地方債の許可に関する件」（内務・大蔵省令第五号）により、都道府県、特別市及び特別区の起債は内務大臣の許可を要するが、許可に当たって起債目的一件五〇〇万円以上のものは、予め大蔵大臣との協議を必要とすることになった。この内務大臣の権限は、後述するように地方財政委員会（地方自治庁）に引き継がれたが、省令それ自体は占領期に改正されなかったから、一件五〇〇万円という金額はインフレーションによって事実上すべての起債を包含するようになった。

地方税についての監督調整権限は、その後の法改正によって弱まった。二三年の「地方税法」の全部改正（昭和二三年七月七日法律第一一〇号）により、地方団体が標準率超過課税、法定外独立税の新設または変更等に対し、従来内務大臣の許可制をとり大蔵大臣は許可に際し協議を受けることになっていたのを、条例議決後直ちに総理大臣に対し報告せしめる報告制に改め、総理大臣（地方財政委員会、地方自治庁）がこれを適当でないと認めたときは、地方税審議会の審査により適否を決定することにした。なお大蔵大臣は法定外独立税の新設または変更及び事業税・特別所得税の外形標準による賦課に際してのみ、地方団体の措置に異議があるときは、地方税審議会に審査を請求できるが、その決定権は地方税審議会が有することになった。

次いでシャウプ勧告に基づく新「地方税法」（昭和二五年七月三一日法律第二二六号）の成立により、従来地方自治庁及び地方税審議会が持っていた権限は、あげて新設の地方財政委員会に帰した。そのうち、地方公共団体の法定外普通税の新設、変更については予め地方財政委員会の許可を要し、この許可の申請は地財委から大蔵省に報告され、大蔵大臣に異議があるときはその旨地財委に申し出ることができた。ただしその決定権は地方財政委員会が持つことになった。[2]

二　内務省解体と地方財政委員会の設置

昭和二二年四月三〇日、司令部からの覚書「内務省の分権化」（SCAPIN第二九二号）が出され、内務省の解体に関する本格的な検討が始まった。結局、同年一二月末内務省は解体され、地方財政関係の行政は、二三年一月七日設置された地方財政委員会に引き継がれるのであるが、その間内務省解体案は立案と修正を繰り返し、紆余曲折した。

とくに、財政を含めた地方公共団体の行政を統轄していた地方局は、改革の一つの焦点となった。アメリカ合衆国は連邦制度をとっており地方局に相当する中央行政機関がないこと、アメリカの地方自治の考え方からはその存在の必要性を理解し難かったこと、地方自治の伸張のためには国が地方行政を統制管理するようなことは廃止すべきであるという考えが司令部の民政局にあったこと、などがその理由であった。しかしながら、当時の日本の地方財政は国家財政の支えなしには立ちゆかず、地方自治も財政面から危機に頻していた。そこで、地方局所掌行政のうち、地方財政関係は選挙関係行政とともに、何らかの形で残す必要が認められた。司令部の提案で、地方財政関係行政の大蔵省移管案も検討されたが、これには内務省側の反対があって、総理庁外局の地方財政委員会が設置されることになった。

内務省解体関係の八法案は、第二国会の審議を経て成立した。そのうち、「地方財政委員会法」は一二月七日公布され（昭和二二年法律第一五五号）、翌二三年一月七日からの施行が予定された。一方、内務省は、「内務省及び内務省

の機構に関する勅令等を廃止する法律」（昭和二二年一二月二六日法律第二三八号）によって二二年一二月三一日限り廃止され、内務省所管の事務及び職員で残存するものは、臨時に内閣所管の内事局に移管されることになった。内務省地方局財政課は二二年末に廃止され、その事務は形式上、一たん内事局に引き継がれたうえ、新設の地方財政委員会事務局に引き継がれた。

昭和二三年一月七日、地方財政委員会は総理庁外局の行政委員会形式の官庁として、「地方財政委員会法」に基づいて設置された。同法によれば、委員会の設置目的は「内務省の廃止に伴い、地方財政の自主化に資するため、内閣総理大臣の管理のもとに、臨時に、地方財政委員会を置く」（同法第一条）と規定された。またその機能は「国家公益と地方公共団体の自主権とが調和するように、地方財政の自主化を図るため、左に掲げる事項を包含する計画を立案する」（同第二条）として、その事項に次の五項目をあげている。(1)租税の賦課及び徴収、(2)借入及び公債の発行、(3)予算、経理及び決算、(4)地方行政遂行のため必要な国家資金の公平な配分、(5)地方公共団体の政府に対する財政報告。なお、「第二条の規定による計画に関する地方財政委員の立案に基づく所要の法律案は、この法律公布の日から九十日以内に、これを国会に提出しなければならない」（同附則第二項）と規定され、この計画提出後も、「その実施について必要な諸般の調査を行うため」法律公布後一年間委員会の存続を認められた（同附則第三項）。

このように、地財委は地方財政の自主化を図るための制度立案機関として設置されたのであるが、一方で、「内務省の廃止後は、法律を以て別段の規定をなすまでの間は、地方税法、地方分与税法その他の法令により、地方財政に関し従来内務大臣に属した権限は、臨時に地方財政委員会の補佐により、内閣総理大臣がこれを行うものとする」（同附則第五項）との規定が挿入され、地財委が従来の内務省地方局財政課の地方財政関係行政を継承し、内務大臣に

代わる総理大臣の権限を補佐することが認められた。

次に右の機能を果たすために必要な権限として、「事務の遂行上必要があるときは、証人を喚問し、又は関係機関に対し記録の提出を命じることができる」（同第三条）と規定された。

この委員会の組織は、内閣総理大臣の任命する五人の委員で構成される。委員長は他の行政事務を分担しない国務大臣、委員は国会議員代表（衆参両院議長の指名者）、都道府県知事代表、市長代表、町村長代表の各一人である（同第四、五条）。すなわち、二五年に再設された同名の委員会と異なり、現職の国務大臣、議員、知事、市町村長が委員に任命されるしくみであった。また、委員会の会務決定は、委員三人以上の同意を必要とした（同第六条）。

法律で定める事務を補佐させるため、委員会に事務局が設置され、局長、次長のもと、企画課、監理課、及び書記室が置かれた。(3)

かくして地方財政委員会は、法に定められた使命である地方財政改革案の立案を急速に進めた。しかし、片山内閣倒壊後の政治的空白により法案の国会提出は期限に遅れ、かつ、政府部内で大幅修正を受けたが、「地方財政法」「地方税法」「地方配布税法」は、第二国会の審議を経て成立した（昭和二三年七月七日法律第一〇九、一一〇、一一一号）。この「地方財政法」には、地方財政委員会の権限として、「この法律、地方税法及び地方配付税法の規定による内閣総理大臣の権限の行使については、臨時に、地方財政委員会が、これを補佐する」（同法第三六条）と規定された。

また、「地方税法」では、前述のように監督庁の許可制を報告制に変更し、国の地方団体への統制を緩める措置をとり、地方団体が条例で定めた地方税に対し総理大臣及び大蔵大臣に異議があるとき、その可否を審査決定する地方税審議会の設置を定めた。地方税審議会は総理大臣が任命する学識経験者五人で構成され、その庶務は地方財政委員

会事務局が担当した（昭和二三年九月四日政令第二八四号）。これにより、地方財政委員会及び大蔵省の地方税に対する監督権限は後退した。

三　地方財政委員会の改組と地方自治庁の創設

地方財政委員会は、前述の制度改革と併行して、二三年度の地方予算編成にとりくんだが、国家財政との調整で地方団体の要求は大幅に削減された。このため、五月二七日の地方予算の閣議決定を不満とする府県市町村代表の地方財政委員三名が、辞表を提出するという事件が起こった。これに対し、全国知事代表会議は「地方財政委員会の権限確立ならびに地方税等に関する要望」を政府に提出し、政府が地財委の成案を修正する場合は必ず委員会の同意を要し、同意を得られない場合は政府案と地財委案を同時に国会に提出するよう要望した。また、全国町村長会緊急理事会も、地方財政委員会の自主性を認めるよう政府に要望した。六月一九日、政府は閣議を経て、「地財委強化は法改正時に充分尊重する」旨回答した。

当初、地方団体側には地財委委員の後任選出の政府要請には応じないという空気が強かったが、しだいに委員を送って権限強化につとめるべきだという考えに変わり、六月二六日、府県代表及び町村代表委員は復職届を提出し、市長代表は後任が選出され、委員辞任問題はおさまった。[4] その後、地方財政委員会の権限強化のための「地方財政委員会法」の改正案が政府部内で検討されることになった。

二三年九月、立案された「地方財政委員会改正案」[5]は地財委を臨時的な官庁から制度立案機関であると同時に実施

面の監督調整権限を有する恒久的な官庁とし、かつ地方団体の要望を容れて制度改革の立案に関する法案の国会提出に当たり、政府が地財委案を変更するときは地財委の同意を求め、同意を得られなかったときは、地財委提案ならびに政府の修正理由及び地財委の意見を国会に提出せねばならないとする地方財政委員会の強化案であった。「改正案」に対し大蔵省は、地方財政委員会は計画立案の臨時機関である性格を変えるべきではないという立場に立って、ほぼ全面的に反対の意向を示し、[6]「改正案」は結局陽の目を見ずに終わった。

次いで総理庁官房自治課と地方財政委員会を統合して、地方自治委員会を設置する法案を第三国会に提出する予定で「地方自治委員会法案」が閣議決定されたが、司令部の最終的承認を得られなかった。[7] そこでとりあえず地方財政委員会の設置期限を二四年三月末まで延長する法案が第三国会に上程され成立をみた（昭和二三年一二月一四日法律第二二三号、なお設置期限は翌二四年三月三一日法律第五号で二四年五月末に再度延長された）。この法案議決にあたり衆議院は「国と地方公共団体との緊密な連絡をはかるとともに、地方自治行政及び財政を統一的に所轄し、国家公益と地方自治権との調和をはかるべき、強力かつ民主的な地方自治総合調整機関の急速な設置を期す」旨の希望条件を付した。

また、続く第四国会では、参議院の議員提出によって、委員会の委員を五名から七名に増員し、委員長である国務大臣及び委員に府県知事、市長、町村長、衆議院議員のほか、参議院議員及び学識経験者を加えるという内容の法改正が成立した（昭和二三年一二月一八日法律第二四八号）。

地方財政委員会は続いて二四年度の地方予算の編成にとりかかったが、二四年度予算は最終的にドッジによる緊縮予算が組まれ、地方財政委員会の決定に反して、閣議は地方配付税の削減を決定し、地方財政委員会の権限強化は再び地方団体の要望するところとなった。[8]

かくして、地方自治総合連絡調整機関の設置構想は、行政機構改革の一環として第三国会議決の際の付帯希望条件を考慮にいれて政府部内で煮つめられ、[9] 総理庁官房自治課と地方財政委員会を統合した地方自治庁が設置されることになった。

二四年六月一日、地方自治庁は「地方自治庁設置法」（昭和二四年五月三一日法律第一三一号）によって総理府の外局として設置された。地方自治庁の地方財政に対する権限は、地方財政関係諸法令で規定されている内閣総理大臣の権限を補佐することで、右の地方財政に関する地方公共団体に対する監督調整機能と同時に、地方財政制度の企画立案及び財政運営の実情調査、資料の収集配布をも所掌する官庁であった。しかし、地方自治庁には議決機関である地方自治委員会議が付置され、この委員会が同庁所掌事務中重要事項の決定権を持った。

すなわち地方自治庁の所掌事務のうち、地方自治委員会議の議決を経ねばならない事項は次の通りである（同法第一一条）。(1)地方公共団体の行政及び財政並びに職員に関する制度についての法令案に関する事項、(2)地方公共団体の職員給与についての技術的助言に関する事項、(3)地方配布税中第五種配布額及び特別配布税の配布に関する事項、(4)地方債の発行許可の基本方針に関する事項、(5)その他地方自治委員会議において議決を経るべきものと決定した事項。また、地方自治委員会議は、上記の事項について、関係機関に意見を提出することができた。

この地方自治委員会議は、国務大臣である長官を委員長とし、総理大臣の任命する一二人の自治委員からなり、議事は委員六人以上の出席で、出席委員の過半数の同意をもって決せられた（同第四、一二条）。地方自治委員の構成は衆議院議員一人、参議院議員一人、都道府県知事及び議長の連合組織の推薦者各一人、市長及び市議会の連合組織の推薦者各一人、町村長及び町村議会の連合組織の推薦者各一人、学識経験者四人で、衆参両院の同意を経る必要があった（同第四条）。

また、地方自治庁の機構は、長官（国務大臣）、次長の下に、官房ほか連絡行政部及び財政部の二部七課であった。財政部は、財政課、監理課、調査課の三課制で、財政課は主として地方財政制度の企画、立案及び地方公共団体の負担に関係のある制度の設置改廃に関する事務を、監理課は主として地方財政に関する法令に基づく監督を、調査課は主として調査統計及び地方公共団体のための財務に関係ある資材のあっ旋及び割当を所掌した。なお、「地方税法」によって設置された地方税審議会の庶務は、二四年六月以降、地方自治庁で掌ることになった（昭和二四年六月二〇日政令第二一一号）。

四　「シャウプ勧告」による地方財政委員会の設置

昭和二四年五月来日したシャウプ博士を団長とするアメリカの税制使節団は、来日以降の精力的な調査の結果をまとめて、「日本税制報告書」を同年九月一五日公表した。この報告書において、シャウプ使節団は地方財政委員会の設置を勧告した。すなわち、「報告書」の第二章（国家財政と地方財政との関係）のD節（地方財政委員会）は、要旨次のような勧告を行なったのである。

国と地方公共団体の財政関係を処理する機関として、地方財政委員会を設置することが必要である。この委員会は、(1)時宜に適する税を課することについての地方団体の申請の審理、(2)地方債の発行限度内の許可起債総額の地方への割当、(3)二府県以上にわたり営業を行なう法人について、事業税の課税対象たる益金の各県への分配、(4)法律の

定める地方税の最高税率の一時停止権限、(5)改正後の地租及び家屋税（不動産税）に基づいて農地を評価する場合の「調整」係数の決定、(6)平衡交付金の配付に必要な地方団体の財政需要と財政力の標準を定めるに必要な研究、(7)地方財政に関する資料収集、(8)その他、国と地方団体間の新しい関係を調整するための諸権限、を持たしむべきである。現在の地方税審議会と地方自治庁は、何れも地方財政委員会として活動するには不適当であり、これらの機関を解散し、次のような構成で地方財政委員会を構成すべきである。委員は五名、内訳は知事会会長、市長会会長、町村長会会長が任命する委員各一人及び総理大臣が任命する委員二人で、五人の委員任命は国会の承認を要する。また、別途国と地方団体の行政機能の分掌及び全額補助金制度の改革について調査し勧告するための「地方行政組織」調査委員会を組織すべきである。

地方自治庁は、この勧告を受けとると直ちに「地方税法」「地方財政平衡交付金法」の立案と並んで、地方財政を所掌する行政機関の改組案の検討を始めた。[10] このとき政府は、地方自治庁設置の経過に照らして地方行政と財政を一体的に管掌する行政組織が望ましいとして、地方自治庁の組織全体を地方自治委員会に改組し、かつその委員長は専任の国務大臣とする案を作成し、二五年二月四日「地方自治委員会設置法案」を閣議了解した。ところが司令部は、新組織は地方財政の管掌を主体とする地方財政委員会であるべきこと、内閣から独立した権限を持つべきであることなどを中心とした法案の修正を求めた。そこで政府は、地方自治委員会を地方財政委員会と改称し、地方財政を主として管掌する「地方財政委員会設置法案」を二月一四日あらためて閣議決定し直した。この一四日案の地方財政委員会は、なお、地方財政とともに財政に影響を及ぼす行政の調整をも管掌し、事務局は官房ほか財政監理部と行政調査部の二部制で、地方財政の企画立案と地方団体の監督調整をともに管掌する機関であった。しかしながら、司令部はこ

の案をも不満とし、よりシャウプ勧告に忠実な地方財政委員会の設置を要請した。この司令部の要請を容れた大幅な法案修正が行なわれ、改めてこれが四月一九日閣議決定された。[11] その法案の修正要綱は次の通りであった。[12]

地方財政委員会設置法案修正要綱

一、委員会を内閣の所轄とすること。

二、委員会の所轄事務の中、地方財政に直接関係のない事項を削ることとすること。

三、委員長は委員のうちから互選によることとし、国務大臣は委員に加えないこととすること。

四、委員会は、地方公共団体の権利及び衡平に関する紛争事項について請求があったときは、公聴会を開かなければならないこととすること。

五、委員会の事務局の組織に関し必要な事項は、地方財政委員会規則で定めることとすること。

六、前各項の修正に伴い地方自治庁設置法に所要の改正を加えること。

この修正により、新設の委員会は専ら地方財政の監督調整機能のみを有し、地方財政制度の企画立案は、なお地方自治庁に残されることになった。

こうして成案された「地方財政委員会設置法案」は二五年四月二二日国会に提出され、委員の構成中地方団体の推薦者に対する規定の一部を修正して成立した[13]（昭和二五年五月三〇日法律第二一〇号）。同法により地方財政委員会は内閣総理大臣所轄の行政委員会形式の官庁となり、地方団体相互の財政調整の促進により地方自治の本旨実現に資することを目的として（同法第三条）、二五年五月三〇日設置された。なお、同法附則により地方自治庁も改組されたが、地方自治庁には地方財政の企画立案事務が残り、地方財政担当の行政機構は地方財政委員会と地方自治庁の二重組織となった。また、第一次の委員会が制度の企画立案を目的として設置され、地方財政の監督調整機能は臨時的にかつ総

理大臣の権限を補佐するという形で有していたに過ぎないのに対して、第二次の委員会は、地財委自体が内閣から独立して地方財政の監督調整の権限のみを有したという点で、また第一次委員会は国務大臣を委員長に、現職の国会議員、知事、市町村長を委員とする委員会であったが、第二次委員会は政府推薦二名、地方団体推薦三名の専任の委員をもって構成され、委員長は委員の互選であるという点で性格を異にしていた。また、地方財政委員会には、従前総理大臣が持ち地方自治庁が補佐していた地方財政に関する監督調整権限及び地方税審議会が持っていた権限が、シャウプ勧告に基づく地方財政関係法令によってあげて地方財政委員会に移譲された。

なお、委員会が内閣から独立してその権限を行使し、かつ設置目的を達成できるように、次のような保証が与えられた。(1)委員任免に対する任命権者（総理大臣）の権限の制限――五人の委員に地方団体推薦委員三人を必ず任命せねばならず、委員長は委員互選、罷免は法律事由に該当しなければ本人の意に反し罷免できない（同第五、七条）、(2)規則制定権――所掌事務について法令の実施または法令の委任に基づき独自に規則を制定することができ、委員会の決定処分につき総理府の外局であるが国務大臣の監督権は排除される（同第一一条）、(3)意見提出権――内閣及び関係機関並びに国会に対し委員会独自の意見を申し出ることができる（同第一三条）、(4)聴聞制――権限行使に必要なとき及び委員会の決定処分に対する反対の申出に対し、聴聞制を導入（同第一二条）、(5)国会に対する報告義務――地方財政情況及び地方財政改善方策についての委員会意見を毎年国会に報告する義務をもつ（同第一四条）、(6)予算面からする独立性の保証――政府が経費見積りを減額するときは予算に附記して国会に提出しなければならない（同第一五条）。

委員会は五人の委員の合議制で、委員三人以上の同意で会務が決定され（同第九条）、事務局が付置された。事務局機構は事務局長のもと官房ほか財務部、税務部の二部五課が設置された。官房は総務課の一課で事務局の庶務等を所

掌した。財務部は財務課、監理課の二課で、財務課は主として平衡交付金、地方財政調整、国会報告、調査統計等を、監理課は地方債、公営企業等を所掌した。税務部は府県税課、市町村税課の二課であった。

地方財政委員会設置と同時に地方自治庁は改組され、地方自治庁の部制は廃され長官、次長のもと連絡・行政・財政・公務員の四課制となり、地方財政を管掌する機構は、地方財政制度の企画立案及び委員会との連絡を所掌する財務課の一課となった。こうして、地方財政を管掌する組織は法制上は地方財政委員会と地方自治庁財政課の二重組織であったが、実際は委員会事務局財政部財務課と地方自治庁財政課は課長及び事務官が同一人物の兼務という形がとられ、二重組織の弊を防止する運用が行なわれた。(14)

なお、地方自治庁に付置されていた地方自治委員会議は、議決機関から諮問機関に変わり、委員も一二名から八名に削減され、地方財政に対して持っていた権限はすべて地方財政委員会に移譲された。

なお、この地方財政委員会は地方財政の調整機能とともに、地方財政平衡交付金の総額を見積り、これを各地方団体に分配する役割を所掌した。ところが、平衡交付金の総額の見積りについて、委員会事務局と大蔵省の見積り額はくい違い、政府決定の予算額は常に地方財政委員会の意見を下回った。そこで委員会は、与えられた権限により毎年委員会の意見を国会に提出した。(15)

「シャウプ勧告」に基づいて設置された第二次地方財政委員会は、二七年七月末で廃止された。それは、前年の政令諮問委員会が地方自治庁、地方財政委員会及び全国選挙管理委員会を統合し、総理府の外局として地方自治庁を設けることを答申し、その構想を政府が引き継ぎ、二七年八月一日自治庁が設置されたからである（昭和二七年七月三一日法律第二六一号）。

自治庁長官は国務大臣をもって充てられ、地方財政委員会の持っていた地方財政の監督調整権限は、あげて自治庁長官に帰属した。なお、地方自治庁に付置されていた地方自治委員会議は廃止され、あらためて地方財政審議会が付置された。地方財政審議会は、委員の構成、任免に関する総理大臣の権限の制限、審議事項等において、従前の地方財政委員会のあり方をそのまま踏襲したものであった。しかしながら性格は全く異なり、決議機関並びに行政の執行機関ではなく、自治庁長官は、従来地方財政委員会が決定を下していた事項について審議会の「議に付し、その意見を尊重せねばならない」（同法第一七条）と規定された諮問機関的な性格の委員会であった。[16]

自治庁の機構は長官官房ほか行政部、選挙部、財政部及び税務部の四部制で、地財委事務局財政部及び地方自治庁財政課が合併して財政部となり、地財委事務局税務部が自治庁税務部となった。

五　大蔵省における地方財政関係行政の分掌

終戦時、大蔵省における地方財政関係行政は、地方分与税を所掌した主税局第一課に集中していた。二一年二月二日の大蔵省機構の改正によりこの体制は再編された。地方財政関係の事務分掌のうち、地方公共団体の歳計その他財務の監督（諸収入に関するものは除く）は、主税局から主計局予算課に移管された。同日、主税局第一課は国税第一課と改称し、地方公共団体の租税その他諸収入及び公債並びに地方分与税等を所掌した。

次いで、昭和二二年七月から八月に、大蔵省の地方財政関係の事務分掌は再び再編された。それは、前述したように、戦時中の許認可事務簡素化で内務大臣に委任されていた大蔵省の地方財政に対する監督行政が、法制的にも実質

的にも再び返ってきたこと、並びに内務省解体による地方財政担当行政機関のあり方が検討されているという事態に即応するものであった。まず、二二年七月二日、主計局再編に当たって地方公共団体及び公共組合の財務の監督（諸収入に関するものを除く）の事務は予算課から予算決算担当の第一部第三課に移管された。その後この事務は二三年七月五日以降主計局第一部所属の地方財政予算担当の主計官の所管となった。

次に、同じ二二年七月二日、主税局国税第一課所掌の地方債関係事務は理財局国庫課に移管された。なお、当時の地方債は主として預金部資金で引受発行されたので、預金部資金の管理運用を担当する銀行局所管課も、実質上、地方債発行に関係した。

続いて、二二年八月一日、大臣官房地方課において地方税、地方債その他地方公共団体の財務に関する事務の連絡調整及び地方財政の調査事務を新たに所掌することになった。この時以降、地方課は大蔵省において地方財政を分掌する主計局、主税局、理財局、銀行局の意見をとりまとめ、大蔵省が内務省（のち地方財政委員会・地方自治庁）と折衝する場合の窓口となった。

なお、二三年六月三〇日の大蔵省省議決定により、大蔵省に地方財政連絡協議会が設置された。[17] 設置目的は「地方財政に関して大蔵省における各種案件の処理について連絡を密にし、地方財政の円滑な運営に資するため」で、構成は会長は大蔵次官、委員は大蔵省、地方財政委員会、経済安定本部の関係各局長、幹事は同関係各課長、庶務は大蔵省大臣官房地方課が担当した。この協議会は二三年八月から二四年二月までに九回、二四年六月から一一月までに九回、計一八回開催され、地方財政の当面の諸問題について意見交換を行なった。[18]

昭和二四年六月施行された「大蔵省設置法」は大蔵省の地方財政に対する権限を「国の財務の統轄の立場からする

地方公共団体の財務の調整に関すること」（同法第四条第一九号）と定めた。主計局の地方財政担当主計官が地方公共団体の歳出に関することを、主税局税制課が地方公共団体の歳入に関すること（ただし地方債に関するものを除く）を、調査課が地方配付税配付金特別会計の歳入を、理財局国庫課が地方債に関することを所掌した。これは「設置法」施行以前の体制をほぼそのまま移行させたものであった。

なお、二五年四月一日、「シャウプ勧告」に基づく地方財政制度の改変を期に、主税局の税制課が地方税及び地方財政平衡交付金の制度を、調査課が地方公共団体の歳入の調査（地方債を除く）を所掌することに改正された。

また、二五年七月、地方財政委員会の設置にあたって、大蔵省と地方財政委員会事務局の連絡を密にする目的で、地方財政連絡懇談会が設置され、毎月二回程度事務当局同士の懇談が行なわれた。懇談会の庶務は大蔵省地方課及び地財委事務局総務課の両課が担当した。(19)

二七年八月の機構改革によっても、右の体制は基本的に変わらなかったが、地方債事務の分掌が理財局国庫課から資金課に移された。これは資金運用部資金の所掌が銀行局から理財局に移管されたのに伴って、資金運用部資金を管掌する資金課に、融資対象として関連の深い地方債事務を移管したためである。

(1) 大蔵省資料Z五二六―三一―一。この資料は英訳があり司令部に大蔵省から提出した資料と思われる。

(2) 地財委存続中、大蔵省の異議申出は一件のみで、これは地財委に否認された（青木得三「戦後の地方財政について」（その二）、「戦後財政史口述資料」第八分冊、三〇―三二ページ）。

(3) 地財委事務局の規模は、地方局財政課の規模より大きかったが、内務省からの職員採用に対しては、予め一人一人司令部の承認を必要とした。また、広く各省及び地方団体職員を含む各界からの職員の採用を司令部から要請された（自治大学校編『地方自治史』Ⅺ、二三九ページ）。事務局長には元内務省地方局財政課長が就任し、事務局次長は大蔵省から職員が派

遣された。事務局機構は自治省編『自治省――その発足に際して』昭和三五年、八ページによる。

(4) 『地方自治史』Ⅺ、二九一―九四ページ。

(5) 大蔵省資料Z五二六―三一―二。九月七日、大蔵省官房地方課で「地方財政委員会法改正案新旧対照表」が作成された。

(6) 大蔵省資料Z五二六―三一―二。九月一六日の日付がある。

(7) 第三国会参議院地方行政委員会（二三年一一月一一日）における鈴木俊一政府委員の説明による。

(8) 『地方自治史』Ⅻ、一三一―三三ページ。

(9) 同前、七八―七九ページ。

(10) 『地方自治史』XIII、三三一―四四ページを参照。

(11) 「公文類集」昭和二五年・官規二。

(12) 『地方自治史』XIII、三四五ページ。

(13) 国会の修正点は、政府提案で地方団体推薦委員は知事会、市長会及び町村長会の推薦者となっていたが、それぞれの議会の議長会との共同推薦者となったことである。

(14) 『地方自治史』XIII、三四八―四九ページ。

(15) 意見提出は、地方団体推薦の三人の委員の強い要請で行なわれた（青木得三「戦後の地方財政について」（その一）、「戦後財政史口述資料」第八分冊、三四―四〇ページ）。

(16) 青木得三委員（当時の府県団体推薦地方財政委員会委員）の口述によれば、「日本においては、行政委員会といいますか執行委員会といいますか、そういうものは、占領後初めての試みであって、法律上は一切の決定権が行政委員会にあるようになっている。地方財政委員会もまたそうであります。平衡交付金の配分にしても、あるいは総額の決定にしても、地方債の許可にしても、あるいは法定外普通税の許可にしても、立法事項は別ですが、行政面は委員会が実権を握っておることになっている。それで地方団体の陳情団の来ることは実に夥しいものであって、地方財政委員会に出れば、その半分以上は陳情を聞くのが仕事になっている。しかし実際問題として実権は誰が握っているかというと、荻田事務局長以下の事務局員が握っている。局長、部長、課長というような人が握っている。それらで立案せられたものが委員会に報告せられてそれが修正せられるなどということはほとんどない。前回に申上げました、地方財政平衡交付金の総額について、政府の決定を不当

とする意見を立てて、国会に報告した場合は、これはきわめて珍しい例であります。（中略）それ以外は事務局の言う通りになっておるのであります。しかるに地方団体の人は、委員それ自身が実権を持っておるように考えておられる。これは実に羊頭を掲げて狗肉を売るものである。／（中略）ところが野村委員長の考えは、ちょっと違う。それは、青木さんあなたの言われるように今日の地方財政委員会は羊頭を掲げて狗肉を売るようなものである。一切の権力は事務局が握っておることは、あなたの言う通りだ、けれども日本においては、こういう行政委員会という機構は戦後初めてやったのであるから、一年や二年で、うまくいくものではない。それで、今日はこうでも、五年十年やっておれば、羊頭を掲げて狗肉を売るとあなたが言わないような立派なものになるんだから、今日において廃止論を唱えることはならぬと言うのです。私は別に運動はしませんけれども、私は廃止論であり、委員長は存続論だった。それで野村委員長は、（中略）非常に存続の運動をやられた。それで私は野村委員長から、どうも地方財政委員会の意見が二つに分れておって、ある人は廃止論で、ある人は存続論というのでは、ちょっと困るから、青木さん、あなたもひとつ表向きは存続論にかわって、委員会は満場一致、全会一致で地方財政委員会の存続を希望するということにしてもらわないと困るじゃないかと言われた。野村さんという人は良い人だから、そう言われてみれば、よろしうございます、私個人としては廃止した方がいいと思うけれども、委員会が二つに割れてるとか何とかいうことはいかぬから、それでみんな同じ意見にするというなら、存続論にいたしましょうと言った。それでこの運動が功を奏しまして、地方財政審議会というものができた。」（前掲青木得三口述（その二）、三三―三六ページ）。

(17) 大蔵省資料Z六〇四―四一。なお、地方財政委員会にも二三年一月、同名の協議会が設置された。この協議会は、委員長が地財委委員長（国務大臣）、委員は関係各庁（経本、建設、物価、地財委、大蔵、厚生、商工、農林、文部）各局長、幹事は同課長で、庶務は地財委事務局が担当し、地方財政に関する関係各庁の連絡に当たった。この協議会は二三年一月及び二四年六月に招集されたが、恒常的に開催されなかったようである（大蔵省資料Z五二六―三一―一、Z五〇六―二）。

(18) 同前。なお、この協議会は二四年一二月二日閣議決定により廃止された。

(19) 大蔵省資料Z五〇六―二。

第五章　中央機関Ⅱ

第一節　大蔵省の国内・国際金融関係部局（金融局・外資局・国民貯蓄局・理財局・銀行局）の機構と機能

金融行政の大蔵省への一元化と戦時金融統制の完成を背景に、昭和二〇年五月、大蔵省内局として創設された金融局は、国内金融行政を一局において掌握する局であった。すなわち、国庫・国債・通貨行政を所掌していた旧理財局の事務を国庫課で、預金部資金の管理運用を取り扱っていた旧預金部（資金局）の事務を預金運用課で、特殊銀行・普通銀行その他の金融機関に対する監督行政を取り扱っていた旧銀行局の事務を銀行課で、保険・証券行政を取り扱っていた旧監理局の事務を保険証券課で、資金調整・会社経理統制等産業資金統制に関する行政を取り扱っていた旧会社部の事務を資金統制課で所掌していた。すなわち、かつての大蔵省の国内金融関係五部局は、金融局の各課に圧縮されたのである。

終戦時、大蔵省の金融関係部局としては、金融局のほか貯蓄奨励を取り扱っている国民貯蓄局及び対外決済等国際

金融関係を取り扱っている外資局の二局があった。昭和二一年二月改正でこの金融関係三局は理財局と銀行局の二局に再編された。金融局は二分され、国庫課、保険証券課のうちの証券行政及び資金統制課（二〇年九月産業資金課と改称）で所掌していた事務が理財局に移管され、これと外資局が合体して、理財局が創設された。また、預金運用課、銀行課及び保険証券課のうちの保険行政が銀行局に移管され、これと国民貯蓄局が合体して、銀行局が創設された。

二一年二月に設置された理財局は、終戦後の事態に対応する財務処理に関連する多様な行政を引き受ける局となった。第一に、明治以来かつての理財局が所掌していた国庫、国債及び通貨関係行政を所掌した。第二に、財閥解体に関連する行政並びに戦時補償打切りに伴う企業再建整備関係行政等、広義の企業財務関連行政を引き受け、また「証券取引法」の立法とこれに伴う証券取引委員会の創設準備にあたった。第三に外資局から移管された国際金融関係行政を所掌した。国際金融関係行政は当初全面的に司令部の管理下に置かれ、のち司令部の指示により外国為替管理委員会及び外資委員会が設置された。そのため、大蔵省、経済安定本部、外国為替管理委員会、外資委員会、通商産業省及び日本銀行が、それぞれ国際金融行政の一部を分掌する複雑な機構が形づくられた。第四に、日本が支払うべき賠償、終戦処理費等占領軍に関わる経費等の多様な終戦処理に関連する財務処理を取り扱った。これらは二一年六月特殊財務部（のち管理局と改称）が創設され同部に引き継がれたが、二四年六月、その一部が再び理財局に引き継がれた。第五に、財政経済の調査業務を所掌した。第六に、アメリカの対日援助見返資金の管理運用を所掌した。これらの行政は、理財局において一定期間取り扱ったものあるいは単にその行政の一部を担ったものも含んでいる。

そこで本章は行政を事項で区分し、第一の国庫、国債及び通貨行政は第二節に、第二の企業財務・証券関係行政は第六・七節に、第三の国際金融関係行政は第八節に、第六の見返資金関係行政は第三節で取り扱う。第四の終戦処理

関係財務行政については、次章第二節に譲る。なお、第五の調査関係業務については、すでに第四章第一節で述べた。

次に二一年二月以降の銀行局は、この時期の特徴として、第一に預金部資金の管理運用及び復興金融金庫の監督行政等政府資金の管理を所掌した。これは見返資金の管理とともに第三節で取り扱う。第二に、戦前の銀行局が取り扱っていた銀行等金融機関の監督行政のほか、「金融緊急措置令」の施行、金融機関の再建整備、保険会社の監督行政及び国民貯蓄局を引き継いで貯蓄奨励関係行政を所掌した。これらについては第四節で取り扱う。なお、注目すべきことに、この時期には戦前の金融制度が大きく変革されたが、それらに関連して司令部から、金融行政を内閣の政治的な支配から独立させるため、銀行局全体を行政委員会に改組拡充する金融委員会（バンキング・ボード）構想が提案された。この構想は結局日本銀行政策委員会の設置となったが、もし、実現すれば大蔵省の機能に大きな変革をもたらすものであったと考えられる。この問題の経緯については第五節で取り扱う。

終戦から二七年八月改革に至るまでの大蔵省の金融局、外資局、国民貯蓄局、理財局及び銀行局の分課編成の推移は図5-1の通り。

図 5-1　大蔵省国内・国際金融関係部局機構の推移

第二節　国庫、国債、通貨関係行政機構

一　理財局（金融局）国庫課及び総務課の機能

昭和二〇年五月に創設された金融局の国庫課は、戦前の理財局国庫課、国債課で所掌した国庫・国債・通貨行政とこれに密接に関連する一般金融、政府資金収支調整を所掌し、併せて金融局の総括課の役割を果たす課であった。二一年二月二日、国庫課はそのまま理財局国庫課となり、併せて官房企画課で所掌していた資金計画設定事務をも所掌したが、これは二二年五月、経済安定本部に移管された。二四年九月、理財局総務課が新設されると、財政金融の調整及び通貨行政等は国庫課から総務課に移管された。

終始国庫課で所掌した国庫、国債関係行政とは、(1)国庫収入の調整、(2)国庫制度・国債制度の企画・立案、(3)国庫金の出納・管理・運用、(4)国の保管金及び国が保管する有価証券の管理、(5)国債の発行・償還・利払、借入金の借入、(6)国債整理基金の運用・管理、(7)家禄・賞典禄関係事務の処理等であるが、国庫金及び国債の取扱事務は日本銀行が分掌しており、大蔵省は政策及び制度の企画立案並びに国庫金及び国債の管理運用の権限を持ち、日本銀行の取扱事務を監督した。なお、国庫課は二二年七月以降地方債関係事務を所掌した。

貨幣、紙幣の発行等通貨制度、通貨政策に関する行政もまた、当初国庫課が所掌していた。ところで、大蔵大臣の

通貨行政に対する権限は、後述のように通貨発行審議会設置をめぐって問題となった。しかしながら「大蔵省官制」は、大蔵大臣の管理する事務のうちに「貨幣、一般金融」をあげ、金融局（のち理財局）の所掌事務中には「貨幣ニ関スル事項」があげられているが、通貨行政に対する大蔵省の役割は明らかにされていなかった。そこで昭和二四年六月施行の「大蔵省設置法」は、大蔵省の任務に「通貨」行政をあげ（同法第三条）、権限に「貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること」（同第四条）と規定した。また同時に「組織規程」で国庫課の一般金融・通貨行政に関する事務の分掌を、(1)財政と金融の調整、(2)通貨制度の企画立案、(3)貨幣及び紙幣の発行・回収及び取締、(4)日本銀行券の製造及び発行計画の樹立、と明確に規定した。

昭和二四年九月二一日、理財局各課が再編され総務課が新設されると、通貨行政は国庫課から総務課に移管された。その際理財局の総括課の機能及び財政と金融との調整その他国内資金運用の総合調整事務を国庫課から、国際金融と国内金融との調整事務を外資課から、賠償関係行政を特殊財務一課から移管して総務課の所掌とした。なお、二七年八月機構改革による理財局の再編で総務課の分掌事務は変わったが、通貨関係行政は引続き総務課が所掌した。

二　通貨発行審議会の設置

管理通貨制度下におけるインフレ要因の一つである日本銀行券の発行量の規制については、終戦直後からインフレ対策の重要な柱として論議されてきた。

日本銀行券の発行限度は、昭和一七年の「日本銀行法改正」によって大蔵大臣の決定によることとなり、さらに制

限外発行は大蔵大臣の認可制となっていた。しかしながら、この制度は一七年に日銀券発行最高限度額が定められて以降実質上停止されていた。そこで、戦後通貨対策委員会は通貨安定対策の有力な手段として日銀券発行額の制限制度を検討し、二〇年一〇月一九日、「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」を決定して、制度の復活を答申した。[1] 続いて、第一次金融制度調査会は、同年一一月一〇日、「日本銀行制度改正要綱」[2]を決定し、銀行券の発行限度は各界代表をもって構成する審議会の議を経て主務大臣が決定すること、限外発行が一五日を超える場合は主務大臣の認可を要し、限外発行税を課することを提案した。

その後、金融制度改革論議は一時中断したが、二一年一二月一六日、第二次金融制度調査会発足に際し、大蔵大臣は日銀券発券制度の改正案を次の通常国会に提案するため、調査会の審議にかけることを発表した。[3] これに対し、一万田日銀総裁は、一二月一八日、財政インフレ抑制策としての通貨審議会構想を発表した。[4]

この日銀構想を文章化したものと考えられる「通貨審議会設置案」[5]（昭和二一年一二月一九日）によれば、審議会は「通貨並ニ経済ノ安定ヲ促進スル為ノ日本銀行ノ赤字公債引受応募又ハ政府貸付ヲ規正スル目的ヲ以テ」設置され、そのために「法律ニ依リ日本銀行法ノ特例ニ関スル件ヲ定ムルコト」として、日銀による赤字公債引受発行及び政府貸付の規制を中心目的とし、権限は、(1)日銀による政府貸付、国債応募または引受、(2)大蔵大臣による日銀券発行限度の決定、(3)政府による通貨制度の基本に関する重要政策実施に当たって、審議会の議決を経ることとし、かつ通貨政策の基本に関する事項につき政府または議会に建議をし得ること、となっていた。また、審議会委員の構成は、貴衆両院議員及び学識経験者八名以内とし、日銀総裁がこれを司会し、可否同数の時は日銀総裁が裁決する。大蔵大臣、経済安定本部総務長官は出席し意見を述べ得るが議決権はない、という内容であった。

大蔵省は、早速一二月二三日付で発足当初の第二次金融制度調査会に対し、この通貨発行規制について諮問を発し、調査会は二一年一二月二八日『通貨発行規制暫定措置』に関する決議[6]」を答申した。「決議」によれば、インフレ阻止のための生産、流通、消費にわたる強力な総合対策の実施と併行して、通貨審議会を設置する。審議会は通貨面に関する事項を担当し、設置目的を「通貨金融政策の確立」に置き、権限として前述の設置案の(1)(2)を持つほか(3)日銀券発行準備の充当方法についての大蔵大臣決定には「審議会の承認を経る」こととし、さらに「金融政策・国家資金計画の策定実施等にも関与すること」とした。また審議会の構成は、国会代表、金融、産業、勤労各代表をもってし、合議制で運営することとなっていた。

大蔵省は、「答申」に対して通貨発行審議会の設置を発券制度の改正と関連させて「日本銀行法」の改正におりこむ方針をとり、二二年一月「日本銀行法の一部改正法律案（二二年一月一三日）[7]」を起案した。「法案」は通貨発行審議会の役割を、大蔵大臣が(1)銀行券の発行限度を定め（同法案第三〇条）、(2)日本銀行が三〇日を超える限外発行を承認し（同第三一条第二項）、(3)一五日を超えて限外発行を継続したときの発行税率を定め（同第三一条ノ二）、(4)銀行券発行の保証物件につき物件ごとの保証準備金額の限度を定める（同第三二条第六項）、という場合に大蔵大臣の諮問に答える機関とした。すなわち、「法案」は国債の日銀引受発行及び政府の日銀借入を通貨審議会によって直接規制するという当初案を採用せず、それらの規制は「財政法」の規定（成立法の第五条）に譲られた。[8] また、審議会による銀行券発行の抑制は、保証物件としての国債、政府貸上金、手形等に対して（保証物件としての外国為替、地金銀を除く）、個々に限度額を定める規定を追加する（同第三二条第六項）という間接的な規制に止まった。なお、通貨発行審議会に関する規定は別途勅令で定める（同第三六条ノ二）とされ、審議会は日本銀行内に設置する予定としていたようである。[9]

ところが、右法案に対して司令部から重大な異議が唱えられた。通貨に関する事項は内閣が全体で定めるべきこと、通貨発行審議会は諮問機関とせず議決機関とすべきことというのがその趣旨であった。すなわち、昭和二二年二月二八日に行なわれた法制局の宮内乾第一部長と司令部民政局のピークC. H. Peake博士の折衝で、ピークは「銀行券の発行限度等を定むる基本的金融行政の職能は、大蔵大臣が専らこれを管掌するというが如きは誤である」「各省の行政のレベルにおいてなさるべきものでなく、内閣において取扱わるべき問題である」「諮問機関たる委員会は種々の論議をするであろうが終極的に責任を負うものでない。（中略）すべからくコミッションを作るべきである。コミッションは、決定権まで国会から与えられて、責任も国会に対して負う」と述べ[10]、法制局の「通貨行政は我国経済殊に金融行政の中核をなす部分であり、大蔵大臣の行政権の重大な欠くことのできない権限の一である」「銀行券発行の限度等金融行政の重大な処分に関し大蔵大臣以外の国会でない機関がこれを決定し、大蔵大臣がこれに拘束されるとすることは、（中略）大蔵大臣が国会に対し責任のとりようがない」という法制局側の主張[11]をしりぞけた。

そこで政府は、司令部の意向に沿って「日本銀行法の一部改正法案」に手直しを加え、銀行券発行限度は大蔵大臣が通貨発行審議会の議決に基き閣議を経て定めること、大蔵大臣による限外発行の認可及び銀行券発行保証の充当限度額の決定は審議会の議決に基づき行なうこと、限外発行税率は審議会の議決を経て決定することとし、「法案」を二二年三月、第九二議会に提出した。

二二年四月一日「日本銀行法の一部を改正する等の法律」が公布（法律第四六号）された。しかし、この法律によって設置される通貨発行審議会の目的、構成及び設置方法について規定する法令の原案[12]は再び検討を余儀なくされた。第一に審議会は「日本銀行法」で定められた権限のほか、金融政策や国家資金計画の策定に関与させるかどうかという点であった。これは経済安定本部と大蔵省の話し合いで単に「通貨金融政策の基本に関する事項につき内閣総理大臣に建議」しうるに止めることとなった。第二に、司令部の意向で委員の構成から国会議員を除外することになり、構成は会長が内閣総理大臣、委員は大蔵大臣、経済安定本部総務長官、日本銀行総裁の職務上当然委員と、普通銀行代表二人、特殊銀行または金庫代表一人、その他金融界代表一人、産業界代表三人、学識経験者三人の計一三人となった。第三に審議会設置には「官制案」として政令が用意されていたが、新憲法下にあっては国会の議決を要するとの司令部の意向があった。

二二年一〇月、「通貨発行審議会法案」は第一国会に提出され、二二年一二月一七日公布（法律第一九七号）、一九日から施行された。この審議会は内閣総理大臣所轄であり、経済安定本部財政金融局財務課が審議会の庶務を担当し、二二年一二月二四日、第一回総会をもって発足した。

かくして通貨発行審議会は、日本銀行券の発行を規制する内閣所轄の議決機関という独特の機能を持つ機関となったが、インフレーションを通貨金融面から規制するため、政府の赤字公債または借入金の規制、資金計画の設定その他通貨金融政策に関与する行政委員会の役割は担わされなかった。これらについては単に政府に対し意見を具申する諮問機関的役割を与えられたに過ぎなかった。この審議会は、二二年一二月から二七年八月まで設置され、毎四半期ごとに日銀券発行限度等を検討し、審議会議決による発行限度額の改訂は六回に及んだ。その間、二四年六月一日組織改正が行なわれ、経済安定本部が総理庁所管から各省とならぶ官庁へ改組された際、審議会は経済安定本部所轄となり、会長は経済安定本部総裁となった（昭和二四年五月三一日法律第一六四号）。昭和二七年八月一日、経済安定本部の廃止とともに廃止された（昭和二七年七月三一日法律第二八四号）。

三　資金計画設定関係行政

戦時金融統制強化の中で、政府資金と民間資金を総合した資金の動員配分計画が、昭和一四年度以降毎年度大蔵省で策定された。その事務は当初理財局金融課（昭和一五年一二月から企画課に改編）で取扱われていたが、一七年一一月、総務局新設とともに総務局企画課（一八年一一月総務課に改編）に移管され、その一部をなす産業資金計画のみを理財局金融課（一八年一一月資金調整課のち資金統制課）が分担した。二〇年五月の機構改革によって、国家資金の動員配分に関する総合計画の設定事務は大臣官房企画課へ移管され、次いで二一年二月官制改正により理財局国庫課の所掌となった。戦後の資金計画は、対象とする資金の範囲を金融面に限り、資金の需要供給を予測する方法をとったので、戦時中の資金計画とは性格を異にしたが、なお毎年その算定が行なわれた。

昭和二二年五月、経済安定本部が組織強化され、財政・通貨・金融政策及び計画の基本に関する事務は経済安定本部財政金融局が管掌することになったため、「大蔵省官制」が改正され（昭和二二年五月一四日政令第四一号）、総合資金計画の策定事務は予算・人員とともに経済安定本部に移管され、財政金融局資金課が所掌した。なお二四年六月一日、経済安定本部の機構再編により財政金融局金融政策課が資金計画を引続き担当し、二七年八月、経済安定本部の廃止とともにこれらの事務は経済審議庁の調整部に移管された。

（1）　戦後通貨対策委員会「戦後通貨対策委員会答申及意見書（第一輯）」（大蔵省資料Z六〇四―三〇）。
（2）　日本銀行調査局「戦後わが国の金融制度の再編成（昭和二〇年八月―二七年）」、九八―九九ページ。

（3）　同前、一一九ページ。
（4）　『朝日新聞』昭和二一年一二月一九日。
（5）　大蔵省資料Z五二六―五―一九。
（6）　同前。
（7）　同前。
（8）　昭和二一年一二月初旬段階で検討されていた「財政法案」には、国債発行の規制に関する条項は含まれていない（「財政法仮案」「財政法案ニ関スル司令部側意見（一二月五日）」、大蔵省資料Z五一一―四〇）。
（9）　『日本経済新聞』昭和二一年一月一五日。
（10）　「通貨発行審議会に関する司令部G・S・ドクター・ピークの意見（法制局宮内部長・昭二二・二・二八）」（大蔵省資料Z五二六―五―一九）。
（11）　「昭二二・二・一二付法制局（題名なし）資料」（大蔵省資料Z五二六―五―一九）。
（12）　「通貨発行審議会規程要綱」（昭二二・三・二四）（同前）。

第三節　政府資金の管理運用機構

一　預金部（資金運用部）資金の管理運用機構

大蔵省預金部は、「預金部預金法」に基づいて預金部に預入された郵便貯金、特別会計預金等の原資を管理運用する政府直営金融機関ともいうべき組織である。しかし「大蔵省預金部」という名称の組織は該当期間には存在せず、預金部資金の管理運用を取り扱う大蔵省の部局は、二〇年五月以降金融局預金運用課であった。なお、この預金部資金運用については、諮問機関である預金部資金運用委員会（二四年六月委員会を審議会に改称）の審議を経たが、決定の権限は大蔵大臣にあった。

終戦後、郵便貯金の減少等により預金部の役割が相対的に低くなったことと、司令部経済科学局の覚書（「預金部資金及び簡易生命保険並びに郵便年金関係資金運用計画に関する件」昭和二一年一月二九日、セクション・メモ）により運用が制約されたこと等により、二一年二月二日、預金運用課は廃止され、預金部資金の管理運用関係事務は、銀行局特殊金融課に吸収された。

その後、地方財政が逼迫し、地方債の引受など地方公共団体への預金部資金融資の役割が増大した。そこで、昭和二三年四月一四日、特殊金融課から預金部関係事務を分離独立させ、資金課が新設された。二三年七月五日、資金課は預金部資金課と名称を変更し、二六年四月一日、大蔵省預金部が資金運用部に改組された際、資金運用課と名称を変更した。

なお、二三年四月資金課設置当初、資金課に地方財政への融資を総合的に所掌させる案、二三年八月、預金部を中心に地方財政を担当する局を大蔵省に設置する案が大蔵部内で検討された。[1] しかし、これらは司令部から金融行政を改編しバンキング・ボードを設置する構想が出される中で、沙汰止みとなった。

なお資金運用課は、二七年八月の機構改革で名称を資金課と改称し、銀行局から理財局に移管された。

二　復興金融金庫の監督及び融資決定機構

戦後経済復興のための必要資金で、かつ一般金融機関から供給することの困難な資金を供給する政府金融機関設置の構想は、すでに二〇年から二一年初頭にかけて、政府部内で検討されていた。二一年五月末、戦時補償の打切りが本決まりとなると、企業及び金融機関の再建整備により企業の事業資金の涸渇はいっそう深まると予想され、復興金融の供給機関の設置が急がれた。この二一年六月段階での日本政府の復興資金供給機関構想は、大蔵省預金部にならって、大蔵省復興金融部を設置し、特別会計で経理される復興金融資金の運用は、預金部資金運用委員会のように諮問機関ではなく、決定機関である復興金融委員会が当たるというものであった。この案は司令部との折衝の過程で、七月末に大蔵省復興金融部ではなく、特殊金融機関である復興金融金庫を設置することに変更されたが、融資決定機関である復興金融委員会の構想は、そのまま生きることになった。[2]

なお、復興金融金庫が正式に活動を開始するまで、暫定的に日本興業銀行に復興金融部を設置して復興金融資金の特別融資を行ない、金庫開設と同時にこれに引き継ぐことを閣議で決定し、日本興業銀行の復興金融部は八月一日開設された。この特別融資の運用方針、条件は、これも暫定的な復興金融委員会――閣議決定により設置された大蔵大臣の諮問機関――の決定に従うものとし、正式の復興金融委員会が発足すればそれに替わることとなった。[3]

昭和二一年八月三一日、大蔵省銀行局に復興金融課が新設され、金庫の設立準備、復興融資に関する事務を取り扱った。

復興金融金庫の監督、運営機構は、「復興金融金庫法」（昭和二一年一〇月八日法律第三四号）、同法「施行令」（昭和二一年一〇月二八日勅令第四九四号）及び「復興金融委員会官制」（同日勅令第四九五号）によって規定され、これらの法令は一〇月二九日に施行された。同日復興金融委員会の委員の任命が行なわれ、委員会は一一月五日発足した。なお金庫の営業開始は二二年一月二四日となった。右の法令によって復興金融金庫の監督権は第一次的（間接的）には主務大臣――施行令第三四条で大蔵・商工両大臣――にあり、第二次的（直接的）には主務大臣の監督下にある復興金融委員会にあると解された。[4]

復興金融委員会は、法によって広範な権限が与えられた。すなわち、支店・代理店設置、出資金払込、定款変更、役員の推薦、役員の任期・兼業の承認、法に規定する業務以外の業務取扱、資金融通条件、業務方法書、営業期限（三年）の短縮または延長、債券発行、事業計画、経費予算、財産目録・損益計算書等統計書類及び剰余金処分を承認または決定する権限をもった。また「官制」によって、関係各大臣の諮問に応じ、業務運営の重要事項を調査審議し、主務大臣に建議し得るものとされた。

復興金融委員会の組織は、会長大蔵大臣、副会長経済安定本部総務長官で、委員として国務大臣二人（事実上農林・商工両大臣）、日本銀行総裁及び学識経験者七人以内[5]で構成された。また、庶務を整理する幹事が置かれた。委員、幹事は大蔵大臣奏請により内閣で任命した。

さらに注目すべきことは、復金融資について、復興金融委員会は前述のように法により融資の方針、条件を決定したのみならず、大口融資を直接決定する権限をもった。それは一二月一五日の第二回委員会決定[6]「復興金融金庫融資準則」「復興金融金庫融資取扱規則」「地方融資懇談会規則」によって、政府の策定する資金計画に基づく融資基準に照らしたうえ、一件五〇〇〇万円以上の融資及び重要かつ異例な融資は委員会の決定を必要とすると定めたからである。また同決定は、日本銀行の本支店所在地に、日銀支店長（本店は資金調整局長）の諮問機関である地方懇談会を設置し、一件（取引先に対する貸出額合計）一〇〇万円以上の融資は、地方懇談会に諮った上、融資の必要の有無、他の金融機関で融資しうるかどうかの認定を日銀支店長が行なうこととした。

その後、二二年七月八日の委員会決定で、東京地方は一件三〇〇万円以上を地方懇談会に付議し、それ以下は金庫限りで融資することになった。さらに、二二年一一月二六日の委員会決定「復興金融金庫融資取扱暫定規則」「復興金融委員会幹事会規則」によって、東京地方懇談会は廃止され、従来委員会の議案の下審査をしてきた幹事会がその機能を引き継いだ。以降幹事会が一件三〇〇万円以上の融資の認定を行ない、そのうち一件五〇〇〇万円以上のものの及び重要かつ異例なものは委員会に提出してその承認を得る体制となった。この幹事会は議長が大蔵省銀行局長で、復興金融課長が司会役となり、毎週二回定期に会合し、個別の融資案件を基準に照してスクリーンした。なお、金庫は幹事会のための準備調査を担当する実施部と考えられていた。[7]

この幹事会には金庫の理事及び部長クラスが出席していたが、最高決定機関である委員会には理事長はじめ金庫の役員は入っていなかった。そこで、これが後に融資の責任の所在と金庫の自主性を問われる原因となった。そして、二三年一〇月頃から復興金融金庫の運営問題が検討された結果、昭和二四年二月三日の復興金融委員会において、「復興金融機構の改善に関する件」が決定され、復興金融委員会は個々の融資決定に関与せず、もっぱら復興金融の融資方針、運営の大綱を決定することになり、幹事会は廃止されて復興金融連絡会に改組された。(8)

次いで復興金融金庫は「ドッジ・ライン」によって新規融資を停止し、やがて融資の管理回収に重点を置くことになった。二四年六月一日、銀行局復興金融課は廃止されその事務は同局総務課に吸収された。同時に復興金融委員会は復興金融審議会と改称され、事態に合わせて規定の整備が行なわれ(昭和二四年五月三一日政令第一四九号)、二六年六月一日、審議会整理のために廃止された(政令第一七五号)。なお復興金融金庫は昭和二七年一月一三日解散され、債権債務は日本開発銀行に引き継がれた。

三　見返資金の管理運用機構

見返資金は、司令部覚書「ガリオア及びイロア輸入による見返り円」(昭和二四年四月一日、SCAPIN第一九八八号)及び昭和二四年四月一六日の「ドッジ声明」により設定された資金であって、アメリカの援助と等額の円資金を特別に積み立て、これを通貨財政の安定と経済再建を主たる目的として国債の償還買入または公私事業投資等に運用された。この資金の運営については、二四年四月一二日の閣議了解「米国対日援助見返資金運営要領」(9)に基づいて法制化

された。すなわち、見返資金は「米国対日援助見返資金特別会計法」(昭和二四年四月三〇日法律第四〇号)及び「米国対日援助見返資金の運用及び使用の手続に関する政令」(昭和二四年七月一九日政令第二七六号)に基づいて、大蔵大臣管理下の特別会計によって経理され、その運用計画は総合資金計画の一環として経済安定本部が策定し、大蔵省は運用計画に基づいて資金の管理運用にあたった。なお、私企業貸付の審査、実行、管理等の実務の多くは、日本銀行等が取り扱った。なお、前述の閣議了解には「本資金の運用計画につき連合軍最高司令官の承認を受けるものとする」とあり、運用計画は閣議決定後司令部の承認を必要としたが、そのほか見返資金の運営については、具体的な案件ごとに司令部への申請が必要とされ、日本政府の責任において作成された公式の承認申請を司令部において個別的に審査のうえ、諾否が決定された。この司令部における審査の内容は、当初、使途、金額等のほか事業計画の具体的内容、貸付の条件、企業者名に及んだが、漸次大綱についての申請をもって足りることとなったものの、占領終了までこの承認を必要とした。(10)

この見返資金の管理、運用及び使用と、見返資金特別会計に関する事務を所掌するため、昭和二四年六月一日、理財局に見返資金課が新設された。見返資金特別会計は、昭和二八年八月一日廃止されたが、理財局見返資金課は、その前年、二七年八月一日の機構改革で廃止され、経済課にその事務を引き継いだ。

(1)　「資金課の所管事項の追加及び名称の変更について」(昭二三・四・一五)、「預金部関係事務所管機構の改革について」(銀、預、昭二三・八・一七)(大蔵省資料Z五二六―一六―四)。
(2)　『昭和財政史―終戦から講和まで』第一二巻「金融(1)」、六二三―二五ページ。
(3)　同前、六二七―二八ページ。
(4)　復興金融金庫総務部調査課「復興金融金庫概要」(昭和二三年八月)、二一ページ(大蔵省資料Z五二六―一一―二)。

(5) 当初学識経験者委員七名のうち、六名は貴衆両院議員で構成されたが、二二年八月二二日、金融界、産業界の民間人と交替した。
(6) 大蔵省資料Z五二六―一一―一九。
(7) 谷村裕「復金課長時代の回想」(昭四七・六・二〇)(大蔵省資料Z一〇六―三四)。
(8) 「復金関係者の責任について(昭二四・三・一六)」の附属資料「復興金融委員会と復興金融金庫との関係(詳論)」(大蔵省資料Z五二六―一一―五)。
(9) 「公文類集」昭和二四年・財務二二。
(10) 大蔵省理財局見返資金課編『見返資金の記録』昭和二七年、二〇―二三ページ。

第四節　金融機関の監督等銀行行政機構

一　金融機関監督行政(銀行行政)の分掌

特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、政府特殊金融機関である諸金庫及び組合金融機関、信託業、無尽業、短資業に対する監督行政は、終戦時点では金融局銀行課が所掌していた。同課は、旧銀行局で所掌していた銀行政策一般、金融制度調査及び「銀行法」(昭和二年法律第二一号)その他の法令により設置された金融機関に対して、法令に基づく監督行政を所掌した。同時に金融機関の資金調整、経理統制、企業整備等の経済統制をも所掌していた。なお、この時点で産業資金政策一般、設備資金・流動資金の統制、会社経理統制一般及び戦時金融金庫については資金統制課(のち産業資金課)が、証券会社、保険会社については保険証券課が所掌していた。

昭和二一年二月二日銀行局が設置され、旧銀行課は、銀行課と特殊金融課に分割された。この銀行局再設以降講和発効前後までに、銀行行政の対象である金融機関は、紆余曲折の道程を経て再編成され、金融制度全般が大きく変化した。これは、戦時中から進んでいた各金融機関の実態の変化、司令部の要請等により、制度のあり方自身が検討され、現実の日本経済の要請に応ずる道を模索した結果であった。すなわち、旧特殊銀行は日本銀行を除き「銀行法」による普通銀行に転化した。但し朝鮮銀行、台湾銀行、横浜正金銀行は閉鎖され、横浜正金銀行の店舗人員を引き継

いで東京銀行が新設された。日本勧業銀行、北海道拓殖銀行は商業銀行に、日本興業銀行は長期信用銀行に最終的に転化した。貯蓄銀行は普通銀行に転化または吸収され消滅した。信託会社は「銀行法」に基づく銀行となり信託業務を兼営する信託銀行に転化した。無尽会社は相互銀行となった。組合金融機関は法整備され、市街地信用組合は最終的に信用金庫となった。政府金融機関として新設された復興金融金庫については前述したが、長期事業資金供給機関として復金の解散後、その事業を承継して日本開発銀行が新設された。また庶民金庫、恩給金庫を合併吸収して中小企業金融を担当する国民金融公庫が、住宅金融を担当する住宅金融公庫が、輸出金融を担当する日本輸出銀行（のち日本輸出入銀行となる）が次々と新設され、また農林漁業金融担当機関として特別会計経理で融資を行なう農林漁業資金が設置された（講和発効後二八年度から農林漁業金融公庫となる）。

したがって銀行局はこの制度改編に関与し、所掌事務の規定は改編に伴って改訂されたが、概略その分掌は次のようであった。

二一年二月以降銀行課が日本銀行ほか旧特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、本邦所在外国銀行、信託会社及びその系統の金融機関を、特殊金融課が農林中央金庫、商工組合中央金庫等諸金庫、組合金融機関、無尽会社、短資業及びその系統の金融機関――新設の国民金融公庫、住宅金融公庫の監督及び農林漁業資金の融通を含む――を所管した。その後二四年六月一日、銀行課が総務課、銀行課に分割された際、総務課は銀行課から日本銀行の監督を移管され、また、復興金融課廃止に伴い復興金融金庫の監督を所管し、のち日本開発銀行及び日本輸出銀行（日本輸出入銀行）をも所管した。これらの対象金融機関に対する行政は、法令に基づく監督、関連公益法人、制度の調査、統計事務のほか、当初は資金調整、経理統制、企業整備及び金融検査に関する事務を含んだが、統制及び企業整備はその終了とと

もに分掌規程から順次削除され、また金融検査事務は二二年四月一五日監査課で分掌することになった。

なお、右事務のほか、銀行課は(1)金融機関に関する政策一般、(2)社債等登録、(3)銀行局主管で他課に属さない事務を、特殊金融課は(4)紙幣類似証券、(5)預金部資金管理運用に関する事務を所掌したが、二二年四月一五日(4)の事務を銀行課に移管し、(6)類似無尽取締を所掌し、次いで二三年四月一四日(5)の事務は新設の資金課に移管された。

二四年六月一日の機構改革で銀行局に総務課が新設された。総務課は(1)金融機関に関する政策一般の企画立案、信用の規制、金利の調整、(3)銀行局所管で他課に属さない事務、を所掌した。銀行課は引続き(2)(4)の事務を、特殊金融課は(6)の事務及び(7)貸金業者の監督、を所掌した。

次いで、二五年四月一日国民貯蓄課廃止に伴い総務課がその事務を吸収した。二七年八月一日、銀行課の(2)(4)の事務は理財局に移管された。なお、二七年九月一日から銀行局に金融制度調査室が新設され、金融制度の整備改善に関する重要事項の調査、企画及び立案にあたった。

二　「金融緊急措置令」の施行機構

昭和二一年二月一七日「金融緊急措置令」（勅令第八三号）が公布され、三月三日以降証紙を貼付した一定枠の現金（新円）以外の現金流通を禁止し、それ以外の一切の預貯金等を封鎖預金としてその現金化にきびしい条件が付された。この封鎖預金の現金支払または封鎖支払の条件は「金融緊急措置令施行規則」（同日大蔵省令第一二号）で定められたが、この規則に基づく封鎖預金引出しの申請に対する許可事務を所掌するため、二一年三月三〇日、省議決定によ

り銀行局に監査課が新設された。[1]

次いで、二一年四月一日、大臣決済により大蔵省金融相談所が設置され、[2] 監査課長がその庶務を担当し、監査課長が金融相談所長に命じられた。この金融相談所は、「行政運営ノ刷新ニ関スル件」（昭和二一年三月一五日閣議決定）に基づいて四月一日を期し、各省に相談所を設置するという次官会議決定によって設置されたものであったが、[3] 事実上「金融緊急措置令」の施行に関する相談及び許可事務の窓口となった。

封鎖預金の現金または封鎖支払に対する大蔵大臣への申請は、金融機関・日銀を通じて大蔵省に提出されたものの ほか、例外として「大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額」について支払を認める条項（「施行規則」第五条第一一項、第六条第六項）の運用として、医療、教育、慈善に限定して直接大蔵省で申請を受理して許可の諾否を決定する方針をとり、監査課がその相談と申請許可事務を所掌した。このため、監査課は申請者の応接と許可事務に忙殺されることとなった。[4]

戦時補償打切りに伴って八月一一日以降、封鎖預金は第一封鎖預金、第二封鎖預金に区分され、第二封鎖預金は原則として公租公課等の封鎖支払以外は現金支払を許されず凍結されることになったが、例外として「慈善団体、教育団体、医療団体等其ノ他専ラ公益ヲ目的トスル団体ニシテ封鎖預金等審査委員会ノ指定スルモノニ付テハ同委員会ノ指定スル金額」が第一封鎖預金に加算されることになり（改正「施行規則」第一条ノ四第四項）、監査課には、その申請の受付、査定と審査委員会への議案の提案事務が、従前に引続く第一封鎖預金の解除関係の事務の上に加わった。

「金融緊急措置令」施行に関する大蔵大臣の許可の権限の一部は、財務局長及び日本銀行本支店に委譲され（二一年四月六日銀行局通牒銀秘第五六六号）、委任範囲はしだいに拡大されていった。また、封鎖預金の払出制限規定もしだ

いに緩和された。このため、二二年に入ると「金融緊急措置令」施行事務の事務量は漸次減少し、二三年七月二一日封鎖預金制度が撤廃されることになって、二三年七月五日、監査課は廃止され、残務は銀行局銀行課に移管された。

三　金融機関の検査機構

金融機関の検査については、昭和二年五月「銀行法」の制定により銀行局に検査課が新設され、専任の銀行検査官及び銀行検査官補を置いて銀行の業務・財産の検査を実施していた。しかし、一七年一一月検査課は廃止され、銀行検査は管理課で分掌するようになり、一八年一一月以降、各金融機関を管掌する課がその金融機関の検査をも分掌することになって、金融機関に対する検査体制は著しく弱体化した。

昭和二二年四月一五日、金融機関検査制度の確立を期し、従来銀行課、特殊金融課、保険課で分掌していた各種金融機関に対する検査事務を統合して、「金融緊急措置令」に関する許可事務を取り扱っていた監査課に、金融機関に関する検査事務を併せて所掌させることとなり、同時に銀行局に次長を新設して、監査課及び国民貯蓄課に関する局務を掌理させた。

当時司令部経済科学局財政課は金融機関の検査制度の確立に多大の関心を持ち、大蔵省及び日本銀行と討議を重ねた。昭和二二年九月三〇日に接受されたウォーラー G. P. Waller メモはその討議の結論について要旨次のように述べている。[5] 大蔵省による検査は実際上昭和一六年から行なわれておらず、日本銀行による検査は各銀行の貸出制限実施に必要な程度においてしか行なわれていない。これを拡充し、日銀においては銀行（特銀・普銀・貯銀）、信託会社に

対し、大蔵省はすべての金融機関に対し、検査を実施すること。金融機関検査の責任は終局的に大蔵省が持つべきであること。日銀と大蔵省は検査の協力体制を作ること。検査陣を兼務から解放して質的充実をはかること。毎月検査報告を司令部に提出すること等。

翌二三年四月から五月にかけて、金融機関の再建整備の見通しが立ってきた段階で、再び金融機関の検査拡充問題について司令部との折衝が行なわれた。その結果二三年五月二六日付でルカウント Water K. LeCount 財政課長名の非公式覚書「銀行、保険会社の検査制度の確立」[6]が発せられた。「覚書」は「現在まで少くとも十カ年間は銀行に対する真に効果的な検査監督の制度が日本には全くなかったと考えられる。この事実は最近数カ月間新旧勘定合併について考察して強く立証せられたところである」と述べ、「管轄下にある銀行、その他の金融機関、及び保険会社を適切に検査するために、権威ある検査官並に補佐官の陣容をととのえ得る適切な手段を採られたい」また「保険会社の監督は、銀行の監督とは別個の部局に於て実施せられなければならない」と大蔵省に指示した。なお、司令部担当官との折衝でケーグル C. E. Cagle から、検査要員の充足は中央に主力を置き本省に少なくとも五〇名程度のキー・メンを充足し訓練すること、検査は年一回を原則とし本店と同時に支店の検査も実施すること（大支店年一回、その他の支店三年に一回）等が指示された。

これに対し、大蔵省は二三年七月五日の機構改正に際し、銀行局監査課の金融緊急措置関係事務を銀行課に移管して監査課を検査部に昇格させた。新設の検査部は、保険会社以外の金融機関の業務及び財産の検査監督を所掌し、検査部長の下に二級の大蔵事務官である金融検査官二〇人以内を置き、課は置かれなかった。また、各財務局に、金融検査官六四人以内（同年七月三一日八八人に増員）を置くこととした。同時に「金融機関検査規程」及び「金融機関検査

要領」（昭和二三年七月五日財務局長宛次官通牒、官房秘令第七三六、七三七号）を定め、検査体制を充実した。しかし、この体制ではなお要員不足のため司令部の指示通りの検査を実行できず、年間を通じ半数以上の金融機関が未検査のまま繰り越される状況であった。

これに対し司令部は二四年七月一八日、金融検査官を二〇〇名ないし二五〇名に増員すること等を指示してきた。[7] 大蔵省はとりあえず、八月八日、本省の金融検査官の人数二〇名以内を四〇名以内に改めた（大蔵省令第七六号）。また二四年度に入ると、司令部の金融担当官でアメリカの検査官経験者がアメリカ式の検査方式について、日本側の検査官に講習及び実地指導を実施し、日米の協力により新検査方式が採用されることになった。[8] こうした状況の中でマーカット経済科学局長から八月一七日付覚書「金融機関の配当」（セクション・メモ）[9]が発せられ、金融機関の検査が全銀行に実施され、その報告を検討したうえでなければ銀行の配当は許さるべきではないという考えが明らかにされた。また、九月一三日付経済科学局アリソン J. R. Allison 金融担当官の非公式覚書「金融機関の完全なる検査遂行の為の適当な組織について」[10]によって、完全な検査制度の設置が銀行の堅実な経営上不可欠であり、全国の銀行に少なくとも年一回の完全な検査を実施しうるものでなければならない、そのため検査官とその補助者のみならず報告書の管理・調査等の内務事務従事者の増員も必要である旨示達された。

そこで、二五年度予算でこの計画の実現がはかられ、二五年四月一日を期して検査部は大幅に拡充された。本省の金融検査官は、四〇人から一〇〇人以内に増員され、検査部に管理課、審査課の二課が新設された。また、二五年四月一〇日次官決済により検査部に首席金融検査官一人が置かれ、部長を助けて金融検査官の事務を総轄することになった。[11] 管理課は検査方針、検査実施計画の樹立、検査要員の訓練、検査事務の指導監督及び検査報告書の整理を、審

査課は検査報告書の計数検査・誤謬訂正・審査・分析、検査結果に基づく金融機関への指示、統計資料作成等を所掌した。

しかし、二五年度における右の増員も、所要人員の三分の一にもならず、かつ半数以上が兼任であるとして、さらに増員及び訓練の充実をはかるように要求するジェランド P. R. J. Gerand 金融為替課 Banking and Foreign Exchange Div. 長からの覚書「金融検査並に管理計画」[12]が二五年八月七日発せられ、二六年四月一日、財務局に配置される金融検査官の人員を財務局を通じて八八人以内から一六〇人以内に増員した。この体制は二七年八月機構改革後に引き継がれた。

四　保険行政機構

生命保険事業、損害保険事業を営む会社に対する監督行政は、昭和一六年一二月商工省から移管され大蔵省監理局で所掌したが、一八年一一月に銀行保険局、二〇年五月に金融局の所管となり、終戦時は金融局保険証券課で証券行政とともに所掌されていた。二一年二月二日、銀行局の再設とともに証券行政を分離して保険課が設置され、以来この時期は一貫して銀行局保険課が保険行政を所掌した。

保険行政とは、保険政策一般の企画・立案、生命保険業及び損害保険業の免許・監督、保険募集取締、損害保険料率算出団体・保険会社関係の公益法人の監督、保険に関する制度の調査、統計の作製等であるが、終戦時はこのほか戦争保険等を取り扱い、またそれによる政府補償の問題、保険会社に関する資金・経理の統制等を所掌していた。二

二年四月一五日保険会社の検査事務を一たん監査課に移管したが、前述のように司令部から銀行等の金融機関の検査機構と保険会社に対する検査監督行政を分離するように指示された（昭和二三年五月二六日付非公式覚書「銀行、保険会社の検査制度の確立」）ため、二三年七月五日検査部新設の際、保険会社の検査監督は再び保険課で取り扱うことになった。

五　貯蓄奨励関係行政機構

貯蓄奨励を専担する国民貯蓄奨励局は、昭和一三年四月、大蔵省外局として新設された。昭和一七年一一月、内局の国民貯蓄局となり、国債消化資金・生産力拡充資金の確保、インフレーションの抑制のための資金吸収方策を立案、実施してきた。終戦時、国民貯蓄局は、局長、次長の下に計画課、指導課、源泉貯蓄課の三課制をとっていた。二〇年九月一日、次長は廃止された。

二一年二月二日の機構改正で国民貯蓄局は廃止され、三課は統合され国民貯蓄課となり銀行局に吸収された。国民貯蓄課は、国民貯蓄計画の樹立、資金蓄積の計画及び実績の調査、国民貯蓄の指導増強、貯蓄組合、当せん金付証票の発売の管理・取締等を所掌した。

昭和二五年四月一日、国民貯蓄課は廃止され、その事務は銀行局総務課に吸収された。

戦時中の貯蓄推進運動は、大蔵省国民貯蓄局が中心になり、地方公共団体・金融統制団体を通じて実施されていたが、戦後金融統制団体が解散された後、顕在化したインフレ抑制のため貯蓄推進機関の設置が要請された。二一年三

月の金融緊急措置ののち新円の滞留資金吸収が緊要の問題とされるに及び、二一年一〇月、第九〇議会衆議院において、超党派で「通貨安定に関する共同決議」が可決され、資金吸収に全力を傾注すべきことをうたった。この決議をうけて、一〇月一一日「貯蓄増強に関する件」が閣議決定され、救国貯蓄運動が展開されることになった。

この救国貯蓄運動の中枢機関として、一一月四日、衆議院議員で構成される通貨安定本部が設置された。同本部は、委員中から部長その他役員が選出され、事務局は日本銀行に置かれた。

その後、貯蓄推進運動はすべて大蔵省と通貨安定本部の合意によって決定された。その協議機関として、銀行局国民貯蓄課担当官、通貨安定本部長、日銀担当官による合同会議が毎週日銀内で開催された。またこの運動の実施機関として各都道府県に地方通貨安定推進委員会が設置され、本部の委員である議員を委員長とし事務局を日銀支店及び事務所に置き、日銀支店長または事務所長、地方金融機関関係者及び学識経験者を委員とし、貯蓄増強運動の推進にあたった。なお、本部の諮問機関として中央に通貨安定対策委員会が設置された。[13]

昭和二四年九月「シャウプ勧告」により貯蓄増強は国家の特別な庇護によることなく各金融機関の自主的努力によることとなったので、二四年九月一七日、通貨安定本部第一〇回総会で、同本部を一一月に、地方通貨安定委員会を一二月に解散することを決定し、同本部は二四年一一月三〇日に解散された。二五年四月一日、国民貯蓄課は総務課に吸収され、運動実施面に対する国庫補助が打切りになる等の事情もあって、運動は一時的に空白となった。しかし、二五年五月から一二月にかけて、大蔵省、日銀の呼びかけに応じて貯蓄推進委員会が組織された。この委員会は都道府県単位に所在金融機関等をもって自主的に組織されたものである。また二七年四月、その事実上の上部機関として、貯蓄増強中央委員会が組織され、民間における貯蓄運動の中核として、自主的に運動方針を企画立案し、また

政府・金融機関に施策の実施を提案することを任務とした。[14]

(1) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(2) 「大蔵省金融相談所設置要綱」(同前)。
(3) 同前。
(4) 鈴木憲三「金融緊急措置令施行当時の回想」(『ファイナンス』昭和四七年一一月)。
(5) 大蔵省資料Z五二六―一五―一。
(6) 同前。
(7) 「銀行局長、検査部長と司令部金融担当官との会談記録」(大蔵省資料Z六〇四―四二)。
(8) 「新検査方式の解説」(昭二四・九銀行局検査部)、「検査制度の推移と検査部事務概要」(検査部)(大蔵省資料Z五二六―一五―二)。
(9) 大蔵省資料Z六〇四―四二。
(10) 同前。
(11) 同前。
(12) 大蔵省資料Z六〇四―四四。
(13) 大蔵省資料Z四二六―一四―八、大蔵省所蔵日本銀行資料。
(14) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

第五節　金融行政機関の改革問題

一　日本側の金融行政機関民主化構想

金融行政機関の改革が最初に検討されたのは、終戦後間もなくのことである。それは戦時中の「日本銀行法改正」によって大蔵省の統制力が強まった日本銀行制度の改正を検討する中で問題となった。

昭和二〇年一二月設置された金融制度調査会は、金融制度全般及び日銀制度の改革を検討した第一部会第一分科会において、一二月二六日「金融制度整備改善ノ基本方針（案）」という中間報告をまとめ[1]、同報告は「国家全体ノ適正ナル資金配分計画ヲ樹立シ之ガ実行ヲ確保スベキ権威アル組織ヲ設クルノ要否、又要スルトセバ之ヲ政府部内ニ設置スベキヤ或ハ日本銀行部内ニ附設スベキヤ又ハ其ノ具体案如何等ニ付講究スルヲ必要ト認ム」と国家資金配分計画樹立のための組織を検討すべきことを提起した。

そこで、この機構を検討する小委員会が組織されたが、小委員会の委員は、柳田誠二郎、石橋湛山、高橋亀吉、荒川昌二、大内兵衛らであった。二一年一月一〇日、小委員会は「金融庁設置案」[2]を作成して第一部会総会に提出した。同案による金融庁は、国家資金の配分調整計画の立案並びにその実行の指導、監督にあたる行政官庁で、大蔵省の所管ではあるが、事務局を日銀内に置き、アメリカの連邦準備制度理事会 Board of Governors of the Federal

Reserve System の制度にのっとり、理事一二名の合意により意思を決定する機関であった。金融庁理事は、職務上当然委員として大蔵大臣、日銀総裁及び大蔵省金融局長の三人、金融界・産業界・学識経験者のそれぞれの分野から一名ずつ計三名の常任理事と各分野から二名ずつ計六名の各界代表理事（非常勤）から構成されていた。

右の「金融庁設置案」をめぐる討議には、「本案ハアメリカノ連邦準備局ノ制度ニ類似スルモ更ニソレヨリ強力ナル感アリ」（明石照男委員）、「金融庁ハ大蔵省所管ノ官庁ナリト云フニモ不拘、議会ニ対シ自己ノ名ニ於テ資金ニ関スル年次報告ヲ提出スル権限ヲ賦与スルハ、少クトモ現行官庁組織トシテハ類例ナキモノト云フベク、果シテ所期ノ結果ヲ収メ得ルヤ否ヤ疑問ナリ」（荷見安委員）、「金融庁ノ組織ハ寧ロ復興院、情報局ノ如ク内閣直属ノ官庁ニ近ク、本案ノ如キ機能ヲ発揮セシメツツ、シカモ大蔵省所管ノ官庁ナリトナスハ実体ニソグハザル感アリ」（広瀬豊作委員）等の意見が出て[3]、第一部会総会は、金融庁構想を引続き検討することになり、決定には至らなかった。

この金融制度調査会は、この後活動を停止したままに終わり金融庁設置もここで立ち消えたが、その後司令部の指示で検討された金融委員会の原型が、この時期に日本独自に検討されたことは注目されよう。

次に再び金融行政機関の民主化がとりあげられたのは、二一年一二月設置された戦後第二次の金融制度調査会においてであった。同調査会は二二年三月以降、「戦後の新情勢に即応する金融制度整備の方策を問う」という大蔵大臣の諮問に答えるため、下部組織として、専門委員によって構成される六つの特別委員会を設置した。産業及び商業金融部門を担当した第一特別委員会は、委員一八名のうち一六名が銀行の調査課長クラスで占められ、幹事は互選によって帝国・三菱・安田・日本貯蓄・静岡・東京の六銀行在職の専門委員が就任して会を運営し、大蔵省が運営に関与しない委員会であった。

二二年七月一七日採択された「第一特別委員会中間報告書」は、第一に「金融機構並に金融機関の民主化」を掲げ、金融機関の民主的管理機構として総理大臣直轄の通貨信用委員会設置を提唱した。この中間報告書に基づいて、調査会はさらに検討を重ね、同年一一月一八日、最終答申書を大蔵大臣に提出した。「金融制度調査会答申」（昭和二二年一一月一八日）は、第二に「金融機構並に金融機関の民主化」について述べているが、これはさきの中間報告書に若干手直しを加えたものであった。(4)

「答申」は、「わが国経済の現段階においては、金融部門についても強度の統制は不可避と考えられる」として「その統制については、国家が全金融機関の統一的且民主的運営をはかるための管理統制機構として、通貨信用委員会（仮称）の設置を必要と認める」と述べている。

また、この通貨信用委員会の性格は、内閣総理大臣に直属する諮問機関であるが、事務機関を持つ委員会で、その議決を国が採択しなかった時は、政府は国会に対し理由を報告する義務を負う。構成は、日銀総裁・大蔵大臣及び経済安定本部長官と金融・産業・勤労者各代表を構成員とし、下部機関として金融業種別の分科会を設置する。機能は経済安定本部の生産その他諸計画に即応する通貨金融政策に関する基本案の作成、政府より依嘱された事項に関する通貨金融政策の運営、業界の発意による通貨金融政策の自主的運営及び通貨金融立法に関する意見具申を行なう機関とする。但し実務執行には関係しないこととし、経済安定本部並びに大蔵省の機能中通貨信用委員会と重複するものは、これを同委員会に移譲する。なお、監督事務は大蔵省を中心にこれを行なう。また、日本銀行が従来行なってきた金融統制に関する基本方針決定の権限は、これを通貨信用委員会に移譲し、同行は原則として発券銀行としての機能に重点を置く、等が「答申」によって提起されていた。

この金融制度調査会の審議と併行して、大蔵省銀行局においても金融機関の民主化のための機構、制度の再編成が検討されていた。それは近く予定される金融機関再建整備の完了と「過度経済力集中排除法」の金融機関適用に対応するためであった。しかし、九月に司令部に一応提示した「金融機構再編案」にはとりいれてなかった通貨信用委員会に関する事項が、調査会の審議の進んだ一〇月末頃から大蔵部内案にも現われてきた。(5) そして二二年一二月、大蔵省は、金融機関に関する各種の業法を廃止して、これを一本の立法に集約する「金融業法案要綱」(6)をまとめ、司令部に提出した。この法案は、休会あけ国会に提出される予定であると報道され、そのほぼ全容が翌二三年二月、新聞紙上に掲載された。

この大蔵省立案の「金融業法案要綱」で提案された通貨信用委員会が金融制度調査会案と異なる点は、調査会案が金融政策の運営や資金統制の基本案の作成について議決し、政府はこの議決を尊重せねばならないものであるのに対し、大蔵省案は主として「金融業法」の施行について同意または不同意を表明する諮問機関であり、金融政策については意見具申に止まること、大蔵省の所管で事務局組織をもたない機関であること等であった。なおこの通貨信用委員会は金融業法の執行のほか、日銀の無担保貸付の範囲及び限度額を定め、日銀券発行の保証準備物件を承認し、限外発行税の納付を承認する等の権限をも担うことが予定されていた。

東京銀行協会は、新聞紙上で発表された「金融業法案要綱」について専門委員会を組織して検討した結果、昭和二三年三月四日、大蔵省銀行局長宛に意見書を提出し、大蔵大臣が通貨信用委員会の決定と異なる措置を採ろうとするときはその理由を述べて国会の承認を得なければならないものとし、また、通貨信用政策の基本に関する事項はこの委員会の承認を得て決定する等の修正意見を申し入れた。(7) すなわち民間金融界の意向として、通貨信用委員会が単な

る諮問機関ではなく、より実権を持つ「金融制度調査会答申」案に近づくことを希望したものであった。

二　司令部の金融制度改革提案と金融委員会

大蔵省から提出された「金融業法案要綱」についての司令部の意向表明は遷延を重ねた。それは、金融機関への「過度経済力集中排除法」の適用問題の去就に関連していた。昭和二三年五月一二日、大蔵大臣とマーカット経済科学局長の定例会見の席上、大蔵省は司令部から、金融機関の集中排除方針が決定され近日発表の見込であり、「金融業法」について二週間位の間に司令部案を指示する旨が伝えられた。[8] しかし金融機関を「集排法」適用から除外して新たな角度で金融機関の民主化問題を考慮することを意図した司令部は、「金融業法」に対する意見の部内調整に手間どった。また、「金融業法中大蔵省の権限と日銀のファンクションの一部を新たな独立ボードに移す案は目下ワシントンに照会中」（「渡辺武日記」二三年八月五日）ということで、司令部案の提示は八月一七日となった。ただし司令部は、ワシントンからの回答がないうちにこの提案にふみきったのであった。[9]

二三年八月一七日午前、司令部経済科学局に大蔵省の渡辺渉外部長及び愛知銀行局長等金融担当官及び日本銀行の中島調査役が招かれ、経済科学局財政課の金融担当官の立会の下に「新立法による金融制度の全面改正」（Over-all Revision of the Banking Structure through Enactment of New Legislation）と題する経済科学局の非公式覚書が渡された。これがいわゆるケーグル案と称された金融制度の全面的改革に関する指示である。それには全面的な新金融立法を早急に準備することが望ましいとし、「此立法は以下の全面的計画を内容とした充分に包括的且詳細な規定、定義、限

界、制限を含まなければならない」という指示条項の中に、大蔵省の金融行政の権限、日銀の通貨信用政策に関する機能を合わせもつ委員会 Board の設置を指示してきた。「覚書」a 項の大蔵省訳を左に転載しよう。

強力にしてよくバランスがとれたノンポリティカルな大蔵省から独立した委員会をつくること。その委員長は閣僚級であり、委員の任期は充分に長期的且つ確定的のものとし、委員会の持続性が失われないように順次一人づつ更迭するように各委員の任期が一定期間おいて満了するものとすること。本委員会は大蔵省所管の下にある政府の財政政策及びその運営とよく協調してネイションズ・マネタリー・アンド・クレディット・ポリシイの策定と実施を担当する政府機関であること。本委員会は新たに立法せらるべき金融業法を実施すること。それは法律により定められた、充分に包括的ではあるがはっきりした限界のある権限の範囲内で日本銀行を含むすべての銀行その他の金融機関を規制及び監督し、更に進んではすべてのこれらの金融機関が健全な状態にあり、又法律の規定又は目的及び健全にして公正な慣行に従い運営されることを保証すること。

これは、アメリカの連邦準備制度理事会に範をとった委員会で、日本側で提案された通貨信用委員会に比べて、政府からも日本銀行からも独立性の強い行政委員会の設置を求めたものであった。八月一七日付の「渡辺武日記」は司令部の新提案について次のように記している（句読点引用者）。

通貨及信用政策に関する所管を大蔵省から分離し新しい Board（七人位よりなり代表者は Cabinet rank を有す）の所管とする点最も重大なり。財政担当の大蔵省との政策の連絡が旨く行くか否か問題なるべし。提案の理由は恐らく (1)官僚行政の排除 (2)政党政治の影響の排除にあるものの如し。

金融立法に関する司令部提案について政府は、北村徳太郎大蔵大臣、栗栖赳夫経済安定本部長官、一万田尚登日本銀行総裁の三人委員会で十分検討し、司令部と折衝のうえ閣議で決定する方針をとった。また、これと併行して、提案の理解のための事務レベルの交渉が、大蔵省・経済安定本部（第三回から出席）・日本銀行の事務当局と、司令部経

済科学局の金融担当官との間に、八月一九日から九月二〇日までに一一回開催された。[10]

大蔵大臣、経済安定本部長官、日本銀行総裁も、それぞれ単独で何回かマーカット局長と会談したが、九月一日の蔵相、経済科学局長定例会見の席上、マーカット局長が北村蔵相に司令部提案を早急に実現するよう要請した会談記録を紹介しよう[11]（句読点引用者）。

北　村　金融業法に関する提案については安本長官日銀総裁とも協議中であるが、何分にも根本的な大きな問題を含んでおるので未だはっきりした結論を申上げる段階に至っていない。出来る丈早い機会に文書で意見を提出したいと思っている。

マーカット　この問題がそれ程難しい理由が分らない。

北　村　特に政党政治の建前をとっている以上、金融問題を政治から切離すという提案は重要な問題である。

マーカット　経済の安定は政治の前提である。内閣が更迭する毎に経済政策が変更する様では何時迄たっても安定を得る事は出来ない。

経済の安定なくして民主主義を口にする事は贅沢の沙汰である。自分は金融の問題は政治を超越すべきものと考える。本提案について経済安定の諸原則、占領目的及びポツダム宣言に矛盾しない範囲で合理的修正を加える事は異議がないけれども、遷延政策をとる事はない様にしてもらいたい。この提案は原則を示して細目を日本側に立案してもらうようにしたのであるが、大臣は公務員法の如く司令部の作ったものを押しつける事の方が寧ろ望ましいとでも考えられるのか。

北　村　遷延を図るつもりは毛頭ないが、自分は重大問題と考えるので充分検討を遂げ度いと思う。

マーカット　民主政治というものは何も国民の勝手な言い分をとりつぐという事ではない。国民はどこの国でも自分勝手の事を

いうものである。しかし政府としては良いと思った事は、たとへ国民の一部の不満があっても実行すべきである。自分は経済が第一であり政治は第二次的なものと考える。尚本件についてはワシントンからも原則的に同意する旨の電報が来た。又ワシントンは条文を至急送る様にといって来ている。自分はワシントンに対して対日援助の増加を毎日の様に要求しておる。若しこの様な援助を継続してもらい度いならば司令部の提案の趣旨の実現を速かに図ってもらいたい。

九月八日、北村蔵相はマーカット局長との定例会見の席上、「我方の審議は未だ結論に達しないが非公式に問題となった諸点について中間的に報告[12]」するという形で左の文書[13]をマーカット少将に手交した。

九月一日貴官に御会した際の御要請により、貴メモランダム中の要点に関する研究において提示された諸意見を茲に中間的に御報告申し上げたい。

之を要約すれば左のとおりである。

㈠　預金支払準備率の規制、金融機関の組織に関する監督権の実施等国家の通貨信用政策は之をノンポリティカルな政府機関に委ねることは適当であり望ましいものと我々は考える。貴メモランダム第一項a項に所謂「通貨信用政策」なるものが国の金銀政策、外国為替政策、通貨の買値の決定等国民経済及民生の全体に影響を及ぼすべき基本的国の政策を包含する程広い意味を有するものとすれば、その場合には、かかる政策なるものは国家的見地より必然的に内閣の全体的政策とよく総合調整され立案実施されることを要するものと考える。さもなければ内閣が能く国会に対する責任を免れることが出来るか法律的合憲性の見地からも、疑問と言うべきである。

㈡　ノンポリティカルな政府機関の実際の運用は、仮令それがその発意と責任においてなされるものであるにせよ、政府の財政政策とよく調整されなければならない。財政と金融とは余りにも緊密な関係にあるので別個の機関による一方的な方針決定というものは許されないのである。

㈢　日本銀行制度の改革に関しては、健全にして民主的な発券銀行を作るような改革に付いて原則的に賛成である。新しい制度が日本の情勢によく適応せられるように我々は十分注意しなければならないと思う。

㈣　貴メモランダムに包含されたその他の提案に付いては、それは我々が従来より研究していたところと大体において一致する。

依て私は既に銀行局に命じファイナンス・ディヴィジョンと緊密に連絡して新立法の基礎を準備せしめることにした。

右の九月八日会談で、蔵相は各界の意見を新立法に反映させるための審議会の設置について司令部の了承を得た。九月一一日、大蔵大臣官邸で第一回金融懇談会が開催された。これは大蔵大臣、経済安定本部長官、日本銀行総裁の三人名で各界代表を招請し、三者と民間側が自由に意見を交換する非公式な審議会で、一一日、一八日の二回の懇談会を経て、金融機関部門別に六部会に分かれて討議を続行することとなった。バンキング・ボード及び日銀法改正を検討した一般部会では、論議の焦点がバンキング・ボードの所管と権限に集中した。

バンキング・ボードの所管については、当初産業界の要望として、産業と金融の交接点である経済安定本部の所管とする案が出た。また、銀行協会案として財政と金融の分離の観点から総理大臣所管案が出た。大蔵省は、財政との協調という観点から大蔵省所管を主張した。しかし、討議の中途で日本産業協議会の意見書が出され、産業界は財政との協調をはかるため大蔵省所管を是としたため、案は総理大臣と大蔵大臣の二つにしぼられ、後者が多数となった。権限については、東京銀行協会金融業法専門委員会の「金融制度改革指針に対する意見（案）」が提示され、銀行協会はボードが金融業法の執行に当たるだけでなく、通貨金融政策策定に参画すべきであると主張した。

二三年一〇月二九日、第三回金融懇談会は一般部会からの結論として、「一般部会において意見の一致を見た事

項」[14]（昭和二三年一〇月二九日）の報告をうけ、これを確定した。右文書によれば、バンキング・ボードは主として金融行政の実施面を担当する行政官庁とし、権限の内容及び監督の範囲はおおむね「金融業法」実施に関連する事項であるが、これとともに政府の各般の政策中、金融、通貨及び信用に関する事項にも参画し、とくに資金配分計画の審議については強力に参画する措置を講ずるものとする点で意見が一致し、所管問題については意見の一致をみなかった。

大蔵省銀行局は、金融懇談会の討議と併行して、九月から「金融業法案」の立案作業に入った。バンキング・ボードに関する部分は、「金融業法」の第二章にくみこまれ、試案がいくつか作成された。この時期の試案の最終案とみなされるものは、金融懇談会の結論を、ほぼ全面的にとりいれたものであった。この大蔵省試案によれば、次のことが「金融業法」に規定される予定であった。金融委員会は大蔵大臣所轄の行政委員会である。委員は、金融、産業に関する学識経験者で地域的代表者五人をもって構成され、任命には国会の承認を要する。権限には、「金融業法」の施行と金融機関の監督、「金融業法」の目的に沿った金融機関の健全な運営確保及び保険会社の貸付金利その他資金融通条件の決定を任務とし、日銀の公開市場操作の条件変更、預金準備率、金利等の金融政策および金融機関の役員解任や営業免許取消等について、意見を求めるための公聴会を開き得ること、政府の通貨信用政策および資金配分計画の作成に関与すること、政府が金融機関に関し重大な影響を及ぼす決定をする場合はこの委員会に諮ること、等があげられ、さらに委員会が各大臣の所管事務に関し重大な影響を及ぼす決定をする場合は当該大臣に諮ること、また、諮問機関として金融審議会を付置すること、など。

なお試案による事務局機構は、次のように想定され[15]、大蔵省銀行局の全機構を拡充して外局の金融委員会事務局とする構想であった。

国　会

大　蔵　大　臣

委　員　会

部名	官房				法制部		調査統計部				検査部					銀行部		
課名	総務課	人事課	会計課	渉外課	法制一課	法制二課	総務課	調査課	統計課	保険調査統計課	総務課	検査一課	検査二課	検査三課	検査四課	総務課	銀行一課	銀行二課
一級	一				一		一				三	三	三	三	三	二		
二級	一〇	五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二五	二五	二五	二五	二五	五	五	五
三級	二〇	一五	三〇	二〇	一〇	一〇	一五	一五	一五	一五	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	一〇	一〇	一〇
その他	二〇	二〇	一〇〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
小計	五一	四〇	一四〇	六〇	三一	三〇	三六	三五	三五	三五	九八	九八	九八	九八	九八	二七	二五	二五
財務局 二級													五〇〇		一〇〇			五〇
財務局 三級													一、〇〇〇		二〇〇			一〇〇
財務局 小計													一、五〇〇		三〇〇			一五〇
合計	二九一				六一		一四一				二、二九〇					二七六		

金融審議会

金融

	銀行三課	特殊金融部						保険部			復金部			預金部資金部			
	信託課	総務課	農林金融課	中小企業金融課	庶民金融課	住宅及土地開発金融課	無尽課	組合課	総務課	生保課	損保課	総務課	第一課	第二課	総務課	運用一課	運用二課	管理課
二五		二							一			一			一			
三九一	四五	五	一五	一〇	五	五	五	五	七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
七四〇	一〇	一〇	三〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇	二〇
五七〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一、七二六	二五 二四	二七 五五	四〇	二五	二五	二五	二五	二五	二八	五〇	五〇	三六	三五	三五	四一	四〇	四〇	四〇
一、三〇〇		三〇〇							五〇			一〇〇			二〇〇			
二、五五〇		六〇〇							五〇			二〇〇			四〇〇			
三、八五〇		九〇〇							一〇〇			三〇〇			六〇〇			
五、五七六		一、一二二							二二八			四〇六			七六一			

三　バンキング・ボードからポリシイ・ボードへ

司令部は、当初「金融業法案」を解散後の臨時国会へ提出するよう立法化を督促していたが、一〇月半ば頃からこの問題に対するアメリカ側の態度の変化が感得されるようになった。

一〇月一七日銀行局長と司令部財政課スミス C. Smith 金融担当官の会談の席上、スミスは「日本側が本件の立案をスローダウンされることは絶対困るが慎重に意見を取り纏めるために相当の時日がかかることは当然の事と理解している」と述べ、銀行局長から「自分一個の私見としてはバンキング・ボードは絶対困る。考えれば考える程日本の実情には不適当であり然も支出の節減、行政整理の必要なる今日政府機構を変革拡充するようなことは不可である」旨を強調したところ、スミスは、「バンキング・ボードや中央銀行制度の問題については、当然ワシントンへの請訓ものであるし、日本の各方面の意見も情報として送ってあるから、ワシントンから何らかの指図があるかも知れない。併し、最近の状態では、日本がいやがるものを米国として無理矢理押し付けることをとるものとは思われない」と語った。[16] また、一〇月二七日、同じくスミスは、金融制度改革に関するワシントン政府から司令部宛の訓電について「改革の実行は、（中略）なんらかの経済安定の事実をみるに至るまで延期すべきである」「上の意見は、財務省、国務省、連邦準備制度理事会の一致せる意見に基き発せられたものであって、日本銀行と大蔵省に非公式に伝える」と語った。[17]

さらに、一二月一七日付司令部宛のワシントン訓電[18]は、右の一〇月の訓電に関連し、日本銀行に経済安定のための

信用抑制の権限を与え、「日本銀行法」を改正して、さきに司令部が提案したバンキング・ボードを日本銀行と読み替えてはどうかということを提案してきた。この訓電をめぐって、司令部経済科学局部内では意見調整が続いた。この中で大蔵省は二四年一月二六日、司令部宛にボードと「日銀法」改正に手をつけず、残りの部分を法案として国会に提出する案を提出したが、[19] マーカット局長から八月提案全体の立法化が必要であるとしりぞけられた。

しかし、大屋蔵相はバンキング・ボード及び「日銀法」の改正に手をつける考えはなく、これ以上この問題に突込まないように事務当局に命じた。[20] こうして「金融業法案」は宙に浮いたままとなった。

一方、日本銀行は独自に試案として「日本銀行法改正要綱」[21]を作成し、一月二八日、司令部に提出した。「要綱」には日本銀行の中に通貨信用政策の決定機関として通貨信用委員会を設置する案が含まれていた。

この通貨信用委員会は日銀総裁を委員長、副総裁を副委員長とし、委員九名（大蔵省代表、経済安定本部代表、全国銀行協会連合会会長及び金融界・産業界・学識経験者より大蔵大臣が任命する各二名）で構成される議決機関で、委員会の権限として通貨信用政策の基本方針のほか、信用統制、預金支払準備率、金融機関の金利並びに手数料、「マージン・レクワイアメント」、基準金利変更、日銀貸出・公開市場操作の条件、国債・借入金の日銀引受発行に関する事項を審議決定することをあげていた。

また、委員会によるわが国の通貨信用政策決定に伴い、行政措置を必要とする場合は、委員会の議決に基づき大蔵大臣が所要の措置を行なうものとし、日本銀行固有の業務を通じて行ない得る政策は委員会の会長たる総裁が委員会の決定に基づき執行することとなっていた。

結局、このボードについての司令部の意向は、ドッジ Joseph M. Dodge 公使の来日をまって決定された。昭和

二四年三月二四日、ドッジ使節団の一員であるマクディアミッド Orville J. McDiarmid に呼ばれた大蔵省の渡辺渉外部長、愛知銀行局長、日本銀行井上理事以下担当官は、口頭で「クレジット・コントロールの強化が必要である。その為責任のはっきりした機構を作る必要がある。(Policy Control Board)」「ボードは日銀総裁及大蔵大臣は ex officio にメンバーとし其他各代表を入れた政府機関とする」(「渡辺武日記」)ことを伝えられた。当日の「渡辺武日記」には「本件は Dodge の意見によるものらしく従来の Board とは異り従来案の提出者たる Cagle は帰国せり」と付記されている。

この意を受けて大蔵省内で最初に立案されたのが信用委員会設置案である。これは信用統制等につき決定権をもつが事務局を持たない委員会で議長は大蔵大臣、所管を大蔵省とする案であった。[22] しかし、この試案は、引続いて行なわれたアメリカ側との折衝によって直ちに改訂を余儀なくされた。すなわち、「渡辺武日記」によれば、三月二八日のマクディアミッド、スミス等との交渉の席上、次のことが申し渡された。

(1) Policy Control Board は日銀機構の一部として政府機構とせぬ
(2) 大蔵大臣、日銀総裁は ex officio に vote を有してもよいが、Board の他の member は少数(五、六人)とし Full time job とする要あり
(3) 銀行検査、融資規制等の権限は日銀に移すことを研究すること

また、三月三〇日ドッジ公使・渡辺渉外部長会談でドッジは「日銀の今の Board は Board of Managers であり Board of Directors ではない、従って総裁の one man show になって了ふから外部から人を入れて各方面の利益を充分 represent した中央銀行にふさわしいものとしたい」(「渡辺武日記」)と語り、翌三一日、渡辺部長、愛知

局長とマクディアミッド、スミス等の会談で日銀役員会及び総裁の上にポリシイ・ボードを置く日銀改組案が協議された。

この結果、大蔵省銀行局は「政策委員会設置要綱案」(昭二四・四・一)および、「日本銀行法の一部を改正する法律案」(昭二四・四・一)を起草した。[23] これが、名称を政策委員会として起案された日銀法中改正法案の最初の試案である。以後法案の内容をめぐって折衝が続くが、その中で問題となった点は、(1)委員長の選出方法、(2)規則制定・処罰決定権、(3)銀行検査権、(4)委員選出母体と人数であった。(1)は日本銀行が総裁を委員長とすることを主張したが、アメリカ側の意見で互選とし事実上総裁が互選されてもよいことで解決し、(2)(3)は大蔵省で難色を示したが(2)ははずされ(3)は残された。(4)は最後まで諸案が出され検討された。四月一三日、池田蔵相・ドッジ会談でほぼ最終的にボードの内容についてドッジの了承を得たうえ、四月一六日「日銀法の一部改正法案」が閣議で決定された。閣議決定後司令部民政局の正式承認手続を行なったところ、四月三〇日、司令部から修正が申し入れられた。修正点は政策委員会の所掌事項中に金融機関の日本銀行預金の割合の変更、金融機関の証券業者に対する貸付・投資並びに貸付担保の種類・条件・価額の限度に関する統制の決定及び変更、を加える等であり、五月六日、この修正を受け入れて改訂された法案が司令部に承認された。[24]

かくして「日本銀行法の一部を改正する法律案」は第五国会に提出された。公聴会、審議を通じ多くの質問と賛否両論が戦わされ、社会党から政策委員会を日銀の最高政策決定機関とし、議長の選任および議決権は任命委員のみが持つ等の趣旨を盛りこんだ修正案が出されたが、[25]「この法律の原案の趣旨を全部変更してしまうというふうな点は、関係方面の了解が得られなかった」(昭和二四年五月二三日参議院大蔵委員会の森下政一委員発言)という事情で、この修正

案は正式に議事にのせられず、結局、国会は委員任命に両院の同意を必要とする規定を挿入する修正を採択して法律は成立した（昭和二四年六月三日法律第一九一号）。

四　日本銀行政策委員会の機構と機能

日本銀行政策委員会は「日本銀行の最高の政策決定機関として設置され」「その任務は日本銀行の業務の運営、中央銀行としての機能及び他の金融機関との契約関係に関する基本的な通貨信用の調節、その他の金融政策を国民経済の要請に適合するように作成し、指示または監督すること」（衆議院大蔵委員会における法律案提案理由説明）にあった。

この委員会は、日本銀行の内部に設置され、固有の事務局を持たず「従来の観念によりますところの日本銀行というものは、それ自体が全部事務局というものに当ることになるかと考える」（衆議院大蔵委員会における愛知銀行局長発言）もので、機構としては、日本銀行に委員会の世話をする小人数の庶務部が置かれたのみであった。

また、従来大蔵省が所管していた金融行政の権限が、制度上大幅に日本銀行政策委員会に移譲された。すなわち、新法で規定された政策委員会の所掌事務は次の通りである。(1)日本銀行の業務の運営に関する基本方針の決定、(2)割引または貸付の基本方針ならびに割引歩合及び貸付利子歩合の決定及び変更、(3)公開市場操作の基本方針ならびにその諸条件の決定及び変更、(4)「臨時金利調整法」による市中金利の最高限度の規制、(5)準備預金制度に関する法律による準備率の設定及び変更、(6)金融機関の証券業者に対する資金の供給及びその条件の規制、(7)日本銀行の経費の予算、資産の評価、決算その他の経理に関する事項の決定、(8)その他法律または契約関係により政策委員会に委任せら

れた信用の調整に関する政策事項及び金融機関の検査、(9)次の事項に関し主務大臣を経由して行なう国会に対する毎年の報告、(a)金融機関の状態及び運営、(b)必要なる法律の改正、(c)当該年中における監督政策の変更、(d)実施したる政策及びその理由。

これらの項目のうち、(2)(3)のうち日本銀行の基準割引貸付利子歩合の決定変更、公開市場操作の対象となる債券の種類は、大蔵大臣の認可事項であったが、政策委員会の決定事項となった。また(5)(6)の預金準備率およびマージン・レクワイアメント制度は当時はまだ制度として発足していなかったが、前述のように、司令部によって閣議決定後挿入された条項であり、従来は当然大蔵大臣の行政権限に加えられたと考えられるものが、法文が制度に先行して委員会の権限に加えられたのである。

委員の構成は七人で、職務上当然委員は日本銀行総裁、大蔵省代表および経済安定本部代表の三人である。任命委員は、地方銀行代表、大都市銀行代表、商工業代表、農業代表各一人ずつ計四人であり、常勤で報酬は日本銀行が負担した。委員のうち大蔵省代表および経済安定本部代表は議決権を持たず、委員長は議決権をもつ五人の互選であるが、事実上代々日本銀行総裁が就任した。

この委員の任命についても司令部は大きな関心を示し、四月二七日大蔵省に任命の方法について、四人の任命委員は、(1)地方銀行協会（十三日会）、(2)大都市銀行協会、(3)農林大臣、(4)商工大臣に諮り、それぞれ候補者五名の推薦を求め、その名簿を閣議に提出して閣議で選任するよう提案した。政府は司令部提案通りの手続をふみ、六月一七日委員の任命があり[26]、六月一八日第一回会合において全員一致で一万田委員が委員長に推薦された。

当該時期の日本銀行政策委員会の委員は次の通りであった。

一万田尚登	二四・六・一七―二九・一二・一〇	（日本銀行総裁）	
中山　均	二四・六・一七―三三・二・七	（地方銀行代表・静岡銀行頭取）	
岸　喜二雄	二四・六・一七―三一・一二・一四	（大都市銀行代表・日本興業銀行総裁）	
宮島清次郎	二四・六・一七―三〇・四・一	（商工業代表・日清紡績株式会社社友）	
荷見　安	二四・六・一七―三三・一二・六	（農業代表・前農林中央金庫理事長）	
舟山正吉	二四・六・一七―二五・一一・三〇	（大蔵省代表）	
坂田泰二	二五・一一・三〇―二六・五・一（〃　）		
三井武夫	二六・五・一―二八・八・一四（〃　）		
野田信夫	二四・六・一七―二四・八・一九	（経済安定本部代表）	
椙杜正太郎	二四・八・一九―二五・四・二四（〃　）		
岩崎松義	二五・四・二四―二六・八・一（〃　）		
高坂正雄	二六・八・一―二九・七・二（〃　）		

こうして、日本銀行政策委員会は、昭和二四年六月一八日発足した。前年来のバンキング・ボードはポリシイ・ボードへと構想が変わったが、司令部はなおも、委員会に多大の期待を抱いていた。六月二八日、マーカット経済科学局長が発表した「日本銀行政策委員会に対するステートメント」[27]は、「日本銀行政策委員会の基本目的は政府諸機関と全金融機関との利害を調和し以て国民経済に最も利益をもたらすが如き通貨信用政策を中央銀行の為に作成し指示し監督し並に之を公表するにある」として、政策委員会の権限において解決すべき懸案事項として、中央銀行の貸出割引政策の検討――世界市場との関係改善のための全金利体系調整のために――、準備制度創設を目途とする中央銀行と、取引銀行間の健全、公正な関係育成――預金保険制度に関する立法を可能とするために――、国債市場の維持及び手形割引市場の育成――国際通貨基金に承認され得る日本通貨の育成のために――、があげられ、さらに大蔵省で準備中の新金融関係立法（金融業法案）が政策委員会の諸政策と調和のとれたものとなるよう勧告をする責任を負うよう要請された。

右のような司令部側の期待にかかわらず、現実に発足した政策委員会は司令部の意図通りには動かなかった。それについて初代の政策委員会大蔵省代表委員であった舟山正吉は、次のように記している。[28]

一万田議長はニュース映画における政策委発足の挨拶で、「まず中小企業者の救済に全力を尽す」と述べられたが、当時の金融情勢の下では、委員会には基本的金融政策の検討というような高遠な理想よりも、ドッジ・デフレが始まり資金涸渇に悩む金融市場の救済という手近な問題の早急解決が要望されていたことをよく反映している。政策委に対する司令部事務当局の期待は大きかったが、委員のメンバーの大半が民間人であって官庁的会議の運営に慣れていないこともあって、会議の焦点が合わない場合も多く、後日、司令部からまとまった政策が生れてこないという不満を買った。

しかし、それまで金融案件は「政策委待ち」というので溜っており、七月頃まで会議は議事規則通り毎日開催された。（議事規則自体も司令部の承認事項であった）。一万田議長はこの委員会は政策の大綱のみをきめ、細かいことはやらないという建前を持たれ、日銀全体が事務局であるとの考えのもとに委員会直属の事務局を置かず、ただ委員会の世話をする小人数の庶務部が置かれたのであった。日銀執行部との間に意見の二元化を生ずることを避けようとする配意とみることができよう。

なお、大蔵省代表委員は、省内においては次官と局長の間の待遇を与えられ、また委員会において、大蔵省の政策について一応説明ができるよう、省内各局関係の省議に自由に出席できるようにしてもらった。（中略）

二十四年十月、司令部の財政金融課長代理アリソン氏の非公式書簡で、委員会発足当時のマーカット・ステートメントで指示

した各種の金融政策に関し、これまで如何なる方策を実行したかについて質問してきた。これには内話があり、はじめは、マーカット局長名でステートメントの指摘する問題を広範囲にわたって質問するはずであったが、あまり大げさにするのはどうか、ということになり、アリソン名義により、問題を国債買上げ政策にしぼり、あとはこれに付言する形で書簡が出されることになったという。（中略）

委員会設立後一年を経た二十五年中頃以降も、司令部事務当局及びワシントン事務当局の一部では、政策委の一年間の活動ぶりはあまり効果的ではなかったとみていた。そしてその原因を、議長があまり strong, dominant で、他の委員の意見が十分反映しないからではないかと考えて、議長を任命委員から選出したらどうか、また、委員会と官庁との間を緊密にするためには、政府代表委員を次官クラスに強化するのはどうか、などの話もあったそうである。

日本の新聞でもスリーピング・ボートとたたかれた。一方、司令部内でも、金融の動きを実際にわたって見ていた担当者は、政策委の活動に同情的であった。畢竟、司令部が過大な期待をかけたのに対し、与えられた権限が不十分であったといえよう。

(1)「金融制度調査会第一部会議事記録」（大蔵省資料Z五一九―一）。
(2) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
(3) 同前。
(4) 大蔵省資料Z五二六―六―二。
(5) 同前。
(6) 大蔵省資料Z五二六―六―三。
(7) 同前。
(8)「渡辺武日記」。
(9)「大蔵省渉外特報第九十一号」（二三・八・二〇）（大蔵省資料Z五〇七―七）。
(10) 大蔵省資料Z五二六―六―四。

(11)「大蔵省渉外特報第九十四号」（昭二三・九・一）（大蔵省資料Z五〇七―七）。
(12)「大蔵省渉外特報第九十六号」（昭二三・九・八）（同前）。
(13) 大蔵省資料Z五二六―六―四。
(14) 同前。
(15) 大蔵省資料Z五二六―六―五。
(16)「十月十七日スミスとの会談記録（銀行局長）」（同前）。
(17) 日本銀行調査局「戦後わが国金融制度の再編成（昭和二〇年八月―二七年）」昭和四二年、二〇二ページ。
(18) 大蔵省資料Z七〇三―一五―一八。
(19)「金融業法の制定について司令部マーカット経済科学局長に提出」（二四・一・二六）（大蔵省資料Z五二六―六―一四）。
(20) 昭和二四年二月、愛知銀行局長の日本銀行本支店事務打合会における発言による（大蔵省所蔵日本銀行資料）。
(21) 同前。
(22) 大蔵省資料Z五二六―六―一五。
(23) 同前。
(24) 大蔵省資料Z五二六―六―一六。
(25) 同前。
(26) 同前。
(27) 大蔵省所蔵日銀資料。
(28) 舟山正吉「占領期金融行政管見」（『ファイナンス』昭和四八年五月）。

第六節　企業財務関係行政機関

一　理財局経済課の機能と産業資金、企業経理及び企業再建整備関係行政の分掌

戦時金融統制は、企業の事業資金・流動資金の統制から、会社利益配当・役職員給与の統制にまで進展し、民間企業の経理の内部にまで政府の統制が及んだ。また、戦局の進展に伴って軍需金融が積極化する一方で、不急不要産業の軍需関連企業への転換、合併及び廃業を財政負担の裏付けのもとに、政府が企業に対して強制する体制が作られた。これらの措置に関連する企業財務行政は大蔵省が担当した。

終戦時、この産業資金統制及び会社経理統制等の企業財務関係行政は、金融局資金統制課が所掌していた。なお、金融機関・保険会社・証券会社に対する関連行政は、金融局銀行課及び保険証券課が担当していた。昭和二〇年九月二〇日、資金統制課は産業資金課と改称した。なお戦時の産業資金及び企業財務の大蔵大臣による統制の権限は、法令により一部財務局長に委任され、その施行事務は日本銀行の経費負担のもとに日本銀行が取り扱った。すなわち、許認可に関する申請書の受理、審査、主務大臣への進達とその処分の通知、報告等が日本銀行の窓口を通じて行なわれた。この体制は戦後の諸措置にも引き継がれた。

ところで、終戦直後から、政府はこの企業財務行政に関連して難問題の解決を迫られることになった。その一つは、軍需品の未払代金の支払のみならず、工場疎開、戦争保険、命令融資などによって金融機関や企業が蒙る損失について、政府が公約した諸種の国家補償、いわゆる戦時補償の支払問題である。その如何は企業の存廃と財政負担にかかわり、経済再建の筋道のうえで重大な影響を及ぼした。第二は司令部から提起された財閥解体・経済再編成問題の処理である。これらの諸課題は金融局が解体再編された際、産業資金課から理財局経済課に引き継がれた。

昭和二一年二月二日新設された経済課は、産業資金課の事務と保険証券課の所掌する証券行政を引継ぎ、産業資金その他の経済政策一般を所掌するとともに、戦後の企業財務・証券関係行政を一手に掌握した。そして、経済再編成が進められ諸法制がととのう中で、順次所掌行政をここから分離した。すなわち、二一年六月一日、持株会社整理課が新設されると財閥解体に関連する持株会社整理関係事務が同課に移管され、同年九月二一日、証券課が新設されると証券行政の関連事務が証券課に移管された。なお、二三年五月七日の証券取引委員会創設により証券課の事務が同委員会に継承されると、取引所及び商品券関係事務がふたたび経済課に戻された。また「公認会計士法」により計理士に替わって公認会計士制度が創設されると、一時これに関する行政が経済課から分離した。これらの行政については後述するとして、経済課で一貫して所掌した産業資金、会社経理及び企業補償関係行政について次に述べよう。

政府は戦時補償を民間に支払う方針で検討を続けていたが、司令部は二〇年一一月二四日覚書「戦時利得の排除並びに国家財政の再編成」（SCAPIN第三三七号）により戦時補償支払を凍結し、同時に、司令部の認可なしに政府及び政府関係機関が一切の信用供与及び金融機関ないし企業に対する債務保証の引受もしくは支払契約を行なうことを禁止した。そして、二一年五月末、一〇〇％課税という方法で戦時補償を打ち切る方針を明らかにした。

そこで政府はその対策として、二一年八月、「金融緊急措置令施行規則中改正」（昭和二一年八月一一日大蔵省令第九〇

号)、「金融機関経理応急措置法」(昭和二一年八月一五日法律第六号)、「会社経理応急措置法」(同日法律第七号)によって、昭和二一年八月一一日現在で封鎖預金を第一・第二に二分し、同時に戦時補償請求権あるいは在外資産を有する金融機関及び企業を特別経理会社に指定し、その資産を同日付で新旧両勘定に区分した。新勘定には会社の財産中現に行なっている事業を継続し戦後の復興に必要なもののみを繰り入れ、残余をすべて旧勘定とし、第二封鎖預金を旧勘定に繰り入れて旧勘定を凍結した。これは企業の生産活動を補償打切の打撃から遮断し民需生産に専念させる一方で、旧債務の清算を行なうための準備措置である。続いて、「戦時補償特別措置法」(昭和二一年一〇月一八日法律第三八号)、「金融機関再建整備法」(昭和二一年一〇一九日法律第三九号)、「企業再建整備法」(同日法律第四〇号)によって戦時補償の打切りの方法を示し、かつ金融機関と企業それぞれについて旧勘定整理、再建整備計画の樹立、主務大臣の認可、新旧勘定の合併という手続を経て旧債の清算を行なうという企業再建整備の道筋を明らかにした。

この企業再建整備は、日本の主要企業の大半が特別経理会社として、その適用を受けることになる大事業であった。そこでその実施機構拡充のため、大蔵省は当初理財局経済課を会社部に昇格させる方針で一たん閣議にはかったが、のちこれを撤回し、次長を置いて部制に替えることになった。[1]

すなわち二一年八月三一日、理財局に次長一名を新設し、持株会社整理課を制限会社第一・第二の両課に拡充してこの二課に財閥解体指令によって制限会社に指定された会社で特別経理会社であるものの企業再整備を受け持たせ、その他の企業の再建整備は経済課で取り扱うこととし、新設の次長は経済課、制限会社第一課、同第二課の三課を掌握した。なお金融機関の再建整備は銀行局が担当することになった。次いで二一年一一月一六日「経済再建整備に関する法律の施行に関する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令」(勅令第五四四号)が公布され、経済再建整備

関係行政の分掌が、下部機構を含めて確立された。

すなわち経済再建整備関連行政で大蔵大臣の権限に属するもののうち、理財局は「会社経理応急措置法」及び「企業再建整備法」の施行事務を、銀行局は「金融緊急措置令」「金融機関経理応急措置法」及び「金融機関再建整備法」の施行事務を所掌すること、上記事務の一部を財務局に分掌させること、また、財務局管内須要地に臨時に地方部を新設し、財務局の事務の一部を分掌させることとなった。なお、日本銀行が事務取扱機関として許認可の申請書の受理、審査等を取り扱うという戦時統制以来の方式がこの措置にも採用された。

企業の再建整備措置は資金調整及び経理に関係することは大蔵省の所管であるが、再建整備計画の樹立等については当該企業を行政の対象とする他官庁――鉄鋼、繊維等諸産業は商工省、鉄道・海運関係は運輸省、農林水産業は農林省など――と共管であった。したがって関係各官庁、大蔵省、日本銀行との間の調整は経済安定本部が所掌した。「企業再建整備法」に基づいて、同法の運営に関する重要事項等の諮問機関である経済再建整備委員会が設置される(昭和二二年二月五日勅令第四一号)と、この委員会の主管官庁は経済安定本部とされた。続いて昭和二二年五月一日、経済安定本部が組織強化された際、新設の財政金融局企業課において企業及び金融機関の再建整備に関する政策及び計画の基本・各庁事務の総合調整及び推進を所掌することとなった。

大蔵省における企業再建整備関係行政は、前述のように経済課、制限会社第一課及び制限会社第二課の三課で所掌していた。二二年八月一五日、制限会社第一課、同第二課は合併して制限会社課となり、翌二三年七月五日会社課となった。次いで、二四年六月一日の機構改革で経済課が会社課を吸収した。また金融機関の再建整備関係行政は、銀行局の銀行課、特殊金融課、保険課の各課で分掌した。

ところで、金融機関と企業の負債の整理は相互に密接な関係があるうえに、関連行政については財務処理の基準の細部から一件一件の整備計画の認可に至るまで、司令部の許可を必要とした。また、企業の再建整備計画の立案中に、後述する経済力集中排除に関する措置の指示があった。これらの事情から、この再建整備措置が最終結着をみたのは、予定をはるかに遅延し、講和発効後となった。

右の経済再建整備関係行政のほか、経済課で所掌していた産業金融及び企業経理関係行政については、二二年五月、経済安定本部財政金融局設置と同時に、その基本政策及び各省庁総合調整事務が同局に移管され、産業金融課で産業融資の基本方針・割当・監査方針を、企業課で企業及び金融機関の再建整備方針と経済再建整備委員会に関する事務を所掌した。なお二四年六月一日、財政金融局の分課再編により産業金融課の関係事務は産業資金課に、企業課の関係事務は財務課に引き継がれた。なお、その際財政金融局財務課において、企業会計基準その他企業財務に関する基本方針の策定及び総合調整を所掌することが規定された。

なおこの時期に経済課で取り扱った関係行政として、企業の配当制限と資産再評価がある。配当制限については、司令部の指示により二一年四月以降特別経理会社に対して五%以下に配当制限を実施していたのを、「会社利益配当等臨時措置法」（昭和二二年一二月一六日法律第一九〇号）によって改め、全企業の配当の適正化の基準を定めてこれを励行させることと、特経会社は整備計画完了まで原則として無配当、ただし大蔵大臣の認可により配当を認めることとし、その事務を経済課で所掌した（ただし、二三年七月五日から二四年五月末日までは会社課が所掌）。なお同法は昭和二六年一一月二四日限りで廃止された。資産再評価については、戦後インフレーションによる資本の喰潰しの防止と名目所得に対する課税適正化の両面から資産再評価の必要性が問題となっていたが、シャウプ使節団の税制改正勧告を契

機として、「資産再評価法」が制定された（昭和二五年四月二五日法律第一一〇号）。同法に基づいて企業経理の面は理財局が、税制面は主税局が分掌し、講和発効までに任意に二回の再評価が実行され、また企業再建整備措置との調整が図られた。これに伴って経済課は二五年五月四日から資産再評価審議会に関することを所掌した。

二七年八月一日、経済安定本部の廃止とともに財政金融局財務課、産業資金課の関係行政は経済課に統合され、企業再建整備措置の政策立案・総合調整事務とともに産業資金の需給調整、企業会計基準の設定及び原価計算の統一も経済課の所掌となった。また官房調査部で所掌していた法人企業統計の作成及び公認会計士管理委員会の廃止による事務をも移管され、経済課は産業資金及び企業経理を一元的に掌握する課となった。

二　財閥解体の実施機構

昭和二〇年九月発表の「初期の対日方針」によって、アメリカが日本の財閥解体を意図していることが示されて以降、日本政府及び財閥当事者と司令部の折衝が重ねられた。この財閥解体に関する日本政府内の主務官庁は大蔵省とされ、その主担課は金融局産業資金課（二一年二月以降理財局経済課）であった。折衝の結果、司令部から覚書「持株会社の解体」（昭和二〇年一一月六日SCAPIN第二四四号）が発せられ、この覚書に基づいて、(1)持株会社――当初は三井本社、安田保善社、住友本社及び三菱本社の四社――の解体とその清算機関である持株会社整理委員会の設置、(2)財閥関連企業に対する規制、(3)財閥家族に対する規制、(4)独占禁止法の立案、の諸措置が進められることになった。このうち、(4)は当初商工省が主管したので後述に譲り、(1)(2)(3)について次に述べる。

まず財閥解体の準備措置として、司令部の要請によりポツダム勅令「会社ノ解散ノ制限等ノ件」（昭和二〇年一一月二四日勅令第六五七号、以下「制限会社令」と略称）が立案され、資本金五〇〇万円以上の会社、大蔵大臣の指定する会社の解散、並びに持株会社及び大蔵大臣の指定する者の財産処分には大蔵大臣の認可が必要となった。続いて一二月八日付の司令部の二つの覚書（SCAPIN第四〇三、四〇八号）によって財閥関連会社三百数十社が制限会社 Restricted Concern に指定され、直ちにその活動が厳しく規制された。制限会社は解散のみならず、増資、減資、定款変更、配当、剰余金分配、社債募集及び日常の営業に必要な範囲外の動産・不動産・証券その他財産の処理等について、大蔵大臣の認可を必要とし、また、役員給与の支払を制限され、さらに制限会社の株式・社債等の所持者がこれを譲渡または担保に供する場合も許可を必要とした。この覚書の趣旨に沿い、「制限会社令」は二一年三月一六日に改正された（勅令第一四三号）。このような規制を受ける制限会社は、司令部により続々追加指定され、二一年六月までに千数百社に達した。[2]「制限会社令」による大蔵大臣の認可の事実上の運用は、司令部の反トラスト・カルテル課 Anti-trust and Cartels Div. が行なった。すなわち、認可申請は大蔵省を経て反トラスト・カルテル課に提出され、理財局の担当官が個々の申請につき逐一司令部担当官に説明をし、司令部の認可を受けなければ許可されなかった。さらに制限会社の通常業務には認可がいらないことになっていたにもかかわらず、その範囲がきわめて厳しく制限され、事務用の日用品購買や機械の修理まで認可を必要とするような運用が行なわれた。また、「制限会社令」には罰則規定があり、司令部の監視により違反が摘発され罰則が適用された。[3]

第二に、「制限会社令」による財閥家族の所有財産処分の制限については、三井・岩崎・住友・安田の各家族は、所有する一切の動産・不動産の移動を禁止され、その後の指令でこれら家族の生活費支出及び税の支払につき大蔵省

に許可の権限が与えられた。この制限の適用をうける家族は、二一年六月三日付の指令により追加され、一四家族六一名に上った。[4]

第三に財閥解体の本旨である財閥的企業結合からの財閥の人的・資本的支配力の排除は、持株会社整理委員会によって進められることになり、その設置準備が上記第一・第二の措置と併行して進められた。昭和二一年四月二〇日、「持株会社整理委員会令」がポツダム勅令として公布され（勅令第二三三号）、同年八月二二日、持株会社整理委員会が設立された。

当初の持株会社整理委員会には、内閣総理大臣の指定した持株会社――当初四社であったがその後追加され八三社が指定された――の所有する証券その他財産を譲り受け、これを管理処分することによって持株会社を解体する役割が与えられた。委員会は特別の法人として政府から独立した法人格を有し、「委員会令」の委任に基づいて行政権の一部を担当する機関であった。これは、前述のように「降伏後における初期の基本的指令」にある「日本の官吏及び機関から独立し且つこれに優越する行政機関」として、「指令に含まれている経済措置を実施するため」に設置される組織であった。

右の財閥解体の準備措置としての制限会社および財閥家族に対する規制と持株会社整理委員会設置準備の事務が急速に増大したため、これら財閥解体関係事務を経済課から分離して、昭和二一年六月一日、理財局に持株会社整理課が新設された。次いで、同年八月三一日、持株会社整理課は制限会社第一課・制限会社第二課に分離拡大した。これは、企業再建整備の実施にあたり、制限会社に指定された会社の大部分は特別経理会社として企業再建整備措置の適用を受けるため、制限会社の産業資金調整および経理統制と、企業再建整備関係事務を制限会社に対する従来の規制

措置と合わせて管掌することとしたため、陣容を拡大する必要があったからである。

その前後、司令部は財閥解体に関連して第四の措置を打ち出してきた。それは二一年七月二三日付覚書（SCAPIN第一二三八号）による措置で、制限会社及びその傘下の子会社（従属会社・関係会社）について各会社間の資本的・人的または契約上の相互依存関係の切断である。これはまた「制限会社令」による厳格な規制を避けるため、制限会社が子会社、孫会社を設立して脱法的な経済活動を行なうことを禁止する含みをも持っていた。この覚書に基づいてポツダム勅令「会社の証券保有制限等に関する勅令」（昭和二一年一一月二五日勅令第五六七号、以下「証券保有制限令」と略称）が公布され、制限会社、従属会社、関係会社計三千六百余社の所有する株式会社債は将来の処分が予定され、持株会社整理委員会に株式の議決権を委任した。またこの議決権行使を通じて人的結合の排除も整理委員会によって行なわれることになった。

次に司令部は第五の措置として、財閥家族の企業支配力の排除を打ち出してきた。それは、二一年一一月二六日付覚書（SCAPIN第一三六三号）により、これまで大蔵省によって行使されていた財閥家族に対する財産等の管理の権限を持株会社整理委員会に移し、企業支配力排除のために委員会において処理するという措置である。そのため「持株会社整理委員会令」は改正され（昭和二一年一二月四日勅令第五九二号）、委員会の目的に財閥家族（指定者）の企業支配力を分散することが挿入された。そして、翌二二年三月一三日、一〇家族五六名が財閥家族として指定され、指定者に対する管理事務は大蔵省から持株会社整理委員会に移されたが、従前から大蔵省により規制されていた家族で委員会に管理を移した残りの四家族は、従前通り大蔵省の管理下に残された。

なお、司令部は前述の二一年七月二三日覚書その他において、財閥の人的結合切断のため、財閥家族のみならず財

閥関係者 appointee すなわち制限会社関係の役員が現職のあるなしにかかわらず会社と関係してはならないという意図を示した。これについては大蔵省はその指令の取消しを交渉し、「証券保有制限令」はこの問題を除外して立案する了解が成立した。これはその後司令部との折衝で財閥関係者の範囲を限定して「財閥同族支配力排除法」の立案、制定（昭和二三年一月七日法律第二号）となった。同法により財閥家族及び財閥関係役員は、会社役員から解職され一〇年間の就職制限を受けることになった。なお財閥関係役員に該当するかどうかの認定は、内閣所轄の財閥関係役員審査委員会、同再審査委員会が審査決定することになった。同委員会事務局は総理庁に新設され（昭和二三年一月七日政令第五号）、委員会決定案を司令部に提出して了承を得るという方法で審査が行なわれた。

次に財閥解体に関連する第六の措置として、昭和二二年七月三日、三井物産・三菱商事の両会社解散の覚書（SCAPIN第一七四一号）が発せられ、直ちに持株会社整理委員会の手で両会社の清算が施行された。ただし法的措置については、大蔵省で検討の結果、「企業再建整備法」による整備計画に従って解散するという手続をふむことになった。[5] なお後に司令部からその措置の法制化を命じられた（昭和二五年一〇月一三日付セクション・メモ）ので、大蔵省で「三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の旧役職員の就職制限等に関する政令」を立案し公布をみた（昭和二五年一一月二一日政令第三四〇号）。

次に第七の措置として、財閥商号・標章の禁止が指摘され（SCAPIN第一九二三号）、これに対しては「証券保有制限令」を改正して（昭和二三年八月一九日政令第二四〇号）、持株会社整理委員会がこの措置を施行することとした。これに関しても後に法制化が行なわれた（昭和二五年一月二一日政令第七号、同第八号）。

右のように、財閥解体の施行行政のうち、制限会社及び財閥家族の一部の規制は大蔵省が取り扱い、残りはほとん

ど持株会社整理委員会が行なった。なお、持株会社整理委員会に対して国会に代わって監督を行なう機関として内閣直属の持株会社整理監査委員会が設置され（昭和二一年九月二〇日勅令第四三九号）、委員に衆議院議員が任命された。二二年四月までに三回会合し、業務運営の監査を行なったが、二二年一二月、持株会社整理委員会の改組にあたって廃止された。なお、財閥解体については、すべて司令部の指令に基づいてその指示に従って行なわれたことが特徴であり、大蔵省理財局は指令に基づく法令の立案のほか、持株会社整理委員会の監督、監査委員会の事務をも受け持った。

大蔵省の担当課である制限会社第一課、同第二課は、昭和二二年八月一五日合併して制限会社課となったが、二三年七月五日会社課に改組され、「会社利益配当等臨時措置法」施行の事務をも管掌した。二四年六月一日、経済課がその事務を吸収し、会社課は廃止された。

昭和二五年に入り財閥解体の最終措置をどのような形で行なうかが問題となり、持株会社整理委員会、大蔵省、司令部の間に折衝が重ねられ、翌二六年七月一〇日「持株会社整理委員会令の廃止に関する政令」が公布され（政令第二六一号）、同日整理委員会は解散された。そして、委員会が行なっていた「証券保有制限令」の施行、財閥商号・標章の禁止、三井物産・三菱商事の旧役職員の就職制限に関する事務は、理財局経済課が継承した。その前二六年七月一日、「制限会社令」が廃止された（昭和二六年六月三〇日政令第二四七号）ので経済課における制限会社の規制事務も廃された。次いで講和発効に際して「証券保有制限令」が廃止（昭和二七年三月三一日法律第四三号）され、二七年四月二八日以降、経済課は財閥解体の事後措置等を所掌することとなった。

三　「独占禁止法」の運用機関——公正取引委員会

前述のように司令部は二〇年一一月六日覚書によって、財閥解体と併行して、財閥解体後においても、恒久的に私的独占を禁止するための立法措置を指令した。これについては当初商工省が立案に当たったが、二一年八月、司令部からいわゆる「カイム試案」と称される法律案の試案が出て、法律案に関する主務官庁は経済安定本部に移され、大蔵・商工・運輸各省担当官を集めて立案作業が行なわれた。[6] 「カイム試案」に示された法律の施行機関は、アメリカの連邦取引委員会 Federal Trade Commission に範をとった行政委員会制度の採用が示された。これは日本の行政制度からみて違憲ではないかということで折衝が行なわれたが（本書三三三ページ）、結局司令部案に従うことになって、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」が公布された（昭和二二年四月一四日法律第五四号、以下「独占禁止法」と略称）。

同法の目的は、「私的独占、不当な取引制限及び不公正な競争方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め以て一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」（同法第一条）にあり、当時経済憲法といわれ、その運用は公平厳正を期することが要請された。したがってこの法律の目的達成のための機関である公正取引委員会は同法によって、「内閣総理大臣の所轄に属する」が、「委員長及び委員は独立

してその職権を行なう」（同第二七、二八条）規定のほか権限行使の独立性確保のため委員の在任期間を五年とし、六五歳定年、意に反して罷免または報酬の減額を行なえないこと等の身分保障規定（同第三〇、三一、三六条）が置かれた。

委員会は委員長及び委員六人で構成され、施行機関として事務局が付置された。委員会の権限は、「独占禁止法」施行のためだけでなく、同法の目的達成に必要な権限として行政的権限のほか準司法的、準立法的な権限が付与された。すなわち、(1)同法に基づく継続的な国際取引、株式または社債の保有、会社の合併・譲受等に対する認可――ただし、二四年六月一八日の「独占禁止法」改正（法律第二一四号）により認可権限は消滅し届出制となった。(2)事業者が私的独占または不当な取引制限をし、不公正な競争方法を用いていると認められる場合、または、不当な事業能力の格差があると認められる場合、審判手続に付して審決し、または勧告を行なって勧告が容れられたときは審判手続を経ず審決し、審決をもって事業者に「独占禁止法」に違反する事項を除去するよう措置すること、(3)確定審決違反等に対し裁判所に告発または訴訟を提起すること、(4)(2)の職務遂行のための調査権、(5)公聴会を開いて意見を求めること、(6)国会に対する意見の提出権、(7)委員会の内部規律・事件の処理手続に関する規則制定権等である。

公正取引委員会に関する「独占禁止法」の規定は二二年七月一日施行され（二二年六月三〇日政令第一一四号）、初代の委員長及び委員は七月一四日任命された。また事務局の組織は、「公正取引委員会事務局官制」（二二年七月一八日政令第一三九号）によって規定され、七月二〇日、「独占禁止法」が全面的に施行された（政令第一四二号）。

事務局機構は、事務局長のもと、総務部、調査部、商事部、審査部の四部制をとり、司法的権限行使のため検察官及び弁護士が職員に任用された。また、翌二三年一月及び九月に大阪、名古屋、福岡の三地方事務所が設置された。なお、二四年六月の「設置法」体制への移行の際、「官制」は廃止され「独占禁止法」中に事務局の組織規定が織りこ

まれた（昭和二四年五月三一日法律第一三四号）。

公正取引委員会は、二七年八月の機構改革の際、準司法的権限を有する行政委員会として、他の経済関係の行政委員会の廃止にかかわらずなお存続することになったが、機構は縮小され、委員は六人から四人になり、事務局機構も官房ほか経済部、審査部の二部制となった[7]（昭和二七年七月三一日法律第二五七号）。

四　「過度経済力集中排除法」の施行機関

前述のように、持株会社の解体及び財閥関連企業間の人的・資本的結合の切断という財閥解体の作業のメドがつき、かつ、将来の企業の独占形態発生を防止する恒久立法「独占禁止法」の制定をみた時点、すなわち昭和二二年七月、司令部は現在ある企業結合の形態を解体して、経済力の集中排除を実施するための立法措置を要請するウェルシュ E. C. Welsh メモが発せられた[8]。このメモによって、排除すべき経済力の集中があると認められる企業の指定及びその排除を行なう機関は、持株会社整理委員会であるとされた。このメモに基づく法律立案は、経済安定本部財政金融局が当たり、司令部との折衝及び国会修正を経て、「過度経済力集中排除法」（以下「集排法」と略称）が公布された（昭和二二年一二月一八日法律第二〇七号）。

「集排法」の実施機関である持株会社整理委員会が、政府から独立した法人でありながら「集排法」によって行政権を全権委任されることの可否が、立案過程において政府部内及び民間で問題となった[9]。政府当局は、委員会を公正取引委員会と同様な官庁に改組する案をもって司令部と折衝したが容れられなかった。そこで政府としては、持株会

社整理委員会が、「司令部の占領政策の遂行機関としての特別な意義を認められているところから已むを得ない」[10]として、委員会の基本的性格に変更を加えず、部分的改組に止めることになった。

かくして「集排法」の制定と同時に法律をもって「持株会社整理委員会令」が改正された（二二年一二月一八日法律第二〇四号）。その要旨は(1)委員会を公の機関とし、内閣総理大臣の監督に属することを法令の上で明定した[11]。(2)委員会の目的及び業務に「集排法」施行に関する事項を加えた。(3)委員会構成中監査委員を廃し委員の任期を延長した。(4)経費は手数料収入によっていたがこれを法令中に明記し、企業再編成関係の行政的業務のため一般会計から予算をもって国庫金を交付することとした。(5)会計経理は会計検査院の検査をうけることとし、検査人制度を廃止した。(6)持株会社整理監査委員会の監督制度を廃止した。

また、同じ会社に対する「企業再建整備法」「制限会社令」「集排法」の三法令の施行事務の分担については、「企業再建整備法」による特別経理会社が同時に「集排法」の指定会社になっても、企業再建整備措置は大蔵省が主務官庁として事務を取り扱うが、「制限会社令」による制限会社が「集排法」指定会社となったときは「制限会社令」による制限をはずし、必要な制限措置は持株会社整理委員会が行なうことになった[12]。

整理委員会は司令部の指導下に、二三年二月、三百余社を指定会社に指定し、指定会社に関する経済力集中の調査書類及び再編成計画書が整理委員会に提出されその審査を受けることになった。しかし四月、ドレーパー使節団の報告書が発表されて、経済力の集中排除の悪影響の軽減がうたわれ、五月、アメリカから経済力集中排除再審査委員会（いわゆる五人委員会）が来日した。同委員会は「集排法」実施に伴う排除の妥当性を審査し、随時マッカーサー元帥に勧告する権限が与えられていた。この五人委員会は九月、「集排法」実施上の四原則を発表し、指定会社に対する

再審査を行なった[13]結果、過度経済力集中と認められ再編成を指令されたのは一八社に限定された。なお、電力事業関係一〇社は別途措置されることになった。

「集排法」は指定会社の分割再編が決定した段階で、法に基づく持株会社整理委員会の職権、記録等を公正取引委員会に移管することを規定していた。この規定に基づいて法令が制定され（昭和二四年五月一九日法律第七八号及び二四年一一月一六日政令第三六六号）、その移管日は昭和二五年四月一日と定められた。ただし、企業再編成計画承認を受けていない会社については、当該承認のあった日以後三〇日以内に内閣総理大臣が指定する日に移管されることになり、四月一日以降逐次七月三〇日までに「集排法」関係の職権、記録等は公正取引委員会に移管された。なお、電気事業関係一〇社は「電気事業再編成令」（昭和二五年一一月二四日政令第三四二号）により、昭和二六年一月八日、持株会社整理委員会から公益事業委員会[14]に職権が委任され、同委員会により電気事業の再編成が行なわれたのち、同年五月三〇日、その職権等が公正取引委員会に移管された。

職権移管後の公正取引委員会の業務は、条件付指定取消会社の調査と企業再編成の決定指令及びそれに基づく再編成計画の実施の監督等であった[15]。

五　計理士、公認会計士の管理機構

「計理士法」（昭和二年法律第三一号）による計理士の管理行政は、昭和一六年証券行政とともに商工省から大蔵省に移管され、終戦後は資金統制課（産業資金課）、経済課に引き継がれた。

戦後、証券民主化と外資導入の要請に促されて、計理士制度が再検討され、イギリスのチャーターード・アカウンタント Chartered Accountant 及びアメリカのCPA Certified Public Accountant にならって、厳正な試験制度を採用して、企業経理の監査証明業務を職業とする公認会計士を育成することになり、「公認会計士法」が公布された（昭和二三年七月六日法律第一〇三号）。[16]

昭和二三年八月一日、「公認会計士法」に基づいて大蔵省の外局として会計士管理委員会が設置された。同法（第六章）によれば、この委員会は大蔵大臣の所轄に属し、委員五名による合議制の行政委員会で、「公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督する」（同第三六条）権限が与えられた。委員は人格高潔で、公認会計士に関する事項に理解と識見を有する三五歳以上の公認会計士のうちから大蔵大臣が任命することとなっていたが、第一期の委員は公認会計士の資格をもつ者がいないので、資格をもたなくても他の条件を具備していれば適格とされた。委員の任期は三年、再任も可で、委員長は大蔵大臣の任命、議事は委員長ほか委員二人以上の出席を要し、議決は過半数、可否同数のときは委員長の決定により、委員の罷免に関する議決は当該委員を除く全員一致を要した。この委員会には事務局が付置され、事務局長は委員会の推薦により大蔵大臣が任命、他の局員の人事権及び規則制定権は委員会が持った。

会計士管理委員会の委員は、二三年九月一七日に左記の通り任命され、第一回委員会は九月二一日開催された。[17]

委員長　河本文一（元会計検査院長）
委　員　島田　宏（日本計理士会東京支部長）
委　員　中西寅雄（元東京帝国大学教授）

委　員　村瀬　玄（元東京商科大学教授）
委　員　中瀬勝太郎（日本計理士会長）

ところで、計理士の新規登録は、「公認会計士法」公布と同時に廃止され、「計理士法」は同法施行日に廃止されたが、従前の計理士には特別試験を受けて公認会計士の資格を得る道を開くとともに、当初は三年間計理士の名称を用いて旧来の業務を行ない得ることとした。この計理士の取扱いについては、その後しばしば規定が改正され、登録によって終生その業務を行ない得るようになった。二三年八月段階でこの計理士に関することは、なお理財局経済課の所掌とされた。

次いで二四年六月の行政機構改革で、行政簡素化の趣旨から会計士管理委員会は廃止され（昭和二四年五月三一日法律第一四四、一四五号）、公認会計士の試験、登録、監督は理財局経済課の所掌となった。ただし「公認会計士法」運営のために、公認会計士審査会という諮問機関を設置し、また、管理委員会に付置された試験施行機関である公認会計士試験審査会（昭和二三年一二月一〇日、会計士管理委員会規則第一号による）を引き継いで公認会計士試験委員を付置した（昭和二四年九月一五日政令第三三六号）。

ところが、翌二五年四月一日、再び行政委員会形式の外局として公認会計士管理委員会が設置された。これはシャウプ使節団の「税制勧告」を容れ、公認会計士制度の高い水準を維持し法の運用を円滑にするためで、「公認会計士法」の一部改正（昭和二五年四月一日法律第九四号）に基づいたものである。

改正法では、制定法より明確に委員会の組織権限が定められたが、前委員会との相違点は事実上次の点にあった。(1)計理士の監督をも所掌する。(2)公認会計士の業務に関連して、財務書類の監査または証明に関する制度を調査し及

び企画することが所掌事務に加えられた。(3)委員長の任命は委員会の互選に基づき大蔵大臣が任命することとした。なお委員会に事務局が付置された点は前回同様であるが、局長以下事務局職員の任命は委員長が行なうことになった。なお大蔵大臣の諮問機関である公認会計士審査会は廃止され、公認会計士試験委員は公認会計士試験審査会となって（昭和二五年五月四日法律第一四一号）、管理委員会の付属機関となった。委員は、前会計士管理委員会委員が全員再任された。

公認会計士管理委員会は、二七年八月一日の機構改革によって再び廃止され、理財局経済課がその事務を引き継ぎ制度の企画立案、登録及び監督、試験の庶務等を所掌した。同時に、諮問機関としての公認会計士審査会が再置され、審査会は制度の運営、公認会計士等の懲戒処分を調査審議し、試験の施行を行なうことになった（昭和二七年七月三一日法律第二七〇号）。

(1)「理財局に会社部設置の件」（昭二一・八）（大蔵省資料Z六〇四―四四）。
(2)「財閥解体問題（昭二一・六、理財局持株会社整理課長）」（大蔵省資料Z五一一―三〇四）。
(3)水沢謙三「財閥解体の問題とその経過」、亀岡康夫「財閥解体の経過について」（その二）（「戦後財政史口述資料」第四分冊）。
(4)前掲「財閥解体問題」（大蔵省資料Z五一一―三〇四）。
(5)持株会社整理委員会『日本財閥とその解体』、二五〇ページ。
(6)前掲亀岡康夫口述。
(7)公正取引委員会の組織・権限の詳細は、公正取引委員会編『独占禁止政策二十年史』、七五―七八ページ。
(8)このメモはウェルシュ自ら立案したといわれ（前掲亀岡康夫口述）、当初「経済再建整備基準法（司令部案・仮訳・昭二二・七・一九）」（大蔵省資料Z五一一―三〇五）と訳された。

(9)『日本財閥とその解体』、三一三ページ。
(10)「持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案に関する説明資料（昭二二・一〇・九、理制）」（大蔵省資料Z五一一―三一二）。
(11)「公ノ機関トシ」の文言は閣議決定後司令部の要請により挿入された。同時に委員会の内閣に対する独立性保持のため、法案の他の箇所についても若干の修正が行なわれた（「持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案中修正の件」（昭二二・一一・一〇）（大蔵省資料Z五一一―三一二）。
(12)「集中排除法実施に伴う内閣・大蔵省・整理委員会の事務分担（理制二二・一〇・一）」（大蔵省資料Z五一一―三一二）。
(13)その審査の方法は「われわれ（持株会社整理委員会――引用者）はこの裁判官みたいな五人委員会の前で、ウェルシュ氏及びその幕僚（司令部反トラスト課）と弁論をして五人委員会の裁決を経て之に従った」（野田岩次郎「財閥解体の問題とその経過」、二七ページ、「戦後財政史口述資料」第四分冊）という形で行なわれた。
(14)『行政機構年報』第二巻、一一―一二、九一ページ。
(15)『独占禁止政策二十年史』、一〇九―一〇ページ。
(16)内山繁『公認会計士法逐条解説』昭和二六年、一三―二〇ページ。
(17)大蔵省大臣官房地方課編「大蔵省発表集録」第一八七号。

第七節　証券関係行政機関

一　「証券取引法」の制定と証券行政機構の改組

取引所及び証券業者の監督等の証券行政は、昭和一六年一二月、商工省から大蔵省に移管され、監理局監理課で所掌した。一七年一一月、監理課事務から取引所及び取引員の監督行政を理財局に移し戦時金融金庫の行なう証券の市価維持業務の監督とともに金融課が所掌した。昭和一八年、戦時立法によって日本証券取引所が創設され、従来の会員組織の取引所は廃止され、また同年一一月に監理局が廃止となって監理課の事務は理財局金融課に吸収された。次いで一九年一〇月、金融課は証券課と改称され、二〇年五月の機構改革で金融局保険証券課が証券行政を所掌した。

ところで、終戦時の証券取引は、二〇年八月一〇日、日本証券取引所が売買を停止したため、取引所の機能を停止していた。大蔵省は九月、取引所再開を大臣談話をもって発表したが、その直後、九月二五日付で司令部から取引所再開にはあらかじめ司令部の承認を要する旨覚書が出され（SCAPIN第五九号）、その再開は中止された。このため、実際上の証券取引は、業者が一定の場所に集合して行なう集団取引によることになった。

証券行政は二一年二月の機構改革で理財局経済課の所掌となったが、二一年九月二一日、経済課から独立して、証券課が新設された。それは、集団取引がしだいに盛んとなり、取引所再開のため新しい証券立法の立案が急がれたためである。証券取引に関する総合的な基本法として、アメリカ法を参照した「証券取引法」（第一次）が司令部の了承を得て第九二議会で成立し、公布されたのは昭和二二年三月二八日であった（法律第二二号）。

この新法立案に当たって司令部の証券担当官が強調したことは、大蔵省に証券局または証券取引委員会を設置し、二〇〇名前後の陣容で法の施行に当たるようにということであった。[1] そこでこの二二年法では、証券取引委員会は行政委員会とせず、審議、調査を主とする機関にとどめ、別に大蔵省の外局として証券局を設置する予定とした。そして、二二年三月頃から「証券局官制案」を起案して閣議提出の準備をはじめた。「官制案」によれば、証券局は大蔵省の外局で、長官のもと長官官房及び審査部、業務部の二部六課制をとり、「証券取引法」の施行及び有価証券関係事務、社債等登録、商品券関係事務を所掌する予定であった。[2] 「官制案」は六月閣議に提出されながら司令部の意向があって決定に至らなかった。「証券取引法」は七月二三日、証券取引委員会に関する条項のみが施行となり（七月二二日政令第一四五号）、九月一三日付で委員の任命があった。

大蔵省では、九月二日、証券局設置準備委員を任命し「証券取引法」の全面的施行の準備体制を敷き、九月二三日、懸案の「官制案」を閣議請議した。次いで「官制案」は「証券局設置法」及び「同施行令」に書き換えられ、「設置法案」は一〇月、司令部民政局の了承を得た。ところが経済科学局の担当官により再び修正が加えられ、修正案は一一月一四日、民政局で承認されながら、進行保留の扱いとなった。[3] それは、経済科学局財政課の証券担当官がブレントリンガー L. J. Brentlinger からアダムス Q. Adams に交替し、未施行の「証券取引法」をアメリカ法により忠実な形で全面的改正を加えるよう指示した「アダムス・メモ」が一〇月二七日手交されたためであった。「メモ」による改正点には、証券行政の施行機関として行政委員会方式の証券取引委員会の新設に関する指示が含まれていた。

これはアメリカ合衆国の証券取引委員会 Securities and Exchange Commission に範をとったものであった。

この指示に基づいて「証券取引法」の全面改正が立案され、同法は第二国会において昭和二三年四月六日成立した（昭和二三年四月一三日法律第二五号）。同法の施行日は法律が国会で成立した日の三〇日後と定められ、同法に基づく新しい証券取引委員会は二三年五月七日設置されることになった。

その前、二三年二月二日新「証券取引法」実施準備のため、理財局証券課は証券第一課、証券第二課に分離し、定員も増員され、この課に関する局長の職務は証券局設置準備委員長が行なうことが省議決定された。(4)

二　証券取引委員会の設置

昭和二三年五月七日、証券取引委員会は大蔵省の外局の行政委員会形式の官庁で、有価証券取引の公正確保と投資者の利益保護という「証券取引法」の目的を達成するため、大蔵大臣の所轄の下に、三人の委員の合議制の独立的な行政官庁として設置された。

委員会は三人の委員で構成され、委員は学識経験者中から内閣総理大臣が任命し（昭和二五年三月二九日法律第三一号により両議院の同意を経ることを挿入）、任期五年、委員長は委員の互選、委員会には事務局が付置され、また、委員会の監督下に財務局において、法の施行に関する事務の一部を分掌させ得ることになっていた。

委員会はその権限として、法律に規定された各種の行政処分を行なうほか、次のような権限を持った。(1)本法を施行し及び本法の規定による禁止または制限を免れる行為を防止するため、公益または投資者保護のために必要かつ適

切であると認める事項について、規則の制定権、(2)法の施行に必要な予算作成に関与し、必要ある場合はその意見を内閣に提出すること、(3)公聴会を開いて一般の意見を求めること、(4)有価証券に関する調査を公表することができること、(5)大蔵大臣を経由して、国会に対し、毎年本法施行状況を報告する義務を負うとともに、意見を提出することができること。

証券取引委員会委員には次の三名が任命された。

委員長　徳田昻平（日本証券取引所総裁）
委員　島居庄三（平和不動産取締役・元日本銀行理事）
委員　藤田国之助（百貨店組合理事長・元商工書記官）

なお、この委員は昭和二二年九月任命された諮問機関としての証券取引委員会の委員と同一であり、二七年八月委員会廃止に至るまで在任した。

同時に、証券取引委員会事務局が設置され、局長以下職員が配置された（昭和二三年五月六日政令第一〇四号）。理財局証券第一課、第二課は廃止され、人員及び事務が委員会事務局に移管された。

事務局の機構は、当初事務局長の下に、二部二室五課制であった（昭和二三年五月七日証券取引委員会規則第三号）が、昭和二四年六月の機構改革により、事務局長の下に次長一名と四課制となり、別に取引所監理官六人（昭和二五年三月二九日七人に増員）以内及び証券検査官七人（同九人に増員）以内が置かれた（昭和二四年五月三一日同委員会規則第三号）。その機構を図示すれば図5-2の通り。

なお、昭和二五年六月一五日、池田大蔵大臣から徳田委員長に左の通牒（官房秘令第五〇九号）が発せられ、(5)証券取

図 5-2　証券取引委員会事務局機構

○設置当初（昭和23.5.7—24.5.31）

○24年6月改正後（昭和24.6.1—27.7.31）

引委員会が重要問題を決定するに当たって、事前に大蔵省の承認を得るよう要請があった。

証券取引委員会の所掌事務は、財政経済政策一般に密接に関連するものが多く、従ってこの種の事務は、他の施策への影響を十分に参酌して決定することが適当であるから、今後は、重要な問題については、その決定前に必ず大臣官房を経て本官の承認を得るように取り計らうとともに、一般的に事務の連絡についても遺憾なきを期せられたい。

次いで、二六年八月一四日、政令諮問委員会によって、「経済民主化の名において徒らに事務が複雑老大化している」行政委員会の

一つとして証券取引委員会の廃止が答申された。[6] 以後政府部内の行政機構改革案で、委員会の廃止とその事務の大蔵省理財局統合方針が出され、そのまま閣議決定を経て国会で承認され、昭和二七年八月一日、証券取引委員会及び同委員会事務局は廃止された。同日、大蔵省理財局に証券第一課、証券第二課が設置され、委員会の事務を継承した。

三　証券処理調整協議会

証券行政に関連して、証券処理調整協議会に触れておく。これは、持株会社整理委員会と同様に行政機関ではないが、事務局を持ち職員は公務に従事する職員とみなされる特別の機関である。協議会は「有価証券の処分の調整等に関する法律」（昭和二二年一月一八日法律第八号）により昭和二二年六月一八日設置された。それは、昭和二一年末において財閥解体措置、閉鎖機関の整理、「独占禁止法」の施行によって処分されるべき株式及び財産税・戦時補償税の物納株式合計約一八四億円、わが国の払込株式の約四二%が処分を要する状態にある一方、株式市場は取引所が立会停止となり、集団取引や店頭取引で命脈を保つ状況であったので、巨額な株式を計画的にかつ適切に処分する必要から設置されたのである。協議会は、これら株式の処分に関する時期・価額・数量等に所要の調整を加えるとともに、広く国民の間に分散を図る機関であり、協議員の全員一致の議決により、証券の処分計画書の承認及び譲渡を行なうのである。協議会の協議員の構成は大蔵省国有財産局長（のち管財局長）、商工省総務局長、持株会社整理委員会委員長、閉鎖機関整理委員会委員長及び日本銀行理事であった。[7] 協議会は二二年八月から二六年六月までに、約一四一億円の株式及び二億一〇〇〇万円の公社債の調整処分を行ない、二六年七月一日解散した（昭和二六年六月二七日政令第二

三七号)。

四　商品取引所等の監督行政機構

商品取引所及び取引員の監督及び商品券取締に関する行政は昭和一六年一二月、証券行政とともに大蔵省に移管され、終戦時には金融局保険証券課で所掌し、その後証券行政所管課によって所掌されたが二三年五月七日、証券取引委員会設置の際、理財局経済課に移管された。

わが国の商品取引所は、戦時経済統制の進展とともに漸次解散、閉鎖され、昭和一八年生糸取引所の閉鎖を最後に姿を消し、戦後昭和二〇年九月二五日付司令部覚書によって、その設立、再開、類似取引は一切禁止された。その後、価格・配給統制がしだいに解除の方向に向かう中で二四年五月一一日、司令部覚書によって証券取引所の再開が許可されると同時に、さきの覚書は廃止され取引所の設置は個別に申請して許可を求めるように改められた。以後各地に取引所設置の要望が起こったが、二四年一二月司令部との折衝の結果、司令部のアダムス証券担当官の非公式メモに基づいて、早急に「商品取引所法」の全面改正案の立案を大蔵省において進めることになった。[8]

そこで、二五年一月一八日、理財局に経済課長を室長とする商品取引所調査室が設置され、[9] 開会中の第七国会への法案提出を目途に急遽新法の立案作業が進められた。次いで、同年三月一四日閣議決定により、[10] 商品取引所に関する事務はそれぞれの商品の所管官庁である通商産業省及び農林省で行なうことになり、立案作業もまた通商産業省通商企業局に移管され、大蔵省に設置された商品取引所調査室は解散された。[11] そして、「商品取引所法」が第八国会を通

過して公布されると(昭和二五年八月五日法律第二三九号)、その附則で「大蔵省設置法」が改正され、理財局の権限及び所掌事務から商品取引所の免許・監督事務が削除された。

なお、商品券取締事務は経済課が所掌した。

(1)　岡村峻「占領期証券行政の回顧」(『ファイナンス』昭和四七年三月号、四七ページ)。
(2)　大蔵省資料Z六〇四―四四。
(3)　同前。
(4)　大蔵省資料Z六〇四―四一。
(5)　大蔵省資料Z六〇四―四二。
(6)　『行政機構年報』第三巻、三〇〇、三〇五―〇六ページ。
(7)　『独占禁止政策二十年史』、三〇ページ。
(8)　「商品取引問題に関する経緯(昭二四・一二・二七理、経)」(大蔵省資料Z六〇四―四二)。
(9)　「商品取引所調査室設置の件」(同前)。
(10)　「商品取引所法案附則(昭二五・三・一四閣議決定)」(大蔵省資料Z六〇四―四二)。
(11)　吉田信邦『新商品取引所法』昭和二五年、四ページ。

第八節　国際金融関係行政機関

一　外国為替管理委員会設置以前の国際金融関係行政機構

終戦までの国際金融関係行政は、貿易及び貿易為替の管理は商工省が所管し、それ以外はすべて大蔵省の外資局で管轄していた。そして為替管理の事務取扱は、日本銀行が大蔵大臣から直接委任を受け、許認可事務の処理の一部が委せられ、その経費も日本銀行で負担していた。しかし、外貨資金の取扱は横浜正金銀行に委託されており、日銀窓口で外国為替を取り扱うことはなかった。

終戦時、大蔵省外資局は総務課、計画課、管理課の三課制で、総務課は海外関係財務の総合調整、外資金庫、金資金を、計画課は海外に関する財政金融諸方策の計画、海外財政経済の調査を、管理課は対外決済、為替管理、在外財産・本邦外国人財産・外貨債の管理を主として所掌していた。そして終戦直後の二〇年九月一〇日、管理課から対外決済、為替管理関係事務を分離して為替課を新設し、終戦後の新事態に備える体制を敷いた。

しかしながら終戦後の国際金融関係行政はアメリカ政府の方針によって、国内の財政金融行政と異なり、直接的に司令部の掌握下におかれた。

二〇年九月二二日以降、司令部の対外取引に関連する覚書がつぎつぎと発せられ、覚書に基づくポツダム勅令「金、

銀又ハ白金ノ取引等取締ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月一五日勅令第五七七号）及び「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」（同大蔵省令第八八号）が公布施行された。その後の対外経済取引の規制は、事実上右の法令が「外国為替管理法」に代わる根拠法令となった。貴金属・対外支払手段・金融証書の輸出入、外国為替取引及び外国人との営業上の契約は大蔵大臣の許可制となったが、それらはすべて司令部の事前認可を必要とし、事実上ほとんど認可されなかったから、対外取引の全面禁止に等しい状態であった。[1]

一方、貿易については、日本政府の懇請にこたえて、司令部から覚書「必要物資の輸入」（昭和二〇年一〇月九日SCAPIN第一一〇号）が発せられ、昭和二〇年一二月一四日、商工省の外局としての貿易庁及び貿易資金が新設された。貿易庁は、「貿易庁官制」（昭和二〇年一二月一四日勅令第七〇三号）によれば、「商工大臣ノ管理ニ属シ貿易及貿易ニ伴フ外国為替ノ管理ニ関スル事務ヲ掌ル」ものとされていた。しかし、貿易庁の事務の実体はそのようなものではなかった。昭和二一年四月三日付司令部覚書「貿易庁」（SCAPIN第八五四号）により、貿易庁は日本の全対外貿易取引を取り扱う日本政府の専管機関として司令部から認められ、同時にその性格及び機能が規制された。この覚書に基づき「貿易等臨時措置令」（昭和二一年六月二〇日勅令第三二八号）が制定され、貿易庁による国営貿易の体制が完備した。この体制は、貿易取引はすべて司令部の指令により貿易庁が一元的に物資を取り扱い、その物資受払の円資金は貿易庁によって貿易資金として経理されたが、対外取引及び外貨は司令部が直接掌握して日本側は関知しえなかった。したがって日本側は貿易為替につき関知する余地がなかった。貿易及び貿易外を通じる対外為替取引の右のような状況は、原則上、昭和二四年末まで続いた。[2]

右の状況下に外資局は、昭和二一年二月二日の機構改革によって理財局に吸収、廃止され、国際金融関係事務は一

切、理財局外資課一課で所掌する体制となった。なお、外資局計画課の海外財政経済調査事務は理財局調査課に移管された。その前、二〇年一二月八日、外資局に賠償課が新設されたが、これについては後述に譲る。昭和二一年六月一日、大蔵省に特殊財務部（のち管理局となる）が設置されると、外資課所掌事務のうち、在外財産、渉外負債、外国人財産保全等の実務的な側面は特殊財務部で担当することになった。

翌二二年六月、民間貿易の一部を八月一五日から再開する旨の司令部発表に接すると、大蔵省は国際金融関係の行政機構の再検討を行なった。それは、国際経済復帰を前に、クレジット、為替相場、引揚者対策等の処理に当たる事務体制を調整、強化するためであった。[3] その結果、二二年八月一五日、外資課から為替に関連する基本問題の調査研究にあたっていた企画係を分立して外資第一課とし、他を外資第二課とした。さらに同年一一月一九日には外資導入に備えて、クレジット・国際投資・外貨債等に関する調査を外資第一課から独立させ、これを為替第三課とした。そして外資第一課、同第二課を為替第一課、為替第二課と改称し、新設の為替第三課とともに三課制となった。

二二年末から翌年初頭にかけて、大蔵省機構の整理合理化案を検討した際、「現在国際金融の事務量は少ないが、大蔵省として将来の重要性にそなえる意味をもって」[4] 外資局新設案が検討された。これらの動きは司令部内で早期講和締結の方針に対応して、為替レート、為替管理、外資導入等の政策が検討されていたことに照応するものであった。また、日本政府は二三年一月二八日、経済閣僚懇談会の決定に基づき、司令部のコーヘンT. Cohenの要請にこたえて、外国為替管理に関する意見書を提出した。この意見書は経済安定本部の民間外資委員会が審議作成したもので、為替相場設定並びに外資導入を許されるに当たっては、為替管理の監督官庁の整備から出発すべきであるという考えの下に、運用機構として為替管理につき貿易に関連する事項は貿易庁の所管、それ以外の事項は大蔵大臣の所管

とする、右の事務処理は当分の間、経済安定本部貿易外資委員会の決定に基づき行なう、日本銀行に事務取扱の実務を担当させるという構想が述べられていた。[5]

しかしながら、司令部による為替レート設定は翌年のドッジ来日まで遷延され、為替管理運用機構問題は翌二四年まで具体化しなかった。この間大蔵省は二三年七月五日、理財局の為替第一・二・三課を再編して企画課、管理課、為替課の三課とし、外資部を新設して、外資部長がこの三課の事務の総括を行なう体制をととのえた。さらに二四年の機構改革に際しての改革案では再び外資局新設案も検討されていたが、[6] 司令部が外国為替管理委員会の設置の構想を明らかにした段階で、外資局案は消えることになった。

二　外国為替管理委員会の設置と各省の権限

単一為替レート設定を前にした昭和二四年二月二日、司令部は覚書「外国為替管理」（SCAPIN第一九六八号）を日本政府宛に発した。この覚書は、外国為替及び貿易の総合的管理を確立するために必要な措置として、管理手続の明確化と関係政府機関の職務上の責任分担を明確にきめること、並びに外国為替管理委員会の新設と同委員会の任務、組織を具体的に指示したものである。

この覚書を忠実に法制化して、「外国為替管理委員会令」（昭和二四年三月一六日政令第五三号）が制定され、昭和二四年三月一六日、外国為替管理委員会（以下外為委員会と略称することもある）が発足した。

この外国為替管理委員会は総理庁（昭和二四年六月から総理府）の外局である行政委員会形式の官庁で、委員長及び

委員二人（昭和二四年九月二七日政令第三四〇号により三人）の合議制で、委員の任命は両議院の同意を経て総理大臣が行ない、任期三年、専任とし再任可、その意に反して罷免されないための身分保障が規定された。

委員会の主要な任務は、第一に外国為替及び貿易に関する新管理法の立案で、その法案の中で関係行政機関の責任と権限を調整し、所掌事務の範囲を明確化することであり、第二に外国為替資金に関する新会計法令を立案すること、第三に実務的な外国為替資金の管理運用事務であった。このほか、外国為替・貿易に関する記録保持、報告書提出、勧告権などが定められた。

委員会には事務局が付置され、事務局長のもと総務課、為替課、貿易課、資金課及び調査統計課の五課編成であったが、一課の人数はせいぜい五、六人の小規模な官庁であり、委員会の庁舎は日本銀行内に置かれた。(7) また、委員会の指示に従い日本銀行に事務を取り扱わせ、その経費を負担させることが法定されている点は、戦前の為替管理体制と同様である。

次いで、二四年四月二五日を期して一ドル三六〇円の単一為替レートが設定実施されると、「ドッジ・ライン」に沿って援助資金と貿易為替資金の区分を明確化し、外国為替管理委員会による外国為替資金の管理を円滑化するために、当面、貿易特別会計の中に外国為替資金が設置された（「貿易特別会計法の一部を改正する政令」昭和二四年五月二八日政令第一二〇号）。この外国為替資金管理事務は、当面司令部の商業勘定の外貨の貸借記に応じて、公定相場により換算した円貨を受払うことであった。二四年一一月上旬、司令部の資金管理課で行なっていた外貨記帳事務の移管を受けたが、外貨資金そのものの管理は司令部が握っていた。なお外貨記帳事務の実務は日本銀行に委任され、二百数十名の日本銀行職員が同事務に配置された。(8)

右のように、二四年三月、為替管理の新体制準備のための外国為替管理委員会が設置され、同時に後述するように外資導入の準備のための外資委員会も設置されて、日本経済の国際経済への復帰の準備が進められていた。しかし、現実の外国為替管理は、依然として個別の申請に基づき、「昭和二〇年大蔵省令第八八号」等による手続に従って司令部が認可する体制がとられていた。

このような状況の中で、昭和二四年六月の「国家行政組織法」施行を前に各省の「設置法案」が立案され、行政機関の権限と所掌事務を実態に即して具体的に規定することになった。しかしながら、国際金融行政をめぐる行政機関の権限と責任は、将来の外国為替管理の権限とも絡んで複雑であった。「設置法」施行時の各省庁の権限関係の規定は次のようになった。

経済安定本部は、外国為替、貿易に関する経済安定の基本的施策について企画立案をし、並びにこれらの事項について関係行政機関の総合調整及び推進をする権限をもち（「経済安定本部設置法」第五条第一三号）、貿易局で、輸出入計画（外貨資金の配分計画を含む）の策定及び貿易計画（同上）の総合調整を所掌していた。また、外資委員会をその管轄下の外局に繰り入れ、外国人の投資及び事業活動の調整に当たった。

二四年五月二五日、商工省は通商産業省（以下「通産省」と略称することもある）となり、その任務の第一に「通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理」（「通商産業省設置法」第三条第一号）をあげた。同時に貿易庁は廃止され、内局の通商振興局が貿易会計の経理、貿易公団、通商に伴う外国為替の管理等の貿易庁事務を引き継いだ。

ところで「大蔵省設置法」は権限として「外国為替を管理すること。但し貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用状の取得（外国為替銀行の行う処分及び取得を除く。）並びに外国為替を取り組まないで行う貨物の輸出

及び輸入の取締に関するものを除く」（同法第四条第三五号）と規定し、その事務は理財局で所掌した。

三　新法の成立と外国為替管理委員会の再編

新為替管理法は、新設の外国為替管理委員会を中心に立案が進められたが、各省の権限争いの調整で難航した。それは戦前以来の大蔵省及び通産省の権限の上に前述のような経済安定本部、外為委員会の権限が重なり、さらに対外取引の対象を直接所掌する各省の権限との間の調整が難渋したためであった。しかし、司令部の肝入りで、日米共同の立案作業を経て[9]、「外国為替及び外国為替管理法」（昭和二四年一二月一日法律第二二八号、以下「外為法」と略称することもある）、「外国為替特別会計法」（同日法律第二二七号）及び「外国為替管理委員会設置法」（同日法律第二二九号）が第六国会で成立した。これらの新法は二四年一二月一日から施行された。

この法改正によって、外国為替管理委員会の性格は変化した。その主要点は、外為委員会が当初外国為替及び貿易取引について「綜合的に調整された統制及び管理を行う」機関として設置されたのに対し、「本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的」とすることに変わったことである。そして、所掌事務及び権限中の総合調整機能の部分は削除された。また、委員会の委員の人数は増員され、委員長及び委員四人をもって構成されることになった。

「設置法」によって二四年一二月以降の委員会の主要な権限及び所掌事務をあげれば次の通り。(1)外国為替取引の手続を定め、及びその所掌に属する事項について外国貿易取引の手続に関し同意を与えること、(2)外貨資金の外国為替

特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び外国為替特別会計の資金を運用すること、(3)外国為替予算に定められた制限及び条件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に関して、外国為替銀行を監督すること、(4)対外取引の決済条件を定めること、(5)外国為替及び外国貿易に関する取引について完全な記録を保持すること、(6)外国為替取引の数量及び内容並びに国民経済の復興に及ぼす効果に関する報告を、定期的（少なくも毎四半期）に、内閣総理大臣に提出すること、(7)外国為替に関する政策について、内閣総理大臣及び関係行政機関に勧告すること。

なお「設置法」に即応する事務局機構の拡充は、二五年四月一日に行なわれた。事務局には総務課、会計課、為替課、貿易課、検査課、資金課及び調査統計課の七課と管理部及び関西事務所が置かれ、管理部は外国為替予算課及び管理課の二課制であった。

事務局機構は二五年九月一日、資金課、調査統計課を廃止し代わりに調査審議室を設置し、別に秘書室が新設された。さらに翌二六年二月一日、再び資金課、調査統計課を復活し、調査審議室を廃止した。

なお、外国為替管理委員会の委員の氏名及び任期は次の通り。

委員長	木内信胤	二四年三月一五日―二七年七月三一日	（元大蔵省渉外部長・横浜正金銀行総務部長）
委員	奥村竹之助	二四年四月一日―二七年七月三一日	（三菱商事大阪支店長）
〃	山本米治	二四年四月一日―二四年九月二一日	（日本銀行理事）
〃	大久保太三郎	二四年一一月一九日―二七年七月三一日	（日本銀行理事）
〃	杉原雄吉	二四年九月二八日―二七年七月三一日	（証券処理調整協議会事務局長）

四　外国為替予算制度と閣僚審議会の新設

新「外為法」の特色の一つは、新たに外国為替予算を編成し、これに従って外貨資金の使用を認める制度を導入したことである。これは、対外収入の予想とにらみ合わせて対外支払を有効に行なうため、外貨資金の適正配分を行なうためであった。新法は、この外国為替予算作成の原則と予算の作成には閣僚審議会が責任を負うことを規定した。この規定に基づき「閣僚審議会令」（昭和二四年一二月一日政令第三七六号）が制定された。

外国為替予算の作成及び変更に当たる機関としての閣僚審議会は、会長及び委員五人で構成され、会長は総理大臣、委員は大蔵大臣、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び経済安定本部総務長官の五閣僚であった。また、外国為替管理委員会委員長は審議会の諮問委員として会議に出席し、審議会の諮問に応ずることになっていた。

審議会の事務局は経済安定本部貿易局とされ、貿易局は審議会の事務を処理し、外国為替予算案を準備し審議会に提出するものとされた。

なお、外為予算準備に際し、外為委員会が外貨資金の収支見込を、通産省その他の関係行政機関が輸入その他外貨資金需要の資料を、通産省は輸出見込及び貿易協定等の資料を、経済安定本部貿易局に提出する義務を負った。この体制は占領期中変更がなかった。

五　新法による為替管理の発足と司令部及び各省庁の権限

新「外為法」の規定のうち、輸出入貿易に関係する条項にはそれぞれ施行令が制定されて、二五年一月一日までに施行された。しかし、為替管理に関係する政令の立案は遅延し、「外国為替管理令」（昭和二五年六月二七日政令第二〇三号）が制定され、「外為法」に基づく外国為替管理が発足するのは、同令施行時の昭和二五年六月三〇日であった。

この間、司令部は二五年一月一日、覚書「外国為替及び外国貿易管理」（SCAPIN第二〇七〇号）を発し、従来有効であった関連覚書の廃止と、物資輸入を「外為法」によって認可する旨を示すと同時に、以後の外国為替及び貿易に関する司令部の権限について覚書の三項以下で次のように指示した。

三、日本政府は、次の事項につき連合国最高司令官総司令部の承認をうけるものとする。

a　日本政府によるその実施に先立って、閣僚審議会の承認を得た貿易計画及び外国為替予算。

b　日本政府協定で日本政府による輸入調達に関する交渉の開始。

c　基本為替レートのあらゆる変更。

d　外国為替のため承認される通貨の指定。

e　外国為替集中のための様式又は程度に関する対策。

f　金、銀その他貴金属類の輸出もしくは輸入。

g　日本政府或いはその機関に対する覚書によって既に承認されている取引を除き、一九四一年十二月七日現在或いはそれ以後、非日本人の利害関係が、財産中に存在する理由により民間財産管理局の管理下にある当該財産に関する取引。

h　連合国最高司令官総司令部により今後指示されるかも知れない他の事項。

四、占領軍或いはその機関の所有財産若しくは貨物、米国援助計画から得た貨物、米国援助計画から一部或いは全部が償還された貨物又は米国援助計画から輸送費が支払われている貨物については、連合国最高司令官により個々に規定されぬ限り「外国為替及び外国貿易管理法」の規定に準拠しないものとする。

五、この覚書を実施するため、日本政府の適当な機関と連合国最高司令官総司令部との間の直接連絡を許可する。

二五年六月末発足した新為替管理体制は、管理権限を関係官庁に分属させた。概括的に述べれば、外国為替予算は閣僚審議会（作成の実務は経済安定本部貿易局）、資金管理は外為委員会、為替相場は大蔵省及び外為委員会、外国為替銀行の認可は大蔵省、金融的取引の管理は大蔵省、貿易に伴う取引の管理は通産省の権限であった。また、その事務取扱の一部を、日本銀行、税関及び外国為替銀行に委任するしくみになっていた。[10]

しかしながら実際上の運用ははなはだ複雑であった。そのため関係機関の連絡調整機関が非公式に設置された。第一は為替管理実施連絡協議会で、二五年三月六日設置された。協議会は関係機関の部局長クラスを委員とし、「外為法」の違反行為の取締方式並びに同法実施運営方針を連絡協議し、対策を所管取締機関に勧告する目的で随時開催され、その庶務は外為委員会が当たった。第二は外国為替管理法運用調整協議会で、二五年七月一九日設置された。協議会は外為委委員長を議長に、関係各庁課長クラスを委員とし、法令の解釈、手続等を統一して為替管理の円滑な運用を図るため週一回定期的に打合せをするもので、幹事は日本銀行為替管理局次長が当たった。[11] すなわち、外為委員会は「設置法」によって二四年一二月、当初持っていた関係行政機関の間を調整する機能を削除されたのであったが、実際の管理法の運用の中で調整機能を果たす機関が必要であり、それが右のような非公式の協議会という形で運

営されていた訳である。

そこで外為委員会は、昭和二六年、第一〇国会を前に、外為委員会の調整機能を権限及び所掌事務に再び規定するための「設置法の一部改正法案」を準備した。「法案」には大蔵省の意見により修正がほどこされ、かつ、二六年三月三日付で、「本改正案は行政の運用の現状を忠実に表現するもので之に変更を加える趣旨でない」という外為委員会委員長の大蔵大臣宛念書が入れられたうえ、[12] 国会に提案され成立した（昭和二六年三月三一日法律第九八号）。

改正点は次の通りである。第一に外為委員会の所掌事務に次の1号を加えた。「外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手続について前掲の目的を達成するために必要な調整を行うこと。」第二に主要な権限のうち次の三項目が修正された（傍線部分修正箇所）。(1)外国為替の取引の手続を定め、及び外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手続について他の行政機関と協議し、又は他の行政機関から協議を受けること、(2)外貨資金の外国為替資金特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び同特別会計の外国為替資金を運用すること、(3)外国為替及び外国貿易管理法（これに基づく命令を含む。）の実施に関して外国為替銀行及びその他の関係金融機関を監督すること。

六　外資委員会の設置

占領初期日本に入った外資は、ガリオア・エロア援助資金等の政府外資のみであったが、昭和二二年八月一五日の制限付民間貿易再開以降、外国人の経済活動に対する制限は漸次緩和された。しかし、それもバイヤーあるいは戦前

の財産返還請求並びに調査のための民間人の入国が許されるか、または司令部の営業許可を受けた外国商社・外国銀行が許可条項の範囲で営業活動を行ないうるのみで、いずれも財産権の取得は禁止されていた。

この中で民間外資導入への期待は大きく、司令部は二二年から民間投資再開の準備を進めた。司令部の要請をうけて日本政府は、二三年一月二九日、「民間外資処理機構に関する件」を政府意見として、司令部コーヘン宛に提出した。これは、前述の外国為替管理の方針等とともに一月二八日の経済閣僚懇談会で決定したものである。意見の要旨は、日本に投資される民間外資の処理は、「当分の内司令部と緊密な接触を保ちつつ、経済安定本部貿易外資委員会の議を経て、導入の可否、条件等を審査決定することとする。」これがため「大蔵省及び貿易庁は民間外資に関連する所管事務の処理については貿易外資委員会の決定に基づき之を行うもの」とし、「日本銀行を指定して民間経験者の協力の下に外資処理に関する実務を担当させる」というものであった。[13] このような動きにもかかわらず、司令部内で二三年四月二七日付で決定せられた民間外資導入の許可の覚書の発出は遅延して、翌二四年一月一四日付で発せられた。すなわち「日本における非日本人の事業活動」（SCAPIN第一九六一号）である。

「覚書」及びこれに関連する司令部回章第一号、同第二号は、外国人の対日経済活動に関する従来の諸制約を大幅に取り除き、外国人の財産権の取得を一定の条件下に許可する方針を打ち出した。すなわち、外国投資家が日本で事業を行なう場合、許可の最終審理決定は司令部にあるが、許可の申請を日本政府に提出し、日本政府は司令部が提示した基準に従い審査して意見を司令部に具申できるという方式が示されたのである。

この指令を受けて、日本政府は「外国人の財産取得に関する政令」（昭和二四年三月一五日政令第五一号）を公布し、この政令中に外資導入の申請を受理審査する機関としての外資委員会の規定を設け、同令により、昭和二四年三月一五日、総理庁外局として外資委員会が設置された。

外資委員会の設置目的は、「この政令の目的（諸外国との健全な経済関係の回復とともに、国民経済の復興及自立を図り、あわせて国家資源を保全するため外国人の投資及び事業活動を調整する――引用者）を達成するため」（同政令第一一条）、かつ「外国人からの投資及び事業活動の申請に関する連合国最高司令官の日本政府への照会に対する意見提出」（同第一二条）を目的として設置された機関で、委員会権限として規則制定権、申請に関連する報告徴収及び立入検査権が認められた。

委員会は当初委員長及び委員八人で構成されたが、他の行政委員会と異なり各行政機関の代表者が委員となった。すなわち、委員長は経済安定本部総務長官、委員は経済安定本部副長官、外務次官、大蔵次官、農林次官、商工次官（二四年五月二五日以降通商産業事務次官）、運輸次官、貿易庁長官（昭和二四年五月二五日まで）及び公正取引委員会委員で構成され、なお、申請に関する処分の権限を行なう場合、その事項が委員を選出していない官庁の所管事項であるときは、予め当該行政機関の意見を徴さなければならないと規定され（同政令第一四条）、委員会が外資導入の可否につき行政機関の意見を調整する役割を果たせるよう工夫されていた。

委員会には事務局が付置され、事務局職員は関係各庁職員から委員長が命じた者があてられた（同第一六条）。また日本銀行に施行事務の一部を取り扱わせ、その取扱経費は日本銀行負担とされた（同第一八条）。

二四年六月一日の行政機構改革により、外資委員会は経済安定本部の外局に位置づけられ、また貿易庁の廃止により、委員を一名減じた（なお、委員である各省次官は各省事務次官となる）。

その後外資委員会は、翌二五年六月の改組までに、司令部の諸指令により権限及び所掌事務をつぎつぎと追加し

た。第一は、二四年五月一四日付司令部回章及び覚書（SCAPIN第二〇〇五号）によって制定された「外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令」（昭和二四年八月一八日政令第三一一号）に基づくものである。この政令により、外国政府が不動産を取得しまたは貸借する場合、司令部に申請を出し、外資委員会の承認を必要とする。右の不動産取得等につき認可があったとき、日本政府が外国政府の委託をうけて取得等の手続事務を行なうが、この事務は大蔵省管財局が取扱うことになった。

第二は二四年一〇月一一日付司令部回章及び同月二一日付覚書（SCAPIN第一九六一／一号）によって制定された「外国人の事業活動に関する政令」（昭和二五年一月一四日政令第三号）に基づくものである。この政令の立案に当たって、外資委員会が一元的に事業の認可を行なう権限を持つか、外国人が行なおうとする事業の当該主務官庁が許認可の権限を持つかについて検討されたが、司令部の意向も徴したうえ、覚書及び政令の取扱いは結局次のような複雑な形となった。(1)外国からの教育、情報または文化資料の輸入、配布に従事する外国人及び商社、占領軍関係者については司令部の許可を要する。(2)銀行業、保険業等業法の規定のある事業は、司令部の同意を得て、主務大臣が外資委員会の意見を徴して許可する。(3)弁護士、公認会計士等個人の専門職については司令部の同意を得て外資委員会が許可する。(4)貿易業、一般商業、製造工業等は主務大臣及び外資委員会の許認可を必要とせず、日本人と無差別の立場で行なうことができる。

なお、この政令は、二六年四月一二日付覚書（SCAPIN第二一〇五／二号）によって廃止され（昭和二六年五月四日政令第一三三号）、外国人の事業活動はすべて日本人と同様、関連事業法令に基づく主務官庁の許認可で足りることとなり、外資委員会及び司令部の認可は必要としなくなった。ただし、航空運送業と占領軍関係者の事業活動は司令部の同意または許可を必要とした。

七　「外資法」の制定と外資委員会の改組

二四年一二月、貿易、為替の新管理法が制定されると、外資導入について、日本経済の自立と健全な発達及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認める、また、外国資本には投資の回収を確保しかつ資本を保護する適切な措置をとる、この二つの方向で外資導入の基礎を確立するための法令立案作業が行なわれた。これは二五年一月から二月にかけて、日米合同審議会で検討されたが、その中で、導入外資の管理機構についても審議が重ねられた。[14] この合同審議会のドラフトが作成される直前、閣議は、外資導入の処理機構について次のような決定をした。[15]

外資導入に関する案件の処理について（昭和二五年二月一一日閣議決定）

一、外資導入に関する案件のうち重要なるものについては、外資委員会を経由して閣議の決定による。

二、その他の案件については、左によって処理する。

(1)　外資委員会は現在その権限に属する外国人の財産取得及び事業活動に関する案件については現在通りその決定を行う。

(2)　右の外、直接間接に外資導入に関係する案件については各省は外資委員会に付議する。

この閣議決定をもとに権限その他に調整が加えられた結果、二五年五月一〇日「外資に関する法律」（法律第一六三号、以下「外資法」と略称する）及び「外資委員会設置法」（法律第一六四号）が公布され、六月八日施行された。

両法の施行により、導入外資の管理機構として、外資委員会は次のように再編された。

まず、外資委員会の設置目的は「日本経済の自立とその健全な発展を図り、国際収支の均衡を維持するため、わが国に対する外国資本の適正な投下を促進することを目的」（「設置法」第三条）とするとなって、国際収支均衡維持が新たに目的の上に明記された。そして「外資法」により導入外資調整の政府方針を決定する基本として、大蔵大臣が対外貸借及び収支に関する勘定を作成し、外国向け支払が困難となるおそれがあるときは、大蔵大臣は内閣にその旨報告し、外資委員会等の許認可処分を規制することが規定された。

第二に、従前の外資委員会は司令部の許認可処分の窓口機関であったがこれが削られ、新たに所掌事務に「わが国に対する外国資本の投下に関する重要案件で閣議において決定することを必要とするものについて、あらかじめ審議し、内閣に対し意見を述べること」（同第三条第一号）が挿入され、重要な外資導入案件の閣議決定の予備審査機関の役割が与えられた。

第三に権限として「外資法」に基づく認可または届出の受理の権限が追加された。「外資法」によれば技術援助契約はすべて外資委員会の認可を要し、単なる社債及び貸付契約については「外為法」による大蔵大臣の許可のみを必要とするが、投資計画の一部として技術援助、株式取得、不動産取得、鉱業権取得等の契約と組合わせになっている場合は外資委員会の認可を要した。ただし株式取得契約について、配当金の外貨払を要しない割当増資新株の場合は外資委員会への届出で足りた。なお、「外国人の財産取得に関する政令」「外国人の事業活動に関する政令」「外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令」に基づく外資委員会及び他官庁の権限は従来通りであった。

第四に、委員会の組織構成が改編された。委員長は従来通り経済安定本部長官であったが、委員は大蔵事務次官、通商産業事務次官及び外国為替管理委員会委員長の三名の職務上当然委員のほか学識経験者三人が委員に加えられ、

計六人の非常勤委員で組織されることとなった。また、議事規定が新設され、議決は委員の過半数であったが、議題となった事項の所管庁代表の委員が反対したときは議事決定はできず、内閣の指示に従うこととされた。

第五に、外資法により新たに外資委員会の処分に不服があるときは不服申立をすることができることとなり、外資委員会はそれを受理し聴聞を行ない決定を下す権限を与えられた。

改組された外資委員会委員の初会合は二五年六月一九日行なわれ、事務局には同年八月一一日から事務局長の下に総務課、審査第一課、審査第二課の三課が置かれた。

なお、職務上当然委員を除く外資委員会委員の氏名及び任期は次の通り。

仁科芳雄	二五・六	―二六・一・一〇	（理学博士、元通信院電波局長）
八木秀次	二六・四・一四	―二七・七・三一	（工学博士、元大阪帝国大学総長）
駒村資正	二五・六	―二七・七・三一	（江商社長）
岸道三	二五・六	―二七・七・三一	（同和鉱業株式会社副社長）

八　大蔵省における国際金融行政の分掌（二四年六月以降）

二四年六月一日、理財局外資部は廃止されたが、外資部企画課、為替課、管理課の三課で所掌していた国際金融関係事務及び旧管理局で所掌していた外国為替資産保管等の関連事務は、理財局に継承され、外資課、為替課、管理課の三課に再編成された。

「大蔵省設置法」に規定された理財局所掌事務のうち国際金融関係事務は、(1)対外決済及び通貨の換算率に関する事務を管理すること、(2)在外資金その他の在外財産を調査及び管理すること、(3)クレジット、外貨債その他渉外負債に関する事務を管理すること、(4)前三号に掲げるもののほか、外国為替の管理（貨物の輸出為替の処分、貨物の輸入為替及び輸入信用状の取得［外国為替銀行の行なう処分及び取得を除く］並びに外国為替を取り組まないで行なう貨物の輸出及び輸入の取締に関するものを除く）その他国際金融の調整を行なうこと、(5)外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む）が本邦内に有する財産を管理すること、(6)貴金属の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること、であった。右のうち、外資課は(2)(3)の事務と国際収支対策の企画立案等を、為替課は(1)(4)の事務を、管理課は(5)(6)の事務と旧管理局で所掌した外国為替資産の保管事務を所掌した。

続いて同年九月一日、理財局分課の再編が行なわれた際、国際金融関係三課もまた再編成され、為替課、外債課、管理課となった。為替課は旧為替課所掌の(1)(4)の事務に旧外資課の国際収支に関する事務、旧管理課の外国為替資産保管事務及び国際金融・外国為替事務で他課の所管に属さないものを所掌した。外債課は旧外資課の(2)(3)の事務を引き継ぎ、管理課は従前の(5)(6)の事務を所掌した。

「外為法」成立後、第七国会に提出する「大蔵省設置法」の一部改正法案の立案が進められたが、二五年三月一四日の閣議決定は、「設置法」中の為替管理に関する権限、所掌事務については、なんら変更を加える予定はなかった。しかし、その後司令部の具体的指示によって、権限及び所掌事務は次のように変更された。前述（五七九ページ）の権限の条項は「外国為替及外国貿易管理法（昭和二四年法律第二二八号）並びにこれに基づく命令に規定する所掌事務に係る外国為替管理事務を行うこと」と改正され、同時に理財局の関係所掌事務は、(1)外国為替相場及び対外取引を行なう

通貨の指定その他対外決済方式に関する事務を管理すること、(2)在外資金（外国為替管理委員会の所掌するものを除く）その他の在外財産を調査及び管理すること、(3)従前通り、(4)前三号に掲げるものの外、国際収支の調整、外国為替の管理（外国為替及び外国貿易管理法並びにこれに基づく命令の規定により他の行政機関の所掌するものを除く）その他国際金融の調整を行なうこと。この法案は司令部の修正通りに成立した（昭和二五年五月四日法律第一四一号）。

同時に、昭和二五年五月四日、理財局の国際金融関係各課は再編された。為替課は為替政策課、為替審査課に分割され、外資課及び管理課の四課となった。二七年八月一日、為替局が新設されるまでの各課の所掌事務は次の通り。為替政策課は、(1)国際金融及び外国為替に関する制度の調査、企画及び立案、(2)対外決済方式事務の処理、(3)通貨換算率を定める、(4)外国為替銀行及び両替商関係事務の処理、(5)対外支払手段等の集中事務の処理、(6)外国為替予算作成事務の処理、(7)国際収支の調査、統計作成と国際収支改善対策の企画、立案、(8)国際金融及び外国為替事務で、他課の所掌に属さないもの。為替審査課は、(1)「外為法」に基づく命令に規定する所掌事務に係る外国為替管理を行なうこと、但し為替政策課所掌事務を除く、(2)「金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令」（昭和二四年三月一五日政令第五二号）の施行（昭和二六年五月一七日外債課へ移管）、(3)外国為替に関する報告書審査・統計作製、(4)外国為替取引に関する指導監督並びに実地検査。外債課は(1)本邦外貨債その他渉外負債事務の処理、(2)クレジット関係事務の処理、(3)国際投資関係事務の処理、(4)在外資金その他在外財産の調査及び管理、(5)賠償関係諸方策の企画・立案、(6)賠償に伴う財務関係事務処理。なおその後、(7)在外公館等借入金返済（昭和二六年四月一日挿入）、(8)「金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令」施行（昭和二六年五月一七日為替審査課より移管、昭和二七年四月二六日削除）が加わった。管理課は(1)外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む）が本邦内に有する財産の管理、(2)貴金

属の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入の規制、(3)貴金属特別会計。

九　外国為替管理委員会及び外資委員会の廃止と大蔵省為替局の新設

前述のように、二六年三月、「外国為替管理委員会設置法」が改正され、外為委員会が貿易、為替管理の一部について調整機能を持つことが確認された直後、二六年四月、司令部は外貨管理権を日本に移譲する旨発表した。この外貨管理権の移譲に際し、大蔵省内部では、外為委員会を大蔵省機構へ吸収し、国際金融行政を一元的に管掌しうる体制づくりが検討された。[16] しかしながら、外貨管理権の移譲に関する司令部マーカット経済科学局長の吉田首相宛二六年四月三日付書簡において、司令部は外貨資金の運営機関、取扱方針および手続において「永続感を確立することの利益を考慮すること」が望ましい旨を述べていた。そこで政府は、五月二一日付の吉田首相からマーカット局長宛返書の形で、外国為替管理委員会を「この際現状のまま」(英文 under the present circumstances の日本語訳) 存続する旨を回答し、なおその運営について、次の二つの点を決定したことをマーカット局長に通知した。[17]

(1)　外国為替管理委員長は所掌事項の種類に応じ各関係大臣に、事前に緊密なる連絡をとること。

(2)　大蔵大臣との連絡事項については、大蔵大臣主宰の下に大蔵事務次官、外国為替管理委員長、日銀総裁が定期的に集合して協議決定する。但し、閣議決定を要するものは、所要の手続を経た上決定する。

二六年八月一四日、政令諮問委員会は、「行政制度の改革に関する答申」において、行政委員会の原則的廃止方針を打ち出し、外国為替管理委員会を大蔵省に統合し、外資委員会を廃止するよう政府に答申した。この委員会答申は、

その後の政府部内の行政機構改革構想に引き継がれた。これに対し、両委員会は廃止に反対であり、それぞれ政府に意見書を提出したが、[18] 閣議は二七年三月二〇日、「大蔵省機構改革案」を決定し、外資委員会を大蔵省の付属機関とし、外為委員会は廃止し大蔵省に為替局を設置することとなった。[19]

続いて、閣議は二七年四月三〇日「外国為替予算案の編成に関する件」を閣議了解し、経済安定本部廃止に伴う外国為替予算案の編成手続については、貿易に係る部分は通産省がとりまとめ大蔵省に提出し、大蔵省は貿易外の部分と併せて予算案を閣僚審議会に提出する。各省間の意見の相違が解決しないものは、閣僚審議会または閣議で調整することとした。[20]

大蔵省と通産省は、外国為替予算作成その他の国際金融行政の分掌についてさらに細目にわたり協議し、二七年五月一日、次のような「申合事項」を両省事務次官の間で交換した。[21]

申　合　事　項

一　外国為替予算案の作成について

1　外国為替予算案のうち貿易にかかわる部分を通商産業省がとりまとめて大蔵省に提出し、大蔵省が貿易外の部分と併せ、一本の外国為替予算案として閣僚審議会に提出するものとする（二七年五月六日付追加申合により、「貿易にかかわる部分」とは貿易及び外国為替管理令第二十一条の規定により通商産業大臣が主務大臣となっている行為又は取引を意味することが申し合わされた――引用者）。

2　使用可能な外貨資金量については、両省緊密に連絡の上これを算定するものとする。

3　外貨資金状況に関し、日銀が作成する各種の資料のうち通商産業省が所掌の行政を行うため必要なものについては、通商

産業省がこれを入手し得るよう大蔵省が配意する。

二、対外取引の決済条件等について

1　対外取引の決済条件の決定に関し、現在外国為替管理委員会が有している権限は、そのまま大蔵省に移す。但し、貿易およびこれに伴う対外取引の標準決済方法に関する規則については、大蔵大臣は、通商産業大臣に協議した上でこれを制定または変更するよう関係法令に規定するものとする。

2　現行輸出貿易管理令、輸入貿易管理令および外国為替管理令に基づく通商産業大臣の許可または承認に対する大蔵大臣の同意（現在外国為替管理委員会の同意）については、同意を与える時期、方法、範囲等につき事務簡素化の見地から十分配慮する。

3　現在外国為替管理委員会に通商産業省より出向中の職員は、大蔵省に引き継ぐが、具体的な人事問題は、別途協議することとする。

三、外資に関する法律について

外資委員会の所管事項については、大蔵大臣を主管大臣とする。ただし、

イ　希望技術公表については、大蔵大臣および通商産業大臣の共管とすること。

ロ　技術援助契約のうち通商産業省所管の事業に係るものについては、大蔵大臣および通商産業大臣の共管とすること。

ハ　株式、持分、社債、貸付金債権およびその他の財産権取得のうち、通商産業省所管の事業にかかわるものについては、大蔵大臣および通商産業大臣の共管とすること。ただし、株式および社債の市場取得、受益証券の取得ならびに外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）による外国人の不動産の取得および外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十五年政令第三百十一号）による外国政府の不動産に関する権利の取得については、これを除く。

なお、これらの財産取得のうち特に軽微な案件については、認可の運用の簡素化について別途協議すること。

右の経過を経て、行政機構改革関連諸法案は第一三国会に提出された。「大蔵省設置法」原案には、大蔵省の任務に、「外国為替」行政を遂行する責任を負うことを加え、国際金融関係行政に関する権限は、(1)外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること、(2)外国為替相場を決定し、維持すること、(3)対外取引の決済条件を定めること、(4)外国為替予算案（貿易に係る部分を除く）を作成し、外国為替予算案の準備に関する総合調整を行なうこと、(5)外国投資家の投資及び事業活動を調整すること、とあった。また、大蔵大臣の諮問機関として、外国為替管理に関する重要事項を調査審議する外国為替審議会と、外国資本の投下に関する重要事項を調査審議する外資委員会が付置されることになった。

ところが、第一三国会において、経済審議庁に経済に関する基本的政策の総合調整機能を付与することになり、政府提出の「経済審議庁設置法案」は修正され、経済審議庁の権限に「経済（外国為替予算並びに外国投資家の投資及び事業活動を含む。）に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと」が挿入された（同法第四条第一三号）。それに伴って、「大蔵省設置法案」中の権限の規定のうち、「外国為替予算案の準備に関する総合調整」は「事務のとりまとめ」（同法第四条第四一号）と、為替局事務の同じく「準備に関する事務の総轄」は「整理」と修正され（同第一三条）、第一三国会を通過した（昭和二七年七月三一日法律第二六九号――傍点引用者）。

なお、外国為替予算作成にあたる閣僚審議会は、そのまま存続することになったが、審議会の委員について、経済安定本部長官を経済審議庁長官に、外国為替管理委員会委員長を日本銀行総裁に替え、審議会の事務処理を行なう部局を経済安定本部貿易局から大蔵省為替局に移管した（昭和二七年七月三一日政令第三〇六号、昭和二七年八月一日施行）。

かくして、昭和二七年八月一日、大蔵省為替局が新設された。講和発効後のこの時期に至って、国際金融行政のう

ち、貿易に関する部分の外国為替管理は通産省に、その他は大蔵省にという戦前の体制が、再び復活したのである。ただし、戦前は外貨資金取扱は横浜正金銀行に、その他為替管理等は日本銀行に事務を委任したが、それらが一元的に日本銀行に委任されることになった。

新設の為替局は総務課、企画課、資金課、管理課、調査課及び外資課の六課制で、理財局の為替政策課、為替審査課の事務と、外債課のクレジット・国際投資関係事務を引き継ぎ、また外為委員会、外資委員会の事務及び人員を引き継いだ。なお、外債課、管理課は引続き理財局に残置された。

(1)　『昭和財政史―終戦から講和まで』第一五巻、七―九ページ。
(2)　同前、九―一二ページ。
(3)　大蔵省資料Z六〇四―四一。
(4)　「行政整理による大蔵部内機構改革案（二三・一・一三官）」（大蔵省資料Z五二六―一六―二）。
(5)　「外国為替管理に関する非公式且暫定的意見書」（経済安定本部民間外資部会）、「外国為替管理に関する日本政府の意見書について」（二三・二・三）（大蔵省所蔵日本銀行資料）。
(6)　「大蔵省機構改革案（昭二七・一・二七官）」の第二案（大蔵省資料Z五一一―一〇）。
(7)　渡辺誠『為替管理回想』外国為替貿易研究会、昭和三八年、六二ページ。
(8)　同前、七二―七三ページ。
(9)　同前、七五―七七ページ。
(10)　同前、八二ページ。
(11)　大蔵省所蔵日本銀行資料。
(12)　大蔵省資料Z六〇四―四二。
(13)　「民間為替管理に関する日本政府の意見書について」（大蔵省所蔵日本銀行資料）。

(14)　「民間外資導入に関する日米合同審議会の模様について」（昭二五・二・一四）（大蔵省所蔵日本銀行資料）。
(15)　「公文類集」昭和二五年・官規八。
(16)　大蔵省資料Z六〇四―四五。
(17)　大蔵省資料Z六〇四―四三。
(18)　「行政機構改革案に対する当委員会の意見（昭和二七・二・二六付、木内外国為替管理委員会委員長から保利内閣官房長官宛外為委総第二二二号）」（大蔵省資料Z六〇四―四三）、及び「外資委員会の機構について――行政機構改革に関連して」（昭二六・七・七外資委）（大蔵省資料Z六〇四―四四）。
(19)　大蔵省資料Z六〇四―四三。
(20)　『行政機構年報』第三巻、八四ページ。
(21)　大蔵省資料Z六〇四―四三。

第六章　中央機関Ⅲ

第一節　国有財産管理機関

一　大蔵省における国有財産管理の機構と機能

大蔵省は戦前から「国有財産ノ総轄及整理、雑種財産ノ管理処分」を管掌していた（「大蔵省官制」第一条）。すなわち、国有財産はそれぞれの用途目的に従って主務官庁が管理したが、大蔵省はその管理を総括し、かつ用途目的を廃して国家目的に供用していない財産を雑種財産に編入して、その管理及び処分に当たった。

大正一四年以降、雑種財産の整理処分によって中央諸官衙の建築費を捻出するたてまえから、国有財産管理と官庁営繕実施部門を統合して大蔵省外局に営繕管財局が設置されていた。しかし、国有財産整理事業が戦争進展の中で昭和一六年頃終了すると、戦時の行政簡捷化措置によって営繕管財局は昭和一七年一一月内局に編入され、一八年一一月には総務局財務課のち国有財産課となり、続いて二〇年五月の機構改革により国有財産管理事務は主税局第三課に

図 6-1　国有財産部（国有財産局）・特殊財務部（管理局）・管財局機構の推移

移管され、同課の一係に縮小された。

終戦後、陸海軍所属の国有財産を大蔵省が引き継ぎ、その管理、運用及び処分を行なうことになったため、二〇年一〇月一日、大蔵本省に国有財産部が新設され、同時に国有財産の管理にあたる下部機構が拡充された。

その後、新憲法の制定に伴って「国有財産法」が全面改正され、雑種財産の名称は普通財産と変わったが、国有財産管理に関する大蔵省の職権は本質的に変わらなかった。しかし、占領期の国有財産管理行政は、この時期の特殊事情によって平時と異なった問題を取り扱わねばならなかった。すなわち膨大な旧軍財産の引継ぎとその管理及び処分、旧陸海軍工廠の機械器具等の賠償物件指定に伴う物

件の保守管理及び撤去、旧海軍艦艇の解撤に伴う財務処理、財産税物納財産の管理処分、憲法改正に伴う国有財産制度の改編、皇室財産の処理及び社寺境内地処分等の諸問題並びに「公務員宿舎法」の制定とそれに伴う宿舎の設置、維持及び管理の総合調整事務等がそれである。

右の事情による国有財産管理事務の多彩化に伴って、機構とくに現場の管理機構の拡充をやむなくされ、また、処分が進むにつれてその機構縮小が問題となった。

二二年四月二八日、本省の国有財産部は国有財産局に昇格した。次いで二四年六月一日、国有財産局は管財局に改編された。これは、行政機構改革によって管理局が廃止されて理財局と管財局に分割され、国有財産局所掌事務と、旧管理局事務のうち外国人財産の管理及び閉鎖機関の処理関係事務を統合して、管財局が新設されたためである。この体制は、二七年八月機構改革によっても、変化がなかった。

なお、記述の都合上、二四年六月以降の管財局事務のうち、旧管理局から移管されたものについては、次節に譲ることにした。

国有財産部、国有財産局及び管財局の分課編成の推移を図示すれば、図6-1の通りである。

二　国有財産部の創設

政府は敗戦直後の昭和二〇年八月二八日、「戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件」を閣議決定し、陸海軍所属の土地、兵舎その他の国有財産を速やかに大蔵省に引き継ぎ、民政安定及び財政上の財源等に活用するため大蔵省

にその管理、運用及び処分を行なわせることとした。このため、大蔵省は九月二四日省議決定「大蔵省国有財産部及財務局国有財産部等臨時設置ニ関スル件」により、当分の間臨時に大蔵本省に国有財産部、財務局に国有財産部並びに管財支所または管財出張所を設置することとし、二〇年一〇月一日、本省及び財務局の国有財産部が設置された。(1)

国有財産部は、陸海軍よりの国有財産の引継ぎ並びにその管理・運用及び処分に関する事務と、従来主税局第三課で所掌していた国有財産総括及び雑種財産処分等の事務及び金融局産業資金課で所掌していた政府出資特別会計の事務を合わせて所掌することになった。なお旧軍財産の引継ぎに当たっては、施設とともにその管理に当たっていた陸海軍関係者をも大蔵省に受け入れた。本省及び財務局の機構は総務課、第一管理課、第二管理課の三課制とした。

総務課は、国有財産の総括、雑種財産の管理処分で他課に属しないこと、政府出資特別会計に関する事務、すなわち従前大蔵省で管掌した事務及び部全体の総括事務を所掌し、課長以下大蔵省関係者を主体に編成された。第一管理課は旧陸軍省所属の国有財産の引継ぎとその管理・運用及び処分を所掌し、課長以下陸軍省関係者を主体にして、第二管理課は旧海軍省所属財産を所掌して海軍関係者を主体にして編成された。なお、財務局の管財支所及び管財出張所は一〇月一日以降随時必要に応じ設置する体制であった。

国有財産部は翌二一年二月の「大蔵省官制中改正等ノ件」(昭和二一年二月二日勅令第六九号、同日施行)に際し、恒久的な大蔵本省の部局の一つとして「官制」に規定が明記されたが、機構は設置当時と変化がなかった。

本省及び財務局の国有財産部は昭和二一年一一月一六日分課を再編した。設置以来国有財産部の事務は、旧軍財産の引継整理と応急的活用処理に主眼が置かれたが、旧軍財産の引継ぎもほぼ一段落し、また司令部から二一年九月六日付で国有財産処分につき包括的許可の指令が発せられ(SCAPIN第一一八六号)、本格的な財産の処分を行なう体制を整備する必要があり、また旧軍財産中賠償に指定された工廠等の管理、保守業務もこれを撤去するまで大蔵省で担当する見通しとなったため、課の人的構成を三系統分立の形態から財産の管理、処分の能率を発揮しうる体制に改編したのである。総務課、第一管理課、第二管理課の三課の名称は変わらなかったが、第一管理課は当該施設の土地建物の利用が施設転用の主目的であるものの管理運用及び処分を、第二管理課は当該施設に所在する器具機械及び装置がその土地建物と一体的に利用され、しかも機械等の利用が施設転用の主目的となるものの管理・運用及び処分と、賠償指定工廠の管理保守並びにその賠償業務を合わせて司掌することになった。(2) 次に、翌二二年四月二八日、「大蔵省官制の一部を改正する等の勅令」(勅令第一五五号)により国有財産部は国有財産局に昇格した。同日、賠償業務課を新設して、第二管理課で所掌していた旧軍財産中の賠償指定物件に関する事務を取り扱った。

三　管財局の新設と国有財産関係事務の分掌

昭和二四年六月一日、国有財産局の四課は新設の管財局にそのまま移管された。名称は総務課、国有財産第一課、国有財産第二課及び賠償課と変わったが、事務の分掌体制はほぼ変わらなかった。二七年四月、賠償課廃止と同時に管財局事務の再編成が行なわれたが、二七年三月末までの管財局の国有財産関係各課の所掌事務は次の通りである。

総務課は、(1)国有財産制度の調査・企画・立案、(2)国有財産管理・処分の統一と調整、(3)国有財産の増減・現在額及び現状を明らかにすること、(4)国有財産調整審議会(昭和二五年四月一日削除)、(5)国家公務員の宿舎の設置・維持及び管理の総合調整、(6)財務部(財務局)に属する管財職員の組織する団体に関すること(昭和二五年四月一日、傍点個所を

「賠償職員の配置転換等に関すること」に替える)、(7)国有財産の経費、(8)管財局事務で他課に属さないもの、を所掌した。

国有財産第一課は、(9)普通財産管理処分の企画・立案及び総轄、(10)皇室から引継ぎを受けた普通財産の管理処分、(11)社寺境内地の管理処分、社寺境内地処分審査会、(12)財産税・戦時補償税・相続税に係る物納財産の管理処分、(13)国の出資を行ない、これを管理すること（昭和二五年四月一日「但し公団清算室所掌に属するものを除く」を挿入)、(14)普通財産のうち、有価証券の管理処分、(15)普通財産の調査及び統計を所掌した。なお二五年四月一日、国有財産第二課から特許権・著作権等の諸権利の管理処分（後述(18)）を移管した。

国有財産第二課は、(16)普通財産のうち、土地・立木竹・建物及び工作物の管理処分、(17)普通財産のうち、地上権・地役権・鉱業権・砂鉱権その他これに準ずる権利の管理処分、(18)普通財産のうち特許権・著作権・商標権・実用新案権その他これに準ずる権利の管理処分、を所掌した。その後二五年四月一日、(18)の事務を第一課に移管し、(19)外国政府による不動産の取得または賃借のための手続を行なう事務を規定に明記した。

賠償課は国有財産局賠償業務課の事務を引きつぎ、(20)賠償指定工廠等の賠償指定物件の管理・保守及び撤去、(21)押収機械の調査・管理及び処理を所掌した。なお、国有財産局及び管財局で取扱ったのは国有財産の中で賠償に指定された物件に関する措置であり、それ以外の賠償に係わる財務については次節で述べる。

二七年四月一日、講和発効を前にして賠償課が廃止された。同時に、総務課、国有財産第一課、国有財産第二課の事務の分掌体制は再編された。

総務課は、前掲(1)(2)(3)の国有財産総括に関する事務を国有財産第一課に移管し、管財局の総括課としての事務及び公務員宿舎関係事務を所掌する課となった。

国有財産第一課は、前掲(9)(10)(12)(15)の普通財産の管理処分に関する事務を国有財産第二課に移管し、(1)(2)(3)の事務を総務課から移管され、国有財産の総括事務及び出資・証券・特許権等の特殊な形態の財産の管理及び処分並びに社寺境内地の処分を所掌する課となった。なお同時に、国有財産の管理処分に関し報告を徴し、実地監査を行なう事務が新たに加わった。

国有財産第二課は、第一課の所掌した(9)(10)(12)(15)の事務を所掌に加え、出資、証券、特許権等を除く普通財産の管理及び処分に当たる課となった。この体制は二七年八月改革以後も続いた。

(1)　大蔵省資料Z六〇四―四一。

(2)　同前。

第二節　終戦処理関係財務行政機関

一　大蔵省における終戦処理関係行政機関の機構と機能

昭和二一年六月一日、「大蔵省特殊財務部臨時設置制」（昭和二一年五月三一日勅令第二九二号）によって、大蔵本省の内部部局として特殊財務部が新設された。終戦に伴って必要となった行政のうち、大蔵省で所管していた事務を総合して所管する臨時的な部局で、所掌事務の大部分が司令部の指令に基づいて実施される行政である点に特徴があった。

二一年六月一日当初の所掌事務は「設置制」によって、(1)外国または外国人（外国人が経営を支配する本邦法人を含む——昭和二一年七月三一日勅令第三六九号で挿入）の財産で本邦に在るもの、(2)連合国最高司令官の要求に基づき閉鎖された金融機関等（他省所管に属するものを除く）、(3)連合国最高司令官の要求に基づく在外財産の調査、(4)終戦処理費の経理、(5)「特定財産管理令」の施行、(6)賠償に関する財務、の六項目に関する事項と定められた。

当初の機構は、部長のもと、賠償課、管理課、外国財産課の三課制であった。賠償課は、二〇年一二月八日外資局に新設され、二一年二月二日理財局に移管され、特殊財務部新設と同時に特殊財務部に移管された課で、(4)と(6)の事務を所掌した。管理課は、(2)(3)(5)の事務を所掌し、外国財産課は(1)の事務を所掌した。(2)の閉鎖機関関係事務の前身は、終戦連絡部の下にあった閉鎖機関連絡室であったが、(1)(3)の事務は理財局外資課から引きつぎ、(5)の特定（戦犯容疑者等）財産管理は、新規に加わった事務である。

その後、特殊財務部は、二一年一二月二九日、(7)連合軍最高司令官の要求に基づく外国為替資産の保管、事務を理財局外資課から管理課へ継承し（勅令第六三三号）、また、昭和二二年四月二八日、終戦処理費の経理と関連して、(8)「政府契約の特例に関する法律」（昭和二一年一二月二九日法律第六〇号）施行事務を加え、閉鎖機関関係の法令整備により(2)を、(2)「閉鎖機関令」及び「閉鎖機関整理委員会令」の施行（内閣及び他省所管に属するものを除く）と改めた（勅令第一五五号）。また、終戦処理費は、その後予算の款項目の区分上、特別住宅建設資材費、沖縄再建資材諸費、賠償施設処理費が別立てになったため、これらの経費の経理をも所掌した。

特殊財務部はその所掌事務がしだいに繁忙となり、課を増設した。二二年一月九日外国財産課が外国財産第一課、外国財産第二課の二課に分割され、同年二月一二日には賠償課が総務課（(6)及び部務の総括を所掌）と財務課（(4)を所掌）に再編された。

二二年四月二八日、特殊財務部は国有財産部とともに部から局へ昇格し、管理局と改称した。同時に機構を再編し管理課から(2)の事務を切離して閉鎖機関課を新設し、また、(5)の事務を外国財産第二課へ移管した。また、二二年八月一五日、理財局の国際金融関係改組に当たり、管理課所掌の(3)(7)の事務と関連し、理財局外資課から在外会社の在内資産に関する事務及び引揚者持帰り金の規制事務を管理課に移管した。

その後の管理局機構は、終戦処理費関係の(4)(8)を所掌する財務課の機構が拡大した。二三年一一月一九日、財務課は財務第一課、財務第二課に分課され、二三年七月一三日さらに監査課が新設され、財務第一課、同第二課及び監査

課の三課の事務を総括する財務部長が置かれた。

かくして、二四年五月末、行政簡素化の趣旨で管理局が廃止されるまでの三年間に、管理局の機構は、三課から一部八課を擁する局に拡大した。特殊財務部、管理局の分課編成の推移は図6-1の通り。

昭和二四年六月一日、行政機構改革によって管理局は廃止され、その事務の一部は理財局に吸収され、一部は国有財産局と合併して管財局が新設され、さらに一部は総理庁外局の賠償庁に移管された。

管理局から理財局に移管された事務は、前掲(3)在外財産調査（渉外負債・在外会社関係事務を含む）、(4)終戦処理費の経理、(6)賠償に関する財務、(7)外国為替資産保管（引揚者持帰り金の処理等を含む）、(8)政府契約の特例施行に関連する事務であった。

管理局から管財局に移管された事務は、(1)外国財産の管理及び処理（法人に関するもの）、(2)閉鎖機関の清算関係であった。その後、戦後新設された公団が順次廃止されるに至り、公団清算関係事務も管財局で所管した。総理府賠償庁特殊財務部――同部は外務省特殊財産局を継承して二四年六月新設された――には、(1)の外国財産管理事務のうち個人財産関係事務及び(5)特定（戦犯容疑者等）財産管理事務が移管された。

右に述べた管理局で一時所掌した諸行政は、連合国の対日賠償方針及び司令部の政策の変化により、また諸行政の実施過程の中で、時代によりその内容を変化させた。そこで以下に、これらの行政を系列で、賠償関係の財務(6)、占領軍経費の経理(4)、閉鎖機関等の監督(2)、外国財産及び特定財産の管理及び処理(1)(5)、在外財産等の調査、管理及び処理(3)及び外国為替資産等の管理及び処理(7)に六区分し、それぞれの行政の推移とその分掌を、他省庁との関係をも含めて記述する。

二　賠償関係の行政機構と大蔵省の分掌

ポツダム宣言により、「公正なる実物賠償」を日本が負担することは明示されたが、具体的にそれがどれぐらいとなるかは、日本経済再建と絡んで終戦当初から日本政府の一大関心事であった。昭和二〇年八月二六日、終戦連絡中央事務局設置に際し、賠償を担当する第三部第二課が設置されたが、この時期には具体的な賠償関係事務がなかったため、同年一〇月の改組で賠償を専担する課は廃止された。

次いで同年一二月二二日、賠償に関する重要事項を調査審議する機関として賠償協議会が設置され（勅令第七一〇号）、その庶務は終戦連絡中央事務局が担当した。翌二一年一月二〇日、司令部の覚書（SCAPIN第六二九号）により航空機工場、陸海軍工廠及び重要研究所は連合軍の管理下におかれ、賠償による撤去または破壊に至るまで日本側で保守管理するよう要求された。これら賠償指定工場等の保守管理の責任はそれぞれ所管省があたることになり、陸海軍工廠については大蔵省国有財産部がこれを担当した。

一方、大蔵省では財務行政という観点から賠償を調査し対策をたてるため、二〇年一二月八日、外資局に賠償課を新設した。なお、後述するように終戦直後の占領軍のための経費支払いは日本銀行の立替払いによって賄っていたが、将来の賠償支払と占領軍経費の支弁は相関関係にあるべきものとの判断から、連合軍占領費をも合わせて所掌した。賠償課は二一年二月二日理財局に、次いで同年六月一日新設の特殊財務部に移管され、同部の総括課の役割をも果たした。

この二一年五月から六月にかけて極東委員会は対日賠償中間方針を決定し、司令部はこの方針に基づいて賠償工場八九三工場を指定し、翌二二年四月、中間賠償三〇％取立に関する極東委員会アメリカ代表マッコイ少将声明が発せられた。この事態に対処して日本国内の賠償業務の処理機構が検討され、二一年九月六日、閣議は一たん外務省に賠償局を設置して各省にまたがる賠償実施業務の連絡調整を行なわせ、賠償事務の一元的運営をはかることを決定した。しかし司令部は外交再開が認められていないことを理由に、外務省賠償局設置に反対した。そこで、政府は閣議決定を変更し、二一年一〇月二八日、終戦連絡中央事務局に賠償部が新設され（勅令第四九二号）、賠償準備に関する事務一般を所掌することになった。[1] なお、賠償実施業務の運営については左のように閣議決定された。[2]

1　終戦連絡中央事務局は賠償実施業務の総合的運営の衝に当り

2　各省は終戦連絡事務局の定める基本的な政策及び計画の実施を確保するために自己の責任において所管実施業務の処理を担当し

3　各地方においては地方長官が各省の指揮監督の下に各地方機関の協力を得て現場処理の責任を担当する。

次いで政府は二一年一二月一〇日、「賠償事務の実施要領に関する件」[3]を閣議決定し、賠償事務遂行に関連する基本的事項について「賠償協議会の議に諮り且つ所要に応じ経済安定本部と連絡してこれを決定すること」及び地方賠償協議会の設置方針を決めた。ところが、司令部から外務大臣が賠償協議会の監督に当たることを許可しないとの意向が伝えられ、[4] 賠償協議会は二二年六月二五日廃止された（政令第一〇二号）。

賠償協議会の廃止と二二年五月実施された経済安定本部の機構拡充措置により、賠償業務処理機構の調整は再び問題となった。二二年七月二二日の閣議決定「賠償業務の処理機構の調整に関する件」[5]は、賠償業務の処理には従来通

り終戦連絡事務局賠償部が当たること、経済安定本部生産局需給課は賠償実施に関する基本政策及び計画並びに各省の連絡調整を所掌するが、賠償部の職員が経済安定本部員を兼務する等の措置によって両者の運営を調整すること、中央地方の賠償協議会を経済安定本部総裁監督下に、改組復活させることを決定した。

翌二三年二月、終戦連絡中央事務局は連絡調整中央事務局に改組され、賠償部は総理庁外局に新設された賠償庁に吸収された。それは賠償実施の基本的事項の企画立案と作業責任官庁の事務の総合調整が官制上は経済安定本部所管事項であり、実務は賠償部で取り扱っている実態を改め、賠償庁所管に統一していっそう明確ならしめるためであった。[6] 賠償庁は二三年二月一日発足した（昭和二三年一月三一日法律第三号）。

かくして賠償指定施設の撤去作業は、司令部の指令をうけて全業務の総合調整を終戦連絡中央事務局賠償部（引続き賠償庁）が行ない、民間工場については商工省が、陸海軍工廠については大蔵省国有財産局が、船舶等については運輸省等が担当して進められた。その後司令部の指令により賠償施設撤去作業の実施には特別調達庁が責任をとるべきことが指示され、関係官庁間で業務分担を協議した結果、二三年七月三一日から特別調達庁が賠償施設撤去に必要な契約締結、請負業者への資材供給及び賠償関係経費の支出に責任をもつことになった。ただしこの業務は二五年度以降賠償庁に移管された。[7]

この間、アメリカの対日賠償取立方針は緩和され、二四年五月のマッコイ声明で、中間賠償の取立てが中止され、賠償指定施設が徐々に解除されるようになった。賠償庁は、二四年六月一日の機構改革により司令部民間財産管理局Civil Property Custodian（略称CPC）の管理下にある特殊財産関係の事務をも合わせて所掌し、二七年四月二八日、講和発効と同時に廃止された。

右のように、賠償庁の系列の事務は、具体的には主として賠償指定の産業施設の管理、撤去に関連するものであったが、この間、旧占領地、植民地の在外財産やこれと表裏一体をなす渉外負債、終戦直後から占領軍に接収された貴金属及びダイヤモンド等の凍結された外国為替資産等は、いずれも賠償と関連して講和条約によりその帰結が明確にされる性格のものであった。そこで、大蔵省は前掲の賠償関係行政機構とは別に、賠償に関する財務の調査を引続き行なった。それを分掌したのは、前述のように賠償課であった。特殊財務部賠償課は翌二二年二月一二日総務課となり、二二年四月二八日から管理局総務課となった。次いで賠償関係事務は二四年六月一日から理財局特殊財務第一課で、同年九月二一日から理財局総務課で所掌し、二五年五月四日理財局外債課に移管された。

二六年九月締結された講和条約は、日本の在外財産を引渡したほかに、賠償については原則を確認するに止まり、生産賠償及び沈船引揚その他の役務提供による賠償債務の履行は、連合国との個別交渉で取り決めることになった。そこで、政府は二六年九月二八日閣議決定により賠償連絡協議会を設置し、賠償交渉に必要な諸問題の統一的処理を図ることにした。協議会は外務大臣の諮問機関で、外務・大蔵・通産の各省及び経済安定本部代表で構成され、賠償取決めに関する方針及び処理方法を協議した。講和発効後、大蔵省においては引続き理財局外債課において、平和回復に伴い処理を要する賠償に関する事務処理を担当した。

三　占領軍経費等の経理機構

占領経費に関する事務は、終戦当初から大蔵省外資局で所掌した。占領軍は日本進駐に当たって、日本国内で軍票を使用する計画であった。大蔵省は通貨の混乱が国内経済へ影響することを憂慮し、日本政府が占領軍の必要とする円資金を供与し、また、占領軍が要求する施設、物資、サービス、労務等の必要量を現物供与することによって軍票使用の中止ないし抑制を図る方策をたてた。そして、その方法として、八月二九日「連合国進駐軍ノ駐屯費支出方法ニ関スル件」[8]を省議決定し、司令部が要請する現金及び物資、施設提供のための経費は、終戦連絡事務局が司令部の申入れを受け大蔵省外資局に連絡し、大蔵省は日本銀行に仮勘定からの立替払を命じることとした。日本政府の軍票使用中止の要請は事実上占領軍に受け入れられ、おおむね「省議決定」の方法で占領軍経費の支出が行なわれた。なお、「省議決定」では「連合国進駐軍ノ本邦内ニ於ケル駐屯費ハ今後ノ賠償処理ト関連シ、一元的ニ整理シ置クノ必要アル」とし、占領軍の経費要求が増大すると、二〇年一二月八日、外資局に賠償課を新設し、賠償に関する事務と右の占領費に関する事務をともに所管させた。賠償課は二一年二月二日、外資局廃止により理財局に移管された。

右のように占領軍関係の経費は、昭和二〇年度には予算化されず日本銀行の仮勘定から支出されていたが、翌二一年三月、司令部から占領軍とその家族住宅二万戸の建設を要求する覚書（SCAPIN第七九九号）が発出されたことを契機として、二一年度予算にこれらの経費を大蔵省所管の終戦処理費として予算化することになった。二一年度の終戦処理費予算は、従前の日本銀行立替金の返済及び賠償関係経費を含めて計上され、六月六日司令部の承認を経て

九月一二日、第九〇議会で成立した。

この間、二一年六月一日、特殊財務部が新設されると賠償課は理財局から同部に移管され、終戦処理費の支出及び支出監査の事務を行なうことになった。また、朝鮮向け占領軍家族住宅用資材費と沖縄向け兵舎・住宅用資材費は、将来貿易勘定となる場合を予想して終戦処理費とは別立てにそれぞれ特別住宅建設資材費、沖縄再建資材費として予算に計上されたので、これらの経費の経理も特殊財務部賠償課で取り扱った。

終戦処理費予算の成立により、二一年一〇月一五日以降、占領軍経費の支出は日銀仮勘定による支払から財政支出に切り替わった。[9] そこで、特殊財務部賠償課の事務は、予算の査定・配賦・款項目の区分、支出監査等、主計局の予算決算事務の一部と、予算を使用する現局の予算施行事務の一部を合わせもつ形で行なわれた。それは、終戦処理費予算が他の一般予算のように主計局の厳密な査定を経ることなく一応の予測に基づいて編成され、占領軍の要求の都度支払われ事業計画がたてられない経費であり、かつ支出担当の官庁も終戦連絡事務局（労務、物品、サーヴィス等の提供）、戦災復興院（兵舎、住宅等工事施行）、その他多くの官庁及び都道府県に分散し、また、予算額においても一般会計総予算の三分の一ないし四分の一を占める経費であったので、大蔵省が自ら所管庁として予算の配賦や支出の段階で厳重に規制し総括する必要があったからである。[10]

次いで二一年一二月二九日「政府契約の特例に関する法律」（法律第六〇号）が公布されると、終戦処理費の経理に関連して同法の施行事務は特殊財務部が担当した。同法は占領軍関係経費の主要部分を占める設営工事費等の請負契約を規制して、終戦処理費支出の節減を図る目的で制定され、同法に基づいて特殊財務部が関係業者の帳簿等の検査を実施したのである。

こうして膨大な終戦処理費予算の施行事務を取り扱うことになったので、二二年二月一二日、賠償課から終戦処理費・特別住宅建設資材費・沖縄再建資材諸費の支出及び支出監査に関する事務を分離して、財務課が新設された。さらに二二年一一月一九日、財務課は財務第一課、財務第二課に分割され、財務第一課は終戦処理費のうち連合国財産返還に関する経費、特別調達庁交付金及び賠償施設の管理及び撤去に要する経費（昭和二二年度補正予算で賠償施設処理費として終戦処理費から独立して計上された）の支出に関する事務と終戦処理費支出に関する総括的事務を、財務第二課は第一課所掌以外の終戦処理費等の支出事務と、終戦処理費等の支出監査及び「昭和二一年法律第六〇号」施行事務を所掌した。次いで、「政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律」（昭和二二年一二月一二日法律第一七一号）施行事務も特殊財務部財務第一課、同第二課で所掌することになった。同法は司令部覚書により占領軍関係費ばかりでなく、国、地方公共団体及び公団の支払に際して、適正価格で実費精算を行なうことにより、経費の節減を意図したものであった。[11]

昭和二三年七月一三日、財務第一課、同第二課から終戦処理費等の支出監査、「昭和二一年法律第六〇号」施行及び「昭和二二年法律第一七一号」施行事務を分離して監査課が新設され、同時に財務第一課、同第二課及び監査課の三課を統轄する財務部長が置かれた。こうして、占領軍経費等の経理事務は予算の膨大化とその支出節減の見地からつぎつぎと拡充されてきた。一方、占領軍の調達要求の日本側受入機関として、二二年五月一〇日、公法人の特別調達庁が設置され（昭和二二年四月二八日法律第七八号）、受入体制の一元化がしだいに進められた。

二三年一二月、経済安定九原則が発表されると、司令部は二四年二月、日本経済安定促進の見地から占領軍物資調達政策を変更し、いっそう徹底した緊縮方針を採用する旨声明し、この声明に沿って調達経費節減のための諸措置が

とられた。その一環として二四年三月以降、終戦処理費予算のうち特別調達庁を経由する経費の主要部分が一括配賦に改められ、また、「昭和二二年法律第一七一号」を改正し（昭和二四年四月三〇日法律第三九号）、政府契約に関する取扱手続を簡素化し、さらに二四年一二月には「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和二四年一二月一二日法律第二五六号）が制定され、政府支払の迅速化がはかられた。[12]

右のように占領軍関係経費の経理事務がしだいに整理される中で、二四年六月一日の機構改革により、管理局財務部の三課は理財局に移管され、特殊財務第一課、同第二課の二課に整理された。特殊財務第一課は終戦処理費の予算決算事務と終戦処理費等の制度の企画立案等の総括業務を、特殊財務第二課は旧第二課所掌の特殊財産処理費（連合国財産返還費が終戦処理費から独立したもの）・賠償施設処理費・解除物件処理費（占領軍の使用を解除された物件の処理費を新設）及び特別収入の予算決算事務と旧監査課所掌事務を合わせて所掌した。次いで、二四年九月二一日、理財局機構の改編に際して、特殊財務第一課及び同第二課は合併し特殊財務課となった。このとき、政府契約一般を規制する「昭和二二年法律第一七一号」施行事務は国庫課に移管された。なお同法の廃止（昭和二五年五月二〇日法律一九〇号）を予定して、この事務は二五年五月四日国庫課事務から削除され、かわりに、政府契約に基づく支払の遅延防止に関し、報告の徴収、実地監査及び指示を行なう事務（「昭和二五年法律第二五六号」の施行）が国庫課事務に加えられた。

さらに大蔵省は、昭和二四年九月二一日の省議決定「終戦処理費等の所管について」[13]において、「予算の所管と業務の所掌との一元化」を図るため、昭和二五年度予算から大蔵省所管の終戦処理費等をそれぞれ業務施行官庁の所管に組みかえること、この措置に伴って関係行政機構を改組し、終戦処理費等に対する予算統制を行なう主計局の関係部門を強化し、理財局特殊財務課を廃止すること、等の方針を決定した。この方針により、昭和二五年度から終戦処理費等の予算支出は、他の一般予算と同様の取扱いになった。二五年五月四日、特殊財務課は使命を終わって廃止され、同課所掌の特殊財産処理費の中の連合国財産返還経費の予算決算事務は、管財局外国財産課に移管された。また、「政府契約の特例に関する法律」（昭和二一年法律第六〇号）施行事務は主計局司計課に移管された。

四　閉鎖機関、公団の清算監督機構

昭和二〇年九月三〇日、司令部の「覚書」（SCAPIN第七四号）により、植民地の金融機関、開発機関及び戦時の特殊金融機関等の閉鎖が指令され、「覚書」に基づいて日本政府は同日、戦時金融金庫、資金統合銀行、朝鮮銀行、台湾銀行等二九機関に対し閉鎖の措置を講じた。大蔵省は閉鎖機関関係措置について司令部との折衝に当たり、金融局産業資金課等において閉鎖措置の対策をたてていたが、この措置の日本政府側の対応機構として、一〇月二日、省議決定により大蔵省に閉鎖機関事務処理委員会を設置した。同委員会は大蔵次官を委員長に、大蔵省の関係局長、局次長、官房長と外務・内務両省の関係局長で構成され、司令部の九月三〇日付覚書による閉鎖機関関係の善後措置に当たることになった。続いて一〇月一二日、同委員会の下部機構として閉鎖機関関係省連絡室が設置され、閉鎖機関関係事務処理に関する司令部との窓口事務は大蔵省が担当し、政府内部の関係では、大蔵・内務・外務三省がそれぞれ所管の閉鎖機関に関し責任を負うこと、関係省は閉鎖機関連絡室に常勤の職員を派遣すること、連絡室責任者は大蔵省金融局次長（一〇月二七日以降終戦連絡部長）とすることを決定した。[14]

指定閉鎖機関については、すべて特殊管理、特殊清算に付されたが、その実施機構として、司令部から一〇月二〇

日、朝鮮銀行等五銀行の清算人として日本銀行が、一一月二八日、全国金融統制会については日本勧業銀行が清算人に指定された。残りの二三機関の管理については、翌二一年一月一八日付覚書（SCAPIN第六一五号）で閉鎖機関保管人委員会の設置が指令された。この覚書に基づいて「閉鎖機関保管人委員会等ニ関スル件」（昭和二一年二月六日大蔵・外務・司法省令第一号）が公布され、二月六日、行政委員会形式の閉鎖機関保管人委員会が設置された。法令によれば同委員会の委員長及び委員は大蔵大臣が選任し、大蔵・外務両大臣がその職務を監督することになっているが、実際は委員長の人選等は司令部が行ない、また、司令部経済科学局財政課の清算係 Liquidation Branch のスタッフの大部分が同委員会の事務所に常駐し、業務、予算、人事などを全面的に監督し、同委員会は司令部の直属機関の観を呈し、当初、大蔵省は委員会業務に関係しなかった。[15]

二一年二月以降司令部は閉鎖機関の指定を追加し、閉鎖機関連絡室は閉鎖手続やその法制化等の事務に当たった。二一年六月一日、特殊財務部創設の際、同室は廃止され、特殊財務部管理課で閉鎖機関に関する事務を所掌することになった。[16] ところで司令部による当初の閉鎖機関指定は、軍需生産あるいは植民地開発に関わった国内及び植民地の金融機関ないし開発会社を対象としていたが、昭和二一年八月六日付覚書（SCAPIN第一一〇八号）及び一二月一一日付覚書（SCAPIN第一三九四号）によって戦時統制団体の解散と経済統制実施機構として公団の新設が指令されると、産業設備営団、住宅営団、交易営団をはじめ各産業にわたる統制団体、統制会社に対しつぎつぎと閉鎖機関の指定が拡大された。また、一方で、閉鎖機関保管人委員会は、主として閉鎖機関の調査、財産の保管に当たっていたが、昭和二一年一〇月五日付覚書「閉鎖機関対金融緊急措置」"Closed Institutions vs. Emergency Financial Measures"（SCAPIN第一二五三号）において、司令部は日本政府に閉鎖機関保管人委員会を閉鎖機関の清算機関

へと発展させるに必要な立法措置を命じた。この覚書に基づいて閉鎖機関に関する法制の全面的整備がはかられ、「閉鎖機関令」（昭和二二年三月一〇日勅令第七四号）、「閉鎖機関整理委員会令」（同勅令第七五号）が制定され、二二年五月一日、閉鎖機関保管人委員会は廃止され、法人格を有する行政委員会形式の閉鎖機関整理委員会が設立された。閉鎖機関整理委員会は、主として閉鎖機関の特殊清算の実施機関であり保管人委員会においては明らかにされていなかった行政機関外の法人格を有する機関であることが明確にされた。

整理委員会の設立を目前にした昭和二二年四月二八日、管理課から閉鎖機関関係事務のみを分離独立させ、閉鎖機関課が新設された。整理委員会の監督は保管人委員会の時と同様に、経済科学局財政課清算係のスタッフが委員会事務所に常駐し活動全般の監督を行なった。最高の業務執行機関である委員会には、司令部のスタッフが常時オブザーバーとして出席し、議事録とアゼンダを司令部に提出して承認を受ける必要があった。なお、委員会には関係各省及び日本銀行の代表者も随時出席した。[17] 法令上は大蔵省及び当該機関の業務に係る行政の所管大臣が委員会の監督に当たることになっていたが、昭和二三年八月二一日の改正（政令第二五二、二五三号）により整理委員会の監督は大蔵大臣が単独で行なうこととなった。ただし「閉鎖機関令」施行に関し、大蔵大臣は所管大臣と協議して所管庁の職員に必要な事務を行なわせることができ、また、指定業務は大蔵大臣および所管大臣の共管となった。閉鎖機関課はつぎつぎに司令部の指定する閉鎖機関の閉鎖手続に忙殺された。閉鎖機関の指定は当初二九であったが、閉鎖機関課新設時には五九となり、その後の指定追加により総数は一〇九一に達した。なお、二三年一一月一二日、整理委員会は朝鮮銀行等六機関の特殊清算を日本銀行から移管され、この時点における全閉鎖機関の特殊清算の実施機関となった。[18] 二四年六月一日、閉鎖機関課は管理局から管財局に移った。

昭和二五年一月一日、司令部による閉鎖機関清算業務の直接的監督方式は廃止され、すべての監督業務は同日付で大蔵省が引き受けることになった。なおこの問題に関する覚書[19]で、そのための大蔵省機構拡大が指令された。同日、司令部の財政課清算係は廃止され、閉鎖機関清算に関する司令部の監督は一たん財務行政係 Financial Administration Br. の担当となり、続いて同年一月二三日、公正取引課 Fair Trade Practices Div. に移管された。この時、司令部から、以後閉鎖機関の清算事務遂行上の交渉は、司令部・大蔵省・整理委員会の三者間で行なうが、司令部の監督は最小限に止める旨の口頭の申し渡しが行なわれた。[20]

右の閉鎖機関整理委員会に対する監督業務の委譲による大蔵省機構の拡充は、二五年三月一日に実施され、閉鎖機関課は閉鎖機関第一課、同第二課の二課に拡充された。閉鎖機関第一課は、閉鎖機関の特殊清算監督事務で第二課所掌事務を除くものと、閉鎖機関の渉外債権・債務及び在外資産・負債の調査を、閉鎖機関第二課は閉鎖機関の資産の処分、債権の取立及び債務の弁済の監督に関する事務を分掌した。続いて同年三月二八日、閉鎖機関監理官一人が設置され、管財局長を助け、閉鎖機関第一・第二両課の事務を整理することになった。

昭和二七年三月三一日、閉鎖機関整理委員会は解散され（昭和二七年三月三一日政令第七三号）、同年四月一日付で特殊清算未結了の閉鎖機関にそれぞれ特殊清算人を選任し、大蔵省がその監督に当たることになった。同じ四月一日、閉鎖機関第一・第二両課は合併して閉鎖機関課となり、閉鎖機関監理官は廃止された。ただし、代わりに副財務官一名を閉鎖機関及び外国財産関係担当として配置することとした。[21] なお、二七年八月機構改革で副財務官は廃止され、大臣官房財務調査官によってこの体制が持続された。

次に公団清算の監督機構について述べる。統制団体、統制会社にかわって設置された諸公団は、「ドッジ・ライン」

以降、経済統制の廃止とともにつぎつぎと解散され、閉鎖機関と同様特殊清算人が選定され清算が行なわれた。昭和二五年四月一日、公団清算の監督事務を管掌する公団清算室が管財局に臨時設置された。翌二六年四月一日、公団清算室は国が公団の清算に伴い引き継いだ債権等の管理事務をも所掌に加えた。同年四月一〇日、公団清算室の事務を整理するため、同室に次長一人を置くことができるようにした。この公団清算室は二七年四月一日、次長制を廃止し、同年七月三一日、公団清算を事実上結了して廃止された。

なお、二七年八月一日、管財局に特殊財産課が新設され、公団清算室で所掌していた国が船舶公団から引き継いだ船舶の共有契約に基づく持分その他国が公団から引き継いだ債権（通商産業省の所掌に属するものを除く）の管理に関する事務を所掌した。また、特殊財産課は後述の接収貴金属等に関する事務をも合わせて所掌した。

五　外国財産、特定財産の管理及び処理機構

第二次大戦中、連合国（イギリス・アメリカ・オランダ）及び連合国人の財産のうち、政府が必要と認めた財産は、「敵産管理法」（昭和一六年法律第九九号）に基づいて日本政府が統一的に管理した。この敵産管理は大蔵省が所掌し、終戦時の主担課は外資局管理課であった。

終戦後、二〇年九月一三日、占領軍は覚書により連合国及び枢軸国財産の保全を指令してきた（SCAPIN第二六号）。ここに敵産管理は連合国財産の管理・保全に切り替わり、さらに、「敵産管理法」により管理されていた財産のみならず、太平洋戦争開始日において、いずれの連合国であるかを問わず連合国または連合国人が全部または一部を

所有または支配していた在日財産を保全し、合わせて枢軸国または枢軸国人が直接または間接に所有しまたは支配する一切の財産を保全することになった。

その後、連合国財産のうち、敵産管理に付された財産及び戦時中政府または日本人によって不当に権利を侵害された財産は、司令部の指示に従って順次返還されることになり、財産返還は原則として現状のままでなされることになっていたが、土地・株式等の返還については特別措置がとられた。また、枢軸国の財産（特定国財産という）は、当初、ドイツほか五カ国が特定されていたが、その後二三年四月の指令（SCAPIN第五八六九—A号）でドイツ財産のみを対象とすることになり、事実上ドイツ人のうち親ナチの好ましくないドイツ人として司令部により強制送還されたドイツ人の財産に限定された。また、別途二一年六月の覚書（SCAPIN第一六一四—A号）により司令部の指定するドイツ商社の凍結と管理、保全が指令された。こうして、特定国財産として管理・保全の適用をうける財産は、(1)好ましくないドイツ人の財産、(2)ドイツ法により設立されまたはドイツに本店を有する法人の財産、(3)(1)または(2)の者が支配する日本法人の財産となり、二四年一〇月、覚書（SCAPIN第二〇五一号）によってこのうち(1)(2)に当たるものがアメリカ・イギリス・フランスの三国に帰属し、連合国最高司令官が三国の受託者としてこの財産の管理処分を行なうことになり、日本政府は必要な法的措置をとった。[22]

右の外国または外国人財産の処理は、敵産管理に引き続き大蔵省の外資局管理課が所掌し、二一年二月二日以降理財局外資課が所掌した。

二一年六月一日、特殊財務部外国財産課が創設され、前掲の連合国財産及び特定国財産に関する事務を所掌することになった。なお、ドイツ商社保全の覚書により「特定商社財産の管理に関する件」（昭和二一年七月三一日大蔵・司法省令第六号）が制定されると、ドイツ人が経営を支配する本邦法人を含め特定商社の財産に関する事務をも所掌した。

二二年一月九日、外国財産課は連合国財産を管掌する外国財産第一課と、特定国財産及び特定商社の財産を管掌する外国財産第二課に分かれ、管理局が廃止されるまでこの体制が続いた。

なお、この間在日外国人及びその権益に関する司令部の連絡と関係各省の連絡調整事務は、当初は終戦連絡中央事務局が当たっていたが、二三年二月一日、外務省内局の特殊財産局新設により同局に移管され、二四年五月末同局廃止までこれを管掌した。

昭和二四年六月一日、管理局廃止に際して、外国財産関係二課は合併して管財局外国財産課となった。その際、大蔵省の所掌事務は、「外国又は外国人（外国人が経営を支配する本法法人を含む。）が本邦内に有する株式、出資及び公社債並びに法人たる企業を管理及び処理すること」と「これらの事務に関し企画立案をすること」に限定された（「大蔵省設置法」第一一条第九号）。そして株式を除く連合国財産で所有者が個人及び公益法人（学校法人・宗教法人）のもの及び好ましくないドイツ人の個人財産に関する事務は、外務省特殊財産局を引きついで賠償庁に新設された賠償庁特殊財産部（昭和二四年五月三一日法律第一三〇号）の外国財産課において所掌することになった。この時、大蔵省の財務部（昭和二五年五月以降財務局）は引きつづき外国財産の調査管理及び処理事務を、賠償庁所掌分を含めて分掌することになった。なお、管財局外国財産課は、二五年五月四日から二七年三月末日まで、終戦処理費のうち連合国財産返還経費の予算決算事務を、理財局特殊財務課から引きついで所掌した。

昭和二六年、講和締結により日本は条約上の義務として連合国財産の返還と合わせて返還されない財産または損傷を受けている財産の補償と、ドイツ財産の処理を行なうことになった。またこの連合国財産返還には従来別途処理さ

れてきた「掠奪財産」――旧日本軍隊の占領地域で略奪して日本に持ち帰った財産――及び捕獲審検所の検定の再審査の結果連合国人に返還されることになった財産の返還をも含むことになった。[23] 講和発効を前にして右の条約上の義務にそって外国財産関係の法改正が行なわれると同時に、賠償庁で所掌してきた連合国財産及び掠奪財産関係事務等は大蔵省に移管された（ただし捕獲審検の再審査による財産は運輸省）。そこで管財局外国財産課は、二七年四月一日、外国財産管理課と同補償課に分離し、連合国財産の補償関係事務を外国財産補償課で所掌し、旧外国財産課の事務及び賠償庁から移管された事務を合わせ、外国財産管理課で所掌した。なお、講和発行の日、賠償庁は廃止された（昭和二七年四月二八日法律第一一六号）。

次に戦犯容疑者等の財産（特定財産という）の管理行政に付言しよう。

昭和二一年四月二三日付で、司令部から六〇日以内に戦争犯罪容疑者の財産を大蔵大臣が調査し、司令部に報告するとともに、それらの財産を凍結することが指令された（SCAPIN第八九七号）。この覚書に基づいて「特定財産管理令」（昭和二一年五月二五日勅令第二八六号）が公布され、戦犯容疑者として逮捕・拘禁または抑留を要する者として司令部が指定した者の財産の調査、差押え及び管理を政府が実施することになった。この事務の主務省は当初大蔵省で、特殊財務部管理課が主担したが、二二年四月二八日外国財産第二課に移管された。次いで二四年六月一日、管理局廃止に際し賠償庁外国財産課に移管された。なお、移管後も大蔵省の財務部（昭和二五年五月より財務局）及び税務署でその事務を分掌した。「特定財産管理令」は講和発効の日廃止され（昭和二七年四月二八日法律第一六号）、残務は管財局外国財産管理課に引き継がれた。

六　在外財産、渉外負債及び在外会社の調査、管理及び処理機構

司令部は二〇年一〇月六日付覚書「外貨資産及関係事項の報告」（SCAPIN第九六号）において、日本国内すべての者の所有または管理する一切の在外財産に関する報告の提出と、外国為替資産の分離保管を指令した。政府はこれに対して「連合国最高司令官ノ要求ニ係ル事項ヲ実施スル為在外財産等ノ報告ニ関スル件」（昭和二〇年一一月八日大蔵省令第九五号）及び「外国為替資産ノ分離保管ノ件」（昭和二〇年一一月二四日勅令第六五六号）、「昭和二十年勅令第六百五十六号ノ施行ニ関スル件」（昭和二〇年一一月二四日大蔵省令第九九号）を公布し、在外財産の調査が始まった。この事務は当初外資局管理課で、二一年二月二日以後は理財局外資課で所管した。報告書の提出は当初大蔵省経由で司令部に提出されていたが、二月末以降日本銀行で受理、審査、集計等を行なって司令部に運びこまれた。この膨大な報告書の取りまとめの指導、民間からの在外財産に対する質疑、陳情等の処理事務が二一年六月一日、新設の特殊財務局管理課に移された。そして二一年八月二九日省議決定により、在外財産調査会が同年九月一日設置された。この調査会は諮問機関ではなく在外財産の調査の実施機関で、会長、副会長及び委員三三名、幹事三八名及び常勤及び非常勤の専門家である有給嘱託約一八〇名（主として外地引揚者）で組織され、調査会を総務部会、地域部会（朝鮮・台湾等一〇地域）に分け、部会長は原則として常勤有給の嘱託をあてた。調査課は、司令部要求の在外財産緊急調査に応じるための終戦時の実態調査及び各地域の歴史的調査を行なったが、管理課はこの調査会の庶務を所掌した。[24]

また、この在外財産と表裏をなす渉外負債については、昭和二一年一一月一八日省議決定で管理課内に渉外負債調

査室が設置され、大蔵部内、関係各庁、日本銀行、横浜正金銀行、日本興業銀行、閉鎖機関整理委員会等から二〇名を委員に任命して、渉外負債調査委員会を組織し、渉外負債の調査方針等を検討して調査を実施した。[25] この終戦時における在外財産(渉外負債を含む)調査事務は、二四年六月一日機構改革により、従前理財局企画課で所掌した外貨債関係事務と合わせて理財局外資課で所掌され、次いで同年九月二一日、外債課に引継がれた。翌二五年五月四日、外債課は賠償関係事務を総務課から移管し、前掲の事務を賠償関係事務と合わせて所掌する体制をつくり講和に備えた。二六年締結の平和条約で、賠償と関連して在外財産の処理の大綱が定められ、昭和二七年八月の機構改革後、外債課は平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債並びに在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務の管理を所掌した。

次に、在外会社等の本邦内資産の管理事務について述べる。昭和二〇年九月の覚書「金融取引の統制」(SCAPIN第四五号)により、外国居住者(外国に本店を有する法人を含む)が所有または管理している在日財産について、異動を生ずるような取引は事実行為を含めて禁止された。これは、財産所有者の本拠が本邦外にある財産を在外財産に準じて取り扱い、将来の賠償等に備えて現状を維持するためであった。その後、司令部は、二〇年一一月及び二一年一月の覚書(SCAPIN第二八〇、五九二号)で、国民生活の維持安定に必要な物資を生産する工場の業務や、保有臓品の処分のための取引について、財産の実質価値を減少させない等の条件の下に、業務の再開を一部許可する方針を示した。申請により司令部の許可をうけて業務を再開した会社は三六社に及んだ。しかし、こうした在外会社の内地店舗等の業務には厳しい制限があり、財産の活用、業務の遂行が阻害される面が多かった。この間のこれらの会社の規制は当初理財局外資課が取り扱っていたが、二二年八月一五日管理局管理課に移管された。ところで、司令部は、二

四年一月一八日付覚書(SCAPIN第一九六五号)によって、旧日本占領地域内に本店を有する会社の本邦内にあるすべての財産の清算を実施するに必要な手続を日本政府が定めるように指示し来たり、半年にわたる司令部との交渉のすえ「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」(昭和二四年八月一日政令第二九一号)が公布され、在外会社の本邦内財産の管理及び特殊整理が実施された。[26] この外国に居住する本邦人(外国に本店を有する本邦法人を含む)が本邦内に有する財産の管理事務は、二四年六月一日、管理局管理課から理財局管理課に引き継がれ二七年八月一日、管理課から経済課に引き継がれた。

七　外国為替資産、引揚者持帰り金、接収貴金属、ダイヤモンド等の管理及び処理機構

司令部は二〇年九月二二日付の覚書「金、銀、証券及び金融証書の統制」に始まる一連の指令(SCAPIN第四四、四五、九六号)により、金、銀、白金等の貨幣、地金及び合金並びに為替手形等の一切の金融証券の輸出入を禁止するとともに、これら外国為替資産とこれに関する記録類を保有管理している金融機関は、それを一定場所に一般資産と分離して保管すること、このてんまつの報告及び以後の保管物件異動については、個別に大蔵大臣を通じ司令部の許可を必要とすることを命じた。この措置により一切の外国為替資産が司令部により凍結された。

同時に二〇年九月から、司令部は右の外国為替資産のうち、金銀貨幣及び金・銀・白金等の地金・合金と、これに加えてダイヤモンド等の宝石類について、無償、強制的な接収を開始した。この接収に当たったのは当初第八軍で、二二年五月から民間財産管理局(CPC)が担当した。接収は政府、公共団体、日本銀行、戦時中の金属回収機関及び

民間のすべての所有にわたり、順次実施された。その間、二一年四月の覚書（SCAPIN第一〇九八―A号）で、貴金属の所有者に報告の義務が課され、「臨時貴金属数量等報告令」（昭和二一年五月一六日勅令第二七五号）により、大蔵大臣を通じて司令部に報告書が徴され、司令部はこの報告及び独自の調査により貴金属等の接収を進めた。

右の外国為替資産の分離・保管・異動及び貴金属等の報告に関する事務は、当初外資局、二一年二月から理財局外資課で所掌していたが、上述のうち外国為替資産の保管に関する事務は、二一年一二月二九日特殊財務部管理課に移された（昭和二一年一二月二九日勅令第六三三号）。その事情は、二一年一一月の覚書（SCAPIN第一三六八号）により外国為替資産のうち接収されなかった外国通貨（朝鮮銀行券、台湾銀行券、法幣、ポンド紙幣、ドル紙幣等）及び外国為替証書について、すでに金融機関で分離保管しているものも、その他の個人法人所有のものもすべて日本銀行に引き渡し集中保管するよう指示された。この覚書に基づいて「日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する件」（昭和二一年一二月二九日勅令第六三四号）が公布され、これを契機に外国為替資産保管事務が特殊財務部に移管されたのである。

また、外国為替資産の凍結に関連して、引揚者の持帰り金が「金、銀有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月一五日大蔵省令第八八号）に基づいて規制された。すなわち、外国資産の輸出入禁止規定の例外として、引揚者持帰り金は、一定額を定率（時代により換算率が異なる）で本邦通貨に引き換えることを許されたが、引換限度を超過した資産は引揚港の税関（税関設置前は海運局）または日本銀行で、預り証と引換えに引上げ保管された。これに関する事務は、当初外資課で所管していたが、二二年八月一五日、管理局管理課に移管された。この引揚者から税関ないし日銀が預かっていた外国為替資産は、当初、他の外国為替資産の日銀集中措置からはずされていたが、二二年一一月の司令部覚書（SCAPIN第一八一二号）により、他のものと同様に特定の外国為替資産が日本銀行

本店に集中保管されるようになった。

二四年に入ると、右の外国為替資産の保管及び引揚者持帰り金に対する司令部の方針が転換した。すなわち二四年一月の覚書（SCAPIN第一九六三号）により、日銀が集中保管していた外国為替資産のうち特定のもの（米ドルに換金可能と思われるもの）の二四年一月末現在高が司令部第八軍金庫管理官に同年三月一五日に引き渡され、ニューヨーク・ナショナル・シティ銀行を通じて米ドルに換価し、その資金は賠償への充当を配慮して、CPC所管の特別アカウントに入金され、換価できなかった資産はふたたび大蔵省に返還された。一方この措置の国内的な処理として、「金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令」（昭和二四年三月一五日政令第五二号）が公布され、米ドルに換金される外国為替資産を政府が所有者から買上げることになった。なお、この買上げは当初現行軍用換算率で貿易資金により行なうこととなっていたが、三六〇円レートの設定並びに外国為替資金への入金をとりやめたこと等の事情で、二五年度予算に買上げ経費を計上して（昭和二五年三月一八日政令第三四号で政令を改正）二五年四月二六日から二七年三月末日までの間に代金が支払われた。[27]

なお、引揚者持帰り金の規制については、司令部との折衝により、「財産及び貨物の輸出入取締に関する政令」（昭和二四年六月三日政令第一九九号）が公布されると、財産及び貨物の一般的な出入国規制の中で引揚者持帰り金のうちの外国為替資産が円と交換されるようになった。同時に従来認められなかった円表示証券類が携帯入国を認められ、さらに従前税関に保管されていた円表示証券類も保管証と引換えに所有者に返還された。また、二月からこの政令施行までの期間の持帰り金も政令施行後、同様な措置がとられた。[28]

二四年六月一日、管理局管理課で所掌していた外国為替資産の保管事務及び引揚者持帰り金に関する事務は、新た

に加わった金・外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する事務（昭和二四年政令第五二号施行事務）とともに理財局管理課で所掌し、新たに入出国する者の携帯金等の交換及び保管に関する事務処理は、理財局為替課で所掌したが、二四年九月二一日いずれも為替課の所掌となった。次いで、二五年五月四日これらの事務のうち金、外国通貨及び外貨表示証券買上事務は為替審査課へ、次いで二六年四月一日、外債課に移管され、翌二七年四月この事務は完結した。

次に接収貴金属及びダイヤモンドに関する措置とこれに関連する新産金等の取扱いについて述べる。前述のように、貴金属等は占領軍に接収され、貴金属の国内取引及び輸出入は禁止されその移動・変動を伴うすべての事項は司令部の事前承認制となった。その後二一年三月の覚書（SCAPIN第六三七―A号）で政府が新産出貴金属を日銀を通じて購入する場合は包括的にこれを認めることになり、さらに二一年九月の覚書（SCAPIN第一一九三号）により国内産出の指定貴金属はすべて日銀を通じ司令部の承認する価格で政府が買い上げた。この新産出貴金属の買上げは金資金特別会計の資金運用によって行なわれた（昭和二四年度から貴金属特別会計の収支に計上される）。一方国内の医療・工芸・工業用の必需貴金属は、金資金特別会計（のち貴金属特別会計）で新規保有となった貴金属の払下げによるか、これで調達できない種類の貴金属は、被接収貴金属の解除を受け、これに相当する代替貴金属を金資金（貴金属）特別会計から司令部管理の接収貴金属に繰り入れる措置をとったうえ、接収解除貴金属を払下げる方法でまかなった。これらに関する国内法制や実施手続にかかわる措置の所掌は、当初外資局総務課、二一年二月二日以降理財局外資課、二二年八月一五日以降同局外資第二課（昭和二二年一一月一九日為替第二課、二三年七月五日管理課と改称）で所掌し、二四年六月一日改組後も貴金属の輸出入規制とともに引続き理財局管理課が所掌した。なお、占領軍に接収された貴金属等は、二三年七月二四日公示された極東委員会の対日貿易一六原則により、掠奪財産等は返還し、明らかに日本人

資産であると確認されたものは賠償物件として処理されるべきであるが、それまでの間外国為替獲得の手段として供用して差し支えない旨の方針が出された。借款は二五年五月までに完済された。また司令部CPCは、接収貴金属等は輸出入回転基金に繰り入れられ棉花借款の見返りに供用されたが、借款は二五年五月までに完済された。また司令部CPCは、接収貴金属のうち一部を略奪品返還に、一部を戦時中のイヤマーク金返還にあて、そのほかの一部をアメリカ軍CPO（Central Purchasing Office）またはアメリカ国内で売却し（代価のドル預金は、CPC特別アカウントに預入）、一部を前述の医療、工業用等の用途に払い下げた（代替貴金属を政府から提供し代価は貴金属会計へ）。二六年六月二八日、司令部は日本政府に接収貴金属の管理権を移譲した。また二六年九月調印の講和条約により略奪品返還のほか、接収貴金属等は賠償に充当されないことが明らかとなり、二七年四月二八日、講和発効とともに接収貴金属の占領軍管理を全面的に解除した。政府は数量・純分等の鑑定を行ない、一部IMF出資等に必要な分については一たん日本銀行に返還したうえ政府が買い上げてIMF出資にあてる等の措置をとったほか、接収貴金属等に関する報告をあらためて徴収し、原所有者への返還にそなえた。[29] これらの接収貴金属等に関する事務は、金政策に関する事務とともに、二四年六月以降理財局管理課が所掌していたが、二七年八月一日の機構改革によって、管理課は廃止され、金の買取及び売渡並びに金の使用・取引及び輸出入の規制、金地金（歯科用金地金を除く）の価格決定、貴金属特別会計に関する事務は理財局総務課に移管された。一方、接収を解除された貴金属及びダイヤモンド等の管理は管財局特殊財務課に移管された。

(1)　「公文類集」昭和二一年・官制五。

(2)　昭和二一年九月六日閣議決定「賠償業務の処理機構に関する件」（「公文類集」昭和二二年、官規三）、なお引用文は九月六日以後司令部のディスアブルーヴァルにより変更された後の閣議決定である。

(3) 「公文類集」昭和二二年・官規三。
(4) 同前。
(5) 同前。
(6) 同前。
(7) 調達庁『占領軍調達史―調達の基調』昭和三一年、三五二ページ。
(8) 同前、一二二ページ。
(9) 同前、一二八―二九ページ。
(10) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(11) 『占領軍調達史―調達の基調』、三七四―七八ページ。
(12) 同前、三九七―九八、四一九―二六、四三八―三九ページ。
(13) 大蔵省資料Z六〇四―四二。
(14) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(15) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』昭和二九年、三一―三三、三八、二六八ページ。
(16) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(17) 『閉鎖機関とその特殊清算』、四三ページ。
(18) 同前、三一―三二、四三ページ。
(19) 昭和二四年一二月二九日付ブラワー W. S. Brower (財政課清算係長) の大蔵省宛覚書(大蔵省資料Z六〇四―四二)。
(20) 『閉鎖機関とその特殊清算』資料、一八〇ページ。
(21) 大蔵省資料Z六〇四―四二。
(22) 竹内道雄「ドイツ財産管理令について」(『財政経済弘報』第二〇五号)。
(23) 竹内道雄「連合国・ドイツ財産関係の処理」(『時の法令』第六一号)。なお掠奪財産の日本側所管は、当初、官庁保有分はその主管庁が、民間分は内務省が調査にあたったが、二一年一〇月七日終戦連絡中央事務局管理部に特殊財産課を新設して、保管・集積・返還等の司令部の指示による事務に当った。この事務は二三年二月一日、外務省特殊財産局第二課に、

二四年六月一日、賠償庁特殊財務部略奪財産課に移管された。
(24) 大蔵省資料Z六一〇―四。
(25) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(26) 太田亮一「在外会社の在内資産の整理について」(『財政経済弘報』第一三九号)。
(27) 大蔵省所蔵日本銀行資料。この資金が商業アカウントまたはFECBアカウントに入金されなかったのは、賠償に充当することがありうるためと伝えられた。
(28) 同前。
(29) 池中弘「貴金属・ダイヤモンドの接収と処理」(『ファイナンス』昭和四八年四月)、大蔵省所蔵日本銀行資料

第三節　物価行政機関

一　終戦前後の物価行政機構と大蔵省物価部の設置

物価行政を専担する行政機関が設置されたのは、昭和一四年六月、商工省外局の物価局を初めとする。それは、戦時物価統制本格化への準備の一環であった。一四年一〇月「国家総動員法」に基づいて「価格等統制令」をはじめとする物価統制法令が施行されると、物価局の機構は拡充されるが、一六年一月の機構改革で農林省所管物資の統制を農林省に移管して、物価局は縮小された。この頃から物価統制は個別物価の問題として、物資面から物資の所管大臣によって取り扱われる傾向となり、次いで一六年五月の企画院改組により、総合物価政策が企画院第一部第二課において採り上げられるようになった。一八年一一月、企画院、商工省、農林省が廃止され軍需省、農商省が設置されると、物価局は農商省の内局となった。農商省物価局統制課は、物価政策の企画立案と総合調整を所掌したが、各省が所管物資の価格統制を所掌する結果、物価局における総合物価政策の企画調整は、必ずしも十分行ない得る状況ではなかった。[1] そこで物価行政一元化の要望が高まり、二〇年一月一九日、「物価政策ノ強化ニ関スル件」が閣議決定され、[2] 内閣総理大臣の諮問機関として物価政策の重要事項を調査審議する戦時物価審議会の設置と、内閣直属の綜合計画局（昭和一九年一一月新設）を拡充し物価一般を所掌させ、各省所管物資の価格改訂には予め綜合計画局に協議を要する体制をしく方針を定めた。この閣議決定に基づき、二〇年二月、戦時物価審議会（同官制―勅令第六八号）が、続いて三月一〇日、綜合計画局戦時物価部（同官制―勅令第一一〇号）が設置された。農商省物価局統制課は綜合計画局に移管されて三課に拡充され、物価局は廃止されたが、なお、個別物資の価格決定は各省の所管であった。

終戦後、二〇年九月一日、綜合計画局は内閣調査局に改編され、戦時物価部は廃止された。内閣調査局は、官制上は物価行政の所掌を明記していなかったが、綜合計画局戦時物価部の人員と事務を引継ぎ、物価担当の調査官が終戦後の事態に対応する物価対策の基本的な考え方を検討していた。[3]

終戦直前の二〇年七月三日、インフレ抑制を重視した大蔵省は、物価政策を財政金融政策の一環として強化するため、綜合計画局戦時物価局を設置する構想を閣議に付議したが、[4] 決定に至らず終戦を迎えた。二〇年一一月、内閣調査局の内閣審議室への縮小改組が行なわれた際、物価行政の大蔵省移管が実現することになった。

二〇年一一月一九日、大蔵省に物価部を設置することが閣議に付議された。席上渋沢大蔵大臣は大蔵省が物価一般を所掌するに当たっての注意事項として、「『インフレ』問題ハ当面ノ我国経済ノ運営上ノ重大問題」であるが従来「動モスレハ各庁夫々ノ立場ニ立チテ大同ノ総合的把握ヲ欠キ…政府トシテノ責任ノ所在亦不明瞭」であったと述べ、(1)物価政策の重要問題は閣議または経済閣僚懇談会で決定する、(2)大蔵大臣を責任者とし、関係各省大臣の協力体制を固める、(3)物価審議会を廃止し、新たに民間各界の意見を徴し物価政策に万全を期す、(4)事務当局に民間有能の士を登用することを提案し、閣議了解を得た。[5]

二〇年一一月二八日、「大蔵省物価部臨時設置制」（勅令第六六一号）が公布され、大蔵省の内部部局として「物価一

般ニ関スル事務ヲ管理」する物価部が設置された。同日、戦時物価審議会が廃止され、終戦直後の八月二八日閣議了解により、大蔵大臣の諮問機関として設置されていた戦後通貨対策委員会を戦後通貨物価対策委員会に改編した。戦後通貨対策委員会は貴衆両院議員及び学識経験者をもって組織され、インフレ防止その他重要な通貨対策に関し、「意見具申シ又ハ参画立案セシムル」機関で、インフレ抑制を焦点として広範な財政金融政策の検討を行なっていたが、物価部の設置と同時に物価対策に関する意見具申または参画立案をも合わせて行なうこととし、委員を増強するとともに、委員会に物価部会が設けられた。

物価部の機構は三課制で、第一課は物価に関する基本政策の企画、重要事項の総合調整及び調査統計と物価部の総括課の役割を、第二課は、重要物資の価格に関する総合事務及び考査を、第三課は地代・家賃・土地・建物・運送料・請負料その他重要な料金、賃金その他給与等に関する総合事務及び考査を所掌することとした。[6] また、物価部長には、民間から工藤昭四郎日本興業銀行大阪支店長が起用された。

こうして大蔵省物価部は、総合的なインフレ抑制策の一環として財政金融政策と密着し、また、前述の戦後通貨物貨対策委員会の検討を経て、物価対策の立案に当たることになった。これは、翌二一年二月実施された金融緊急措置を中心とする経済緊急対策の一翼をになう新価格体系（昭和二一年三月のいわゆる三・三価格体系）及び新価格統制方式（「物価統制令」）へと結実した。この立案過程で、新物価統制を実施する行政機構の強化が問題となり、二一年二月一五日の閣議決定「戦後物価対策基本要綱」の備考に「物価行政ニ関スル機構及運営ノ改善強化ニ付考慮スル」ことがうたわれた。これは司令部の意向でもあった。司令部は物価統制に重大な関心を持ち、「物価統制令」の承認に際し物価行政機構の一元化を条件とした。日本側としてはとりあえず「物価統制令」の施行に関する主務大臣を大蔵大臣

に一元化してその要求に答えるとともに、直ちに一元的かつ強力な物価行政機構の設置を構想した。[7]

ところで、前掲の二月一五日閣議決定直後、日本側で構想していた物価行政機構の改善強化方針は、大蔵省物価部を物価安定局に拡充し、大蔵大臣が重要物資の価格について所管大臣とともに責任を持ち、下部機構として都道府県経済部に物価課を設置し、また取締強化のため司法官、警察官を増員するというものであった。[8] しかし、これは二一年三月、日本政府の「緊急経済対策本部」設置構想が司令部の意向で経済安定本部構想に変わった段階で、司令部の意向に沿った物価庁設置構想に変わったのである。

二　経済安定本部第五部（物価局）及び物価庁の機構と機能（二一年八月―二四年五月）

前述のように、経済緊急対策の一環としての物価統制再出発に当たって、物価行政機構の強化が課題となったが、それは司令部により、アメリカの物価統制法 Price Control Act, 1942 に基づいて設置された物価局 Office of Price Administration（略称OPA）を念頭において構想されることになった。アメリカの物価局は、物価統制を所掌する行政機関で、ワシントンにあるその本部は四〇〇〇人の人員を擁し、全国に八つの地方局 Regional Office とその下部機構の一二〇の支局 District Office を直接管掌していた。また、経済安定局 Office of Economic Stabilization が物価局の上位にあって、国家経済の見地から物価政策についても各省間の総合調整と最終決定を行なった。[9]

物価行政機構の設置案は、日本側では大蔵省物価部と法制局が共同して、経済安定本部設置構想と併行して立案が進められた。結局、内閣直属の物価統制実施機関としての物価庁を物価政策の企画立案機関としての経済安定本部と

別個に設置することになった。この間、司令部との折衝で問題になった点について、大蔵省物価部が二一年六月にまとめた左の資料[10]は、新設される物価庁の性格、経済安定本部との関係及び司令部の意向を明らかに示している。

一、物価庁を物価省として、長官は各省大臣と同じ権限を持たせること。

（この意見に対しては、独立の省とすると、形式的には強化された様になるが、実質的には各省との関係もあり弱体となる惧れがあり、寧ろ仕事の性質から考へて形式的には内閣総理大臣の権限として、実質的には物価庁長官に権限を与へる様にしたいといふ日本側の申出を承認した。）

二、物価庁長官は価格、料金等の一切について最後的な決定を行ふ権限を専有するものとすること。

（問題となるのは国鉄運賃とか、米麦の政府買上、売渡の価格とか所謂国営事業の価格、料金の決定であって、日本側はかようなものについては、事業の運営主体たる所管大臣の立場もあるので共管とする方が行政運営の円滑を期する為には却ってよろしいといふ意見を示したところ、形式的にはそれでよいが、実質的には物価庁で最後的に決定をする様にとのことで承認した。）

三、物価庁の機構陣容を強化し、食糧、基礎資材、消費資材（日用品）の価格を検討する課は少くとも部に昇格させることとし、又その陣容も各種の価格及び料金毎に政府及び民間のエキスパートを揃へて専決する様にすること。

（米国の物価安定局ＯＰＡの実例を示して、その尨大な人的スタッフを揃へている点、その仕事を細かく分担している点等を指摘し、日本の物価統制当局もその程度の機構陣容を擁して強力に運営さるべきであるとの意向を示した。これに対して日本側は、当初から尨大な機構陣容を擁しても、仲々その実際の運営は難しいし、又新機構は一日も速く出発する必要があるから、一先づスタートしてをいて状況により漸次必要とあらば拡大強化してゆく様にしたいと申出でＧＨＱ側の意向も汲んで若干機構陣容を拡大して官房三部十二課として一応承諾を得た。）

四、物価行政は可及的に中央庁で統一的に行ふ様にし、地方的に処理する場合も「地方物価事務局」で処理することとして、地方庁に対しては権限を委譲しない方針とすること。

（米国に於ても州政府に価格行政を行はせないで、ＯＰＡが、その直轄の全国十二ヵ所の出張所が之を行ふ様にしてゐることを示し、地方庁に任せたのでは行政の統一を欠く惧れがあるといふ意向を示した。日本側もこの点は同感であるが、従来地方庁がやって来たのを一時に切り換へることも、実際問題としては困難なことであり、又地方庁にやらせることにした方がよいものもあるので、その際は中央から示した基準に従って処理し、その他物価庁の監督指示の下に地方庁が処理する場合も認めるやうにしたい。又その際は「地方物価事務局」が府県間の統一調整に当るやうにしたいといふ方針を述べ、ＧＨＱ側もこれを承認した。）

五、経済安定本部と物価庁の関係については、前者が企画官庁であり後者が実施官庁であること、しかし常に密接な連絡を持して運営さるべきこと。

（此の意味で当初ＧＨＱ側は物価庁長官には経済安定本部の総務長官たる国務大臣を充てるやうにとの意見を示したが、後にそれでは多忙で物価行政の推進が疎かになる惧れがあるから、専任者を置くやうにとの意見に変った。物価庁長官が経済安定会議のメンバーとなること、又物価庁の職員と経済安定本部の部員との兼任制等人的な結び付きにより、特に経済安定本部の第五部とは、一体的に動くことを日本側から説明し、ＧＨＱ側もその方針に賛成した。）

六、物価安定委員会を諮問機関とすること。

（物価安定委員会は当初は議決機関となってをり、日本側としてはこの委員会の運営によって、行政の民主化、官民一体の統制を意図してゐたのであったが、ＧＨＱ側は議決機関としては却って官庁の行政事務が拘束されて運営の円滑を欠く惧れのあること、又民間の意見を入れるといふことは、現在の日本の状態では却って行政の公正妥当を失ふ惧れのあること等を指摘し、寧ろ物価庁の職員として民間有能の士を広く登用すべきことを勧告したので、日本側はその方針でゆくこととし物価安定委員会を諮問機関とすることとした。）

物価庁は、二一年八月一二日、「物価庁官制」（昭和二一年八月一二日勅令第三八一号）によって、経済安定本部と同時に設置された。物価庁は経済安定本部と並ぶ内閣の外局であるが、経済安定本部の立案する物価統制政策の実施官庁として、物価統制を一元的に掌握する官庁として発足した。大蔵省物価部は新設の物価庁に吸収廃止され、物価部長が物価庁次長に就任した。また、各省において所管物資の物価統制を所掌していた職員をも吸収した。[11]

当初の物価庁の機構は、長官（国務大臣）、次長のもと長官官房ほか三部一二課を擁し、また、物価庁事務を分掌する地方物価事務局が全国を八地区にわけて八局設置された。物価庁には、関係各庁一級事務官および学識経験者中から内閣が任命する参与若干名が置かれ、同時に総理大臣の諮問機関として、物価に関する重要事項を審議する物価安定委員会が中央・地方（地方物価事務局ごと）に設置された（同日勅令第三八三号）。

一方、経済安定本部第五部（課はない）においては、物価に関する施策の企画、推進、調整及び監査に関する事務を司掌し、物価庁次長が経済安定本部第五部長を兼務し、また物価庁のスタッフが経済安定本部員を兼務して、経済安定に関する政策と物価政策の企画、立案及び総合調整が密接に関連して推進し得るよう配慮された。

物価庁は設置二カ月半後の二一年一一月一日、人員・機構を約二倍に拡充した（勅令第五〇九号）。創設当初の物価庁の官制定員は、部長以下の事務官、技官あわせて二一一名で、これは大蔵省物価部当時の二四名の約九倍であったが、一一月には一躍四五〇名に急増した。また、機構は、三部制を五部制として、長官官房ほか五部一九課となった。長官官房は庶務課の一課、第一部は物価に関する諸施策の企画及び総合調整等を所掌し、総務課、経理課、調査課、監視課及び渉外課の五課、第二部は食糧品価格を所掌し、主要食品課、生鮮食品課及び工業食品課の三課、第三部は生産基礎資材・工・鉱業品価格を所掌し、動力課、金属課、機械課及び化学課の四課、第四部は生活用品・農林

水産物（他部に属しないもの）価格を所掌し、繊維課、日用品課及び特産課の三課、第五部は不動産価格、料金等を所掌し、不動産課、交通事業課及び料金課の三課であった。

また、地方物価事務局も拡充され、二二年一月四日から部制が導入され、第一部総務課及び監視課、第二部価格第一・第二課の二部四課を置くことができることになった。

二二年五月一日、経済安定本部の改組拡充によって、物価庁の計画事務は経済安定本部に移管され、経済安定本部の内局に物価局が新設された。物価局は物価に関する政策及び計画の基本並びに物価に関する各庁事務の総合調整及び推進に関する事項を掌り、物価政策課、生計費課の二課が置かれた。物価政策課は、物価安定の基本方策・物価統制一般・物価水準を所掌し、生計費課は、生計費安定の基本方策、標準生計費算定・実際生計費の調査を所掌した。また、同時に経済査察官が設置され、経済安定施策の実施に関する監査及び経済統制の励行を掌ることになり、物価統制の監視は、経済安定本部監査局及び地方経済安定局で行なう体制となった。これに伴い同年六月二〇日から、物価庁第一部の監視課を廃止し、第一部の企画調整事務は物価に関する実施事項に限ることとし、合わせて価格調整公団に関する総合事務を第一部総務課で分掌した。同年七月二日、地方物価事務局の第一部監視課を廃止し料金課を新設した。

その後、物価庁は、機構人員とも順次拡充された。すなわち、二二年八月二一日、第三部の化学課が化学第一課・第二課に分離して五課制となり、同年一〇月六日、第四部に輸出入品価格を所掌する輸出入品課を新設して四課制となった。物価庁の部長以下の官制定員も、二二年四月一四日、四五〇人から四九七人に、同年五月一日さらに五〇五人に、同年一二月二九日五八九人にと拡充した。

三　物価行政機構の縮小（二四年六月～二七年八月）

昭和二四年六月一日、物価庁は総理庁外局から経済安定本部の外局に改組され、経済安定本部物価局で所掌していた物価政策の企画・総合調整事務を吸収した。また、物価庁長官には経済安定本部総務長官たる国務大臣が就任することになった（昭和二四年五月三一日法律第一六四号「経済安定本部設置法」）。これは、経済安定九原則、ドッジラインの線に沿い、物価統制の漸次廃止方針にのっとったものであった。

物価庁の機構は長官、次長のもと、長官官房ほか五部二〇課から四部一九課と縮小された。なお下部機構として八地方物価局が置かれた。

改組後の物価庁の事務分掌は、長官官房は庶務課が一課で従前通り、第一部は旧経済安定本部物価局所掌事務と旧物価庁第一部所掌事務を合わせて物価政策の企画立案及び総合調整、地方物価局・価格調整公団に関する事務等を所掌して、総務課、企画課、経理課、調査課及び渉外課の五課が置かれた。第二部は食糧品その他農林畜水産物の価格を所掌して、主要食品課、生鮮食品課、工業食品課及び特産課の四課が置かれた。第三部は鉱産物、工業品（工業食品及び船舶を除く）の価格及び電気・ガス料金を所掌して、動力課、金属課、機械課、化学課、工業品課及び繊維課の六課が置かれた。第四部は運送賃、土地・建物・船舶の価格及び賃貸料、通信料金その他の料金等を所掌して、交通事業課、不動産課及び料金課の三課が置かれた。

昭和二五年、第七国会において成立した「経済安定本部設置法の一部を改正する法律」（昭和二五年五月一〇日法律第

一六一号）は、同法の付則に物価庁は昭和二六年四月一日に経済安定本部の内部部局に組織替えされるべきこと及び組織替えには事前に立法措置を必要とすることが規定された（この付則は二六年三月二六日法律第三六号により、組織替えの期限を二七年四月一日に修正された）。また、物価庁の地方機構である地方物価局は廃止され、経済安定局と統合して経済安定本部の地方部局である管区経済局の物価部となった。この法改正に即応して、物価庁内部部局も二五年六月一日、一九課が一五課に縮小された。

この改正を手はじめに、物価庁は順次分課の統廃合をすすめ、二七年一月物価庁機構は長官官房ほか四部一〇課に縮小された。また、物価庁職員の定数は「設置法」制定当時内部部局五〇八人、地方物価局三五〇人計八五八人であったものが、二六年一〇月以降は内部部局一七五人（管区経済局は物価部のみの定数不明）に縮小された。

四　物価庁の廃止以降の物価行政機構

すでに、二五年から物価庁の廃止と経済安定本部の内部部局への組織替えが予定されていたことは前述したが、それは第一三国会で成立した「経済安定本部設置法等の一部を改正する法律」（昭和二七年三月三一日法律第四〇号）によって実現した。

昭和二七年四月一日、同法に基づいて再び経済安定本部の内部部局に物価局が設置され、物価庁は廃止された。この物価局は前期（昭和二二年五月～二四年五月）の物価局とは異なり、物価政策の企画立案のみならず物価統制をも所掌したが、物価統制の範囲が漸次縮小される中で機構は簡素化された。すなわち、局長のもと次長三人が置かれ、その

下に物価政策課、主要食糧課、食品資材課、重工業課、繊維化学課、運賃料金課及び不動産課の七課制をとり、定員も一一二人と約三分の二に縮小された。同時に、物価行政を分掌していた管区経済局の物価部は廃止され、その事務は調整部に吸収された。この体制は二七年七月末まで続いた。

二七年八月一日経済安定本部が廃止され経済審議庁が設置される（昭和二七年七月三一日法律第二六三号）と、物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整事務を経済審議庁が継承し、調整部物価課の一課のみで所掌することになった。そして、経済安定本部物価局の各課で所掌していたその他の価格等に関する事務はそれぞれの主管官庁へ移管された。

（1）大蔵省物価部「物価行政機構ニ関スル沿革概略（昭二一・四・二〇）」（大蔵省資料Z五〇五―二）。
（2）「公文類集」昭和二〇年・産業門一。
（3）谷村裕「終戦直後の物価問題」（「戦後財政史口述資料」第八分冊）。
（4）「大蔵省戦時物価局官制案」（「公文雑纂」昭和二〇年・七）。
（5）「閣議における大蔵大臣発言要旨」（「公文類集」昭和二〇年・官職門七）。
（6）物価部は第一課が総合計画、第二課が価格全部、第三課が料金関係という形式になっていたが、実際は第二課が商工省から吉岡千代三課長が派遣され商工物資の価格を、第三課が農林省から小倉武一課長が派遣され農林物資の価格を所掌し、料金等は第一課（大蔵省から平田敬一郎が課長に就任）が担当していた（吉岡千代三「終戦直後の物価政策」「戦後財政史口述資料」第八分冊）。
（7）大蔵省資料Z五〇五―八。
（8）「物価行政機構改善強化ニ関スル件（二一・二・一九）」（大蔵省資料Z五〇五―一）。
（9）大蔵省資料Z五〇五―八。
（10）「物価庁の設置に関するGHQ当局の意向」（二一・六・一八大蔵省物価部）（大蔵省資料Z五〇五―八）。
（11）前掲吉岡千代三口述。

第四節　会計検査機関（会計検査院）

国の財政活動の検査機関としての会計検査院は、旧憲法下にあっては憲法第七二条第一項の「国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其検査報告ト倶ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ」、同条第二項の「会計検査院ノ組織及ヒ職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」の規定に依拠して、「会計検査院法」（明治二二年五月九日法律第一五号）により設置されていた。すなわち一般行政官庁が天皇の官制大権により勅令で設置されたのと異なり、その組織職権は法定事項であった。しかしながら、会計検査院の地位は「天皇ニ直隷シ国務大臣ニ対シ特立ノ地位ヲ有ス」（同法第一条）と定められ、内閣や議会に対してではなく、直接天皇に対して各年度の会計検査成績及び成績に関する意見を上奏する（同第一四条）ことになっており、国務大臣の指揮命令を受けない特立官庁としての地位は、会計検査官となる資格の制限及び身分保障規定（同第六～八条）によって保障され、会計検査官は本人の意に反し退官、転官、休職を命じられないことになっていた。

天皇直隷、会計検査官の身分保障のほか、会計検査院の組織の特徴は、会計検査官（院長、部長及び検査官）の合議制（同第九～一一条）であった。検査上の事項はすべて会計検査官を構成員とする総会議、部会議で決定され、議事はすべて多数決で決定、賛否同数の場合は議長（総会議は院長、部会議は部長）が決定した。職権の大要は、官金の収支、官有物及び国債に関する計算を検査確定して会計を監督し（同第一二条）、決算の検査確定と同時に所定の事項につき

報告書を作成し（同第一四条）、検査成績を上奏する（同第一五条）にあり、上奏に際し、検査成績について法律または行政上の改正の必要を認めるときは意見を併せて上奏し得た（同第一五条）。

会計検査院の機構は時代により変化したが、終戦時は院長の下に部長三名及び検査官一四名が各部課に所属し、三部一四課で構成され、各課の所掌は、検査対象別に縦割りとなっていた。[1]

昭和二一年、憲法改正の作業が具体化するにつれ、天皇に直隷し国務大臣に対して特立の地位にある会計検査院の組織改正は必至となった。会計検査院部内の検討、司令部の示唆と折衝は二一年半ばから続けられていたが、翌二二年に入って「会計検査院法」の全面改正案として急速に煮つめられ、[2] 司令部の意向を大幅に取り入れた新「会計検査院法」（昭和二二年四月一九日法律第七三号、全部改正）は第九二議会で成立し、憲法発効（同年五月三日）と同時に施行された。新会計検査院は組織原則の上で一八〇度転換した。すなわち天皇に直隷し検査の結果については天皇にのみ責任を負う機関であることをやめ、内閣からの独立は、合議制の行政委員会形式の官庁とすること及びその予算編成に当たって内閣による会計検査院予算の減額査定を制限する（「財政法」第一八条第二項、一九条）ことによって保証した。この二点は司令部の強い要請によって実現したものである。[3]

会計検査院の新組織の大要は、内閣に対し独立の地位を有し（院法第一条）、三人の検査官で構成される検査官会議と事務総局で組織（同第二条）された。院長は検査官の互選により内閣が任命（同第三条）、検査官は両議院の同意を経て内閣が任命し天皇は認証するのみである（同第四条）。検査官の任期は七年、再任は一回限り、六五歳で退官することが法定されている（同第五条）。検査官会議は検査官三人の合議制の決定機関であり、院長はその議長である（同第一〇、一一条）。従来の検査官会議と異なる点は、少数合議制であることと、会議で決定する内容が法定されており、検

査事務の執行や行政上の人事、予算等はすべて事務総局の権限であるという点であった。

権限の大要は、憲法第九〇条の規定により国の収入支出の決算の検査を行なうほか、法律に定める会計の検査を行ない（同第二〇条）、検査の結果収入支出の決算を確認し（同第二一条）、検査報告を作成する（同第二九条）ことにあったが、旧法時代と異なる主な点は、(1)常時検査を行ない会計経理を監督し是正を図ることを明文化し（同第二〇条第二項）、委託検査を国の所有または保管する現金、物品及び有価証券受払の検査の一部に縮小したこと（同第二八条）、(2)検査の範囲を拡張したこと及び検査の対象を必要検査事項と任意検査事項に分けたこと（同第二二、二三条）、(3)検査に当たって通知せず予告なしに検査する道を開いたこと（同第二五条）、(4)会計に関する犯罪は、受検者側が自発的に会計検査院に報告する義務を課したこと（同第二七条）、(5)出納職員の弁償責任の検定のみならず、会計事務を処理する職員全般にわたり、懲戒処分の要求権、検察庁への告発権を認めたこと（同第三一～三三条）、(6)国会に提出される検査報告について、自ら進んで説明し、また国会側からも説明を求める道が開かれたこと（同第三〇条、「国会法」第七二条）などであった。

右の権限のうち、検査の範囲については、必要検査事項として、(1)国の毎月の収入支出及び決算、(2)国の所有する現金及び国有財産の受払、(3)国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減、(4)日本銀行が国のために取扱う現金、物品及び有価証券の受払、(5)国が資本金の二分の一以上を出資しているものの会計、(6)法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計、があげられ（同第二二条）、任意検査事項として(1)国の所有又は保管する物品及び有価証券又は国の保管する現金、(2)国から委託を受けて収入・支出し又は現金・物品及び有価証券の受払をするものの会計、(3)国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金などを交付し又は貸付金、損失補償などの財政援助を与えて

いるものの会計、(4)国が資本金の一部を出資して居るものの会計、(5)国が資本金を出資したものが更に出資して居るものの会計、(6)国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計、(7)工事の請負契約者及び物品の納入者のその契約に関する会計、があげられている（同第二三条）。このうち、とくに政府出資法人等国が財政援助をしている団体や国の会計経理に関連する相手方の会計の検査を含めたこと、国の収支のうち従前は機密費等の検査が除外されていたが、それらが一切廃止されたことが注目される。

次に事務総局の機構であるが、事務総局は検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに検査及び審査の事務を掌る（同第一二条）ものと定められ、事務総長一人、事務総局次長一人のほか秘書官、事務官、技官が置かれた（同第一三条）。特徴は事務総長及び事務総局次長は自由任用とし、民間人からも広く適任者を求めうる道を開いたことである（同第一四条）。

事務総局には官房のほか、検査第一局から検査第四局までの四局制がしかれ、これは昭和三〇年まで変わらなかったが、各局の分課分掌は会計検査院規則で定められることになった（同第一二条）。昭和二二年五月三日の新制度発足当初、三局一四課から四局一九課へと機構を拡充[4]し、職権拡充に見合う機構が作られた。しかしながら二二年度当初予算の定員は、事務官二六七名、雇傭員一〇五名計三七二名であり、実人員は事務官一七五名であるため、新機構の四局を構成できず、五六名の職員が兼務を命じられる実情であったが、その後新たに予算を増額し人員を補充して、二三年三月末日現在で、定員は事務総長以下一一七四名（うち雇傭人四一六名）となり実人員は一〇一三人にまで拡充された[5]。

事務総局の分課分掌は従来通り主として所管別縦割りであり、二二年五月発足当初から分課編成はしばしば再編され拡充整備が続いた。それは、職権の拡大とともにこの時期に公団が続々と設置され、また終戦処理費や閉鎖機関整理委員会等他の時期にないものが検査の対象となったこと、新たに公社制度が創設されたことなどに対応するもので、二二年五月一九課で発足し、二三年三月二二課に、二四年六月二四課となった。その後二五年一月二二課、二六年一月二三課、二七年一月二二課編成で講和発効を迎えた。なお、二四年一月改正で従来の第一課、第二課という名に称代え、検査対象を課名につけて、大蔵検査課等の呼称を用いることとなった[6]。

(1) 会計検査院事務総長官房総務課編『会計検査院八十年史』、一四三―四五ページ。
(2) 同前、二〇三―一三ページ。
(3) 同前、二〇六ページ、大蔵省資料Z五一一―四〇。
(4) 同前、四三五―三六ページ。
(5) 同前、二一七―一八ページ。
(6) 同前、四三五―四七ページ。

第七章　地方機関

第一節　財務局（財務部）

一　財務局（財務部）の機能と所掌事務

財務局は、大蔵本省の関税行政以外の諸行政を分掌する地方機関として、昭和一六年七月、税務監督局を再編し新設された大蔵省の地方部局であった。財務局の所掌行政は、戦時中、経済統制の強化と戦時行政簡素化による中央行政機関の許認可事務の地方委譲措置等によって多様化した。終戦時には全国に八局の財務局が設置され、各局の所掌事務は「財務局官制」（昭和一六年勅令第七六〇号）によれば、(1)内国税事務の監督、(2)「戦時喪失無記名国債証券臨時措置法」の施行に関する事務その他国債に関する事務、(3)預金部資金の運用及び経理、(4)日本証券取引所、取引員及び有価証券引受会社の監督、(5)国有財産の総轄、雑種財産の管理処分及び国有財産の整理、(6)「納税施設法」「臨時資金調整法」「企業整備資金措置法」「会社経理統制令」「外国為替管理法」「戦時特殊損害保険法」の施行、(7)金融機

関の監督、を所掌していた（同第一条）。このうち、内国税事務の監督行政は、税務監督局時代から引続き財務局行政の主要部分を占め、各財務局長は大蔵大臣の指揮監督を受け局務を掌理するとともに、管轄内の税務署長の指揮監督にあたった。また、財務局長は、税務署長の処分の取消権、間接国税に関する検査並びに財務局及び税務署の判任官（昭和二一年四月以降は三級官）の任免を大蔵省に具状する権限を持っていた。また、税務署所在地には財務局出張所が置かれ、税務以外の財務局事務を分掌し税務署長が出張所長を兼ねていた。東京財務局管内に新潟支局が、熊本財務局管内に福岡支局が置かれていた（支局は二一年二月廃止）。

終戦後、財務局の所掌事務は、大蔵省所掌事務の多様化に応じて膨張した。第一に、終戦直後、陸海軍所管の行政財産を大蔵省で引継ぎこれを管理、運用及び処分することになり、全国に散在する陸海軍財産を引継いだことである。このため、国有財産関係事務は膨張し、財務局の下部機構として旧軍引継財産の管理に当たる管財支所、管財出張所が配置された。また、この旧軍財産の一部は司令部により賠償施設に指定され、その管理、保守及び撤去の業務を受持つことになった。

第二に、昭和二一年、「金融緊急措置令」の施行事務、戦時補償打切りに伴う企業再建整備関係事務及び主計局の予算決算事務の一部を新たに財務局において分掌することになった。このため、「経済再建整備に関する法律の施行に関する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令」（昭和二一年一一月一六日勅令第五四四号）により二一年一一月一六日、財務局の所掌事務に、(8)「会社経理応急措置法」及び「企業再建整備法」の施行、(9)「金融緊急措置令」「金融機関経理応急措置法」「金融機関再建整備法」の施行、(10)一般会計及び特別会計の予算決算に関する調査事務、が加わった（同日、(6)の中「会社経理統制令」施行事務は削除――同日勅令第五四一号）。また、これらの事務及び必要に応じその他

の財務局事務の一部を分掌する財務局の地方機関として地方部が各府県（財務局設置箇所を除く）に設置された。

第三に、「財産税法」（昭和二一年一一月一二日法律第五二号、二一年一一月二〇日施行）の施行によって財産税物納財産の管理処分事務が加わった。従前から財務局は管財関係事務の一環として相続税物納財産の管理処分を管掌していたが、これに財産税物納財産が加わった。次いで、二二年税制改正によって地租及び家屋税は地方税となったが、なお土地台帳及び家屋台帳に関する事務は大蔵省に残されたので、二二年四月一日、財務局所掌事務に、(11)土地台帳及び家屋台帳事務の監督が加わった（昭和二二年三月三一日勅令第一一二号）。

第四に徴税体制強化のための財務局の機能及び機構の拡充である。二二年税制改正により所得税、法人税に申告納税制が採用されたが、二二年の下期に入っても申告所得税の収入実績は予算額に比しきわめて低率で、租税収入確保のための徴税機関の人員拡充及び徴税体制の整備強化がとくに重要な課題となった。その一環として、予定申告に対し税務署長の行なう更正決定の一部を財務局長が行なうよう政令を改正し、財務局の所掌事務に、(12)内国税に関する法令の執行事務にして財務局長の権限に属せしめられたるものを追加した（昭和二二年一〇月二〇日政令第二二一号）。翌二三年七月三一日、大口利得者の所得調査、犯則取締及び滞納処分に当たる国税査察部が設置され、国税査察官が各財務局に配属された。同時に、財務局及び税務署の増設が企図されたが、地方出先機関の設立には国会の承認を必要とするところから実現が遅延し、二三年一二月一日、財務局は全国で一一局となった。

こうして財務局は、税務署を監督して徴税体制を支える機能と、大蔵省の各局の事務を分掌して財政金融行政を施行する機能を兼ね備え、所掌事務も機構も複雑膨大化した。この中で徴税体制を強化するために、財務局中の徴税関係機構とその他の機構を分離し、徴税機構を再編整備することが検討された。この措置は二四年五月の司令部覚書に

よって、二四年六月一日実施に移された。財務局の機構は二分され、徴税関係機構は分離独立して国税局となり、同時に財務局は財務部と改称し、二三年一二月新設された関東信越局を除く一〇局の旧財務局から徴税機構を除外して財務部が編成された。財務部の機能・機構は縮小され、大蔵本省（主税局を除く）及び証券取引委員会の所掌事務の一部を分掌する大蔵省の地方支分部局に位置づけられた（「大蔵省設置法」第一四、一五条）。なお、右のほか賠償庁が所掌する外国財産の調査、管理及び処理事務並びに「特定財産管理令」施行事務の一部をも分掌した。地方部は財務部支部となり、新たに出張所が設置された。

翌二五年五月四日、「大蔵省設置法」の改正により、財務部はふたたび財務局と改称され、財務部支部は財務部と改称された。また、財務局の名称は、国税局との区別を明確にするため関東・近畿等地域名を財務局の上に冠して呼称するよう改正した。

この前後から国の出先機関の整理統合と事務の地方公共団体への委譲が問題となり、二五年四月の行政制度審議会答申で、財務部と国税局の統合及び財務部の下部機構である財務部支部の廃止が提案されたのを始めとして、機構改革案には、財務局及びその下部機構の整理縮小がしばしば問題とされた。こうした情勢の中で、大蔵省は二五年、二六年に財務局下部機構を整理統合した。二七年八月改革においては財務局の機構と機能に変化はなかった。

二　財務局機構の拡充（昭和二四年五月末まで）

終戦時の財務局は、東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・広島・高松・熊本の八都市に、都市名を冠した財務局が設置され、管轄の税務署及び財務局出張所を監督していた。二三年一二月一日、関東信越・金沢・福岡の三局が増設され、財務局は一一局となった（巻末資料「財務局（財務部）の名称、位置及び管轄区域」参照）。

財務局の内部機構は、各局とも、局長のもと総務部、直税部、間税部、理財部、経理部及び鑑定部の六部制をとっていた。総務部は、財務局事務の総合調整、人事、職員訓練、税務署等財務局下部機関の監督、職員の身分監督及び福利厚生等を所掌する部で、総務課、監察課及び厚生課（昭和二〇年八月二八日戦時施設課を改称）の三課、直税部は主として税務署における直接国税の賦課減免の監督を所掌する部で、第一課、第二課、第三課及び特別調査課の四課制で、東京・大阪の二局には財政経済情報を所掌する調査課が設置されていた（他局は第一課所掌）。間税部は主として税務署における間接国税の賦課減免の監督を所掌する課で、第一課、第二課、第三課及び技術課の四課制で、別に間接国税犯則者処分に当たる監視課を置くこともできた（設置しないときは第一・二・三課で分掌）。理財部は税務及び国有財産関係事務以外の大蔵省事務を分掌する部で、預金部資金の管理運用にあたる融資課、資金調整及び会社経理統制等産業資金及び企業財務関係行政を分掌する産業資金課（昭和二〇年九月二〇日資金統制課を改称）並びに金融機関の検査監督、保険、外国為替及び国債関係行政を担当する監理課の三課で構成されていた。経理部は税務署における国税徴収の監督と財務局部内の会計、営繕及び統計を所掌する部で、終戦時には国有財産関係行政をも所掌し、徴収課、会計課、国有財産課及び庶務課（統計、文書、庁中取締その他他部課の主管に属さないことを所掌）の四課であった。鑑定部は酒類その他の間接課税物件の分析鑑定（ただし織物消費税、物品税の分析鑑定は間税部技術課）及び醸造の試験・指導を所掌し、課は設置されなかった。

昭和二〇年一〇月一日、本省の国有財産部新設と同時に、各財務局の経理部から国有財産課を分離独立させて国有

財産部が設置された。これは、旧陸海軍財産を引継ぎ管理処分にあたるためで、国有財産総括並びに雑種財産の管理運用にあたる総務課と、旧陸軍財産を所掌する第一管理課、旧海軍財産を所掌する第二管理課の三課制をとり、下部機構として管財支所、管財出張所が翌二一年二月頃までに設置された。

昭和二一年一一月一六日、戦後第二の財務局機構の拡充が行なわれた。これは主として、財務局が企業再建整備、金融緊急措置、予算決算関係行政を所掌するためで、第一に理財部の再編拡充が行なわれた。理財部は融資・産業資金・監理の三課であったが、産業資金課は理財課と改称し、企業再建整備関係の行政を分掌し、監理課は金融課と改称し金融機関の監督等従来の所掌事務の上に「金融緊急措置令」施行及び金融機関再建整備に関する行政の所掌を加えた。そして、主計課が新設され、主計局の予算決算関係の事務を分掌し併せて財政経済調査事務を担当した（なお、昭和二二年八月一日、大阪局のみ主計課から財政経済調査課を分立した）。同時に理財部の下部機構として、全国四二ヵ所に地方部が設置された。

同時に、国有財産部は、本省の分課再編に見合って課の名称は変わらなかったが所掌事務を再編し、所管別編成から管理対象物件の種類別編成となった。また、総務部は局長官房となり、部長の代りに官房主事を置いた。ただし、東京・大阪二局は総務部を残置した。なお、国有財産部及び総務部の機構は、二二年小改編された。国有財産部では、二二年四月二八日、東京・大阪・名古屋・広島・熊本の五局で第一管理課から賠償業務課が分離し、賠償物件の管理、保守及び撤去を所掌した（昭和二一年一一月、二二年八月の二回、国有財産関係の下部機構に改編が加えられたが、これは本節の四で述べる）。総務部または局長官房については、二二年四月一日、総務課から人事課を分立し得ることとし、同年一〇月二〇日、名古屋局の局長官房をふたたび総務部とした。

第三の財務局機構の拡充は、昭和二三年七月三一日に実施された。これは主として徴税体制の強化及び金融機関検査体制の強化のための機構拡充であり、全財務局の局長官房は再び総務部となって機構を再編拡充し、新たに国税査察部が新設され、財務局機構は八部編成となった。各部の分課編成は次の通りであった。

総務部は、経理部庶務課から文書関係の事務を移管され、総務課、人事課、監察課及び厚生課の四課制となり、必要な局に総務課から文書課、養成課を分立させることができることにした。

直税部は、第一・第二・第三の三課で主要局では第一課から調査課が分立した。この時、所得の著しく増加した者に対する課税調査を担当していた特別調査課は廃止され、国税査察部にその機能を引継いだ。

間税部は、監視課が廃止され、第一・第二・第三の三課のほか全局に設置されていた技術課を必要な局に設置し得ることになった。

新設の国税査察部は、所得その他の課税標準の著しく増加した者等についての国税の調査・検査・犯則の取締及び滞納処分に関する事務並びにその指導及び監督に関する事務を所掌した。同部は二課ないし四課制とし、各財務局を通じ五〇〇人以内の二級または三級の大蔵事務官を国税査察官として配置した。

鑑定部は従前と変わらなかったが、必要な局には第一・第二の二課を設置し得ることにした。

理財部は、東京・大阪・名古屋三局に総務課が設置され、また、金融課に金融検査官が配置された。なお、理財部各課の事務分掌は、実態に合わせ分課規程が整備された。それによって各課の分掌を略述すれば次の通りである。主計課は、予算決算事務等主計局事務を分掌したほか、理財部の総括事務、財政経済調査、連合国財産返還、特定国財産保全、戦犯容疑者財産の管理等を分掌した。ただし、総務課を設置した東京・大阪・名古屋三局では、理財部総括

事務以下の本省管理局事務の分掌等は総務課が所掌した。また財政経済調査事務については、東京・名古屋二局は総務課で、大阪局は経済調査課で所掌した。理財課は、企業再建整備等企業財務関係行政のほか、「証券取引法」施行事務等証券取引委員会の事務並びに閉鎖機関（金融関係閉鎖機関を除く）に関する管理局の事務をも分掌した。金融課は、金融機関の検査・監督、「金融緊急措置令」施行、金融機関再建整備、保険、外国為替、国債、関係行政のほか閉鎖金融機関に関する事務をも分掌した。また、各財務局を通じ八八人以内の二級大蔵事務官が金融検査官として配置された。融資課は預金部資金の運用管理のほか地方公共団体に対する融資のあっ旋を所掌した。

経理部は、庶務課の所掌事務が総務部総務課または文書課、会計課、統計課に分割され、徴収課、会計課、統計課の三課となったが、主要局では徴収課を徴収第一課、徴収第二課に分け、また、会計課から営繕課を分立し得ることとなった。

三　財務部（財務局）への改編とその後の機構改正（昭和二四年六月以降）

二四年六月一日、財務部は旧財務局の理財部及び国有財産部の機構、人員を引継いで全国一〇ヵ所に設置された。二三年一二月一日、東京局から分設された関東信越局の当該機構は再び東京局に合併された。下部機構としては旧来の地方部は財務部支部と改称され、出張所は税務署から分離し整理統合され、九二ヵ所に設置された。別に賠償施設を管理する管財支所が財務局から引きつがれた。

各財務部の内部機構は縮小され、部制を廃止し部長のかわりに次長を新設して、財務部長、次長のもと直接各課

が置かれた。次長は、東京・大阪は二人（翌二五年一月一日東京局は次長三人に増員）、その他は各一人とした。設置された課は、総務課、経理課、主計課、理財課、金融課、融資課、管財第一課、管財第二課、管財第三課（札幌・金沢・高松・熊本の四部には管財第三課を置かない）、及び賠償課（札幌・仙台・金沢・高松の四部には賠償課を置かない）のほか東京財務部のみに業務課が置かれ、八ないし一一課制であった。また、各課の所掌事務は本省機構の再編成にあわせて多少の改編はあったが、旧来の各課の所掌をほぼそのまま引継いだ体制であった。

二五年五月四日、財務部は財務局と改称し、同時に東京・大阪等都市名を冠した名称を上に冠し、関東・近畿・北海道・東北・東海・北陸・中国・四国・北九州・南九州と称することになったが、機構は変わらなかった。

翌二六年五月一日、次長制を廃して部制が再び採用された。すなわち総務課、経理課の上に局長官房（関東財務局のみ総務部）を、主計課、理財課、金融課及び融資課の上に理財部を、管財第一・二・三課及び徴収課（関東局は業務課）の上に管財部を置き、局長官房ほか理財部及び管財部の二部制（関東局は三部制）を採った。なお賠償課は廃止され、徴収課が新設された。これは賠償施設管理事務が終焉したのと、新たに所掌した公団清算の監督を徴収課で分掌したためである。この体制は講和発効後も変わらなかった。

四　財務局（財務部）の下部機構

終戦時財務局の下部機構は、支局、税務署及び出張所であったが、二一年二月までに管財支所、管財出張所が新設され、支局が廃止された。次いで、二一年一一月一六日、地方部が設置されると、出張所の機能の一部は地方部に移

管され、翌二二年八月一日、管財支所の機能も地方部に移管され、管財出張所の一部が管財支所となって、管財出張所は廃止された。二四年六月改正で税務署は国税局の管轄となり、地方部は財務部支部と改称し、出張所は整理統合された。二五年五月四日、財務部支部は財務部と改称し、管財支所、出張所はしだいに廃止または統合された。右の各地方機関の機能と所掌事務を機関別に略述しよう。ただし税務署については、第三節で別に述べる。

1　支局

支局は財務局所掌事務の全部または一部を分掌する出先機関で、二〇年六月一日、新潟及び福岡の二カ所に設置され二一年二月二日廃止された（巻末資料「財務局支局名称、位置及び受持区域」参照）。

2　地方部、財務部支部、財務部

地方部は、二一年一一月一六日、財務局が設置されていない都府県の県庁所在地及び北海道に四カ所計四二カ所に設置された。設置当初、理財課、主計課の二課で、主計課は財務局理財部主計課事務を分掌したほか、国有財産部事務中旧軍財産関係以外の事務及び管内税務行政の連絡事務を所掌し、理財課は局理財部の理財、金融、融資の三課の事務を分掌した。翌二二年三月一日、局融資課で所掌する預金部関係事務を理財課から主計課に移管した。

二二年八月一日、地方部は管財支所の機能を吸収し、旧軍財産の管理、運用をも所掌に加え、管財第一課、管財第二課を増設し、主計課で所掌していた国有財産関係事務をもこの二課で所掌するようになった。なお、主計課から総務課を分設し、地方部の総括事務と税務行政の連絡、連合国財産返還事務を所掌させることができた。

二二年八月一五日、北海道に二地方部が増設され、二三年一二月一日、金沢、福岡の二地方部が財務局に昇格した（巻末資料「財務局地方部の名称及び設置数」参照）。

二四年六月一日、四二地方部はそのまま財務部支部となった。また、内部機構にも変化がなかった。二五年五月四日、財務部支部は財務部と改称した。

3　出張所

出張所は、当初、財務局理財部所掌事務及び経理部国有財産課（昭和二〇年一〇月以降国有財産部総務課）所掌事務（ただし雑種財産に係る訴願の裁決及び訴訟に関する事務を除く）を分掌する出先機関で、全国の税務署所在地に設置され、税務署長が出張所長を兼務した。

二一年一一月一六日、地方部の設置により出張所の機能は縮減され、財務局国有財産部所掌の事務のうち旧軍財産を除く雑種財産（二二年四月二八日、終戦に伴い陸海軍その他より引継ぎを受けたもの及び船舶を除くと改訂）の引継ぎ、管理及び処分に関する事務のみを分掌することになった。また、同時に地方部の設置される地にある税務署に併設されていた出張所は廃止され、廃止された出張所で取扱っていた事務は地方部に移管された。次いで二二年七月一五日、再び出張所は税務署所在地全部に設置されることになり、一たん廃止した出張所を復活した（昭和二二年大蔵省告示第一六八号）。続いて二二年八月一日、管財支所、管財出張所の廃止に伴い、旧陸海軍引継財産及び船舶についても出張所で所掌するようになり、出張所の分掌事務は、財務局国有財産部所掌の事務（賠償関係事務を除く）となった。

二四年六月一日、従来税務署に併設されていた出張所は整理され、全国九二カ所に改めて出張所が設置され、財務部支部に分属した（ただし財務部支部が設置されていない府県は財務部に直属）。また所掌範囲は拡大され、外国財産、閉鎖機関関係事務をも所掌することになり、本省管財局所掌事務のうち国有財産制度の企画立案、公務員宿舎関係及び賠償指定工廠関係事務を除外したすべての事務を分掌することになった。その後出張所の整理が行なわれ、二五年八

月に七出張所、二六年五月に一六出張所が廃止され、全国で六九所となった（巻末資料「財務部（財務局）所轄の財務部支部（財務部）、出張所、管財支所の名称及び設置数」参照）。

4　管財支所・管財出張所

管財支所及び管財出張所は、二〇年一〇月一日、本省及び財務局に国有財産部が新設された際、その下部機関として、陸軍省または海軍省より引継がれた雑種財産の管理、運用を分掌するため設置を予定された。管財支所は、財務局所在の都府県を除く各府県及び北海道に五ヵ所、計四三ヵ所に設置されることが、二〇年一一月二二日告示され、また管財出張所は、引継財産所在地に一八〇ヵ所、二〇年一一月から二一年二月にかけて設置された。管財支所の管轄区域内の管財出張所は管財支所が管轄し、その他の管財出張所は財務局が直接管轄した（巻末資料「管財支所、管財出張所、管財支所出張所の名称及び設置数」参照）。

この体制は、二二年八月一日転換した。従来、管財支所及び管財出張所で所掌した旧軍財産の引継ぎ、管理及び運用事務は財務局、地方部及び出張所に吸収され、管財支所及び管財出張所は廃止された。そして改めて、管財出張所のうち、賠償に指定された工廠等の所在地の出張所三四ヵ所を管財支所に指定し、賠償指定工廠等の保守管理及び賠償物件の撤去事務を分掌した（ただし横須賀管財支所は例外として管轄内の普通財産処分を所掌――二二年大蔵省告示第二五二号）。管財支所は、二三年一二月に一ヵ所廃止されたまま財務部（のち財務局）に引継がれたが、事業の終了に応じ、二五年四月、一〇ヵ所を廃止し、二六年五月残り二三ヵ所を廃止して全部閉鎖され、残務は出張所が継承した（巻末資料「管財支所の名称及び管轄施設」参照）。

第二節　国税局

国税局は、昭和二四年六月一日、国税庁の地方支分部局として新設された。これは、司令部覚書（SCAPIN第二〇〇一号）に基づいて、国税庁、国税局、税務署と徴税行政機構の系列を一元化し、徴税体制を整備強化するために実施された措置である。国税局は財務局から内国税関係機構を分離再編し、旧財務局設置箇所に東京・関東信越・大阪・札幌・仙台・名古屋・金沢・広島・高松・福岡・熊本の一一局が設置された。その管轄区域及び管轄税務署もまた旧財務局時代の体制を引きつぎ、管内税務署の徴税行政の監督及び比較的高額な徴税の執行等に当たった（巻末資料「国税局の名称、位置及び管轄区域」参照）。

国税局の機構は当初、局長のもと総務部、直税部及び間税部、経理部、調査査察部の五部制であった。翌二五年五月四日、徴収部の新設により徴収部門が拡充され、経理部が廃止され一部総務部へ一部徴収部に吸収された。旧財務局の鑑定部は鑑定官室となって当初総務部に属したが、二五年改正で間税部の所属となった。また二五年七月一日、各国税局の付属機関として国税局協議団が設置された。

次に各部の分課編成の推移を略述しよう。

総務部は当初、総務課、人事課、監察課、厚生課及び鑑定官室の四課一室であった。監察課は国税局及び管内税務署職員の身分上の監察を所掌したが、二六年四月一日、考査課と改称した。鑑定官室は酒類その他間接国税課税物件

の分析鑑定等を所掌し、各国税局を通じ四五人以内の鑑定官を置いた。

二五年五月四日、鑑定官室を間税部に移管し、経理部から会計課、営繕課（一部の局に設置）、及び統計課を移管し文書・人事・経理・統計等局務の総括に当たる課を集中して、総務部は六ないし七課編成となった。

直税部は直接国税の賦課に関する事務の管理監督に当たる部で、当初は、所得税課、法人税課、相続税課の三課編成で、各国税局の直税部を通じて一〇〇人以内の国税検査官が各課に分属していた。二五年四月一日、相続税課を資産税課と改称し、また、同年五月四日、国税検査官を直税実査官と改称して各国税局直税部を通じ六〇〇人以内と人員を増強した。

間税部は間接国税の賦課に関する事務の管理監督に当たる部で、当初は、酒税課、消費税課、取引高税課及び技術課（東京・関東信越・大阪・名古屋・広島の五局にのみ設置）の三ないし四課編成で、各国税局の間税部を通じて七〇人以内の国税検査官が各課に分属していた。

二五年五月四日、取引高税廃止に伴い取引高税課を廃止し、新たに間税の犯則取締を所掌する監視課を新設し、鑑定官室が総務部から移管された。また織物消費税及び物品税の分析・鑑定等技術に関することを所掌していた技術課を全廃して一たん消費税課に移管したが、二六年七月一日、分析鑑定関係は全部鑑定官室に移管された。また二五年五月四日、間税部所属の国税検査官を間税実査官と改称し、七〇人以内から四〇〇人以内に増強した。

経理部には当初、徴収課（東京・関東信越・大阪・名古屋の四局は徴収第一課、同第二課）、会計課、営繕課（札幌・金沢・高松を除く八局に設置）及び統計課の三ないし五課が設置され、徴収課には各国税局を通じ三〇〇人以内の国税徴収官が配置されていた。二五年五月四日、徴収関係機構強化のため徴収部が新設されると会計課、営繕課及び統計課は総務

部に移管され、経理部は廃止された。

二五年五月四日新設の徴収部は旧経理部の徴収課が昇格した部で、徴収事務の管理に当たる管理課と滞納処分に関する事務の指導監督に当たる徴収課の二課が設置され、東京・大阪の二局には滞納処分の執行に関する事務を分離して特別整理課が設置された。また、滞納処分の執行に当たる国税徴収官は、各国税局徴収部を通じ四倍の一二〇〇人以内に増強した。

次いで二五年六月一日、臨時に徴収部に価格差益課が新設され、従来経済安定本部物価部で所掌していた価格差益の徴収事務を所掌したが、翌二六年八月一日廃止されその事務は徴収課に移管された。また同時に国税徴収官の人員を各国税局を通じ四〇〇人以内に減員した。

調査査察部には調査課及び査察課が設置され、調査課は課税標準の調査・検査を所掌し各国税局調査査察部を通じ五七五人以内の国税調査官が配置された。また、査察課は国税犯則取締法に基づく調査・検査・犯則取締を所掌し、各国税局の調査査察部を通じ四五〇人以内が配置された。

その後調査課は順次拡充された。まず二五年五月四日、東京、大阪の二局は調査課を調査第一・第二・第三課に、名古屋局は調査第一・第二課の二課に拡充し、国税調査官の人員を各局を通じ九七〇人以内に増強した。続いて二五年一一月一日、国税調査官をさらに一四二〇人以内に増強した。また二六年四月一日、東京、大阪の二局に調査第四課、名古屋局に調査第三課を増設し、関東信越、広島及び福岡の三局は調査第一・第二の二課を設置した。なお、二七年四月一日、東京、大阪二局の調査査察部に次長各一人が設置された。

なお、昭和二五年、各国税局ごとに国税局協議団が設置され、七月一日発足した。国税局協議団は、国税局長に対

する内国税に関する審査請求について協議する合議制の審理裁決機関で、国税庁長官が任命する協議官（各国税局を通じ八百人以内）をもって組織された。また、各協議団には協議官のほか庶務に従事する職員が配置された。

第三節　税務署

一　税務署の機構と機能

税務署は徴税の末端機構として日本全域を管轄下に設置されており、終戦時には財務局の監督のもとに内国税に関する事務の執行に当たっていた。なお、二二年税制改正で地租及び家屋税が地方税に委譲されてから、二五年税制改正で固定資産税として再編されるまで、土地台帳・家屋台帳の管理事務をも合わせて執行した。そして、二四年六月一日、国税庁の新設により、国税庁、国税局の下部機関となり引き続き国税徴収に関する事務を分掌した。

終戦時、税務署は全国に三九六署が設置されていたが、終戦直後、二〇年八月二一日、戦災署等の整理統合が法制上確定され二二署が廃止されたことと、終戦により沖縄、小笠原が日本の管轄区域外となり五署が管轄外になったことにより、事実上の税務署数は三六九署であった。その後、経済の変動による所得調査等の困難及び財産税、増加所得税等の新税の創設、申告納税制の導入等の事態に対処し、また財政収入の確保の見地から、徴税行政の整備強化が叫ばれる中で、定員の増加とともに税務署の増設が実施された。すなわち、二二年七月及び八月に、戦災署の復活その他で八一署が増設され、二三年四月に一署、同年一二月に四六署が増設され、二四年六月、国税庁及び国税局の管轄下に編成替えしたとき、税務署設置数は四九七署であった。続いて二四年九月及び一〇月に六署が増設され、税務

署数は五〇三署となり、二七年八月まで変わらなかった（巻末資料「税務署の名称及び設置数」参照）。

税務署の内部機構は、庶務課、直税課、間税課の三課で、一部の税務署に分析鑑定に関する事務を分掌する鑑定課を置いた（昭和二四年六月一日廃止）。また、二三年七月五日、庶務課は総務課と改称された。

庶務課のち総務課は内国税及び税外諸収入の徴収・滞納処分並びに統計事務と税務署の総括課としての事務を所掌し、直税課は主として直接国税の賦課減免関係を、間税課は主として間接国税の賦課減免を所掌した。なお、総務課では二四年六月から二七年四月一日まで、賠償庁長官及び財務部（局）長の指揮監督下に「特定財産管理令」施行事務をも所掌し、また、二六年七月一五日「税理士法」（法律第二三七号）施行に伴い税理士に関する事務を（同日直税課所掌の税務代理士関係事務を廃止）、二六年八月一日国税局価格差益課廃止後、価格差益の徴収事務を所掌した。

二　税務行政運営の改善と基準税務署制

昭和二四年六月の国税庁発足後、税務行政の改善のため、職員を増員しその資質向上を図るとともに、税務署の事務運営改善のための諸施策が講じられた。まず、二四年八月、税務署中二三を基準税務署に指定し、二五年度以降、申告納税制度の趣旨に沿う理想的な事務運営の方法を基準税務署に導入して、その成果を検討する制度を発足させた。[1]

この間「シャウプ勧告」において、国税庁発足による税務行政の基礎構造の改善を評価しつつ、なお行政運営について具体的な提言がなされ、[2]その中で税務署の事務の能率化のために内部事務と外勤部の分離が示唆された。そこで

二五年三月、基準税務署のうち小石川、熊谷の両署で各課の係の編成を内・外事務に分けるという方式で税務署行政を運営することとしたが、さらに検討の結果、これをおしすすめて分課編成を改編し、内外事務の分離と賦課徴収の一元化を試みるため、広範なテスト署を指定することになった。この制度は二五年一一月一日発足し、基準税務署のうち一九署が指定され、一般署と異なる分課編成で事務運営を行なうことになった。[3]

この指定税務署には、総務課、調査課、管理課が置かれ、別に調査課から徴収事務を分離して徴収課をも設置する署と、調査課から酒税関係を分離して酒税課をも設置する署があった。[4]この分課編成の特徴は、総務課が署務の総合調整及び人事、文書等の総括事務のほか納税申告書・申請書の受理及び内国税の広報宣伝等を所掌し、一般署の総務課で所掌した国税徴収及び滞納処分と租税の賦課関係事務を一元化し、それを税務署の内部事務と外部事務に分け、帳簿、台帳等の記録・計算・整理その他もっぱら税務署の内部において処理すべき事務を管理課で所掌し、それ以外を調査課で所掌した。この基準税務署による内外事務分離及び賦課徴収一元化の実験は二七年六月末まで続いた。

この間、別途に、税務行政運営上の計数の正確化と不正防止のために「即日審査整理方式」の採用可否についての実験が行なわれた。これは、二四年九月、大蔵大臣の諮問機関として設置された税務行政運営審議会の第四専門部会の答申に基づいて、[5]二六年七月一日から四署にまずテスト的に導入されたもので、帳簿のカード化とその審査を通じて「内部牽制の方式を事務の流れの中に仕組み、計数の正確を期する反面、不正介在の余地を無くしようとする」方式であった。[6]

右の二つの実験を経て、二七年三月、当面次の方針が打ち出された。[7]第一に、賦課徴収一元化のテストをさらに継続するため、内外事務分離基準税務署のうち二署を残し他は一般署に復帰させる。第二に、即日審査整理方式の全国

的普及拡大の第一段階として、当初の方式に若干修正を加え都市大税務署に指定を拡大してテストを継続する。第三に今後も各種の調査・新企画の実験に随時基準税務署を選定してテストを行なう。この方針は二七年七月一日実施され、内外分離基準税務署として津、浪速の二署がテストを続けることになり、また即日審査方式実施署は四署から二三署に拡大された。(8)

税務行政の能率的運営をめざすこれらの実験が続けられる中で、二七年八月一日、行政機構改革を機に、一般税務署の分課編成に改革が加えられた（昭和二七年七月三一日大蔵省令第九一号）。明治以来、一律的に総務（庶務）・直税・間税の三課制であった税務署は、各署の実態に応じて五ないし二課制となり、五種類のタイプに税務署をわけ、A種（総務・徴収・所得税・法人税・間税の五課制）四〇署、B種（総務・徴収・直税・間税の四課制）九署、C種（総務・所得税・法人税・間税の四課制）二〇署、D種（総務・直税・間税の三課制）三六五署、E種（監理・庶務の二課制）六九署となった。

（1）国税庁『国税庁事業年報書』昭和二四・二五・二六年度、二八―二九ページ。
（2）「シャウプ使節団日本税制報告書」附録巻Ⅳ、第四編D節「内部行政」。
（3）「大蔵省組織規程第百三十九条第二項の規定に基づき指定する税務署並びにその分課及び所掌事務」（昭和二五年一〇月二五日官房秘令第七六八号）の制定理由による（大蔵省資料Z六〇四―四二）。
（4）前掲官房秘令による。なお、この官房秘令は昭和二六年七月一九日官房秘令第二九号及び昭和二七年六月三一日大蔵省訓令特第七号によって改正された（同前）。
（5）『国税庁事業年報書』昭和二四・二五・二六年度、三二―三三ページ。
（6）芝税務署「即日審査整理方式について」（昭和二六年七月一日実施・芝税務署）（Z六〇四―四二）。
（7）『国税庁事業年報書』昭和二四・二五・二六年度、三四ページ。
（8）『国税庁事業年報書』昭和二七年度、五六ページ。

第四節　税関

一　税関の機能と所掌事務

戦前の税関は、大正一三年一二月の港湾行政一元化措置以降、関税等貨物の輸出入に伴う諸税及び噸税の賦課徴収のほか、船舶・貨物の取締、保税地域の管理・運営、関税警察及び犯則処分、輸出入貨物の検査・取締、動物・植物検査、開港検疫、港長事務、港内警察など、港湾における総合的行政官庁として機能していた。

しかし、戦時海運統制が強まる中で、昭和一六年一二月、まず、新設の海務局（逓信省の地方局）に開港検疫、港長事務、港湾警察等港湾行政が移管され、次いで一八年一一月、海務局が税関を吸収して、新設の運輸通信省の地方局である海運局となった。このため、日本には税関がなくなり、税関の業務は海運局が港湾・船舶行政と併せて管掌する体制となり、同時に税関の予算・人員並びに税関が所管していた国有港湾施設はすべて運輸通信省に移管された。二〇年五月、運輸通信省は通信部門を分離して運輸省となり、海運局は運輸省海運局となったがその機能は変わらないまま終戦を迎えた。この海運局による港湾行政一元化は戦時海上輸送力増強を至上命令として実施されたもので、その行政は直接、間接に軍の管理の下におかれていたが、終戦によって船舶・港湾行政は、改めて直接占領軍の管理下に置かれた。

終戦後の海運局における税関業務は、一〇月七日、最初の引揚船氷川丸入港による引揚者の検疫及び為替管理業務で始まり、やがて日本経済の混乱に乗じて激しくなった密貿易取締が主な業務となった。そして、日本に税関のないことを不審に思った司令部の調査により、二一年四月八日付司令部覚書（SCAPIN第九四一―A号）が発せられ、税関が再び大蔵省管轄下に海運局から分離再開されることになった。

ところで、この覚書には、「総ユル関税機能ノ統制及税関並ニ其ノ人事ヲ含ミ之ニ関連セル総テノ事項ノ行政権ヲ大蔵省ニ移管且集中」すべき旨述べられていたが、新しい税関の権限は必ずしも明確にされていなかった。税関再開の準備にあたって、大蔵省は、かつて税関が海運局に吸収された際引渡した権限・人員・施設をすべて大蔵省に返還するよう主張したが、運輸省側は、本来の税関業務、すなわち貨物の輸出入に対する関税等の賦課徴収、旅具検査、統計事務、密輸取締事務などは返還するが、動植物検査・人の検疫施設のほか、旧税関の庁舎・上屋・埠頭その他の施設は返還しないと主張した。結局その決定は司令部にもちこまれ、「海港港則」の施行事務、開港検疫及び動植物検査に関する事務は海運局に残され、また、土地・建物・船舶等の返還も行なわれない旨の裁決が司令部によって下された。税関には庁舎の共用と運輸省から若干の予算・定員の返還が認められたのみであった。しかし、税関再開指令の実施は急を要したので、問題の解決を後に残したまま右裁決の線で再開準備が進められ、「税関官制」が公布された[1]（昭和二一年五月三一日勅令第二九三号）。

「税関官制」は二一年六月一日施行され、大蔵大臣の管轄下に、横浜・神戸・大阪・名古屋・門司・函館の六税関が再設され、その下に税関支署、税関出張所、税関監視署、税関支署出張所及び税関支署監視署がそれぞれ設置された。

税関の所掌事務は、「税関官制」によれば、次の一〇項目であった（規定は昭和二四年法律第一四四号「大蔵省設置法」により整備された）。(1)関税・噸税の賦課徴収、(2)関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締（傍線「設置法」により挿入）、(3)保税倉庫、保税工場その他の保税地域、(4)税関貨物取扱人の許可・監督、(5)税関統計作製、(6)税関職員の訓練、(7)貨物の収容並びに収容貨物の管理処分、(8)「貿易組合法」「輸出絹織物取締法」「輸出毛織物取締法」「輸出水産物取締法」又は「重要輸出品取締法」による輸出入貨物の取締（傍線部分は「設置法」により「輸出品取締法」〔昭和二三年法律第一五三号〕等と改正）、(9)外国為替・貴金属輸出入の取締、(10)輸出入貨物に対する内国税の賦課徴収。

再開後の税関の主要業務は、再開前に引続き引揚者関係の業務のほか、密貿易取締が中心であった。その後税関の権限及び所掌事務に関連して問題となったのは、出入国監理事務の分掌と港湾管理主体の決定の二点であった。出入国管理については、当初は占領軍関係者以外の出入国については、引揚者の入国のほか認められていなかったが、民間貿易再開に伴って、バイヤー等の民間人の入国が認められ、漸次占領軍の許可により民間人の出国が一部認められるようになった。この状況の中で税関は出入国者に対する携帯品や旅具の通関手続のほか、占領軍の監督下に旅券の査証を行なった。この中で、二四年六月二二日付司令部覚書（SCAPIN第二〇一九号）により、二四年一一月以降第八軍の監督下に、占領軍関係者以外で司令部により許可された人々の入国事務を日本政府に委譲する旨指令があった。これを受けて八月五日閣議決定により「出入国管理に関する政令」（昭和二四年八月一〇日政令第二九九号）が公布され、外務省管理局に入国管理部（中央機関）を、必要な税関に入国監理官（地方機関）を設置し、入国監理官に出入国に際し権限のある公的機関の発行する旅券またはこれに代わるべき書類に証印を行なわせることとした。入国監理官の定員、経費は税関の所管であったが、任免は外務・大蔵両大臣の協議により、その事務については外務大臣が税関

長を指揮監督した。[2] またこの政令により「大蔵省設置法」が改正され、税関の所掌事務に次の一項が挿入された。[11]

旅券またはこれに代わるべき書類の証印に関すること。

次いで、翌二五年二月二〇日付司令部覚書（SCAPIN第二〇八三号）は、同日以降日本に出入国する個人・貨物・船舶・航空機の出入国及び検疫事務（占領軍関係を除く）に対し日本政府が責任を負わなければならないことを指示した。同時にこの覚書は、「日本政府は、税関、出入国、検疫に関する現行手続を再検討し、且つ、一般に認められている国際慣行に一致するよう、税関、出入国、検疫に対する管理を確立するに必要な措置をとらなければならない。右措置は、連合国最高司令官の当該官憲と調整されなければならない」ことを指示した。日本政府はこの覚書に基づいて、「出入国管理に関する政令」を一部改正して（昭和二五年二月二八日政令第二四号）、入国管理庁に出国手続事務の所掌を加え、税関に(12)出国の許可に関する手続を行なうことを分掌させ、入国監理官がこれを管掌することにした。

次いで三月二四日閣議決定により入国監理官の増員と設置箇所の増加が行なわれた。[3] しかしながら、当時の出入国関係の日本側の機構は、出入国、外国人在留者の登録、不法入国者等の収容と強制送還等に関して、外務省入国管理部、法務府民事局及び検事局、検察庁、引揚援護庁、警察、海上保安庁並びに都道府県知事等が関係して複雑をきわめ、覚書で指示された管理機構の統一はなかなか決定しなかった。結局、八月二九日の閣議決定「出入国管理機関設置に関する件」[4]により、二五年一〇月一日、外務省外局として出入国管理庁が設置されることになった[5]（昭和二五年九月三〇日政令第二九五号）。この閣議決定前、入国監理官が直接出入国管理庁の管轄下に入る案が用意されたが、大蔵省から一般の税関取締りと出入国管理は密接不可分の関係にある等の理由で入国監理官の出入国管理庁への移管に反対する意見が提出され、出入国管理庁の指揮監督のもとに、税関職員である出入国監理官（改名）が旅券及び出国事務

を続けて分掌することになった。[6]

続いて司令部は、朝鮮戦争の勃発にあたって不法入国取締等の出入国管理を強化する必要ありとして、二五年九月二五日付覚書（SCAPIN第二一二二号）を発し、出入国に関係する機関の統合と手続の強化を指令した。この覚書に基づいて、「出入国管理令」（昭和二六年一〇月四日政令第三一九号）が制定され、二六年一一月一日、外務省外局の出入国管理庁は入国管理庁に改編され、税関の出入国管理関係事務は名実ともに入国管理庁に移管され、入国監理官にかわる入国審査官によって管掌された。なお、入国管理庁は二七年八月機構改革によって法務省内局の入国管理局となった。

第二の港湾管理問題については、税関再開に際して、港湾施設の帰属問題として問題となったが、主要港湾が占領軍に接収されてその全面管理の下にあったうちは表面に出なかった。その後民間貿易が再開され、占領軍が港湾運営及び施設の一部を日本に移管する方針を打ち出すと、再び日本政府部内で管理権の帰属が問題となり、日本側の意見調整及び占領軍との折衝が重ねられた。紆余曲折のすえ二五年五月、港湾管理の一般法として「港湾法」（昭和二五年五月三一日法律第二一八号）が制定され、各港ごとに地方公共団体の設立する港務局（ポート・オーソリティ）または地方公共団体そのものが港湾管理者となり、港湾施設の管理・建設・改良等の業務を行なうことになった。[7]

戦前の港湾関係行政は、船舶、船員関係を海事部が、港内警察、出入国管理関係を地方長官が管掌していたほか、通関に関連する一切の事務を税関が掌握していた。ところが、「港湾法」制定当時の港湾関係行政機関には各港湾ごとに次のような諸官庁の出先機関が設置されていた。すなわち税関のほか、運輸省の地方部局である海運局及び港湾建設部並びに同省外局である海上保安庁、厚生省の地方部局である検疫所、農林省の地方部局である動植物検疫所、

通産省の地方部局である通商産業局及び地方自治体関係の水上警察など。この上に「港湾法」による港湾管理者が加わり、さらに二六年一〇月から外務省入国管理庁出張所(二七年八月から法務省入国管理事務所)が加わるという状況で、戦前に比し港湾行政機構は複雑化し、それだけ輸出入または出入国の手続が煩鎖となって、港湾行政の合理化の課題を後に残すことになった。

二　税関の機構

二一年六月一日、横浜・神戸・大阪・名古屋・門司・函館の六税関が大蔵省の地方機関として設置された。また、下部機構として税関支署、税関出張所、税関監視署が、さらに税関支署の下部機構として税関支署出張所及び税関支署監視署が配置された(巻末資料「税関の名称、位置、管轄区域並びに支署、出張所、監視署の名称及び設置数」参照)。

各関の内部機構は、税関長のもと長官官房ほか監視部、業務部、鑑査部の三部制をとった。この体制は二七年八月機構改革後に至るまで基本的に変わらなかったが、各部の分課編成等は税関所掌事務の拡大とともに拡充された。

長官官房は、人事・文書・会計事務等の各税関の総括事務と税関行政に関する異議・訴願及び訴訟、税関貨物取扱人の許可・監督、臨時開庁の特許及び税関職員の訓練等を所掌し、当初、庶務課、会計課、養成課の三課制であった。二四年六月一日、長官官房に官房主事一人が置かれ、分課も再編され秘書課、文書課、会計課の三課となった。

監視部は、人・貨物・船舶及び航空機の出入国に当たっての許可・取締及び犯則処分を所掌する部で、当初各税関とも警務課、審理課及び貨物課の三課編成であった。二四年六月一日、警務課から旅具課が独立し、横浜・神戸・門

司の三税関ではさらに旅券課も設置された。二四年八月一〇日、大阪を除き函館、名古屋の二税関にも旅券課が設置され、各税関を通じ三〇人以内の入国監理官が配置されて旅券の証印に関する事務を所掌した。翌二五年四月一日、大阪税関に旅券課が設置され、また入国監理官が六〇人以内に増員された。同年一〇月一日、入国監理官は出入国監理官となり各税関を通じ一二〇人以内配置された。二六年一一月一日、出入国手続事務を入国管理庁に移管し税関の旅券課及び出入国監理官は廃止された。

業務部は、輸出入貨物の通関手続、関税及び噸税の賦課徴収、輸出入貨物の内国税の賦課徴収、輸出入為替の管理、貿易統計等を所掌する部で、当初、輸出課、輸入課及び統計課の三課編成であったが、二五年一月一日、新外国為替管理法の施行により為替課が新設され四課編成となった。

鑑査部は輸出入貨物の検査鑑定等を所掌する部で、当初、輸出鑑査課、輸入鑑査課及び調査課の三課編成であったが、二一年一一月一一日、横浜税関に外国小包郵便課を新設し、外国郵便物の検査鑑定を所掌した。その後、各税関に順次同課の設置をみた。二六年五月二六日、鑑査部の輸入鑑査部門拡充のため、関税鑑査官が各税関を通じ一八人以内設置され、輸入貨物等の検査・鑑定事務のうち特に専門の知識経験を要する事項の処理にあたることになった。同時に、横浜・神戸の二税関は、輸入鑑査課を輸入鑑査第一・同第二・同第三の三課に、大阪・名古屋・門司の三税関は輸入第一・同第二の二課に分離拡充した。

なお、税関機構の拡充についてこの時期の課題であったのは、長崎・東京の二税関の設置問題であった。日本最初の税関(旧運上所)として昭和一八年まで開庁されていた長崎税関は、二一年六月の税関再開に際し門司税関長崎支署として出発した。当時から長崎税関の復活は大蔵省並びに長崎県・市・業者等関係者の強い要望であった。[8] 二六年二

月二七日、「大蔵省設置法」一部改正案の中で長崎税関の復活が閣議で決定されたが、司令部との折衝の結果その承認を得られず、見送られることになった。(9)

また、講和発効後の税関業務増大に対処するため、二七年一月、大蔵部内で横浜税関東京支署の税関昇格が検討された。しかし、この時期は行政機構簡素化、地方出先機関の整理が課題となっていた時期で、東京税関設置問題は日の目を見ず、結局、東京・長崎両税関の設置は二八年八月一日まで待たねばならなかった。

三　税関の下部機構

1　税関支署

税関支署は税関所掌事務のうち、保税倉庫、保税工場その他保税地域に関する事務及び税関貨物取扱人の許可事務を除くすべての事務を分掌する下部機関として、当初三五ヵ所に設置された。その後、二二年五月一日、四出張所及び一監視署を支署に昇格させ、続いて二二年九月一五日、二出張所及び一監視署を支署に昇格させたほか二支署を新設した。また、二六年六月一日、二出張所を支署に昇格させ、一支署を出張所としたため、支署数は四八署となった。

2　税関出張所・税関支署出張所

支署の管轄外にある出張所は各税関直轄の税関出張所、支署の管轄内にある出張所は税関支署出張所として設置され、支署と同じ範囲の税関事務を分掌した。当初四五出張所が設置されたが、その後支署への昇格による廃止と並ん

で順次増設され、二七年八月一日には四八ヵ所が設置されていた。

3　税関監視署・税関支署監視署

税関監視署（各税関直轄）及び税関支署監視署（各支署の管轄）は、関税法規による輸出入貨物・船舶・航空機及び旅客の取締事務を分掌したが、税関長の指定により他の税関所掌事務を分掌することができた。監視署は当初六八署設置されたが、密貿易取締強化のため、二一年一一月一日二〇署を増置し、二二年五月一日、さらに二〇署を増置したが、一署が支署に昇格し、二二年九月一五日、一署が支署に、二署が出張所になった。その後は設置場所を変更したのみで設置数に増減なく、一〇四署であった。

(1)　大蔵省関税局『税関百年史』下巻、一六五―六八ページ。
(2)　大蔵省資料Z六〇四―四二。
(3)　同前。
(4)　『行政機構年報』第二巻、二九ページ。
(5)　同前、五―七ページ。
(6)　大蔵省資料Z六〇四―四二。
(7)　『税関百年史』下巻、二〇二―一六ページ。
(8)　同前、一九七、三〇六ページ。
(9)　大蔵省資料Z六〇四―四二。

第八章　事業機関

第一節　造幣局（造幣庁）

一　造幣局の機能と所掌事務

造幣局は明治以来大蔵大臣の管理下で硬貨の製造を主たる業務とする事業官庁である。終戦時、その所掌事務は、「造幣局官制」（明治四三年勅令第四〇号）によって、(1)貨幣の製造、(2)旧貨幣の鋳潰、(3)章牌・記章・極印の製造、(4)重要金属地金の精製・分析、(5)合金の製造、(6)貴金属製品の品位証明、(7)諸鉱物の試験の七項目と定めていた。

戦後のインフレーションの過程で硬貨の素材価値は銘価を超え、現金通貨に占める造幣局で製造する貨幣の地位はきわめて低くなり、[1] 硬貨の流通高が増加するのは講和発効後であった。[2] また、造幣局における恤章の製造数量は激減し、外国貨幣製造業務は打ち切られた。この中で造幣局は、遊休設備、技術を活用し、また伝統的技術を保存する意図で、昭和二一年一月、「造幣局ニ於ケル金属工芸品ノ製造ニ関スル件」（一月一三日勅令第二九号）を制定して金属工芸

品を製造し、翌二二年一月から市販した。[3]

またこの時期に造幣局は一時貴金属の配給業務等を所掌した。終戦後の占領軍による貴金属の接収管理については前述（第六章第二節七）したが、接収貴金属は名古屋以東の分は日本銀行本店金庫内に、名古屋以西の分は造幣局本局地階金庫に、占領軍の直接管理下に保管され、占領軍の命により造幣局は接収貴金属の鎔解・品位証明を行なった。[4] また医療用、工業用、工芸用等の民間需要に供する貴金属の使用は司令部の事前許可が必要であった。その日本側の配給機構は、当初、戦時中からの継続で日本銀行が金資金特別会計から金地金を譲り受け、これを日本金属株式会社に一括譲渡し、同会社が小分け加工して実需者へ配給していた。しかし、日本金属株式会社が閉鎖機関の指定を受け二二年三月末で業務を停止した結果、暫定的に日本銀行が実需者に直売することになり、これに必要な小分け加工等の技術的業務を造幣局が援助した。この間、政府は司令部と折衝して、貴金属配給業務の能率的運営のため小分け加工等に対する施設、経験、陣容を有する造幣局に貴金属の配給業務のすべてを所掌させることになった。そのための「造幣局官制」の一部改正案は、司令部の指示で法律案として第二国会に提出され可決をみた（昭和二三年七月一五日法律第一六〇号）。同法により二三年七月一五日、造幣局の所掌事務に「貴金属の配給」の一項が追加された。[5] この業務は二八年八月一日停止されるまで続いた。[6]

昭和二四年六月一日施行された「大蔵省設置法」により造幣局は造幣庁と名称を変更した。これは、「国家行政組織法」により各省の外局は全部「庁」と呼称することになったためである。しかし、造幣局の権限及び所掌事務は実質上変わらなかった。その後、二七年八月一日に実施された機構改革によって造幣庁は改めて、大蔵省の付属機関に位置づけられ、正式呼称は「大蔵省造幣局」となり、造幣庁長官は造幣局長となったが、その権限、機能には変化がなかった。

二　造幣局（造幣庁）の機構

造幣局は大阪市に設置され、地方機関として、終戦時には東京支局、広島支局の二支局と、久留米・四条畷・京都・瀬戸・有田の五出張所が設置されていた。本局においては、造幣局の所掌事務の総括事務のほか貨幣製造等の事業が行なわれていた。また、東京支局は一八年九月一日出張所から昇格して、貨幣製造等の業務を分掌した。広島支局は戦時下占領地の貨幣需要に応じるため、貨幣製造の一貫作業工場建設計画により設置が進められ、二〇年二月一日に開設した。久留米出張所は新設の章牌工場の管理のため二〇年二月一日に設置され、京都・瀬戸・有田の三出張所は、金属貨幣の代用として製造された陶貨の製造管理を行なうため二〇年四月一日に設置された。

造幣局の工場・施設は戦災を受け本局の工場の一部及び官舎等、東京支局の施設の七割程度及び広島支局の仮事務所及び仮工場の全部が焼失または倒壊し、戦後、これらの施設の復旧作業が行なわれた。そのうち、原子爆弾の被害を受けた広島支局の存廃が問題となったが、二〇年一二月二四日の局議で存続を決定し、規模を縮小して再建された。[7] また同年一二月二八日四条畷・京都・瀬戸・有田の四出張所は廃止され、四条畷出張所は四条畷工場となった。

造幣局の機構は、本局・支局とも工場を含めて部課に編成されており、本局は終戦当時総務部、製造部、試金部の三部一六課、東京及び広島支局は庶務部、第一作業部、第二作業部の三部七課であった。二一年二月、造幣局は機構

を縮小した。本局は製造部・試金部を統合し、局長のもと総務部、作業部の二部九課一室とし、同時に総務部から病院を独立させ付属機関とした。東京・広島両支局は部制を廃し六課編成（同年一二月七課となる）でそれぞれ病院が付置された。二一年六月二〇日、久留米出張所は熊本に移転した。二二年四月一日、本局の作業部から研究部が独立して三部一三課となり、同年九月、支局の分課を再編した。また、二三年九月二五日、臨時行政機構改革審議会の答申に基づいて再び研究部を廃し、その事務の一部を作業部に移管し、一部を研究所とした。

二四年六月一日、造幣局は造幣庁と、東京・広島両支局は東京支庁、広島支庁と改称し、同時に機構整備が行なわれた。本庁には、総務部、作業部の二部八課に付属機関として研究所及び病院が付置された。東京支庁は六課及び病院、広島支庁は五課及び病院、熊本出張所は二課編成となった。続いて、二五年五月四日、東京・広島両支庁は名称を東京造幣局、広島造幣局と改称し、二七年八月一日、造幣庁が大蔵省造幣局と改称された際、再び東京支局、広島支局と名称を改めた。しかしながらその内部機構には変化がなかった。

なお、二六年七月一六日から翌二七年七月一五日の一年間、東京造幣局構内に東京事務所が開庁された。これは大阪にある本庁と大蔵本省間の折衝事務の増加に見合って、本庁の中枢事務を東京に移す過渡的措置として、法令によらず内部規程によって設置されたものであったが、[8] 行政整理の趨勢の中で一年で閉所されたのである。

（1）大蔵省造幣局編『造幣局百年史』、三一四―一九ページ。
（2）同前、三六九―七〇ページ。
（3）同前、三三四ページ。
（4）同前、三二〇ページ。
（5）大蔵省資料Z六〇四―四一。なお、二三年八月一六日、「貴金属地金払下規則」（総理庁・大蔵省令第六号）が施行され、

「工業工芸医療用貴金属地金払下規則」（昭和一二年大蔵省令第三三号）は廃止された。これにより日銀が直接業者に貴金属を払下げる制度は廃止され、日銀は金資金会計からの委託事務として貴金属地金の造幣局売渡し事務を取扱うのみとなった。
（6）『造幣局百年史』、三五四―五六ページ。
（7）同前、三二二ページ。
（8）同前、三六七―六八ページ。

第二節　印刷局（印刷庁）

一　印刷局の機能と所掌事務

印刷局は大蔵大臣の管理下で紙幣、印紙等の証券類の製造及び官報等政府刊行物の編集発行を主たる業務とする事業官庁である。明治三一年大蔵省から内閣に移管されてその外局となり、大正一三年官制改正で内閣直属部局の一つとなったが、昭和一八年一一月一日、再び大蔵省所管の外局となった。

印刷局の所掌事務は「印刷局官制」（昭和一八年一一月一日勅令第八〇九号）によって、(1)諸証券類・印紙・郵便切手及諸印刷物の製造、(2)官報・法令全書其の他の刊行物の編集及び発売、(3)官報其の他の印刷、(4)抄紙に関すること、の四項目があげられた。なお、印刷局長は大蔵大臣の指揮監督を受け局務を掌理するが、官報、法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷については、内閣総理大臣の指揮監督を受けた（「官制」第三条）。

このほか昭和一九年七月から、印刷局は紙幣・証券類の高級印刷物の製造統制に関する大蔵大臣の権限を分掌し（二一年七月二二日大蔵省令第八一号により廃止）、合わせて、官庁及び民間の高級印刷物の発注を印刷局を通して一元的に統制する受注統制機関の役割をになった。[1]

印刷局では印刷局の責任管理のもとに作業の一部を請負契約をもって民間工場に行なわせることを場外作業と称し

ているが、[2] 戦時中場外作業への依存度は高くなり二〇年五月、主要場外作業工場を「工場事業場管理令」による管理工場に指定し（昭和二〇年五月二四日大蔵省令第四八号）、印刷局はその業務の指揮監督を所掌した。[3]

終戦時、印刷局の諸工場は戦災を蒙り製造能力は低下した。印刷部門の中心工場である滝野川工場は、凹版印刷及びはがき製造部門は焼失をまぬかれたが、郵便切手類製造部門は全壊した。製紙部門の中心工場である王子工場、官報等の印刷工場である大手町工場及び本局も全焼した。[4] 終戦により軍票・占領地紙幣等の製造は廃止されたが、インフレーションによる紙幣の需要が激増し、合わせて新種の紙幣、切手等証券類の印刷が必要となって、印刷局業務は多忙をきわめ、その多くを場外作業に依存せねばならなかった。

二〇年一〇月、戦時の管理工場制度は廃止され（勅令第六〇一号）、また、印刷局による紙幣証券類の一元的発注統制も大蔵部内で再検討されていた。この時二〇年一一月二八日付司令部覚書（SCAPIN第三五九号）により通貨の印刷発行は司令部の事前許可が必要となり、さらに二一年一月九日付覚書「通貨の印刷に関する申請許可」（ESSセクション・メモ）で新様式の通貨発行に関する機密保持と日銀券製造に当たる民間工場の管理強化が指令された。この指令に基づいて二一年二月、再び印刷局が通貨等製造の一元的受注統制にあたることと、民間の通貨等製造工場を改めて管理工場に指定し印刷局の管理監督を強化する方針が省議決定された。[5] そして三月四日、民間企業への統制措置としてポツダム勅令に基づく「通貨等製造工場管理規則」（大蔵省令第二八号）が制定され、印刷局から派遣された監理官等の職員が指定管理工場の管理監督にあたった。[6] なお、管理工場以外にも必要に応じ場外工場が指定され作業が行なわれた。なお、印刷局事業の民間依存度は、[7] 戦災復旧が進むにつれ急速に減少し、官報印刷は二二年二月（英文官報は二四年七月）に、日銀券及び政府紙幣印刷は一円日銀券（A一円券）を残して二四年度までに民間の場外作業が廃

止された。[8]

二四年六月一日、「大蔵省設置法」（法律第一四四号）によって印刷局は印刷庁と改称され、同時に権限及び所掌事務は(1)日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類の製造、(2)官報、法令全書その他の印刷物の編集、製造及び発行、(3)印刷庁の業務上必要な用紙の製造並びにすき入紙の製造の取締、(4)通貨の製造工場の管理及び監督、と規定された。なお、印刷局長は印刷庁長官となり、官報等の編集、印刷に関する総理大臣の指揮監督権は削除された。

講和発効の日（昭和二七年四月二八日）、印刷局の管理工場制度は廃止され（昭和二七年三月三一日法律第四三号）、(4)の権限が削除された。なお、講和発効後も場外作業は引続き行なわれていた。[9]

二七年八月一日、機構改革により印刷庁は大蔵省の付属機関に位置づけられ、名称を「大蔵省印刷局」とし、印刷局長官を局長と改称したが、その権限及び所掌事務には変化がなかった。

二　印刷局（印刷庁）の機構

印刷局の機構は、戦前は造幣局と同様に本局の管理部門と作業部門を同列に部課に編成し、戦時中新設された酒匂、静岡、西大寺、彦根の各工場を別途工場別に編成していたが、二〇年一月の分課再編成によって、図書印刷部を大手町工場に、証券印刷部を滝野川工場に改称し、抄紙部から王子工場を分離した。本局には管理部門が残り、印刷局長のもと理事（事務）、技監（技術）各一名が置かれ、その下に庶務課、技監室のほか経理部、労務部、業務部、印刷

部及び抄紙部の五部一二課一室編成であり、別に研究所、青年修練所が設置されていた。作業部門は、大手町工場（図書印刷）、滝野川工場（証券印刷）、酒匂工場（製紙から印刷までの一貫工場）、静岡工場（証券印刷）、彦根工場（証券印刷）、王子工場（製紙）、西大寺工場（製紙）、及び臨時香港工場が設置されており、二〇年六月、武生工場（製紙）が新設され、終戦により香港工場が廃止され、八工場となった。工場は、工場長のもとに数課に編成され、滝野川・酒匂に病院が設置されていた。

印刷局機構は二〇年一一月、業務部の強化、二一年二月技監室の廃止等小改編ののち、紙幣の製造計画及び製造工場の管理方針確定後二一年三月七日に本格的な整備再編が実施された。従来の業務部、印刷部及び抄紙部が業務部及び製紙部に再編され、庶務課と労務部の人事行政の所掌を調整する等の改編の結果、印刷局の本局は庶務課のほか経理部、労務部、業務部及び製紙部の四部一一課となった。なお二一年四月一日、理事及び技監は廃止された。

二一年九月一三日、大手町工場は市ケ谷工場と改称した。これは、大手町工場が戦災のため二〇年八月以降市ケ谷に作業の一部を移し、同年一二月市ケ谷出張所を設置し、順次活版工場としての機能を備え、大手町工場の主体が市ケ谷に移ったためである。

二二年から二四年にかけて、製紙原料確保のためのみつまた集荷業務を行なう出張所が設置された。まず、二二年六月岡山出張所が、二四年一月、出張員事務所と改称して岡山のほか高知、池田に設置され、続いて二四年四月、上掲のほか出雲、池田に増設された。[10]

二四年六月一日、印刷局が大蔵省外局の印刷庁となると同時に、その機構は整備簡素化された。本庁は長官官房のほか、業務部及び製造部の二部一〇課となった。また、研究所、八工場、教習所、二病院（東京・酒匂）は付属機関に、

五出張員事務所は出張所となって地方機関に位置づけられた。工場は、従前から引続き滝野川工場（日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他印刷物の製造）、酒匂工場（日本銀行券、紙幣、国債及び印紙の製造）、彦根工場（同上）、市ケ谷工場（官報、法令全書その他刊行物の製造）、王子工場（用紙の製造）、西大寺工場（同上）、武生工場（同上）の八工場である。

その後、二七年四月一日、武生工場が閉鎖されたほか、[11] 二七年八月一日印刷庁が大蔵省印刷局となっても機構には変化がなかった。

(1) 大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局史』昭和三七年、四〇ページ。
(2) 同前、九〇五ページ。
(3) 同前、四二―四四ページ。
(4) 同前、六二九―三九ページ。
(5) 「通貨等製造計画及びその実行方法に関する件」（昭二一・二・二三省議決定）（同前、七八―七九ページ）。
(6) 同前、六二―八八ページ。
(7) 銀行券等通貨製造に対する民間依頼度は、二一・二二・二三年度にそれぞれ八四％、七七％、六三％であった（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第九巻、二八三―八四ページ）。
(8) 『大蔵省印刷局史』、四二七、四三八ページ、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第九巻、二九六―九八ページ。
(9) 『大蔵省印刷局史』九〇六ページ。
(10) 同前、六五二―五三ページ。
(11) 同前、一九六、六五一ページ。

第三節　専売局

一　専売局の機能と所掌事務

専売局は大蔵大臣の管理下にある外局で、たばこ・塩・しょう脳の三政府専売事業を統一して管掌する事業官庁であった。なお、政府専売事業としては、このほかに[1] 昭和一二年度からアルコール専売が創始され専売局で管掌されたが、一七年四月燃料行政一元化の国策に沿い商工省に移管され、その後軍需省、商工省を経て通商産業省が管掌した。また、昭和一八年七月から石油専売も創始され、同じく商工省の所管となったが、これは終戦後二一年一月一六日に廃止された。

専売局における専売事業の主要目的は、専売益金を国に納付して歳入を確保する財政専売にあるが、収益の大部分はたばこ専売事業からあがる益金であった。塩及びしょう脳専売は、当該時期においては収益を期待されておらず、たばこ専売事業とは目的を異にしていた。

たばこ専売事業は、専売局が耕作者から原料葉たばこを一手に収納し、専売局の工場で製造して元売捌人に売渡すまでを所掌する製造専売であり、昭和一九年四月から付帯事業としてたばこ用巻紙専売（製造を許可制とし、専売局が一手に収納する）を合わせて所掌した。終戦後、財政事情からたばこ益金への期待はきわめて高く、増収をめざして専

売局機構の拡充が行なわれた。なお、製造たばこは一九年一一月から割当配給制が実施され、終戦直後二一年一月から自由販売と二本建てとなり二五年四月廃止まで、専売局で配給計画等配給に関する事務をも所掌した。

塩専売事業は、大正時代から収益主義を放棄し、塩の需給調節、塩業の保護及び塩価の抑制・統一を目的とする公益主義により運営され、食料塩を国内で自給し工業塩を安価な輸入塩で賄う方針がとられていた。太平洋戦争中、海上輸送力の減退と国内生産の減少により、生活必需物資としての塩生産の確保と需給統制が政府の大きな課題となり、終戦後にこの課題が引きつがれた。塩専売事業は、塩及び鹹水の製造を許可制とし、専売局が製造された塩を収納し、元売捌人に売渡す方法で行なわれた。しかしたばこと異なり、製造者の自家用塩の製造や工業塩の自己輸入を許可制を採って認めていた。この専売制の例外措置は戦時中塩の需給が逼迫したため拡大され、一九年五月から自家用塩を許可制から届出制とし、二〇年八月から届出によって製造した塩を自給用として政府の指示に従って譲渡することを認めた。この自給塩制度は終戦直後積極的に奨励された。しかし、電力不足及び安い外塩輸入が見込まれることと等を理由として、司令部から自給製塩者を「塩専売法」による免許製塩者へと転換させる方針が出され、専売局は二一年九月から大規模自給製塩の「専売法」による専業製塩への転換を促進し、自給製塩制度は二四年六月に廃止された。[2] また、塩専売事業の収支は昭和一四年以来終始赤字であったが、司令部は収支均衡を強く要請し、その指示により二三年一〇月、輸入塩に比し割高な国内塩の収納の全面的停止という、専売制のたてまえをも否定する事態が起こった。塩の収納は、同年一二月の販売価格大幅引上げと同時に再開され、[3] 塩収支の赤字は解消した。なお、塩の割当配給制は昭和一七年一月から二四年一二月まで実施された。[4]

塩専売に付帯して、昭和一九年二月からにがり専売が開始された。にがりは海水、鹹水から塩を採取した残存分

図 8-1　しょう脳専売系路

（注）　昭和22年度から，一部は高砂化学工業株式会社，株式会社小林脳行にも売渡された．

で、溶液に含まれるブローム、マグネシウム、カリウム等の資源が軍需必需品であるところから、その製造、廃止を許可制とし専売局が一手収納する専売制が実施されたのであるが、戦後にがり利用工業が衰微し、にがりの全部を収納するたてまえではあったが、その一部は収納設備の関係もあり、塩業者自ら廃棄し専売局が「自然減耗」として処理した状況であった。[5]

しょう脳専売事業は、戦前しょう脳の主産地である台湾の財政擁護と国産しょう脳の声価維持を目的として運営されてきたが、戦時中はセルロイド、フィルム等軍需資材の原料として増産が奨励された。戦後台湾

を失ったため、しょう脳専売の目的は主としてしょう脳の精製加工品を輸入見返物資として輸出することに替った。

しょう脳専売は、製造者から粗製しょう脳(山製)及びしょう脳油(原油)を専売局が一手に収納し、これを売渡す方法で行なわれ、製造及び精製は専売局の許可制で両者の兼営は禁止されていた。しょう脳関連事業は戦時を通じて再編され、終戦から二四年五月末までのしょう脳専売の収納・委託加工・販売は事実上、図8-1のように行なわれていた。[6] そのため、日本樟脳製造株式会社、再製樟脳株式会社、日本樟脳株式会社及び日本香料薬品株式会社のしょう脳関係四社に対する「過度経済力集中排除法」適用問題が起こった。[7] 結局、しょう脳専売の取扱い方法を変え、専売法を改正して解決することになり、新たに「しょう脳油専売法」(昭和二四年五月二八日法律第一一三号)によって二四年六月一日から、粗製しょう脳(山製)及びしょう脳原油を製造者(許可制を割当制に改める)から専売公社が収納し、収納した形のまま売渡し、その先の加工、販売等はいっさい自由となった。終戦時の「専売局官制」(大正一〇年勅令第三〇〇号)によれば専売局の所掌事務は、「煙草、煙草用巻紙、塩、苦汁(人工苦汁ヲ除ク)、粗製樟脳及樟脳油ノ専売ニ関スル事務」となっていたが、二〇年一二月一四日、続けてその下に「(輸出及輸入ニ関スル事務ヲ除ク)」が挿入された(勅令第七〇三号)。これは貿易庁による国営貿易を通じて専売品の輸出入を取扱うことになったためである。所掌事務は、二四年六月一日、専売局が専売公社に改組するまで変わらなかった。

二　専売局の機構

専売局は東京に設置され、終戦時の機構は専売局長官のもと、長官官房ほか、煙草部、塩脳部の二部九課を擁する

本局と、本局直轄の板橋製作所(昭和二四年三月、機械製作所と名称変更)、中央研究所および煙草試験場、製塩試験場、樟脳試験場の三試験場が設置されており、地方機関として全国八カ所に地方専売局が設置され、地方専売局の下部機構として地方専売局支局が四〇カ所に、[8] 地方専売局出張所が二七五カ所に、専売官吏派出所が一九カ所に設置され、地方専売局直轄及び支局管轄下のたばこ製造工場三二、製塩工場一が設置されていた。[9]

終戦時、たばこ工場三三(製作所を含む)のうち一四工場が戦災により焼失したうえ、作業設備の疎開、在庫葉たばこの焼失等により、たばこの製造能力は著しく低下していた。戦後、専売益金増収の期待をにない工場の整備復旧が図られ、また、専売局機構が順次拡充した。

専売局機構拡充の主要な経過は次の通りである。[10] 二一年二月二日、本局の分課を整備し、同時に地方専売局三支局を地方専売局に昇格した。続いて二一年一二月一〇日、主としてたばこ専売関係機構が拡充され、本局の煙草部は煙草部と製造部の二部に再編され、工場の運営、施設の整備、労務管理等の体制を固めた。さらに葉たばこ増産、専売取締等を強化するため人員の増員とともに地方専売局、支局、出張所を拡充し、また、専売官吏派出所を廃して出張所とした。このため、地方局一六、支局四八、出張所二九二となった。また、たばこ試験場を増設し、秦野のほか、水戸、岡山、鹿児島の四試験場となり、さらに翌二二年三月一五日、宇都宮を追加して五たばこ試験場が設置された。

二二年四月二八日には経理部門の拡充のため、本局の官房経理課を経理部に昇格させ、製造部の二課制を三課制とし、塩脳部四課を再編した。また、二二年には地方機構を拡充して防犯取締強化に力を入れ、九月一日、二支局を増設し、出張所を大幅に増設して四二七カ所とし、一二月一〇日には四二九出張所となった。続いて二三年一月二三日

に本局煙草部に専売取締を専担する監視課が新設され、四月一四日には製造工場の労務管理を所掌する煙草部管理課を長官官房に移管し、同時に本局に官房長を置いて官房総務課及び管理課の事務を総括させた。その結果、専売局が公社に改編する直前の本局機構は長官官房ほか煙草部、製造部、塩脳部、経理部の四部一五課となった。

三　日本専売公社への改組

昭和二四年六月一日、大蔵省の外局であった専売局は、公共企業体である日本専売公社に改組された。その直接の契機は官公庁職員の労働問題であり、昭和二二年七月二二日付のマッカーサー最高司令官の芦田首相宛「書簡」であった。この書簡は「国家公務員法」を全面的に改正して団体交渉権、争議権を制約するよう要請するものであったが、その中に、次の一節があった。

> 鉄道並に塩、樟脳、煙草の専売などの政府事業に関する限り、これらの職員は普通公職からは除外せられて良いと信ずる。然し乍らこれ等の事業を管理し運営する為に適当な方法により公共企業体が組織せられるべきである。而して雇傭の標準方針並に手続を適正に定め且普通公職の場合に与えられている保護に代えるに調停仲裁の制度が設けられねばならぬが、同時に、職員に於て、その雇傭せられている責任を忠実に遂行することを怠り、為に、業務運営に支障を起すことなきよう公共の利益を擁護する方法が定められなければならない。更に又、能率増進の為に、逓信省の完全な再編成が実施されることが望ましいと信ずる。その為には政府の郵便事業を他の業務から切りはなし、逓信省に代って内閣の内部に二つの機関を設置することが考えられる。

大蔵省は「書簡」による専売局の公共企業体への再編について、当初必ずしも至上命令と受けとっていなかったが、九月ごろから司令部の命令として、至急法案を作成して第三国会に提案するよう要請され[11]、「日本国有鉄道法」と並んで「日本専売公社法」が急遽立案され、第三国会において成立した（昭和二三年一二月二〇日法律第二五五号）。この改編は、専売局で所掌した事業をそのまま、アメリカの公共企業体 Public Corporation の組織を参照して公社へ再編するものとなった。この法案の立案過程で最も問題となったのは、専売局が持つ広範囲な行政権――製造の許可・取消、販売人の指定、売渡価格の決定、専売取締など――を、行政権の主体でない公社が行使できるのかという点であった。これは「専売権は国に専属するのであるが、この権能を公社に行なわせる」という解釈のもとに、従来政府の行なってきた行政は、原則としてすべて公社に実施させるというたてまえで、専売事業実施機関としての日本専売公社の法律上の地位を明らかにし、また、専売取締は公社職員があたるがその監督は大蔵大臣が行ない、取締によって国民に損害を与えたときは公務員の行なった行為として取扱う、ということになった[12]。なお、第三国会で「公共企業体等労働関係法」が成立し、専売公社職員の労働関係は同法によって規制されることになった。

「公社法」制定のめどが立った昭和二三年一二月八日、専売局長官官房に日本専売公社設立準備室が設置され、公社制度に合わせて専売事業を運営してゆくため、各専売法をはじめとする関係法令の立案及び公社の設立準備がすすめられた。なお、当初の「公社法」によれば、改組は二四年四月一日実施の予定であったが、国の行政機構改革と設置法体制への転換が六月一日実施となった関係で、施行期日は六月一日に延期された。

なお、専売局の日本専売公社改組と同時に、大蔵省の大臣官房に専売制度の企画、立案並びに専売公社の監督に当たる日本専売公社監理官が置かれた。

（1）終戦前外地においては、ほかに朝鮮で紅蔘、台湾・「関東州」でマッチ専売が行なわれた。

(2) 日本専売公社『戦後日本塩業史』、二二―三七ページ。
(3) 同前、五七―五九ページ。
(4) 同前、一三〇―四一、二九九―三〇一ページ。
(5) 日本専売公社『十年の歩み』、二五三―五四ページ。
(6) 日本専売公社『樟脳専売史』。
(7) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第九巻、四一六―一七ページ。
(8) 沖縄県の那覇支局及びその管轄下の三田張所は数えていない。
(9) たばこ関係工場は下記三三カ所で、傍線は戦災による焼失工場である。板橋（機械製作所）、東京、足立、秦野、水戸、宇都宮、茂木、高崎、関原、仙台、盛岡、山形、郡山、須賀川、札幌、函館、名古屋、横浜、磐田、金沢、大阪、橋本（松山が戦災で移転）、京都、府中、岡山、米子、高梁（徳島が戦災で移転）、高松、池田、熊本、臼杵、福岡、鹿児島（大蔵省資料Z六〇四―四一）。なお製塩工場（防府）は二一年一〇月一五日廃止された（大蔵省令第一〇八号）。
(10) 本局部課編成、地方専売局、支局名称等は、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第九巻、三五九―六〇ページ参照。
(11) 原田富一ほか「専売局から専売公社へ」、（「戦後財政史口述資料」第八分冊）五―七ページ。
(12) 前掲原田富一ほか口述、二五―七ページ、『十年の歩み』、二四―二八ページ。

第九章　付属機関

第一節　委員会、審議会等

一　委員会、審議会等の機能と組織

各省庁に付置された委員会、審議会等の性格は、諮問的なもの、調査的なものまたは異議の裁定等裁判的機能を有するもの等、種々であり、その組織も法令に基づいて設置されたものばかりでなく、閣議決定、省議決定等によって設置され、行政に一定の影響を与える委員会等も少なくなかった。また、各官庁間あるいは各省庁の部内意見の連絡調整のため設置されたものもあったが、財政経済関連の委員会等においては、国会議員、財界、学界の学識経験者を委員に任命して広く民間の意見を行政に反映する形の委員会が、戦時期を通じて増大した。

終戦後、経済の再建と民主化が課題となると、広く民間からの意見を行政にとりいれるため、政界、財界、学界の委員によって構成される委員会等をつぎつぎと設置して、重要政策について意見を徴した。しかし司令部と日本側の

間には行政の「民主化」に対する考え方に相違があり、委員会等の組織に改編が加えられたのである。

その第一は、憲法改正によって従来の帝国議会にかえて新しく国会が開会されることになって、委員会等の委員に貴衆両院議員が任命されている法令の改正を行なわねばならなかった際問題となった。アメリカ流の考えでは、立法権と行政権は截然と区別しなければならないのに、政府部内の委員会等の委員に国会議員が任命され、行政権を分担しまたは行政に影響を与えることは廃されるべきであると考えられたからである。そこで、二二年五月一日、政府部内における各種の委員、顧問その他これらに準ずるものの資格のうち議員たることをもって資格と定めているものを、学識経験者たることをもって資格と定めていることとする勅令（勅令第一八〇号）が公布され、その後各種委員会等の委員に議員を任命することは司令部の指示によって排除された。

第二は「国家行政組織法」による行政機関の整序の一環として、府省の外局である各種行政委員会の名称にのみ「委員会」を使用し、その他の委員会の名称を審議会、調査会等と変更することになった。同時に第二国会での論議を通じて付属機関の設置についても法令規定を要することになり、各省の「設置法」において付置される審議会等の名称及び設置目的が明示された。これは「設置法」施行日、二四年六月一日に実施された。

第三の改編は二六年一月八日付で経済科学局公正取引課から手交された「政府の助言者及び協議者の任命に関する法律の諸原則」と題する非公式メモ[1]に盛られた司令部の指示に基づく改編である。このメモは、日本政府の審議会整理の方針に不満であった司令部が部内の協議の結果、審議会等の設置及び委員、助言者の任命に関する基準を法律化するための要綱案を示したものである[2]。この文書の基底にある司令部側の考え方は、(1)政府の権限は可能な限り一般職公務員によって行使さるべきであり、民間人または民間団体に行政権を委任してはならない。(2)政府当局からは容

易に入手することができない科学的技術的その他の問題に限り、しかも一般政策、計画、法律案等一般的に適用される事項に関してのみ、民間からの助言を得る機関を設置しうるが、その助言、意見、勧告等は政府を公的に拘束するものであってはならない。(3)経済関係の審議会等において、特定の企業または事業者団体が行政権に影響を与え、あるいは特定の免許や特権、補償等の決定に民間人が影響力を与えるようなことがあってはならない、という考えであった。メモはこの線に沿って審議会設置の基準、委員の資格、任期等の細部に至るまで適否の要件を指示してきた。これに対し、日本政府が採用した審議会整理の方針は、一般事項について意見を述べるような審議会等を廃止し、特定事項について実行するような審議会を残置してきた。また、事業者団体の役職員を排除することは行き過ぎであると考えられた。しかしこの文書をめぐる折衝の結果、司令部の考えがとりいれられ、二六年二月一六日「審議会等の設立基準等に関する件」が閣議決定[3]され、経済関係の審議会は大幅に規制されることになった。この閣議決定の要旨は次の通りである[4]。

(1)　審議会等の設置

審議会等は一般事項を審議するために設置されるのが原則であるが、下の六つの場合には特定事項に関する審議会等を設置することができる。但し、経済関係の審議会等についてはニ、ホ、ヘ、の場合が許されない。

イ　職業的資格の試験検定を行う場合

ロ　懲戒、職業的資格の制限又は剝奪を行う場合

ハ　官吏のみで組織され、又は委員が他の営利的職業と兼職できない旨の法律上の制限がある場合

ニ　行政処分に対する異議の申立、紛争等を裁定する場合

ホ　損害額、補償額等を判定する場合

ヘ　特定の行政行為について広く部外の公平な意見を聞く必要がある場合

(2)　審議会等の委員

産業界の役職員を任命する場合には、でき得る限り、大中小企業、地理的位置及び当該産業を構成する企業の諸形態を公平に代表するように選出しなくてはならない。

同一会社又は商企業の経営に直接若しくは間接に関与するものが二人以上委員に任命されてはならない。

経済関係審議会等については、事業者団体の役職員を委員に任命してはならない。但し既存のものであって現に事業者団体の役職員が委員となっているものについては、当該委員の任期中は差支えないこととする。

経済関係審議会等の委員の任期は、六ヵ月を越えない期間とし、必要によって更に一回を限って更新され得るものとする。

委員の任命及び任期の更新に当っては、内閣総理大臣の承認を経なければならない。

(3)　現存審議会等の措置

現存の各種審議会等については、行政簡素化及び経費節減の見地から、大幅にこれを縮減する。

この方針にのっとって、二六年に経済関係の審議会等は大幅に廃止ないし改編せられたのである。

二　財政金融関係審議会等の動向

個々の委員会審議会等の設置目的、構成、活動状況等については、触れることができないが（巻末資料「審議会、調査会等一覧」参照）、当該時期の主として大蔵省所管のものについて、その動向を記述しよう。

終戦直後、津島蔵相は「大蔵省所管ノ政務施行ニ関シ枢要ノ事項ニ参画セシムル為従来ノ財政顧問ニ代ヘ新ニ大蔵省顧問ヲ設置スルノ要アリ」として[5]、政界、財界及び大蔵省先輩一六人を顧問に任命し（昭和二〇年八月二九日勅令第五〇一号）、九月一日以降顧問会議を召集しその意見を徴した[6]。また、併行して二〇年八月二八日閣議了解をもって、大蔵省に「戦後通貨対策委員会」を設置し、「大蔵大臣ノ諮問ニ応ジインフレ防止其ノ他新段階ニ対処スベキ重要ナル物価対策ニ関シ意見ヲ具申シ又ハ参画立案セシムル」こととし貴衆両院議員及び学識経験者を委員に任命し活動を開始した。

続いて渋沢蔵相は、「戦後通貨対策委員会」を再編拡充し、名称も「戦後通貨物価対策委員会」として活動を継続し、さらに金融制度調査会を組織して、財政金融政策に民間の意見をとりいれることにつとめたが、これらの委員会の活動は、二一年二月には休眠状態に入った。

二一年五月、石橋蔵相が就任すると八月、大蔵省に財政・税制及び金融の三調査会を設置して「財政経済再建の方途を研究調査する」方針を樹て[7]、この方針は二一年一二月具体化し、それぞれ「官制」によって財政収支調整調査会（勅令第五九六号）、税制調査会（勅令第五九四号）、金融制度調査会（勅令第五九七号）が設置され、翌年片山内閣時代に至るまで精力的な活動を行なったが、三調査会とも二二年後半活動を終わった。その後は個々の具体的事項を調査審議するもの、懇談会形式で民間人と意見を交換する形の委員会審議会等は設置されたが、一般的に財政金融の重要政策に参画する形のものは設置されなかった。

この間、二〇年一〇月二〇日省議決定[8]で五一の委員会等のうち一五を整理し三六を残したが、その後また順次委員会等の数は増加した。二四年六月一日施行の「大蔵省設置法」において、大蔵省には本省二〇、財務局二、国税庁五、国税局四の計三一の審議会等の付置が法定された。しかし法令によらず閣議決定その他で設置された審議会等も

多く残存していた。

二四年一一月四日、政府は「審議会整理方針」を閣議決定し、[9] 裁判的な機能・試験検定的機能・鑑定的機能を営むものは残し、官吏のみを委員とするもの、民間の意見の聴取程度のものは廃し、類似するものは統合する方針を採り、一二月二日、存置する審議会等を具体的に決定し、全体で三五二のうち一八四を、大蔵省所管では五一のうち二四を存置することとした。また、この閣議決定実施上法令改正を要するものは、翌二五年の第七国会に提案してその措置がとられた。

しかし司令部がこの日本政府の審議会整理の方針を不満とし、審議会の設置基準や経済関係審議会等の委員の資格につき方針の改訂をうながしてきたことは前述したところであるが、政府は「審議会等の設置基準等に関する件」（昭和二六年二月一六日閣議決定）にのっとって、三月二七日「審議会等の整理に関する件」を閣議決定し、[10] 全体で二三六のうち七〇を廃止し、大蔵省所管では二六のうち一〇を廃止する決定をし、存置するものも委員の任期を短縮し、あるいは業者代表委員をいれかえる等の措置をとることとなって、関連法令は第一〇国会に提案された。なお、法令によらない事実上の打合会、連絡会は、審議会、審査会、協議会の名称を使用しないこととなった。

(1) 『行政機構年報』第二巻、四七―五二ページ。
(2) 同前、七―八ページ。
(3) 同前、三一―三三ページ所収。
(4) 同前、九―一〇ページ。
(5) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(6) 顧問は二一年六月二〇日全員免じられ、以後任命は行なわれていないが、顧問制度そのものは、二四年六月一日に廃止された（法律第一四号）（『昭和財政史』第二巻「財政機関」、巻末二一ページ）。

(7) 大蔵省資料Z六〇四―四一。
(8) 大蔵省資料Z六〇四―四四。
(9) 『行政機構年報』第一巻、八四ページ。
(10) 『行政機構年報』第二巻、三三ページ。

第二節　税務講習所・高等財務講習所

占領期に大蔵省に付置された付属機関のうち委員会、審議会等を除くほか、造幣局、印刷局、専売局の付属機関及び国税庁協議団、国税局協議団については、すでに当該機関の節で既述した。ここでは残る税務講習所及び高等財務講習所について述べる。

税務講習所は後の税務大学校の前身であって、昭和一六年、「税務職員ニ対シ税務行政ニ必要ナル学術及実務ヲ教授シ兼ネテ其ノ徳性ヲ涵養スル所」（昭和一六年五月一日勅令第五二七号「税務講習所官制」第一条）として設置された。終戦時には、所長のもと教授、助教授が配置され、仙台、名古屋、広島、熊本及び大阪の五カ所に支所が置かれていた。

昭和二四年六月一日、国税庁の設置により税務講習所は「大蔵省設置法」によって国税庁の付属機関となり、同時に機構が整備拡充された。すなわち、後述する高等財務講習所廃止のあとを受け、その機能の一部を引ついで幹部職員養成のための研修をも行なうことになり、支所は国税局所在地ごとに一一カ所に増置された。

国税庁に付置された税務講習所には、所長のもと幹事、教頭、学務主事、寮務主事及び教育官が配置され、二四年六月一日から高等科の講習が、二五年四月一日からは専攻科の講習が実施された。また、所務を所掌するため、教務課、庶務課の二課が設置された。

税務講習所支所は、支所長のもと幹事、教育官が配置され、普通科の講習は、東京、大阪、札幌（昭和二五年六月一日追加）、仙台、名古屋、広島及び熊本の七支所で実施され、これらの支所には学務主事、寮務主事が配置された。また、税務講習所及び支所では専攻科、高等科、普通課の講習のほか国税庁長官の命により税務職員に対する通信教育、短期講習その他必要な講習を実施することができ、職員の教養訓練に必要な資料の調査、情報提供等の事務をも行なった。この体制は二七年八月以降に引き継がれた。

高等財務講習所は、「大蔵部内官吏に対して、財務行政に従事する幹部職員として必要な学術及びその運用を教授し、兼ねて人格の陶冶を図る所」（昭和二二年五月二四日政令第六九号「高等財務講習所官制」第一条）として、二二年五月二四日設置された。所長（大蔵次官）のもと、副所長、教授、助教授が配置され教務課、庶務課の二課が置かれた。二四年五月末で、高等財務講習所は廃止されたが、その機能の一部は、税務講習所における高等科講習にひきつがれた。

付属資料

Ⅰ 法　令……七一三

一 日本国憲法（抜すい）……七一三

二 大日本帝国憲法（抜すい）……七一三

三 財政法……七一四

四 会計法……七一七

五 財政法第三条の特例に関する法律……七一七

六 財政法・会計法等の改正……七二七

七 （参考）財政法仮案……七三六

Ⅱ 特別会計施行期間一覧……七四〇

Ⅲ 機構・定員関係統計表等……巻末2

一 司令部の指示により設置された財政経済関係行政機関……巻末2

二 大蔵省職員定員……巻末4

三 大蔵省地方支分部局名称、設置数等……巻末12

四 審議会・調査会等一覧……巻末23

I　法　令

凡　例

1　件名・題名は『法令全書』によった。
2　かっこ内は公布年月日と法令番号であり、「法」は法律を示す。
3　法律の目次と見出し、法律改正の側定文はすべて省略した。
4　改行・字下げは原則として『法令全書』によった。
5　法令の沿革等については「資料編」所収の法令索引を参照されたい。

一　日本国憲法（抜すい）

第七章　財　政

第八十三条　国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条　あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条　国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条　国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
　会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一条　内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。
（関連条項）

第三十条　国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第六十条　予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第七十三条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
五　予算を作成して国会に提出すること。

二　大日本帝国憲法（抜すい）

第六章　会　計

第六二条　新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス

国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ

第六三条　現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス

第六四条　国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ

予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝国議会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六五条　予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六六条　皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議会ノ協賛ヲ要セス

第六七条　憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六八条　特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ継続費トシテ帝国議会ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六九条　避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ

第七〇条　公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議会ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七一条　帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ

第七二条　国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト倶ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ

会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

（関連条項）

第二一条　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス

三　財　政　法（昭二二・三・三一　法三四）

第一章　財政総則

第一条　国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。

第二条　収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。

前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支払には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。

なお第一項の収入及び支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。

歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。

第三条　租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

第四条　国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第五条　すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

第六条　各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

第七条　国は、国庫金の出納上必要があるときは、大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第八条　国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

第九条　国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

第十条　国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。

第二章　会計区分

第十一条　国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第十二条　各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

第十三条　国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運

用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第三章　予算

第一節　総　則

第十四条　歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。

第十五条　法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。

前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降三箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。

第二項の規定により国が債務を負担した行為については、次の常会において国会に報告しなければならない。

第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

第二節　予算の作成

第十六条　予算は、予算総則、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為とする。

第十七条　衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十八条　大蔵大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。

内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。

第十九条　内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

第二十条　大蔵大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基

いて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第二十一条　大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣及び各省（以下各省各庁という。）の予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

第二十二条　予算総則には、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一　第四条第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額

二　第四条第三項の規定による公共事業費の範囲

三　第五条但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額

四　第七条第三項の規定による大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額

五　第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為の限度額

六　前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項

第二十三条　歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、更に、各部中においてはこれを款項に区分し、又、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別を明らかにしなければならない。

第二十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上しなければならない。

第二十五条　歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、国会の承認を得ることができる。

第二十六条　国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

第二十七条　内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中に、国会に提出するのを常例とする。

第二十八条　国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

一　歳入予算明細書

二　各省各庁の予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書

三　前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表

四　国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書

五　国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書

六　国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

七　国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書

八　国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書

九　その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

第二十九条　内閣は、予算作成後に生じた事由に基き必要避けることのできない経費若しくは国庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上国の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、予算作成の手続に準じ、追加予算を作成し、これを国会に提出することができる。

内閣は、前項の場合を除くの外、予算の成立後に生じた事由に基いて、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、その修正を国会に提出することができる。

第三十条　内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第三節　予算の執行

第三十一条　予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び国庫債務負担行為を配賦する。

前項の規定により配賦する歳入歳出予算は、更に、歳入にあつては、項を目に、歳出にあつては、項を目及び節に区分する。

大蔵大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第三十二条　各省各庁の長は、歳出予算については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。

第三十三条　各省各庁の長は、歳出予算の定める各項の金額若しくは各部局等の金額を彼此流用することができない。但し、予算の執行上必要がある場合においては、各省各庁内の部局等の間で、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することができる。

各省各庁の長は、目又は節の経費については、政令の定めるところにより、流用することができる。

第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。

第一項但書及び第二項の規定による流用については、大蔵大臣が会計検査院に通知しなければならない。

第一項但書及び第二項の規定により流用した経費の金額については、歳入歳出の決算において、これを明らかにすると

ともに、その理由を記載しなければならない。

第三十四条　各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された予算に基いて、大蔵大臣の定める期間に従い支出事務職員及び契約事務職員ごとに、支出の所要額及び国の支出の原因となる契約その他の行為（以下契約等という。）の所要額を定め、支払又は契約等の計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、国庫金、歳入及び金融の現況並びに経費の支出状況等を勘案して、前項の期間ごとに、支払又は契約等の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。

大蔵大臣は、前項の方針に基いて第一項の支払又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各庁の長及び会計検査院に通知するとともに、支払計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。

第三十五条　予備費は、大蔵大臣が、これを管理する。

各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各庁の長が第十五条第二項の規定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

第三十六条　予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。

第四章　決　算

第三十七条　各省各庁の長は、毎会計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

第三十八条　大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告

書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(一)歳入

一　歳入予算額

二　徴収決定済額（徴収決定のない歳入については収納後に徴収済として整理した額）

三　収納済歳入額

四　不納欠損額

五　収納未済歳入額

(二)歳出

一　歳出予算額

二　前年度繰越額

三　予備費使用額

四　流用等増減額

五　支出済歳出額

六　翌年度繰越額

七　不用額

第三十九条　内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十条　内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び国の債務に関する計算書を添附する。

第四十一条　毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第五章　雑　則

第四十二条　毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、第二十五条の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び年度内に契約等をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三条　各省各庁の長は、前条の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならない。

前項の承認があつたときは、当該経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

第四十四条　国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五条　各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第四十六条　内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前

前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。

第四十七条　この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

附　則

第一条　この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条、第三十条、第三十一条、第三十五条並びに第三十六条の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行し、第三条、第十条及び第三十四条の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

第四条及び第五条の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度の予算に計上される公債又は借入金について、第七条、第三章の規定（第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十八条、第三十条、第三十一条並びに第三十四条乃至第三十六条の規定を除く。）及び第四章の規定は、昭和二十二年度以後の会計年度の予算及び決算について、これを適用する。

第二条　この法律中「国会」、「内閣」、「各省各庁」又は「政令」とあるのは、日本国憲法施行の日までは、これを夫々「帝国議会」、「政府」、「各省」又は「勅令」と読み替えるものとする。

日本国憲法施行の日までは、第二十条第二項中「衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）」とあるのは「各省大臣」、第二十一条中「衆議院、参議院、裁判所及び会計検査院並びに内閣及び各省（以下各省各庁という。）」とあるのは「各省」と読み替えるものとする。

第三条　この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第四条　従来予算外国庫の負担となるべき契約に関する件として帝国議会の協賛を経た事項は、日本国憲法施行後においては、国庫債務負担行為となるものとする。但し、この場合においては、改正後の第十五条第三項の規定は、これを適用しない。

第五条　左に掲げる法令は、これを廃止する。

明治四十四年法律第二号（公共団体に対する工事補助費繰越使用に関する法律）

明治五年太政官布告第十七号（政府に対する寄附に関する件）

四　会　計　法（昭二二・三・三一　法三五）

第一章　総　則

第一条　一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

歳入及び歳出の会計年度所属の区分については、政令でこれを定める。

第二条　各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。

第二章　収　入

第三条　租税その他の歳入は、法令の定めるところにより、これを徴収又は収納しなければならない。

第四条　大蔵大臣は、歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理し、各省各庁の長は、その所掌の歳入の徴収及び収納に関する事務を管理する。

第五条　租税その他の歳入は、官吏（国会の職員を含む。以下同じ。）で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者（以下歳入徴収官という。）でなければ、これを徴収することができない。

第六条　歳入徴収官は、租税その他の歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

第七条　租税その他の歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。但し、出納員に収納の事務を分掌させる場合又は日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない。

出納官吏又は出納員は、租税その他の歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に払い込まなければならない。

第八条　歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第九条　出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済となつた歳出の返納金は、政令の定めるところにより、各々支払つた歳出の金額に戻入することができる。

第三章　支出及び債務の負担

第一節　総　則

第十条　各省各庁の長は、その所掌に係る債務の負担及び支出に関する事務を管理する。

第二節　債務の負担

第十一条　契約等（財政法第三十四条第一項に規定する契約等をいう。以下同じ。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

第十二条　各省各庁の長は、財政法第三十一条第一項の規定により配賦された予算に基いて契約等をなすには、同法第三十四条の規定により承認された契約等の計画に定める金額を超えてはならない。

第十三条　各省各庁の長は、他の官吏に委任して、契約等をさせることができる。

第三節　支　出

第十四条　各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第三十四条の規定によ

り承認された支払計画に定める金額を超えてはならない。

第十五条　各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、又は大蔵大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書（以下国庫金振替書という。）を日本銀行に交付しなければならない。

第十六条　各省各庁の長は、債権者のためでなければ小切手を振り出すことはできない。但し、第十七条、第十九条乃至第二十一条の規定により、主任の官吏又は日本銀行に対し資金を交付する場合は、この限りでない。

第十七条　各省各庁の長は、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他経費の性質上主任の官吏をして現金支払をなさしめなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令に定めるものについては、当該官吏をして現金支払をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる。

第十八条　各省各庁の長は、前条に規定する経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは大蔵大臣の承認を経て、会計年度開始前、主任の官吏に対し同条の規定により資金を交付することができる。

大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、日本銀行及び会計検査院に通知しなければならない。

第十九条　大蔵大臣は、日本銀行をして国債の元利払の事務を取り扱わしめるため、必要な資金を日本銀行に交付することができる。

第二十条　各省各庁の長は、政令の定めるところにより、現金支払をなさしめるため、逓信官署その他の官署の当該官吏をしてその保管に係る歳入金、歳出金又は歳入歳出外現金を繰り替え使用せしめることができる。

各省各庁の長は、前項の規定により、歳出金に繰り替え使用した現金を補塡するため、その補塡の資金を当該官吏に交付することができる。

第二十一条　各省各庁の長は、隔地者に支払をしようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支払をなさしめることができる。

前項の規定は、隔地の出納官吏に対し第十七条又は前条第二項の規定により資金を交付しようとする場合に、これを準用する。

第二十二条　各省各庁の長は、運賃、傭船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

第二十三条　各省各庁の長は、逓信官署その他特殊の経理を必要とする官署で政令で定めるものの事務費については、政令の定めるところにより、その全部又は一部を主任の官吏に渡切を以て支給することができる。

第二十四条　各省各庁の長は、他の官吏に委任してその所掌に属する歳出金を支出するため小切手を振り出さしめ又は国庫金振替書を発せしめることができる。

第二十五条　各省各庁の長又はその委任を受けた官吏（以下支

出官という。）は、政令の定めるところにより、小切手又は国庫金振替書につき大蔵大臣又はその指定する官吏の認証を受けなければならない。

第二十六条　歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。

第二十七条　過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれを支出しなければならない。但し、財政法第三十五条第三項但書の規定により大蔵大臣の指定する経費の外、その経費所属年度の毎項金額中不用となつた金額を超過してはならない。

第四節　支払

第二十八条　日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日附から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

日本銀行は、第二十一条の規定により、資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の交付のために振り出した小切手の振出日附から一年を経過した後は、債権者又は出納官吏に対し支払をすることができない。

第四章　契約

第二十九条　各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならない。但し、各省各庁の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、大蔵大臣に協議して、指名競争に付し又は随意契約にすることができる。

第五章　時効

第三十条　金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第三十一条　金銭の給付を目的とする国の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、適用すべき他の法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

第三十二条　法令の規定により、国がなす納入の告知は、民法第百五十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第六章　国庫金及び有価証券

第三十三条　各省各庁の長は、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は有価証券を保管することができない。

第三十四条　日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

前項の規定により日本銀行において受け入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする。

第三十五条　国は、その所有又は保管に係る有価証券の取扱を日本銀行に命ずることができる。

第三十六条　日本銀行は、その取り扱つた国庫金の出納、国債

の発行による収入金の収支、第十九条又は第二十一条の規定により交付を受けた資金の収支及び前条の規定により取り扱つた有価証券の受払に関して、会計検査院の検査を受けなければならない。

第三十七条　日本銀行が、国のために取り扱う現金又は有価証券の出納保管に関し、国に損害を与えた場合の日本銀行の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

第七章　出納官吏

第三十八条　出納官吏とは、現金又は物品の出納保管を掌る官吏をいう。

出納官吏は、法令の定めるところにより、現金又は物品を出納保管しなければならない。

第三十九条　出納官吏は、各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が、これを命ずる。

各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が必要があると認めるときは、前項の出納官吏の事務の全部を代理する代理出納官吏又はその事務の一部を分掌する分任出納官吏を命ずることができる。

第四十条　各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、各省各庁の事務員をして現金又は物品の出納保管を分掌せしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管に関する事務の分掌を命ぜられた事務員は、これを出納員という。

第四十一条　出納官吏が、その保管に係る現金又は物品を亡失毀損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、弁償の責を免れることができない。但し、各省各庁の長の定めた規程により各省各庁の職員の使用に供した物品の亡失毀損について、合規の監督を怠らなかつたことを証明した場合は、その責に任じない。

出納官吏は、単に自ら事務を執らないことを理由としてその責を免れることができない。但し、代理出納官吏、分任出納官吏又は出納員の行為については、この限りでない。

第四十二条　各省各庁の長は、出納官吏がその保管に係る現金又は物品について、これを亡失毀損したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第四十三条　各省各庁の長は、出納官吏の保管に係る現金又は物品の亡失毀損があつた場合においては、会計検査院の検定前においても、その出納官吏に対して弁償を命ずることができる。

前項の場合において、会計検査院が出納官吏に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

第四十四条　代理出納官吏、分任出納官吏及び出納員は、その行為については、自らその責に任ずる。

第四十五条　出納官吏に関する規定は、出納員について、これを準用する。

第八章　雑則

第四十六条　大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各庁に対して、収支の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について実地監査を行い、又は必要に応

じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができる。

大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各庁の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者（補助金の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができる。

第四十七条　大蔵省、歳入徴収官、各省各庁の長、第十三条の規定により契約を行うことを委任された官吏、支出官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを大蔵省又は会計検査院に送付しなければならない。

出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令の定めるところにより、その出納した歳入金又は歳出金について、歳入徴収官又は支出官に報告しなければならない。

第四十八条　国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出及び契約等に関する事務を、都道府県の吏員をして取り扱わしめることができる。

前項の規定により、歳入、歳出及び契約等に関する事務を取り扱う都道府県の吏員については、歳入徴収官、支出官、第十三条の規定により契約等を行うことを委任された官吏及び出納官吏に関する規定を準用する。

第四十九条　第十五条の規定は、各省各庁の長又はその委任を受けた官吏が、歳出金の支出によらない国庫金の払出をする場合について、これを準用する。

第五十条　この法律施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附　則

第一条　この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第七章及び第四十八条の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行し、第十二条、第十四条及び第二十五条の規定並びにこの法律中国庫金振替書に関する規定施行の日は、各規定について、政令でこれを定める。

第二条　この法律中「政令」とあるのは、日本国憲法施行の日までは、これを「勅令」と読み替えるものとする。

第三条　従前の第一条又は第六条の規定は、昭和二十一年度に属する歳入歳出の出納に関する事務の完結並びに同年度に属する大蔵省証券の発行、借入金の借入及びこれらの償還に関しては、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

第四条　従前の第三十五条乃至第三十七条の規定は、日本国憲法施行の日まで、なお、その効力を有する。

第五条　昭和二十年度歳入歳出の決算については、次の会期において国会に提出することができる。

第六条　国の会計経理に関する事項を調査審議しその結果に基いて会計経理に関する必要な改善措置を内閣に建議させるため、臨時に内閣に会計制度調査会を設置する。

調査会は、会長一人及び委員六人以内で、これを組織する。

会長は大蔵次官を以てこれに充て、委員は会計検査院の官

吏の中から一人、各省の官吏の中から二人及び学識経験のある者の中から三人以内を内閣において命ずる。

調査会の事務を整理するため、調査会に、書記若干人を置く。

調査会は各省各庁に対し、その会計経理に関する資料の提出を求め又は報告をさせることができる。

内閣は、第一項の規定により調査会の建議を受けたときは、その建議に基いて、必要な法律案を国会に提出するものとする。この場合においては、調査会の建議に関する文書を参考として添附しなければならない。

調査会の廃止を必要とすることとなつた場合に関し、必要な事項は、法律でこれを定める。

前各項（第六項を除く。）に定めるものの外、調査会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

五　財政法第三条の特例に関する法律

（昭二三・四・一六　法二七）

政府は、現在の経済緊急事態の存続する間に限り、財政法第三条に規定する価格、料金等は、左に掲げるものを除き、法律の定又は国会の議決を経なくても、これを決定し、又は改定することができる。

一　製造煙草（外国煙草及び輸出用製造煙草を除く。）の定価郵

二　便、電信、電話、郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金に関する料金

三　国有鉄道（国有鉄道に関連する国営船舶を含む。）における旅客及び貨物の運賃の基本賃率

附　則

この法律施行の期日は、その成立の日から十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

この法律は、物価統制令の廃止とともに、その効力を失う。

財政法第三条の規定施行の際現に効力を有するこの法律の本則各号に掲げる定価、料金及び基本賃率は、財政法第三条の規定施行の日において、同条の規定に基いて定められたものとみなす。

六　財政法・会計法等の改正

会計法一部改正（昭二三・七・一　法七九）

第四十八条　国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約等、第二十五条の規定による認証及び物品に関する事務を、特別調達庁の役職員又は都道府県若しくは特別市の吏員をして取り扱わしめることができる。

前項の規定により、歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約等、第二十五条の規定による認証及び物品に関する事務を取り扱う特別調達庁の役職員又は都道府県若しくは特別市の吏員については、この法律及びその他の会計に関する法令中、当該事務の取扱に関する規定を準用する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前、都道府県の吏員において取り扱つた国の歳入歳出外現金、会計法第二十五条の規定による認証及び物

品に関する事務については会計法及びその他の会計に関する法令中、当該事務の取扱に関する規定の準用があるものとする。

財政法一部改正（昭二四・四・一　法二三）

第二十三条を次のように改める。

第二十三条　歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分しなければならない。

第二十四条中「計上しなければならない。」を「計上することができる。」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条　各省各庁の長は、歳出予算の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。

各省各庁の長は、各目又は大蔵大臣の指定する節の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、目の間又は節の間において、彼此流用することができない。

各省各庁の長は、前項の規定により大蔵大臣の指定する節以外の節の経費の金額については、各省各庁の長限り、当該節相互の間において、彼此流用することができる。

大蔵大臣は、第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基く移用については、その旨を日本銀行に通知しなければならない。

第一項但書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

前五項に定めるものの外、歳出予算の経費の金額の移用及び流用に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十四条　各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、国の支出の原因となる契約その他の行為（以下支出負担行為という。）に因る所要額及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は支払の計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、国庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支出負担行為又は支払の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。

大蔵大臣は、第一項の支出負担行為又は支払の計画について承認をしたときは、各省各庁の長及び会計検査院に通知するとともに、支払計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。

第三十五条第五項を次のように改める。

第一項の規定は、第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為に、第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各庁の長が第十五条第二項の規定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目又は節に区分し難い項があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目又は節の区分をしないで配賦することができる。

前項の規定により目又は節の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、大蔵大臣の承認を経て、目又は節の区分をしなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定により目又は節の区分について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

附　則

1　この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、第二十三条及び附則第一条の二の改正規定は、昭和二十四年度の予算から適用する。

2　昭和二十三年度分の歳出予算の経費の金額の流用並びに同年度分の契約等の計画及び支払計画に関しては、なお、従前の例による。

財政法一部改正（昭二五・三・三一　法六〇）

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項を次のように改める。

前項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

第三十三条第二項中「又は大蔵大臣の指定する節」及び「又は節の間」を削り、同条第四項中「会計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基く移用については、その旨を日本銀行」を「当該各省各庁の長及び会計検査院」に改め、同条第五項中「、第二項又は第三項」を「又は第二項」に改め、同条第三項及び第六項を削る。

第三十四条第一項中「及び支出の所要額について、支出負担行為担当事務職員及び」を「については各省各庁ごとに、支出の所要額については」に改める。

第四十二条但書中「契約等」を「支出負担行為」に改める。

附則第一条の二中「又は節」を削る。

附則第五条の次に次の一条を加える。

第六条　内閣は、昭和二十五年度の予算に限り、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合においては、当該年度の予算に添附して国会に提出した予定経費要求書又は歳入歳出予定計算書に掲げた目を整理統合して定めた目の区分により配賦することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年度の予算

から適用する。

2　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条　削除

3　電気通信事業特別会計法（昭和二十四年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条　削除

大蔵省設置法一部改正（抄）（昭二五・五・四　法一四一）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

第七条　国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に財政制度審議会を置く。

2　審議会は、大蔵事務次官及び委員十二人以内で組織する。

3　大蔵事務次官は、審議会の会長として、会務を総理する。

4　審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識又は経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。

5　審議会の委員は、非常勤とする。

会計法一部改正（昭二六・三・三一　法一〇四）

第十九条中「国債の元利払」の下に「及び国の保管に係る現金の利子の支払」を加える。

第三十五条中「有価証券の取扱」の下に「及びその保管に係る現金の利子の支払」を加える。

附　則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

財政法、会計法等の財政関係法律一部改正（抄）（昭二七・三・五　法四）

第一条　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二　国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたつて支出することができる。

前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。

前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

第十四条の三　歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「若しくは継続費の総額」を加える。

第十六条中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第十七条及び第十八条第一項中「歳出」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十条第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を「、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）」に改める。

第二十一条中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改める。

第二十二条中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十三条中「その性質」の下に「に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し」を加え、「部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項」を「これを項」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　継続費は、その支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

第二十八条第二号中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書

第三十一条第一項中「歳入歳出予算」の下に「、継続費」を加え、同条第二項中「歳入歳出予算」の下に「及び継続費」を加える。

第三十二条中「歳出予算」の下に「及び継続費」を加える。

第三十三条第一項本文中「歳出予算」の下に「又は継続費」を加え、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第三十四条第一項中「国の支出の原因となる契約その他の行為（以下支出負担行為という。）に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は」を「支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、」に改め、同条第二項中「支出負担行為又は」を削り、同条第三項中「支出負担行為又は」及び「支払計画は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二　各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予

算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第三十九条及び第四十条第二項中「歳出決算報告書及び」の下に「継続費決算報告書並びに」を加える。

第四十二条中「毎会計年度」を「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度、」に、「歳出予算のうち、第二十五条の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び」を「歳出予算の経費の金額のうち、」に、「終らなかつた経費の金額」を「終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）」に改める。

第四十三条第一項中「前条」を「第十四条の三第一項又は前条但書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二　継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、逓次繰り越して使用することができる。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

前条第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

第二条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（歳入徴収官が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といい、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官という。

第五条中「官吏（国会の職員を含む。以下同じ。）で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者（以下歳入徴収官という。）」を「歳入徴収官」に改める。

第十条中「財政法第三十四条」を「財政法第三十四条の二」に改める。

第十二条中「予算」を「歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四条の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四条」を「同項」に、「支出負担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

第十三条から第十三条の四までを次のように改める。

第十三条　各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為担当官が第四項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官という。

第十三条の二　支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四条第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四条第三項に

規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

第十三条の三　各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出負担行為認証官（第一項又は前項の規定により支出負担行為の認証を行う職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為認証官が第四項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為認証官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為認証官という。

第十三条の四　前条の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三条の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。

第十四条第二項中「認証」を「確認又は認証」に改める。

第十六条中「官吏」を「職員」に改める。

第十七条中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十八条第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十三条中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四条から第二十五条の二までを次のように改める。

第二十四条　各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項に規定する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、支出官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出官が第四項において準用する第四条の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四条の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出官の事務を代理する職員を代理支出官という。

第二十五条　削除

第二十九条中「大蔵大臣に協議して」を「政令の定めるところにより」に改める。

第三十八条中「官吏を」を「職員を」に改める。

第三十九条中「官吏が」を「職員が」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条　各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして現金又は物品の出納保管の事務を取り扱わしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管の事務を取り扱う職員は、これを出納員という。

同条の次に次の一条を加える。

第四十条の二　各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員を出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とすることができる。

前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所属の職員を出納員とすることができる。

5　この法律施行前、改正前の会計法第十三条の二の規定による認証を受けた支出負担行為でこの法律施行の際まだ支出を了していないものについては、改正後の同法第十三条の二の規定による確認又は改正後の同法第十三条の四の規定による認証を受けたものとみなす。

6　この法律施行の際改正前の会計法又はこれに基く命令の規定により歳入徴収官、支出負担行為担当官及び支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員である者は、この法律施行後は、それぞれ改正後の同法の相当規定による歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員になつたものとみなす。

7　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同条第十七号を次のように改める。

十七　削除

第八条第七号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同条第八号を次のように改める。

八　削除

8　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十四号を削り、同条第十五号を同条第十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

9　電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第十八号を削り、同条第十九号を同条第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

10　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十三条の二第一項」を「第十三条第三項」に改め、同項第二号中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第三項」に改め、同項第三号中「第二十五条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏」を「職員」に改め、同条第三項中「支出負担行為の認証（会計法第十三条の二の規定による支出負担行為の認証」を「支出負担行為の確認又は認証（会計法第十三条の二の規定による支出負担行為の確認及び同法第十三条の四の規定による支出負担行為の認証」に改める。

七　（参考）財政法仮案

第一条　国の会計年度は、毎年四月一日に始り、翌年三月三十一日に終る。

一会計年度に属する歳入歳出とは、その期間内に、国庫に於て出納が行はれるものをいふ。

第二条　租税その他一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とし、歳入歳出はこれを総予算に編入する。

第三条　毎会計年度の経費の定額は、その年度の歳入で、これを支弁しなければならない。

第四条　歳入歳出の総予算は、遅くとも、会計年度の始る年の一月に、国会にこれを提出しなければならない。

必要避けることのできない経費及び法律又は契約に基く経費に不足を生じた場合を除いては、追加予算を提出することはできない。

第五条　歳入歳出の総予算は、部款項に区分する。総予算には、国会の参考のため、左の文書を添付しなければならない。

一、歳入予算明細書

二、歳出予算明細書

第六条　予算中に設ける予備費は、第一予備金と第二予備金とに分ける。

第一予備金は、避けることのできない予算の不足を補ふものとする。

第二予備金は、予算外に生じる必要の費用に充てるものとする。

予備費の支出については、次の常会に於て、国会に提出して、その同意を得なければならない。

第七条　翌年度以降に竣功する、工事製造その他の事業に関する経費、その他特別の必要に基くものについては、内閣は、あらかじめ年限を定めて、継続費として、国会の議決を経ることができる。

国会は、内閣の同意あるときは、前項の議決にかかはらず、翌年度以降に於て、其の年度に属する歳出を削減することができる。

第八条　内閣は、予算に定める場合及び災害事変その他避けることの出来ない事由のある場合には、国の負担となる契約を締結することができる。

前項の災害事変その他避けることのできない事由のある場合に、国の負担となる契約を締結することのできる金額は、毎年度国会の議決を経て、これを定める。

第九条　内閣は、毎会計年度の予算のほかに、暫定予算を作製し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経ることができる。

暫定予算は、前年度の予算を基準として、一箇月の期間について、これを作製する。

会計年度の始るときまでに、予算が成立するに至らなかつたときは、内閣は、予算の成立するときまで、暫定予算に基いて、国費を支出し、又は国の負担となる契約を締結することができる。

暫定予算に基いて、支出した金額又は締結した国の負担となる契約は、予算の成立したときは、これを、予算の定額から支出したもの又は予算の定めるところにより締結したものとみなす。

第十条　租税その他の収入の増収を行ふため、法律案が衆議院に提出せられた場合に、特に衆議院が議決をしたときは、内閣は、その法律案に基き、租税その他の収入を、仮に徴収することができる。

第十一条　歳出予算に関する国会の議決は、予算の項以上について行はれる。

内閣が、予算に定めた目的の外に定額を使用し、又は各項の金額を流用することはできない。

第十二条　内閣は、国庫金の出納上、必要があるときは、大蔵省証券を発行し、又は日本銀行より借入を為すことができる。

大蔵省証券及び借入金は、その年度の歳入で、これを償還しなければならない。

大蔵省証券及び借入金の最高額は毎年度国会の議決を経てこれを定める。

第十三条　内閣は、左の場合に於ては、国会の財政委員会にあらかじめ報告する。

一、歳出予算の執行にあたり、重要な節減を行ふとき。

二、重要な予備費の支出を行ふとき。

三、歳入歳出予算の部款項の区分につき、重要な改正を行ふとき。

第十四条　会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出する歳入歳出の総決算は、翌年開会の常会の際、これを国会に提出しなければならない。

総決算は、総予算と同一の様式を用ゐて、左の事項の計算を明記しなければならない。

歳入の部

歳入予算額

調定済歳入額

収入済歳入額

不納欠損額

収入未済歳入額

歳出の部

歳出予算額

予算決定後増加歳出額

支出済歳出額

翌年度繰越額

不用額

総決算には、会計検査院の検査報告とともに、左の文書を添付しなければならない。

一、歳入決算明細書

二、歳出決算明細書

三、国債計算書

第十五条　内閣は、国会及び国民に対し、定期に少くとも毎年一回、左の事項について報告しなければならない。

一、その年度の収入支出の実績

二、その年度の歳入歳出総額の見込

三、前年度の歳入歳出の実績

四、国有財産に関すること

五、国債その他国の債務に関すること

六、その他国の財政状況を報告するに必要と認めること

第十六条　特別の必要に因り、本法により難いものあるときは、特別会計を設置することができる。

特別会計を設置するには、法律で定めなければならない。

(注)　1)本表は，昭和21～28年度において存在した特別会計の沿革を年度基準で示すことを目的とする．2)存続期間を線分で示し，○は創設及び改組（根拠法の新規制定及び全部改正並びに法の定めによる継承），△は単なる名称変更，×は特別会計としての廃止を示す．3)改廃が会計年度始終期に一致しない場合に限り，その年月日を表示した．またそれ以外の年数表示はすべて年度を意味する．4)本表で「現存」とは，昭和52年度始期における現存をいう．5)廃止について特に注記のないものは，一般会計への帰属を意味する．6)とくに，外国為替資金特別会計とその前身の沿革については，本巻中の該当個所及び第15巻「国際金融・貿易」を参照されたい．7)本表は特別会計そのものの沿革を示すものであり，その根拠法の沿革及び当該特別会計によって運営される制度，機構の沿革とは区別される．

特別会計施行期間一覧

1. 司令部の指示により設置された財政経済関係行政機関

設置当初所管	行政機関名	設置		廃止		
		年月日	根拠法令	年月日	根拠法令	年月日
	会計検査院	22. 5. 3	21 法 73	(現存)	—	
内閣，総理庁又は総理府	経済安定本部	21. 8.12	21 勅 380	27. 8. 1	27 法 284	21. 5.17
	物価庁	21. 8.12	21 勅 381	27. 4. 1	27 法 40	
	公正取引委員会	22. 7. 1	22 法 54	(現存)	—	21. 8
	地方財政委員会	23. 1. 7	22 法 155	24. 6. 1	24 法 131	22. 4.30
	賠償庁	23. 2. 1	23 法 3	27. 4.28	27 法 116	
	外資委員会	24. 3.15	24 政 51	27. 8. 1	27 法 269	24. 1.14
	外国為替管理委員会	24. 3.16	24 政 53	27. 8. 1	27 法 269	24. 2. 2
	地方財政委員会	25. 5.30	25 法 210	27. 8. 1	27 法 261	24. 8.27
大蔵省	税関	21. 6. 1	21 勅 293	(現存)	—	21. 4. 8
	証券取引委員会	23. 5. 7	23 法 25	27. 8. 1	27 法 270	22.10.27
	銀行局検査部	23. 7. 5	分課規程改正	(現存)	—	
	会計士管理委員会	23. 8. 1	23 法 103	24. 6. 1	24 法 144	
	国税庁	24. 6. 1	24 法 144	(現存)	—	24. 4.22
	日本専売公社	24. 6. 1	23 法 255	(現存)	—	23. 7.22
	公認会計士管理委員会	25. 4. 1	25 法 94	27. 8. 1	27 法 270	24. 8.27
	国税庁(局)協議団	25. 7. 1	25 法 141	45. 5. 1	45 法 8	〃
外務省	特殊財産局	23. 1.31	23 法 4	24. 6. 1	24 法 130	
商工省	貿易庁	20.12.14	20 勅 704	24. 5.25	24 法 102	20.10. 9
(公法人)	特別調達庁	22. 9. 1	22 法 78	27. 4. 1	27 法 42	22. 3

(注) 1. 本表は，本書で取り扱った範囲内の行政機関で，財政経済に関係ある機関を対象として作成
2. 司令部の指示欄で空欄のものは，口頭の指示による。

司令部の指示		モデルとなったアメリカの機関	備考
文書種別	件名		
			組織全面改正
SCAPIN 960	経済安定本部	Office of Economic Stabilization	経済審議庁に改組
		Office of Price Administration	経済安定本部物価局へ
非公式メモ	産業秩序に関するカイム氏試案	Federal Trade Commission	
セクション・メモ(G.S)	内務省の分権化に関する件		地方自治庁財政部へ
SCAPIN 1961	日本における非日本人の事業活動に関する件		大蔵省為替局へ
SCAPIN 1968	外国為替の管理に関する件		大蔵省為替局へ
報告書	シャウプ使節団日本税制報告書		自治庁財政部・税務部へ
SCAPIN 941-A	日本税関機構に関する件		
非公式メモ	証券取引法改正に関するアダムス氏試案	Securities and Exchange Commission	内局理財局へ
			内局理財局へ
SCAPIN 2001	日本政府の国税行政改組	Bureau of Internal Revenue(財務省)	
書簡	公務員制度に関し，マ司令官から芦田首相宛	Government Corporation	専売局を改組
報告書	シャウプ使節団日本税制報告書		内局理財局へ
〃	〃		国税不服審判所に改組
			賠償庁特殊財産部へ
SCAPIN 110	必需物資の輸入に関する件		通商産業省通商振興局へ
非公式メモ	特別調達庁設置に関する基本要綱		24.6.1総理府外局の行政機関に改組，27.4.1調達庁に改組

した．なお専売公社は専売局の改組という意味でこの表に掲げた．

2. 大蔵省職員定員

(1) 大蔵省官制定員（昭和20年8月～24年5月）

区分	年月日	20年8月15日現在				21年4月1日現在			
		勅任	奏任	判任	計	1級	2級	3級	計
本省内部部局	事務官	8	142	632	782	8	104	384	496
	技官	3	50	181	234	1	13	12	26
	事・技		—	—	—	—	—	—	—
	計	11	192	813	1,016	9	117	396	522
高等財務講習所	事務官								
	教官								
	計								
税務講習所	事務官	—	—	6	6	—	—	6	6
	教官	—	7	9	16	—	6	9	15
	計	—	7	15	22	—	6	15	21
財務局	事務官	11	156	* 1,638	1,805	8	310	1,509	1,827
	技官	—	14	79	93	—	74	166	240
	事・技	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	11	170	1,717	1,898	8	384	1,675	2,067
税務署	事務官	—	366	*10,647	11,013	—	339	8,711	9,050
	技官	—	—	87	87	—	—	87	87
	計	—	366	10,734	11,100	—	339	8,798	9,137
税関	事務官								
	技官								
	事・技								
	計								
大蔵本省計	事務官	19	664	12,923	13,606	16	753	10,610	11,379
	技官	3	64	347	414	1	87	265	353
	事・技	—	—	—	—	—	—	—	—
	教官	—	7	9	16	—	6	9	15
	計	22	735	13,279	14,036	17	846	10,884	11,747
証券取引委員会	事務官								
	技官								
	計								
会計士管理委員会	事務官								
造幣局	事務官	—	6	68	74	—	8	47	55
	技官	1	32	124	157	1	22	79	102
	計	1	38	192	231	1	30	126	157
印刷局	事務官	1	12	164	177	1	9	115	125
	技官	1	48	271	320	1	40	199	240
	教官	—	—	5	5	—	—	3	3
	計	2	60	440	502	2	49	317	368
専売局	事務官	9	101	2,262	2,372	8	85	2,124	2,217
	技官	2	109	880	991	2	108	864	974
	教官	—	—	4	4	—	—	3	3
	計	11	210	3,146	3,367	10	193	2,991	3,194
計	事務官	29	783	15,417	16,229	25	855	12,896	13,776
	技官	7	253	1,624	1,884	5	257	1,407	1,669
	事・技	—	—	—	—	—	—	—	—
	教官	—	7	16	23	—	6	15	21
	計	36	1,043	17,057	18,136	30	1,118	14,318	15,466

(注) 1. 大蔵省関係の「官制」及び「臨時設置制」等の法令により作成．2. 本表は，
た，大臣，政務次官，次官，秘書官，証券取引委員会・会計士管理委員会の委員，
の略．3. *に掲げた人員中，487人は財務局・税務署を通じての定員であるが，

22年4月1日現在				23年4月1日現在				23年9月15日～24年5月31日			
1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
11	153	576	740	13	222	744	979	13	342	871	1,226
1	18	23	42	1	23	42	66	1	20	29	50
—	22	30	52	—	35	67	102	—	35	67	102
12	193	629	834	14	280	853	1,147	14	397	967	1,378
				—	1	3	4	—	—	8	8
				—	5	5	10	—	9	14	23
				—	6	8	14	—	9	22	31
—	1	7	8	—	—	6	6	—	1	3	4
—	7	10	17	—	6	9	15	—	7	5	12
—	8	17	25	—	6	15	21	—	8	8	16
8	557	1,738	2,303	8	756	2,887	3,651	11	763	2,954	3,728
—	74	166	240	—	74	166	240	—	69	165	234
—	92	230	322	—	200	446	646	—	280	606	886
8	723	2,134	2,865	8	1,030	3,499	4,537	11	1,112	3,725	4,848
—	438	9,373	9,811	—	4,232	20,181	24,413	—	6,007	31,239	37,246
—	—	87	87	—	—	87	87	—	—	87	87
—	438	9,460	9,898	—	4,232	20,268	24,500	—	6,007	31,326	37,333
—	40	782	822	—	42	874	916	—	47	1,048	1,095
—	13	146	159	—	12	150	162	—	18	171	189
4	—	—	4	4	—	—	—	4	—	—	—
4	53	928	985	4	54	1,024	1,082	4	65	1,219	1,288
19	1,189	12,476	13,684	21	5,253	24,695	29,969	24	7,160	36,123	43,307
1	105	422	528	1	109	445	555	1	107	452	560
4	114	260	378	4	235	513	752	4	315	673	992
—	7	10	17	—	11	14	25	—	16	19	35
24	1,415	13,168	14,607	26	5,608	25,667	31,301	29	7,598	37,267	44,894
								3	30	91	124
								—	1	3	4
								3	31	94	128
								—	2	2	4
—	8	47	55	—	10	51	61	—	11	54	65
1	22	79	102	1	24	79	104	1	25	82	108
1	30	126	157	1	34	130	165	1	36	136	173
1	9	115	125	1	13	126	140	1	26	160	187
1	40	199	240	1	42	200	243	1	48	248	297
—	—	3	3	—	—	3	3	—	2	7	9
2	49	317	368	2	55	329	386	2	76	415	493
8	109	2,478	2,595	9	205	3,745	3,959	9	657	5,215	5,881
3	144	966	1,113	3	220	1,342	1,565	3	251	1,516	1,770
—	—	3	3	—	—	3	3	—	—	3	3
11	253	3,447	3,711	12	425	5,090	5,527	12	908	6,734	7,654
28	1,315	15,116	16,459	31	5,481	28,617	34,129	37	7,886	41,645	49,568
6	311	1,666	1,983	6	395	2,066	2,467	6	432	2,301	2,739
4	114	260	378	4	235	513	752	4	315	673	992
—	7	16	23	—	11	20	31	—	18	29	47
38	1,747	17,058	18,843	41	6,122	31,216	37,379	47	8,651	44,648	53,346

判任官（21年4月以降3級）以上の官吏の定員であり，雇傭員，工員等を含まない．ま
造幣局長，印刷局長及び専売局長官は含まれていない．「事・技」は「事務官又は技官」
財務局の人員に含めて計上し，税務署の人員には計上していない．

（2） 大蔵省定員および在職職員数（昭和24年1月1日現在）

区分		職員	1級 事	1級 技	1級 事技	1級 教	2級 事	2級 技	2級 事技
本省	本省内部部局	定員	13	1			342	20	35
		在職職員数	13	1			(17) 306	(1) 20	4
	附属機関 高等財務講習所	定員					1		
		在職職員数					1		
	附属機関 税務講習所	定員							
		在職職員数							
	地方支分部局 財務局	定員	11				763	69	280
		在職職員数	11				(6) 763	65	261
	地方支分部局 税関	定員			4		47	18	
		在職職員数			4		(2) 47	18	
	地方支分部局 税務署	定員					6,007		
		在職職員数					2,927		
	計	定員	24	1	4		7,160	107	315
		在職職員数	24	1	4		(25) 4,044	(1) 103	265
外局	証券取引委員会	定員	3				30	1	
		在職職員数	3				23		
	会計士管理委員会	定員					2		
		在職職員数					(1) 2		
	専売局	定員	9	3			657	251	
		在職職員数	9	3			(3) 203	(2) 219	
	印刷局	定員	1	1			26	48	
		在職職員数	1	1			17	40	
	造幣局	定員		1			11	25	
		在職職員数		1			(1) 11	(1) 25	
総計		定員	37	6	4		7,886	432	315
		在職職員数	37	6	4		(30) 4,300	(4) 387	265

（注） 1. 大蔵省大臣官房文書課作成．定員は官制定員．ただし，雇員，傭人，工
定員である．2. 本表には，大臣，政務次官（2人），次官，証券取引委員会委
局長，造幣局長並びに秘書官を含まない．3. 本表中，（ ）内は1級上位に優

	3級				雇員	傭人	工員	臨時職員	計
教	非	技	非技	教					
	871 (195) 729	29 (12) 19	67		623 550	277 249		281 127	2,559 (225) 2,018
7 4	3 2			5 1	8 6	14 11			38 25
9 5	8 8			14 5	35 30	44 48			110 96
	2,954 2,954	165 109	606 831		3,225 3,386	5,069 2,726		578 323	13,720 (6) 10,929
	1,048 (73) 1,048	171 (9) 171			877 814	412 375		98 56	2,675 (84) 2,533
	31,239 23,600	87 17			30,075 26,937	1,789 2,189		2,310 192	71,507 55,862
16 9	36,123 (268) 28,341	452 (21) 316	673 331	19 6	34,843 31,723	7,605 5,598		3,267 698	90,609 (315) 71,463
	91 46	3 2			56 55	8 4		12 5	204 138
	2 2				4 4				8 (1) 8
	5,215 (63) 4,840	1,516 (13) 1,366		3 2	7,918 7,224	3,982 3,317	18,842 17,619	2,272 1,682	40,668 (81) 36,484
2	160 (10) 155	248 (5) 245		7 6	2,206 2,092	429	8,530 6,686	57 49	11,286 (15) 9,721
	54 (2) 53	82 (8) 82			442 361	166 114	2,084 1,689	24 11	2,889 (12) 2,347
18 9	41,645 (343) 33,437	2,301 (47) 2,001	673 331	29 14	45,469 41,459	11,761 9,462	29,456 25,994	5,632 2,445	145,664 (424) 120,161

員及び臨時職員の定員は，昭和23年12月25日大蔵省令第115号によって定められた員長及び委員（2人），会計士管理委員会委員長及び委員（4人），専売局長官，印刷廻されている者の数を示す．

（3） 大蔵省職員定員（昭和24年6月～27年7月）

区分		改正適用年月日 / 改正根拠法令	24. 6. 1 法126 大省70	25. 4. 31 大省38	25. 6. 1 法140 大省48, 61	25. 7. 1 大省75
大蔵本省	内部局	大臣官房	623	623	628	628
		内）大蔵省文庫	8	8	8	8
		内）調査部	97	97	97	97
		主計局	451	451	401	401
		主税局	193	193	193	193
		内）税関部	137	137	137	137
		理財局	289	289	247	247
		管財局	222	222	260	260
		銀行局	194	194	259	259
		内）検査部	78	78	143	143
		小計	1,972	1,972	1,988	1,988
	地方支分部局	財務局（財務部）	7,767	7,767	7,461	7,461
		税関	3,582	3,582	3,724	3,724
		内）税関特派職員	—	—	—	—
		小計	11,349	11,349	11,185	11,185
大蔵本省合計			13,321	13,321	13,173	13,173
証券取引委員会			145	145	149	149
公認会計士管理委員会			—	—	13	13
国税庁	内部局	総務部（長官官房）	303	487	473	463
		直税部	66	80	102	102
		間税部	77	74	74	74
		徴収部	—	—	—	—
		調査査察部	83	88	92	92
		小計	529	729	741	731
	附属機関	国税庁協議団	—	—	—	10
		税務講習所	285	335	335	335
		小計	—	—	—	345
	地方支分部局	国税局	5,782	8,767	9,704	9,704
		内）国税局協議団	—	—	—	800
		税務署	53,899	50,664	50,920	50,920
		小計	59,681	59,431	60,624	60,624
	合計		60,495	60,495	61,700	61,700
造幣局	内部局	総務部	470	475	475	475
		作業部	782	745	745	745
		小計	1,252	1,220	1,220	1,220
	附属機関	研究所・病院	59	62	62	62
	地方支分部局	支庁・出張所	712	741	741	741
	合計		2,023	2,023	2,023	2,023
印刷局	内部局	長官官房	170	170	170	170
		業務部	225	225	225	225
		製造部	105	105	105	105
		小計	500	500	500	500
	附属機関	研究所・工場・教習所・病院	8,435	8,435	8,435	8,435
	地方機関	出張所	95	95	95	95
	合計		9,030	9,030	9,030	9,030
外局合計			71,693	71,693	72,915	72,915
大蔵省定員計			85,014	85,014	86,088	86,088

（注） 1.「行政機関職員定員法」（昭24法126）及び「大蔵省職員定数規程」（昭24大省70）により作
在職した．3.＊印の人員中には，昭和24年法律第231号第2条第2項に基づく定員外の税関特派

25. 8. 9	25. 11. 1	26. 1. 1	26. 4. 1	26. 8. 1	27. 1. 1	27. 4. 28	27. 7. 16
法 231 大省91	大省 101	昭25大省116	大省23	大省76	昭26法297 大省106	法 115 大省54	大省82
628	628	628	624	624	591	543	543
8	8	8	7	7	5	5	5
97	97	97	93	93	80	82	82
401	401	401	341	341	299	299	299
193	193	193	189	189	161	199	199
137	137	137	134	134	114	146	146
247	247	247	244	244	206	220	220
260	278	278	293	293	246	285	285
259	259	259	294	294	270	281	281
143	143	143	178	178	117	117	117
1, 988	2, 006	2, 006	1, 985	1, 985	1, 773	1, 827	1, 827
7, 461	7, 443	7, 443	7, 015	7, 015	5, 664	6, 652	6, 652
* 3, 924	* 3, 924	* 3, 924	5, 400	5, 400	5, 107	5, 395	5, 395
* 680	* 680	* 680	880	880	880	1, 200	1, 200
* 11, 385	* 11, 367	* 11, 367	12, 415	12, 415	10, 771	12, 047	12, 047
* 13, 373	* 13, 373	* 13, 373	14, 400	14, 400	12, 544	13, 874	13, 874
149	149	149	147	147	110	110	110
13	13	13	13	13	10	10	10
463	463	463	519	499	381	381	381
102	102	102	112	112	84	84	84
74	74	74	78	78	67	67	67
—	—	—	66	66	49	49	49
92	92	92	107	107	71	71	71
731	731	731	882	862	652	652	652
10	10	10	14	10	5	5	5
335	335	335	335	335	273	273	273
345	345	345	349	345	278	278	278
9, 704	10, 207	9, 707	9, 637	8, 934	7, 150	7, 150	7, 150
800	800	800	800	600	400	400	400
50, 920	50, 417	50, 917	50, 332	51, 059	43, 939	43, 939	43, 939
60, 624	60, 624	60, 624	59, 969	59, 993	51, 090	51, 090	51, 090
61, 700	61, 700	61, 700	61, 200	61, 200	50, 020	50, 020	50, 020
475	475	475	466	466	413	413	391
745	745	745	739	739	707	707	704
1, 220	1, 220	1, 220	1, 205	1, 205	1, 120	1, 120	1, 095
62	62	62	55	55	52	52	52
741	741	741	711	711	660	660	685
2, 023	2, 023	2, 023	1, 971	1, 971	1, 832	1, 832	1, 832
170	170	170	160	160	150	150	150
225	225	225	230	230	220	220	220
105	105	105	110	110	100	100	100
500	500	500	500	500	470	470	470
8, 435	8, 435	8, 435	8, 167	8, 167	7, 571	7, 571	7, 571
95	95	95	90	90	80	80	80
9, 030	9, 030	9, 030	8, 757	8, 757	8, 121	8, 121	8, 121
72, 915	72, 915	72, 915	72, 088	72, 088	62, 093	62, 093	62, 093
* 86, 288	* 86, 288	* 86, 288	86, 488	86, 488	74, 637	75, 967	75, 967

成．2. なお，24年6月から27年4月まで，上記定員のほか，次表に掲げる終戦処理業務費等支弁職員が職員200人が含まれている．

（4） 終戦処理業務費等支弁職員の定数（昭和24年6月～27年4月）

区分 ＼ 改正適用年月日 / 改正根拠法令		24. 6. 1	24. 7. 21	25. 2. 28	25. 4. 1	25. 8. 26
		政 146	政 278	政 20	政 141	政 235 政 272
特別調達庁	C	24	58	58	—	—
外務省(本省)	A	13	13	13	—	—
法務府(本府)	A	—	—	—	—	390
大蔵省(本省)	B	4	4	4	4	4
	C	232	242	242	44	44
	D	4, 715	2, 807	2, 074	1, 800	1, 696
	計	4, 951	3, 053	2, 320	1, 848	1, 744
文部省(本省)	C	2	1	1	1	1
	D	3	3	3	2	2
	計	5	4	4	3	3
引揚援護庁	A	41	41	41	—	—
運輸省(本省)	A	—	—	—	224	224
	B	15	15	15	15	15
	C	79	56	56	6	6
	D	7	7	7	6	6
航空庁	A	—	—	—	—	—
	計	101	78	78	251	251
合計		5, 135	3, 247	2, 514	2, 102	2, 388

（注） 1.「行政機関職員定員法」第2条に基づく「終戦処理業務費等の支弁に係成．2. 経費区分欄のAは「終戦処理業務費」のち「終戦処理事業費」，Bは理費」のち「賠償施設処理事業費」である．3. この制度は昭和27年4月28日れられた．

25.12.22	26. 4. 1	26. 6.13	27. 1. 1	27. 2.15	27. 3. 5	27. 3.11
政 363	政 42 政 74	政 212	26 年 政 376	政 4	政 36	政 41
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
390	243	243	243	343	343	343
4	4	4	—	—	—	—
44	29	29	28	28	28	28
1,696	1,415	1,400	1,330	1,330	1,233	960
1,744	1,448	1,433	1,358	1,358	1,261	988
1	1	1	—	—	—	—
2	2	2	—	—	—	—
3	3	3	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
224	374	374	356	356	356	356
15	7	7	7	7	7	7
6	2	2	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—
88	817	817	776	776	776	776
339	1,200	1,200	1,139	1,139	1,139	1,139
2,476	2,894	2,879	2,740	2,840	2,743	2,470

る事務に従事する職員の各行政機関別の定員を定める政令」(昭24政146) により作「特殊財務処理附帯事務費」, Cは「賠償施設処理附帯事務費」, Dは「賠償施設管法律第115号により廃止され, 残務に従事する職員は「定員法」中の定員に繰り入

3. 大蔵省地方支分部局名称, 設置数等

(1) 財務局(財務部)の名称, 位置及び管轄区域 (昭和20年6月～27年7月)

名　称	位　置	管　轄　区　域(府県名)	備　考
東　京(関東)	東 京 都	東京, 神奈川, 千葉, 山梨, 埼玉, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 長野	——6県は23.12.1～24.5.31の間, 関東信越の管区となる.
関 東 信 越	東 京 都	埼玉, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 長野	23.12.1～24.5.31の間設置さる.
大　阪(近畿)	大 阪 市	大阪, 京都, 兵庫, 奈良, 和歌山, 滋賀, 福井	——1県は23.12.1以降, 金沢(北陸)の管区となる.
札幌(北海道)	札 幌 市	北海道	
仙　台(東北)	仙 台 市	宮城, 岩手, 福島, 秋田, 青森, 山形	
名古屋(東海)	名古屋市	愛知, 静岡, 三重, 岐阜, 富山, 石川	——2県は23.12.1以降, 金沢(北陸)の管区となる.
金　沢(北陸)	金 沢 市	石川, 福井, 富山	23.12.1新設
広　島(中国)	広 島 市	広島, 山口, 岡山, 鳥取, 島根	
高　松(四国)	高 松 市	香川, 愛媛, 徳島, 高知	
福岡(北九州)	福 岡 市	福岡, 佐賀, 長崎	23.12.1新設
熊本(南九州)	熊 本 市	熊本, 大分, 鹿児島, 宮崎, 福岡, 佐賀, 長崎, (沖縄)	——3県は23.12.1以降, 福岡(北九州)の管区となる. ( )は終戦まで管轄

(注) 1.「財務局官制」(昭16勅760),「大蔵省設置法」(昭24法144)により作成.
2. 名称は, 当初東京財務局, 大阪財務局……, 24年6月1日から東京財務部, 大阪財務部……, 25年5月4日から関東財務局, 近畿財務局……, と変更された.

(2) 財務局支局名称, 位置及び受持区域 (昭和20年6月～21年2月)

所属局	名　称	位　置	受　持　区　域 (県名)
東　京	新　潟	新潟市	新潟, 長野
熊　本	福　岡	福岡市	福岡

(注) 昭和20年大蔵省告示第229号により20年6月1日設置, 昭和21年勅令第69号により21年2月2日廃止.

（3） 財務局地方部の名称及び設置数（昭和21年11月16日～24年5月）

所属局名	地方部名
東京	横浜，千葉，甲府(23年11月まで下欄浦和以下6地方部も東京局所轄)
関東信越	浦和，水戸，宇都宮，前橋，長野，新潟
大阪	京都，神戸，奈良，和歌山，大津，福井(23.12.1金沢局へ移管)
札幌	函館，小樽，旭川，帯広，釧路(22.8.15設)，北見(同)
仙台	盛岡，福島，秋田，青森，山形
名古屋	静岡，津，岐阜，富山(23.12.1金沢局へ移管)，金沢(23.12.1局に昇格)
金沢	福井，富山
広島	山口，岡山，鳥取，松江
高松	松山，徳島，高知
福岡	佐賀，長崎
熊本	大分，鹿児島，宮崎，福岡(23.12.1局に昇格)，長崎(23.12.1福岡局に移管)，佐賀(同)
設置数	42(21.11)→44(22.8)→42(23.12)

（注）「財務局官制」(昭16勅710)別表及び「財務局地方部の名称，位置及び管轄区域」(昭21大告726)により作成.

（4） 管財支所，管財出張所，管財支所出張所の名称及び設置数（昭和21年11月22日～22年7月31日）

所属局名	管財支所名	管財出張所，管財支所出張所名
東京	—	滝野川，板橋，王子，多摩，立川，東京湾
	神奈川	横須賀，追浜，逗子，相模原，平塚，高座
	埼玉	川越，大宮，南桜井，深谷，櫛挽，豊岡，熊谷
	千葉	木更津，館山，八日市場
	山梨	
	栃木	雀富士
	茨城	霞浦，鉾田
	群馬	岩鼻
	新潟	高田
	長野	
大阪	—	大阪第一，大阪第二，高槻，堺
	京都	宇治，舞鶴，福知山
	兵庫	姫路，加古川，洲本
	奈良	
	和歌山	田辺，串本(21.3.15廃)，新宮(21.3.15設)
	滋賀	八日市
	福井	鯖江，敦賀
北海道	—	千歳，島松，室蘭，虻田，浦河
	函館	稚内，浅茅，美瑛，当麻
	帯広	仙美里
	釧路	白糠，標茶，標津，計根別，厚岸，根室
	旭川	美幌，小清水
	網走	森，八雲
仙台	—	仙台，原町，多賀城，増田，船岡，古川，石巻
	岩手	花巻
	福島	若松，白河，相馬，郡山
	秋田	能代
	青森	弘前，三本木，三沢，大湊，八戸
	山形	
名古屋	—	熱田，千種，小牧，鳥居松，半田，河和，吉田，岡崎，豊橋，豊川
	静岡	沼津，三島，伊東，御殿場，下田，富士宮，清水，磐田，横須賀，島田，浜松
	三重	四日市，加佐登，白子，上野，明野，鳥羽
	岐阜	各務原，中津川，高山，柳津，大垣
	富山	小松
	石川	小杉
広島	—	広島，大竹，呉，西条，忠海，福山
	山口	岩国，柳津，徳山，光，防府，厚狭，下関
	岡山	倉敷
	鳥取	米子
	島根	浜田
高松	—	善通寺，丸亀，観音寺
	愛媛	西条，宇和島
	徳島	
	高知	宿毛
熊本	—	泗水，人吉，荒尾，本渡，八代
	福岡	小倉，久留米，太刀洗，芦屋，雑餉隈，門司，築城
	佐賀	伊万里，嬉野，目達原
	長崎	佐世保，大村，川棚，諫早，武生水，鵜知，御厨，針尾
	大分	別府，日田，宇佐，佐伯，坂ノ市，森，糸口山，立石
	宮崎	富南，高鍋，都城，小林
	鹿児島	出水，知覧，指宿，国分，鹿屋，串良，志布志，種ヶ島
設置数	43	180

（注） 1.管財支所欄は，「財務局管財支所の名称，位置及受持区域」(昭和20.11.22大告387)による．管財出張所欄は，札幌財務局管内は昭和20年12月24日付，大阪，仙台，名古屋及び広島財務局管内は昭和21年1月18日付，高松及び熊本財務局管内は21年1月25日付の官報掲載による（大阪財務局管内管財出張所変更は21年3月15日付官報）．なお東京財務局管内は，大蔵省資料Z604-41による．

2.昭和22年8月1日，管財支所は財務局地方部と合併され，上記管財支所及び出張所は廃止され，新たに管財支所が設置された（次表参照）.

（5） 管財支所の名称及び管轄施設（昭和22年8月1日～26年5月1日）

所属局	府県名	管財支所名	管轄施設	廃止年月日(根拠法令)
東京	東京	十条	元東京第一陸軍造兵廠十条工場　同尾久工場　同滝野川工場　元東京第二陸軍造兵廠板橋工場　同王子工場	25. 4. 1(大省32)
		府中	元東京第二陸軍造兵廠多摩製造所　元陸軍燃料本部	〃
		立川	元陸軍航空廠　元立川陸軍航空工廠　元陸軍航空審査部　元第一乃至第八陸軍航空技術研究所　元多摩陸軍技術研究所	〃
	神奈川	横須賀	元横須賀海軍工廠　元第一海軍技術廠　久里浜地区元陸海軍施設　横須賀市及び横浜市磯子区野島町　同大浦町瀬ヶ崎所在の旧軍用財産	26. 5. 1(大省22)
		相模	元相模陸軍造兵廠　元陸軍兵器学校　元第四技術研究所	25. 4. 1(大省32)
		平塚	元横須賀海軍工廠平塚分工場　元相模海軍工廠（実験部を含む.），元第二海軍火薬廠　元横須賀海軍工廠大野町分工場	〃

	*埼　玉	深　谷	元東京第二陸軍造兵廠深谷製造所　同深谷明戸工場　同櫛挽製造所	25. 4. 1(大省32)
大阪	大　阪	大　阪	元大阪陸軍造兵廠大阪工場　同枚方製造所　同池田分工場　元東京第二陸軍造兵廠香里製造所	〃
	京　都	舞　鶴	元舞鶴海軍工廠　元第三海軍火薬廠　元第三十一海軍航空廠	26. 5. 1(大省22)
仙台	宮　城	多賀城	元多賀城海軍工廠	25. 4. 1(大省32)
		原　町	元東京第一陸軍造兵廠仙台製造所	26. 5. 1(大省22)
		船　岡	元第一海軍火薬廠	〃
	青　森	大　湊	元第四十一海軍航空廠大湊支廠　元大湊海軍工作部	〃
名古屋	愛　知	熱　田	元名古屋陸軍造兵廠千種製造所　同高蔵製造所　同熱田製造所　元第二海軍燃料廠名古屋分工場	〃
		鳥居松	元名古屋陸軍造兵廠鳥居松製造所　同鷹来製造所　元名古屋補給廠春日井分廠	〃
		豊　川	元豊川海軍工廠	〃
	静　岡	沼　津	元沼津海軍工廠　元第二海軍技術研究所　元名古屋陸軍造兵廠駿河製造所	〃
	三　重	加佐登	元鈴鹿海軍工廠　元第二海軍航空廠鈴鹿支廠	〃
		四日市	元第二海軍燃料廠　元名古屋陸軍造兵廠楠製造所	〃
	岐　阜	柳　津	元名古屋陸軍造兵廠柳津製造所	〃
	富　山	富　山	元名古屋陸軍造兵廠高岡工場　元東京陸軍造兵廠小杉製造所	23. 12. 1(大告423)
広島	広　島	呉	元呉海軍工廠　元第十一海軍航空廠　元東京第二陸軍造兵廠忠海製造所	26. 5. 1(大省22)
	山　口	岩　国	元第十一海軍航空廠岩国支廠　元岩国陸軍燃料廠	〃
		徳　山	元第三海軍燃料廠	〃
		光	元光海軍工廠	〃
	島　根	江　津	元大阪陸軍造兵廠石見製造所	〃
*福岡	*福　岡	小　倉	元小倉陸軍造兵廠　元東京第二陸軍造兵廠曽根製造所	〃
	*長　崎	佐世保	元佐世保海軍工廠	〃
		川　棚	元川棚海軍工廠	25. 4. 1(大省32)
		大　村	元第二十一海軍航空廠	〃
熊本	熊　本	荒　尾	元東京第二陸軍造兵廠荒尾製造所	26. 5. 1(大省22)
	大　分	日　田	元小倉陸軍造兵廠日田製造所	〃
		糸口山	元小倉陸軍造兵廠糸口山製造所	〃
	鹿児島	鹿　屋	元第二十二海軍航空廠	〃

(注)　1. 昭和22年大蔵省告示第172号，及び「大蔵省組織規程」(昭24大省37) 別表第三により作成.

2. * 印埼玉県は昭和23年12月～24年5月の間関東信越局所属，福岡県，長崎県は23年11月まで熊本局所属，また所属局は，24年6月1日～25年5月4日の間所属部となり，25年5月4日以降局の名称は変更された.

(6)　財務部支部（財務部），出張所，管財支所の名称及び設置数
(昭和24年6月～27年7月)

財務部(財務局)	財務部支部(財務部)名	出張所	管財支所
東京(関東)	—	新宿，品川(25. 8. 10廃)，王子，目黒，板橋(25. 8. 10廃)，立川	十条(25. 4. 1廃)，府中(25. 4. 1廃)，立川(同前)
	横　浜	大船(25. 8. 10廃)，平塚，相模原，横須賀(26. 5. 1設)，久里浜	横須賀(26. 5. 1廃)，相模(25. 4. 1廃)，平塚(同前)
	浦　和	川越，深谷→熊谷 (27. 3. 6 移転改称)	深谷(25. 4. 1廃)
	千　葉	市川，茂原(25. 8. 10廃)，銚子(同前)，館山	
	甲　府	大月(25. 8. 10廃)	
	宇都宮	栃木(26. 5. 1廃)	
	水　戸	土浦	
	前　橋	高崎(26. 5. 1廃)	
	長　野	諏訪(25. 8. 10廃)，松本	
	新　潟	新発田(26. 5. 1廃)，高田	
大阪(近畿)	—	堺，枚方	大阪(25. 4. 1廃)
	京　都	舞鶴，福知山(26. 5. 1廃)	舞鶴(26. 5. 1廃)
	神　戸	加古川，姫路，豊岡，洲本(26. 5. 1廃)	
	奈　良		
	和歌山	田辺	
	大　津	八田市(26. 5. 1廃)	
札幌(北海道)	—	千歳，室蘭，虻田(26. 5. 1廃)，浦河(同前)	
	函　館	八雲	
	小　樽		
	旭　川	美瑛(26. 5. 1廃)，稚内	
	帯　広	仙美里	
	釧　路	厚岸(26. 5. 1廃)，根室(同前)，西春別，標茶	
	北　見		
仙台(東北)	—	石巻，船岡(26. 5. 1設)	多賀城(25. 4. 1廃)，原町(26. 5. 1廃)，船岡(同前)
	盛　岡		
	福　島	郡山(26. 5. 1廃)，若松	
	秋　田		
	青　森	弘前，三本木，大湊	大湊(26. 5. 1廃)
	山　形		
名古屋(東海)	—	熱田(26. 5. 1設)，豊橋	熱田(26. 5. 1廃)，鳥居松(同前)，豊川(同前)
	静　岡	沼津，浜松	沼津(26. 5. 1廃)
	津	四日市，宇治山田	加佐登(26. 5. 1廃)，四日市(同前)
	岐　阜	多治見(26. 5. 1廃)，高山(同前)	柳津(26. 5. 1廃)
金沢(北陸)	—	七尾	
	福　井	敦賀(26. 5. 1廃)	
	富　山	高岡	(富山…23. 12. 1廃止)
広島(中国)	—	呉，尾道	呉(26. 5. 1廃)
	山　口	岩国，徳山，光，下関	岩国(26. 5. 1廃)，徳山(同前)，光(同前)
	岡　山		
	鳥　取		
	松　江	江津	江津(26. 5. 1廃)

高松（四国）	一 松山 徳島 高知	善通寺 西条，宇和島 池田 中村	
福岡（北九州）	一 佐賀 長崎	小倉，八幡，久留米，直方 武雄(26.5.1廃) 佐世保，大村，厳原	小倉(26.5.1廃) 佐世保(26.5.1廃)，川棚(25.4.1廃)，大村(同前)
熊本（南九州）	一 大分 鹿児島 宮崎	荒尾，人吉 坂の市，日田，糸口→中津(25.4.1改称) 出水(26.5.1廃)，鹿屋，種ヶ島(26.5.1廃) 都城，高鍋(26.5.1廃)	荒尾(26.5.1廃) 日田(26.5.1廃)，糸口山(同前) 鹿屋(26.5.1廃)
設置数 10	42	92(24.6)→85(25.8)→69(26.5～)	33(24.6)→23(25.4)→0(26.5)

（注） 1.「大蔵省組織規程」（昭24大省37）別表第一，第三，第四により作成．
2. 財務部は昭和25年5月4日財務局となり，名称を（ ）内のように変更した．財務部支部は24年6月1日地方部を継承して設置され，25年5月4日財務部と改称．出張所は24年5月末までは税務署設置箇所に同名の出張所が設置されていたが，24年6月1日，改めて上記に設置された．

（7） 国税局の名称，位置及び管轄区域（昭和24年6月～27年7月）

名称	位置	管轄区域（府県名）
東京国税局	東京都	東京，神奈川，千葉，山梨
関東信越国税局	東京都	埼玉，茨城，栃木，群馬，長野，新潟
大阪国税局	大阪市	大阪，京都，兵庫，奈良，和歌山，滋賀
札幌国税局	札幌市	北海道
仙台国税局	仙台市	宮城，岩手，福島，秋田，青森，山形
名古屋国税局	名古屋市	愛知，静岡，三重，岐阜
金沢国税局	金沢市	石川，福井，富山
広島国税局	広島市	広島，山口，岡山，鳥取，島根
高松国税局	高松市	香川，愛媛，徳島，高知
福岡国税局	福岡市	福岡，佐賀，長崎
熊本国税局	熊本市	熊本，大分，鹿児島，宮崎

（注） 「大蔵省設置法」（昭24法144）により作成．

（8） 税務署の名称及び設置数（昭和20年8月～27年7月）

所属局名	府県名	税務署名
東京	東京	麹町，神田(20.8.21廃，22.8.1再設)，日本橋，京橋，芝，四谷(20.8.21廃，22.8.1再置)，赤坂→麻布(22.8.1改称)，小石川，本郷(20.8.21廃，22.8.1再設)，下谷，浅草(20.8.21廃，22.8.1再設)，本所(21.8.21廃)，深川(同前)，品川，荏原(20.8.21廃)，大森，蒲田(20.8.21廃，23.12.1再設)，世田谷，玉川(22.8.1設)，目黒，渋谷，淀橋(20.8.21廃，22.8.1再設)，中野，杉並，荻窪(24.9.1設)，板橋，練馬(22.8.1設)，豊島(20.8.21廃，22.8.1再設)，王子，荒川，足立(20.8.21廃，22.8.1再設)，向島→墨田，葛飾(22.8.1，2署に分離)，亀戸→江戸川，江東(22.8.1，2署に分離)，青梅，八王子，立川，武蔵野(22.8.1設)
	神奈川	横浜中→横浜→横浜中(20.8.21改称，24.12.1旧称に戻る)，横浜西(20.8.21廃)，磯子→横浜南(22.8.1設，24.12.1改称)，戸塚(22.8.1設)，神奈川，鶴見(22.8.1設)，川崎，横須賀，藤沢，大磯→平塚(26.3.8移転改称)，厚木(22.8.1設)，小田原
	千葉	千葉，成田(22.8.1設)，松戸，市川(22.8.1設)，佐原，銚子，東金，茂原，木更津，館山
	山梨	甲府，加納岩(22.8.1設)，鰍沢，韮崎，大月
東京→関東信越（23.12.1新設局に移管）	埼玉	浦和，大宮(24.9.1設)，川口(22.8.1設)，川越，武蔵松山(23.12.1設)，秩父，熊谷，本庄(23.12.1設)，忍→行田(24.5.30改称)，粕壁→春日部(24.12.1改称)
	茨城	水戸，太田，高萩，麻生，龍ヶ崎，土浦，下館，境
	栃木	宇都宮，鹿沼，真岡，栃木，大田原，氏家(23.4.10設)，足利，佐野(22.8.1設)
	群馬	前橋，伊勢崎(23.12.1設)，高崎，藤岡(22.8.1設)，群馬富岡(22.8.1設)，中之条，沼田，桐生，館林
	長野	長野，岩村田，上田，諏訪，伊那，飯田，木曽，松本，大町，信濃中野，須坂(23.12.1設)
	新潟	新潟，新津(23.12.1設)，新発田，巻，三条，長岡，小千谷，十日町，柏崎，高田，安塚，糸魚川，村上，相川
大阪	大阪	東，西，港(20.8.21廃)，大正(20.8.21廃)，南，浪速(20.8.21廃，23.12.1再設)，天王子(23.12.1設)，北，大阪福島(20.8.21廃，22.7.15再設)，此花，西淀川(23.12.1設)，生野，東成(20.8.21廃，22.7.15再設)，都島(20.8.21廃)，旭，城東(22.7.15設)，阿倍野，東住吉(22.7.15設)，西成，住吉(22.7.15設)，淀川，茨木，豊能，堺，泉大津(22.7.15設)，岸和田，和泉佐野→泉佐野(22.7.15設，25.12.27改称)，富田林，布施，八尾(22.7.15設)，枚方
	京都	上京，中京，下京，右京(22.7.15設)，東山，左京(22.7.15設)，伏見，山城田辺(22.7.15設)，園部，福知山，宮津，舞鶴(22.7.15設)，峰山
	兵庫	神戸，灘(20.8.21廃，22.7.15再設)，須磨，兵庫(20.8.21廃，22.7.15再設)，長田(23.12.1設)，西宮，芦屋(22.7.15設)，伊丹，三田(23.12.1設)，尼崎，明石，三木(23.12.1設)，社，西脇(23.12.1設)，加古川，姫路，神飾(23.12.1設)，龍野，上郡，豊岡，香住(24.9.1設)，和田山，柏原，篠山(23.12.1設)，洲本
	奈良	奈良，葛城，桜井(22.7.15設)，吉野
	和歌山	和歌山，粉河，海南(22.7.15設)，湯浅，御坊，田辺，新宮
	滋賀	大津，草津(23.12.1設)，水口，近江八幡，彦根，長浜，今津
北海道	北海道	札幌，石狩(23.12.1設)，函館，渡島(23.12.1設)，江差，八雲(22.7.15設)，寿都，小樽，余市(23.12.1設)，倶知安，岩見沢，夕張(23.12.1設)，滝川，石狩深川(22.8.15設)，旭川，上川(24.10.1設)，富良野(23.12.1設)，名寄，留萌，稚内，室蘭，浦河，苫小牧(22.7.15設)，網走，紋別，北見(22.8.15設)，釧路，帯広，十勝池田(22.7.15設)，根室
仙台	宮城	仙台→仙台北，仙台南(23.12.1，2署に分離)，塩釜(22.7.15設)，古川，築館，佐沼(22.7.15設)，石巻，志津川→気仙沼(24.2.1改称)，大河原
	岩手	盛岡，花巻，水沢，一関，盛，釜石，下閉伊→宮古(24.4.15改称)，久慈，二戸
	福島	福島，二本松，郡山，須賀川，田島，若松，喜多方(22.7.15設)，坂下，白河，棚倉(23.12.1設)，平，相馬
	秋田	秋田→秋田南，秋田北(23.12.1，2署に分離)，大館，花輪

		(22.7.15設)，能代，本荘，大曲，横手，湯沢(23.12.1設)
	青　森	青森，鰺ヶ沢，弘前，黒石(22.7.15設)，五所川原，野辺地→三本木(22.9.15改称)，田名部(22.7.15設)，八戸
	山　形	山形，寒河江(22.7.15設)，楯岡，新庄，酒田，鶴岡，長井，米沢，赤湯(23.12.1設)
名古屋	愛　知	名古屋東，名古屋西，栄(20.8.21廃)，名古屋中(20.8.21廃，22.8.1再設)，昭和，熱田，中川，小牧，尾張瀬戸(22.8.1設)，一宮，津島，半田，大浜→碧南(23.12.1改称)，西尾(22.8.1設)，岡崎，田口，豊橋，新城(22.8.1設)
	静　岡	静岡，清水(22.8.1設)，下田，沼津，三島(24.9.1設)，熱海(22.8.1設)，富士宮(22.8.1設)，藤枝，島田(24.9.1設)，磐田，掛川(22.8.1設)，浜松，気賀(23.12.1設)
	三　重	津，桑名，鈴鹿(22.8.1設)，四日市，松阪，宇治山田，上野，尾鷲，木本
	岐　阜	岐阜→岐阜北(25.2.16改称)，岐阜南(23.12.1設)，大垣，養老(23.12.1設)，関，郡上，多治見，中津川，高山
名古屋→金沢(23.12.1新設局に移管)	石　川	金沢，松任(23.12.1設)，小松，七尾，輪島
	富　山	富山，魚津，高岡，出町→碾波(27.5.1改称)
大阪→金沢(同上)	福　井	福井，三国(23.12.1設)，大野，武生，敦賀，小浜
広　島	広　島	広島→広島東，広島西(23.12.1，2署に分離)，廿日市(22.8.1設)，呉，海田市(23.12.1設)，可部，吉田，西条，忠海，尾道，三原(23.12.1設)，福山，府中，三次，庄原
	山　口	山口，岩国，柳井(22.8.1設)，徳山，光(22.8.1設)，防府，厚狭，下関，宇部(22.8.1設)，長門深川(22.8.1設)，萩
	岡　山	岡山，瀬戸，西大寺，味野→児島(23.6.1改称)，玉野(23.12.1設)，倉敷，玉島，笠岡，高梁新見，久世，津山，林野
	鳥　取	鳥取，倉吉，米子
	島　根	松江，安来(22.8.1設)，大東，出雲，大森町→石見太田(22.5.1改称)，川本，浜田，益田，西郷
高　松	香　川	高松，丸亀，観音寺(23.12.1設)，坂出(22.8.1設)，長尾，土佐
	愛　媛	松山，今治，新居→伊予西条，新居浜(23.12.1，2署に分離)，三島→伊予三島(22.8.1設，24.9.1改称)，大洲，八幡浜，卯之町，宇和島
	徳　島	徳島，川島(22.8.1設)，富岡，牟岐(22.8.1設)，撫養→鳴戸(22.11.1改称)，脇町，池田
	高　知	高知，伊野(23.12.1設)，中村，須崎，赤岡，安芸
熊本→福岡(23.12.1新設局へ移管)	福　岡	福岡，博多(23.12.1設)，香椎(22.8.1設)，筑紫(22.8.1設)，八幡，遠賀，直方，田川(22.8.1設)，飯塚，久留米，甘木(22.8.1設)，大川，八女，大牟田，小倉，門司(22.8.1設)，行橋
	佐　賀	佐賀，鳥栖(23.12.1設)，唐津，武雄，伊万里(22.8.1設)
	長　崎	長崎，諫早(22.8.1設)，佐世保，島原，平戸，福江，武生水，厳原
熊　本	熊　本	熊本，宇土(23.12.1設)，御船(22.8.1設)，玉名，山鹿，限府(23.12.1設)，宮地，八代，人吉，天草
	大　分	大分，国東，日出→別府(24.10.1改称)，臼杵，佐伯(22.8.1設)，三重，竹田，日田，森，中津，四日市町→宇佐，豊後高田(23.12.1，2署に分離)
	鹿児島	鹿児島，伊集院(23.12.1設)，知覧，指宿(23.12.1設)，川内，出水(22.8.1設)，加治木，岩川，鹿屋，種子島，大島

		(終戦により機能停止)
	宮　崎	宮崎，飫肥→日南(25.1.1改称)，都城，小林(23.12.1設)，高鍋，延岡，高千穂
	沖　縄	那覇，国頭，宮古，八重山(終戦により所轄外となる)
設置数		396(終戦時)→369(20.8.21)→396(22.7.15)→448(22.8.1)→450(22.8.15)→451(23.4.10)→497(23.12.1)→502(24.9.1)→503(24.10.1)→

(注)「税務署ノ名称及管轄区域表」(昭19大告第138)，及び「大蔵省組織規程」(昭24大省37)別表第九により作成.

(9) 税関の名称，位置及び管轄区域並びに税関支署，出張所，支署出張所，監視署，支署監視署の名称及び設置数(昭和21年6月～27年7月)

税関名称(位置)	管轄区域(府県名)	支署	出張所 支署出張所	監視署 支署監視署
横浜(横浜市)	東京，神奈川，埼玉，茨城，群馬，栃木，千葉，山梨，新潟，福島，宮城，山形		東京(22.5.1廃，支署昇格)，東京駅(22.5.1支署へ移管)，汐留駅(同前)，高島埠頭(25.8.1設)，東横浜駅，鶴見(26.6.1設)，川崎	大島(22.5.1支署へ移管)，平塚(22.5.1設，25.5.1廃)，真鶴(25.5.1設)，銚子，勝浦(25.5.1廃)，館山，君津(25.5.1設)，小名浜(21.11.1設，25.5.1廃)，那珂湊(25.5.1設，26.6.1廃)
		東京(22.5.1設)	東京駅(24.5.23廃)，汐留駅，羽田飛行場(24.5.23設，25.8.1廃，支署昇格)	大島
		羽田(25.8.1設)		
		横須賀	浦賀	三崎
		新潟	夷→両津(26.6.1改称)	直江津，酒田(22.9.15廃，支署昇格)
		酒田(22.9.15設)		
		塩釜	石巻	女川(21.11.1設，26.6.1廃)，気仙沼(22.5.1設)
神戸(神戸市)	兵庫，岡山，鳥取，島根，広島，香川，徳島，高知，愛媛		中埠頭(25.8.1設)，兵庫埠頭(同前)，湊川駅，尼崎，広畑，坂出(22.9.15廃，支署昇格)	明石(22.5.1設)，真浦(21.11.1設，27.7.5廃)，飾磨(27.7.5設)，相生，香住(21.11.1設)，津居山(25.5.1設)，湊(25.5.1設，27.7.5廃)，洲本，土庄(22.9.15支署へ移管)，小松島(22.5.1廃，支署昇格)，牟岐(21.11.1設，22.5.1支署へ移管)
		宇野		片上(21.11.1設)
		尾道糸崎	尾道	木ノ江(22.5.1設)
		呉(22.9.15設)		
		広島	呉(22.9.15廃，支署昇格)，大竹	
		浜田		温泉津，高津
		境		青谷(25.5.1廃)，赤碕，大岩，西郷，浦郷，大

				社(22.5.1設)
		坂出(22.9.15設)	高松(22.9.15設)	土庄
		新居浜(22.9.15設)		
		今治	宇和島	長浜(22.5.1廃), 八幡浜(25.5.1設), 御庄(22.5.1設)
		高知		須崎, 宿毛, 清水(21.11.1設), 室戸岬, 甲浦(22.5.1設)
		小松島(22.5.1設)		撫養(22.5.1設, 25.5.1廃), 牟岐
大阪 (大阪市)	大阪 京都 和歌山 奈良 滋賀 福井 石川 富山		桜島, 富島(24.5.23設), 梅田駅, 堺, 梅小路駅→京都(27.4.1改称), 田辺(22.5.1支署へ移管), 和歌山(22.5.1廃, 支署昇格)	岸和田(22.5.1設), 由良(22.5.1支署へ移管), 下津(同前), 勝浦(同前), 周参見(21.11.1設, 22.5.1支署へ移管) 大島→串本(21.11.1移転改称, 22.5.1支署へ移管)
		和歌山(22.5.1設, 26.6.1出張所へ)→下津(26.6.1設)	下津(22.9.15設, 26.6.1廃支署昇格), 和歌山(26.6.1設), 田辺	由良, 下津(22.9.15廃), 湯浅(22.5.1設, 25.5.1廃), 勝浦, 周参見(25.5.1廃), 御坊(25.5.1設), 串本
		舞鶴	宮津	網野(25.5.1設)
		敦賀	敦賀港駅(24.5.23廃), 福井駅→福井(21.10.24設, 27.7.5改称)	小浜(22.5.1設), 三国(同前)
		七尾		小木(25.5.1廃), 金石(25.5.1設)
		伏木	東岩瀬→富山(26.6.1改称)	
名古屋 (名古屋市)	愛知 三重 岐阜 長野 静岡		笹島駅	
		清水		沼津(22.5.1設), 下田, 御前崎(26.6.1設)
		武豊		福江(21.11.1設), 師崎(25.5.1設), 蒲郡(21.11.1設)
		四日市		鳥羽, 浜島(22.5.1設), 尾鷲
	福岡 山口 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島		宇部, 萩, 仙崎, 下関, 下関駅, 六連(27.7.5廃), 小倉, 若松(22.5.1廃, 支署昇格), 大分(25.8.1支署へ移管), 別府(同前), 津久見(22.9.15設, 25.8.1支署へ昇格)	吉見(21.11.1設, 25.5.1廃), 佐伯(25.5.1設, 25.8.1支署へ移管), 小野田(25.5.1廃), 須佐, 小串, 特牛, 伊上(21.11.1設), 部崎(21.11.1設, 25.5.1廃), 津久見(22.9.15廃), 中津(25.5.1廃)
		岩国(22.9.15設)		室津(24.5.23廃), 上関(24.5.23設)
		徳山	下松(22.9.15設)	室津(22.5.1設, 22.9.15岩国支署へ移管)
		若松(22.5.1設)	八幡(25.8.1設)	

門司 (門司市)		博多	博多港駅	神湊, 新宮, 西戸崎(21.11.1設), 前原
		唐津	住ノ江	呼子, 伊万里
		長崎	長崎駅, 口之津	福江, 有川, 島原
		佐世保	針尾(25.8.1設, 26.6.1廃), 大村(26.6.1設), 崎戸	松島(24.5.23廃), 臼浦(22.5.1設), 小値賀(26.6.1設), 平戸, 武生水(26.6.1厳原支署へ移管), 勝本(同前)
		厳原		武生水(26.6.1佐世保支署より), 勝本(同前) 鹿見, 佐須奈, 比田勝(24.5.23設), 佐賀(同上), 竹敷, 豆酸
		三池		大川(26.6.1設), 若津(24.5.23廃)
		三角		本渡, 富岡(25.5.1設), 牛深, 水俣
		津久見(25.8.1設)	大分, 別府, 佐伯(27.7.5廃)	佐伯(27.7.5廃), 佐賀関(27.7.5設)
		細島(26.6.6設)		宮崎, 油津
		鹿児島	細島(26.6.1廃, 支署昇格)	鹿屋, 阿久根, 串木野(26.6.1設), 山川, 枕崎, 内之浦(25.5.1設), 口永良部(25.5.1設), 志布志, 宮崎(26.6.1細島支署へ移管), 油津(同前), 西之表(22.5.1設), 安房(22.5.1設, 26.6.1廃), 宮之浦(26.6.1設), 中ノ島(27.7.5設)
函館 (函館市)	北海道 秋田 岩手 青森	青森	大湊(27.7.5廃)	大湊(27.7.5設), 鰺ケ沢
		八戸		
		船川	土崎→秋田(27.4.1改称)	能代(22.5.1設), 本荘(25.5.1設)
		釜石	大船渡(27.7.5設)	宮古(21.11.1設), 大船渡(27.7.5廃)
		小樽	札幌(26.6.1設)	寿都(21.11.1設)
		留萌	稚内(22.5.1廃, 支署昇格)	天塩(21.11.1設, 22.5.1稚内支署へ移管), 枝幸(同前), 鴛泊(22.5.1稚内支署へ移管)
		稚内(22.5.1設)		天塩(25.5.1廃), 枝幸(同前), 鴛泊
		根室		標津(22.5.1設), 羅臼(22.5.1設, 26.6.1廃)
		釧路		厚岸(21.11.1設), 網走(26.6.1廃), 紋別(21.11.1設)
		室蘭		
	21.6.1.	35	45	68

設置数	21 年 中	0	＋ 1	0
	22 年 中	＋10	－ 2	＋36
	25 年 中	＋ 2	＋ 3	0
	26 年 中	＋ 1	＋ 1	0
	27. 8. 1.	48	48	104

（注）「税関官制」（昭21勅293）別表，「税関支署の名称，位置及び管轄区域」（昭21年大省66），「税関出張所，支署出張所，税関監視署，支署監視署の名称，位置及び管轄区域」（昭21大省67），「大蔵省設置法」（昭24法144），「大蔵省組織規程」（昭24大省37）別表第五，第六，第七により作成．かっこ内に設置の記述のないものは，21年6月1日当初の設置である．

4. 審議会・調査会等一覧

（1） 財政経済一般（政策，計画，制度，調査）

	名称	主管部局	設置		廃止		備考
1	大蔵省顧問会議	大臣官房	20. 9. 1	昭20勅510	24. 6. 1	昭24法144	21年6月に全員解任
2	戦後通貨対策委員会	大臣官房	20. 8. 28	閣議了解	21. 8. 26	大臣決済	20年11月28日「戦後通貨物価対策委員会」と改称
3	財政収支調整調査会	主計局	21. 12. 11	昭21勅596	24. 6. 1	昭24法145	
4	経済復興計画委員会	経済安定本部	23. 3. 29	閣議決定	24. 6. 1	（不明）	5へ継承
5	経済復興計画審議会	同上	24. 6. 1	昭24政184	27. 8. 1	昭27政318	
6	会計制度調査会	主計局	22. 4. 1	昭22法35	25. 5. 4	昭25法141	7へ継承
7	財政制度審議会	主計局	25. 5. 4	昭25法141	—	（存続）	
8	内外財政金融調査協議会	外資局→理財局→調査部	20. 10. 25	省議決定	24. 12. 2	閣決議定	21年1月29日「海外…」を「内外…」と改称
9	産業経済懇談会	理財局→調査部	21. 10. 14	同上	同上	同上	
10	財政経済実勢調査会	同上	22. 8. 23	同上	同上	同上	
11	海外資料飜訳協議会	外資局→理財局→調査部	19. 8. 9	同上	同上	同上	
12	国民所得調査連絡協議会	経済安定本部	（不明）		25. 5	（不明）	13へ継承
13	国民所得調査連絡協議会	同上	25. 5. 10	昭25政126	27. 8. 1	昭27政318	

（2） 租税（内国税，関税）

1	税制調査会	主税局	21. 12. 7	昭21勅594	24. 6. 1	昭24法145	
2	税制審議会	同上	24. 1. 7	閣議決定	25 年 頃	（不明）	
3	税務機構及び税務職員に関する特別懇談会	同上	23. 6. 7	閣議決定	24 年	（不明）	
4	税務行政運営審議会	国税庁	24. 9. 16	閣議了解	26 年 頃	（不明）	
5	税務行政連絡協議会	同上	25. 3. 22	閣議決定	26. 3. 27	閣議決定	
6	寄附金審査委員会	主税局	17. 6. 2	昭17勅558	22. 5. 2	昭22勅196	
7	財産税委員会	同上	21. 11. 30	昭21勅579	24. 6. 1	昭24法145	
8	株式等評価委員会	主税局→国税庁	21. 11. 30	昭21勅580	25. 5. 4	昭25政117	24年6月「…審議会」と改称
9	不動産評価委員会	同上	21. 12. 20	昭21勅611	同上	同上	同上
10	財産調査委員会	同上	22. 6. 28	昭22政110	26. 6. 1	昭26政175	24年6月「財産調査会」と改称
11	財産審査委員会	同上	同上	昭22政111	同上	同上	24年6月「財産審査会」と改称
12	増加所得税調査委員会	同上	21. 12. 29	昭21法63	25. 5. 4	昭25法141	24年6月「…調査会」と改称
13	戦時補償特別税審査委員会	同上	22. 1. 25	昭22勅22	同上	昭25政117	24年6月「…審査会」と改称
14	宅地賃貸価格調査会	同上	24. 5. 19	昭24法85	同上	昭25法141	
15	基準地区調査会	同上	24. 5. 19	同上	同上	同上	
16	資産再評価審議会	主税局	25. 4. 25	昭25政96	42. 3. 20	昭42政36	
17	資産再評価調査会	国税庁	25. 4. 25	昭25政96	37. 5. 1	昭37政181	
18	固定資産耐用年数協議会	主税局	26. 1. 8	省議決定	（不明）		
19	固定資産耐用年数改訂各省連絡協議会	同上	26. 1. 8	同上	（不明）		
20	酒類委員会	主税局→国税庁	18. 3. 23	昭18勅154	28. 2. 28	昭28政27	24年6月「酒類審議会」と改称
21	酒類密造対策協議会	同上	（不明）	閣議決定	（不明）		24年前後に活動
22	税務代理士銓衡委員会	同上	17. 6. 8	昭17勅563	27. 3. 31	昭26法237	
23	税理士試験委員	国税庁	26. 7. 15	昭26法237	—	（存続）	
24	納税亡失責任審査委員会	主税局	20. 3. 7	昭20勅98	24. 6. 1	昭24法148	
25	関税訴願審査委員会	同上	明治32. 6. 13	明32勅249	26. 5. 1	昭26政117	24年6月「…審査会」と改称，26へ継承
26	関税訴願審査会	同上	26. 5. 1	昭26政117	29. 7. 1	昭29政150	
27	関税調査委員会	同上	12. 7. 14	昭12勅317	24. 6. 1	昭24政149	28へ継承
28	関税率審議会	同上	24. 6. 1	昭24政145	26. 5. 1	昭26政118	29へ継承
29	関税率審議会	同上	26. 5. 1	昭26政118	—	（存続）	
30	日米輸出入品目調査委員会	同上	21. 7. 15	次官決済	22年頃か	（不明）	

（3） 資金計画，政府収支，国債，通貨，物価，給与

1	資金計画協議会	大臣官房	22. 10. 24	省議決定	23-4年頃	（不明）	
2	政府資金収支調整協議会	理財局	22. 6. 17	同上	24. 12. 2	閣議決定	
3	法律第171号連絡協議会	管理局	23. 3	（不明）	24 年 頃	（不明）	
4	特定契約委員会	管理局→理財局→主計局	23. 9. 3	昭23政282	31. 3. 16	昭31政21	

5	政府支払促進監査会	理財局	24. 5. 10	閣議決定	24. 12. 2	閣議決定		
6	政府貸付金処理委員会	主計局	10. 8. 16	昭10勅252	25. 5. 4	昭25政117		
7	戦時喪失国債証券審査会	理財局	19. 5. 1	昭19勅306	25. 5. 4	同上		
8	軍需公債利払処理懇談会	同上	(不明)		(不明)		23年頃活動	
9	外貨債処理委員会	外資局	18. 4. 21	昭18勅387	20. 11. 25	昭20大省101		
10	外貨債準備調査会	理財局	23. 4. 11	省議決定	(不明)			
11	臨時外貨債処理対策協議会	同上	27. 3. 25	閣議決定	27. 12. 22	閣議決定		
12	在外公館借入金整理準備審査会	外務省	24. 12. 20	昭24法173	41. 7. 1	昭41法98		
13	在外公館等借入金評価審議会	理財局	26. 3. 30	昭26政58	31. 3. 20	昭31政22		
14	通貨発行審議会	経済安定本部	22. 12. 19	昭22法197	27. 8. 1	昭27法284		
15	物価安定委員会	物価庁	21. 8. 12	昭21勅383	23. 10. 7	昭23政317		
16	物価監視委員会	物価部→物価庁	21. 4. 5	昭21勅183	25. 7. 1	昭25政216		
17	官庁職員給与制度改正協議会	給与局	21. 3. 25	省議決定	23年頃	(不明)		
18	官庁職員待遇改善委員会準備委員会	同上	22. 2. 28	閣議決定	23年頃	(不明)		
19	給与審議会	同上	22. 1. 22	昭22勅17	23. 7. 27	昭23政186		

（4） 国内金融（政府資金運用，貯蓄，保険を含む）

1	日本銀行制度改正準備委員会	金融局	20. 10. 19	大臣決裁	20. 12. 7	省議決定		
2	金融制度調査会	金融局→銀行局	20. 12. 5	省議決定	21年4月頃	(不明)		
3	金融制度調査会	銀行局	21. 12. 11	昭21勅597	24. 6. 1	昭24法145	活動は22年まで	
4	金融懇談会	銀行局	23. 9. 11	3人委員会申合	24年頃	(不明)	活動は23年まで	
5	臨時金融制度懇談会	銀行局	26. 12. 22	省議決定	31. 6. 7	昭31法135		
6	金利調整委員会	銀行局	22. 12. 15	昭22法181	—	(存続)		
7	臨時資金調整委員会	金融局→理財局	12. 9. 16	昭12勅498	23. 4. 7	昭23政80		
8	臨時資金審査委員会	同上	12. 9. 27	昭12勅536	23. 4. 7	昭23政80		
9	会社経理審査委員会	同上	15. 10. 21	昭15勅682	22. 5. 2	昭22勅196		
10	資金融通審査委員会	金融局→銀行局	15. 11. 9	昭15勅745	24. 6. 1	昭24法145		
11	特別融通損失審査会	同上	16. 8. 11	昭16勅812	26. 6. 1	昭26政175		
12	企業整備資金委員会	国民貯蓄局→銀行局	18. 7. 15	昭18勅572	21. 10. 30	昭21勅502		
13	中小商工業融資補償審査会	商工省	13. 3. 10	昭13勅107	24. 5. 24	昭24法102		
14	企業整備共助資金整理委員会	同上	21. 3. 29	昭21勅168	24. 5. 24	昭24法102		

15	地方金融委員会	銀行局	21. 6. 5	(不明)	23年頃	(不明)		
16	封鎖預金等審査委員会	同上	21. 8. 11	昭21大省91	(不明)		22年まで活動	
17	復興金融委員会	同上	21. 10. 28	昭21勅495	26. 6. 1	昭26政175	24年6月「…審議会」と改称	
18	農林漁業復興金融審議会	同上	23. 10. 12	閣議決定	24年頃か	(不明)		
19	農林金融改善特別融通損失審査会	農林省	16. 3. 27	昭16勅271	26. 6. 1	昭26政176		
20	国民金融審議会	銀行局	24. 5. 2	昭24政121	—	(存続)		
21	預金部資金運用審議会	金融局→銀行局	大正14. 4. 1	大14勅55	26. 4. 1	昭26法100	22に継承	
22	資金運用部資金運用審議会	銀行局	26. 4. 18	昭26政108	—	(存続)	36年3月「資金運用審議会」と改称	
23	米国対日援助見返資金運営協議会	経済安定本部	24. 4. 12	閣議決定	26. 3. 27	閣議決定		
24	投資及担保証券審査会	金融局→銀行局	16. 8. 9	昭16勅813	24. 6. 1	昭24政149		
25	国民貯蓄奨励委員会	国民貯蓄局→銀行局	13. 6. 6	昭13勅402	21. 12. 24	昭21勅613		
26	資金吸収特別方策委員会	同上	20. 5. 7	昭20勅263	23. 4. 7	昭23政80		
27	生命保険審査会	金融局→銀行局	20. 6. 16	昭20勅370	24. 6. 1	昭24法145		
28	損害保険審査会	同上	20. 6. 16	昭20勅371	同上	同上		

（5） 企業財務（経済再建整備，財閥解体，企業会計），証券

1	企業経理調査委員会	商工省	21. 2. 1	昭21勅66	22. 9. 2	昭22政186		
2	経済再建整備委員会	経済安定本部	22. 2. 5	昭22勅41	26. 6. 1	昭26政189	24年6月「…審議会」と改称	
3	持株会社整理監査委員会	理財局	21. 9. 20	昭21勅439	22. 12. 18	昭22政274		
4	企業会計制度対策委員会	経済安定本部	(不明)		(不明)		24年前後に活動	
5	企業会計基準審議会	同上	25. 5. 10	昭25政125	27. 8. 1	昭27政307	「企業会計審議会」へ継承	
6	計理士徴戒委員会	金融局→理財局	2. 9. 7	昭2勅281	23. 8. 1	昭23政200		
7	公認会計士審査会	理財局	24. 6. 1	昭24法145	25. 4. 1	昭25法94		
8	公認会計士試験委員会	同上	24. 9. 15	昭24政336	25. 4. 21	昭25政92	9へ継承	
9	公認会計士試験審査会	公認会計士管理委員会	25. 5. 4	昭25法141	27. 8. 1	昭27法270	「公認会計士審査会」へ継承	
10	有価証券取引委員会	金融局→理財局	18. 3. 26	昭18勅186	22. 5. 2	昭22勅196		
11	証券取引委員会	理財局	22. 7. 23	昭22法22	23. 5. 6	昭23法25		
12	証券施策懇談会	証券取引委員会→理財局	23. 8. 2	省議了解	24. 12. 2	閣議決定		
13	投資会社法制定準備調査会	同上	23. 8. 19	省議決定	同上	同上		

（6） 国 際 金 融

1	外国為替管理委員会	外資局→理財局	8. 5. 25	昭8勅135	25. 5. 4	昭25政117	24年6月「…審議会」と改称
2	金 委 員 会	同 上	12. 11. 27	昭12勅671	同 上	同 上	同 上
3	国際金融研究会	理 財 局	22. 8. 4	省議決定	25. 12. 2	閣議決定	
4	外国為替事務準備調査会	理 財 局	23. 4. 16	省議決定	24. 12. 2	閣議決定	
5	閣 僚 審 議 会	経本貿易局	24. 12. 1	昭24政376	39. 4. 1	昭39政91	
6	外国為替実施連絡協議会	外国為替管理委	25. 3. 6	(不 明)	26. 3. 27	閣議決定	
7	外国為替管理法運用調整協議会	同 上	25. 7. 19	(不 明)	26. 3. 27	閣議決定	

（7） 国 有 財 産

1	皇室財産特別調査委員会	国有財産部	20. 11	(SCAPIN 300)	20. 12. 14	閣議報告	
2	国有財産法制調査会	国有財産局	22. 4. 28	昭22法86	23. 7. 1	昭23法73	
3	国有財産調整委員会	同 上	22. 7. 23	昭22政146	23. 7. 1	昭23政243	4に継承
4	国有財産調整審議会	国有財産局→管財局	23. 7. 1	昭23政243	25. 5. 4	昭25政117	
5	国有財産処理地方協議会	同 上	22. 6. 27	閣議決定	24. 12. 2	閣議決定	
6	国有財産評価協議会	同 上	23. 3. 24	省議決定	24. 12. 2	閣議決定	
7	寺院境内地処分審査会	主税局→国有財産部	16. 2. 7	昭16勅120	22. 9. 5	昭22政188	8に継承
8	社寺境内地処分審査会	国有財産局→管財局	22. 9. 5	昭22政188	28. 8. 1	昭28政147	
9	社寺保管林処分審査会	農 林 省	22. 9. 5	昭22政189	27. 8. 18	昭27政349	
10	旧軍港市国有財産処理審査会	管 財 局	25. 6. 28	昭25法220	—	(存 続)	
11	管財職員対策審議会	国有財産局→管財局	23. 10. 18	次官決裁	(不 明)		

（8） 賠償，在外財産，外国財産，閉鎖機関

1	賠 償 協 議 会	終連事務局	20. 12. 22	昭20勅710	22. 6. 25	昭22政102	
2	賠償連絡協議会	外 務 省	26. 9. 28	閣議決定	(不 明)		
3	賠償指定旧軍工廠評価調査会	国有財産局	23. 5. 7	閣議決定	24 年 頃	(不 明)	活動は23年7月まで
4	渉外関係調査連絡委員会	管 理 局	22. 5. 10	(不 明)	24 年 頃	(不 明)	活動は24年中
5	国際経済問題懇談会	同 上	22. 7. 1	(不 明)	24 年 頃	(不 明)	
6	渉外財務懇談会	同 上	23. 1. 20	(不 明)	24 年 頃	(不 明)	

7	渉外問題研究会	同 上	23. 1. 20	(不 明)	24 年 頃	(不 明)	
8	在外財産調査会	特殊財務部→管理局	21. 9. 1	省議決定	23 年 頃	(不 明)	
9	渉外負債調査室	同 上	21. 11. 18	同 上	24. 12. 2	閣議決定	
10	敵産管理委員会	外 資 局	16. 12. 29	昭16 勅1245	20. 11. 25	昭20 大省101	
11	無体財産権調査会	管 理 局	23. 5. 10	(不 明)	24 年 頃	(不 明)	
12	連合国財産補償審査会	管 財 局	27. 4. 28	昭27政128	—	(存 続)	
13	産業設備営団損失審査会	商工省→管理局→管財局	17. 6. 20	昭17勅586	26. 6. 1	昭26政175	
14	国民更正金庫損失審査会	同 上	17. 12. 19	昭17勅841	同 上	同 上	
15	特殊清算促進協議会	管 理 局	24. 1. 19	次官決裁	24 年 頃	(不 明)	

（9） 地 方 財 政

1	地方分与税委員会	内務省→地方財政委	15. 7. 13	昭15勅462	23. 7. 31	昭23政198	
2	地 方 税 審 議 会	地方財政委→地方自治庁	23. 9. 4	昭23政284	25. 7. 31	昭25政245	
3	地方財政連絡協議会	同 上	23. 1	(不 明)	(不 明)		
4	地方財政連絡協議会	大臣官房	23. 6. 30	省議決定	24. 12. 2	閣議決定	
5	地方財政連絡懇談会	大臣官房	25. 7. 4	(不 明)	(不 明)		

（10） 専 売，印 刷

1	専売事業能率委員会	専 売 局	22. 11. 3	省議決定	23年頃か	(不 明)	
2	専売事業審議会	同 上	23. 8. 6	閣議決定	23. 12. 23	閣議決定	
3	日本専売公社会計制度調査会	同 上	23. 12. 2	省議決定	24 年	(不 明)	
4	専売事業審議会	大臣官房	24. 5. 19	昭24政97	—	(存 続)	
5	臨時専売制度協議会	同 上	24. 8. 1	閣議了解	26年頃か	(不 明)	
6	煙草配給協議会	専 売 局	22. 11. 21	省議決定	(不 明)		
7	塩業整備委員会	同 上	23. 3. 22	閣議決定	24. 5. 2	閣議決定	
8	日銀券緊急増産推進委員会	金 融 局	20. 8	省議決定	20. 10. 27	省議決定	10へ継承
9	通貨製造機関連絡協議会	(不 明)	(不 明)		20. 10. 27	省議決定	10へ継承
10	通貨等製造委員会	金融局→印刷局	20. 10. 25	省議決定	24 年	(不 明)	
11	図案模様審査会	同 上	20.	省議決定	(不 明)		

(注) 1. 本表は，財政経済関係の委員会，審議会等（付属機関としての）で，大蔵省所管行政に関係あるもののうち，終戦から講和までに設置されていたものを調査集録した．

2. 詳細は大蔵省資料Z 610-4.

昭和財政史——終戦から講和まで——　第4巻

昭和52年3月28日発行

編者　大蔵省財政史室
発行者　宇梶洋司
発行所　東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話 03(270)4111(大代表)　振替口座東京3-6518

©1977〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします。
3333-6234-5214
Printed in Japan.